令和七年四月臨時会
令和七年六月定例会

佐賀県議会会議録

佐賀県議会事務局

令和七年四月臨時佐賀県議会会議録　目　次

日次　月　日・摘　要　頁

第一日　四月二十二日（火）……三
出欠席議員氏名……五
大　場　議　長……七
平　尾　副　知　事（就任挨拶）……七
引　馬　副　知　事（就任挨拶）……七
前　田　政　策　部　長（就任挨拶）……七
志　波　総　務　部　長（就任挨拶）……七
寺　田　地　域　交　流　部　長・文　化・観　光　局　長（就任挨拶）……七
種　村　健　康　福　祉　部　長（就任挨拶）……七
永　松　県　土　整　備　部　長（就任挨拶）……七
髙　塚　危　機　管　理・報　道　局　長（就任挨拶）……七
大　草　ＳＳＰ　推　進　局　長（就任挨拶）……七
宮　原　男　女　参　画・こ　ど　も　局　長（就任挨拶）……七
井　田　会　計　管　理　者（就任挨拶）……七
開　会・開　議……七
報　告……七
議　席　変　更……七
会　期　決　定……九
会　議　録　署　名　者　指　名……九
大　場　議　長（散会）……九
第二日　四月二十四日（木）……一一
出欠席議員氏名……一三
西　久　保　副　議　長（開議）……一五
議　事　日　程……一五
議　長　辞　職……一五
議　長　選　挙……一五
宮　原　真　一　君（議長就任挨拶）……一六
副　議　長　辞　職……一六
副　議　長　選　挙……一七
八　谷　克　幸　君（副議長就任挨拶）……一八
宮　原　議　長（休憩）……一八
出欠席議員氏名……一九
宮　原　議　長（開議）……二一
報　告……二一
新幹線問題対策等特別委員会の名称変更、
委員定数変更の件……二一
佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の
委員定数変更の件……二一
常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別
委員会委員の選任……二一
時　間　延　長……二四
宮　原　議　長（休憩）……二四
出欠席議員氏名……二五
宮　原　議　長（開議）……二七
各委員会正副委員長決定報告……二七

議案提出……二七
議案上程……二七
採　決……二八
佐賀県競馬組合議会議員選挙……二八
宮原議長（閉会）……二九

令和七年六月定例佐賀県議会会議録　目　次

日次　月　日　・　摘　要　　頁

第一日　六月十二日（木）……二三三

出欠席議員氏名……二三五

宮　原　議　長（開会・開議）……二三七

報　　告……二三七

会　期　決　定……二三七

議　事　日　程……二三八

会議録署名者指名……二三八

議　案　提　出……二三九

議　案　上　程……二三九

山　口　知　事（提案説明）……二三九

宮　原　議　長（散会）……四七

永年勤続議員表彰……四八

第二日

六月十八日（水）……五一

出欠席議員氏名……五三

宮　原　議　長（開議）……五五

報　　告……五五

指　山　清　範　君（自由民主党・一回目）……五五

（与那国町からの避難住民受け入れ55　江藤新平復権プロジェクト57　幼保小接続期の教育の充実58　県東部地域の道路整備59）

山　口　知　事……六一

寺田文化・観光局長……六四

永松県土整備部長……六五

髙塚危機管理・報道局長……六七

宮原男女参画・こども局長……六七

甲　斐　教　育　長……六八

指　山　清　範　君（自由民主党・二回目）……六九

（江藤新平復権プロジェクト69　与那国町からの避難住民受け入れ70　幼保小接続期の教育の充実70）

山　口　知　事……七〇

髙塚危機管理・報道局長……七一

石　倉　秀　郷　君（自由民主党ネクストさが・一回目）……七一

（県政運営72　九州新幹線西九州ルート74　県立大学75　佐賀空港の自衛隊使用要請への対応76　佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」豚処理施設の改修77）

宮　原　議　長（休憩）……七八

出欠席議員氏名……七九

八　谷　副　議　長（開議）……八一

山　口　知　事……八一

前　田　政　策　部　長……八三

島内農林水産部長……八四

野　田　勝　人　君（県民ネットワーク・一回目）……八五

（野生イノシシにおける豚熱対策85　産後ケア事業

87　自転車に関する交通ルールの周知88）
山　口　知　事……八九
島内農林水産部長……九〇
宮原男女参画・こども局長……九一
福田警察本部長……九二
野　田　勝　人　君（県民ネットワーク・二回目）……九三
（自転車に関する交通ルールの周知93　産後ケア事
業93　野生イノシシにおける豚熱対策93）
島内農林水産部長……九四
野　田　勝　人　君（県民ネットワーク・三回目）……九五
（野生イノシシにおける豚熱対策95）
島内農林水産部長……九五
武　藤　明　美　君（日本共産党・一回目）……九五
（オスプレイ等の配備95　原子力行政96　食料自給
率の向上と今後の米生産97　生活保護行政98　教
育行政99）
八　谷　副　議　長（休憩）……一〇〇
出欠席議員氏名……一〇一
宮　原　議　長（開議）……一〇三
山　口　知　事……一〇三
前田政策部長……一〇四
種村健康福祉部長……一〇五
島内農林水産部長……一〇七
甲斐教育長……一〇七
武　藤　明　美　君（日本共産党・二回目）……一〇九
（オスプレイ等の配備109　原子力行政111　食料自給
率の向上と今後の米生産111　生活保護行政111　オ
スプレイ等の配備111）
山　口　知　事……一一二
種村健康福祉部長……一一四
島内農林水産部長……一一四
武　藤　明　美　君（日本共産党・三回目）……一一四
（オスプレイ等の配備114）
山　口　知　事……一一五
桃　崎　祐　介　君（自由民主党・一回目）……一一五
（戦後八十年県戦没者追悼式115　県産木材の利用促
進116　大規模災害時におけるドローンの活用117
全国都市緑化フェア118　強度行動障害支援120）
山　口　知　事……一二二
種村健康福祉部長……一二二
時　間　延　長……一二四
島内農林水産部長……一二四
永松県土整備部長……一二五
髙塚危機管理・報道局長……一二六
宮　原　議　長（散会）……一二七
第三日
六月十九日（木）……一二九
出欠席議員氏名……一三一
宮　原　議　長（開議）……一三三

定松一生君（自由民主党ネクストさが・一回目）
……一三三
（米価高騰と需要に応じた米の生産133　必要とする方々へ食支援を届けるための取組135　農業人材の確保136　教員の人材不足137）
山口知事……一三八
諸岡県民環境部長……一四〇
島内農林水産部長……一四〇
甲斐教育長……一四二
中本正一君（公明党・一回目）……一四三
（戦後八十年の節目を踏まえた平和への思い144　防災・減災、国土強靭化のさらなる推進145　児童福祉施設職員の安全確保146　県有施設等における照明灯のＬＥＤ化147）
山口知事……一四八
諸岡県民環境部長……一五一
永松県土整備部長……一五二
宮原男女参画・こども局長……一五三
宮原議長（休憩）……一五三
出欠席議員氏名……一五四
八谷副議長（開議）……一五六
下田寛君（県民ネットワーク・一回目）……一五六
（県立大学156　オスプレイ配備に係る住民説明158　サザン鳥栖クロスパーク160）
山口知事……一六二
前田政策部長……一六四
井手産業労働部長……一六五
下田寛君（県民ネットワーク・二回目）……一六六
（オスプレイ配備に係る住民説明166　サザン鳥栖クロスパーク166　県立大学166）
山口知事……一六七
下田寛君（県民ネットワーク・三回目）……一六八
（県立大学168）
山口知事……一六九
藤崎輝樹君（県民ネットワーク・一回目）……一七〇
（川上峡エリアの活性化170　さが園芸８８８運動172　カササギの保護172）
寺田文化・観光局長……一七三
諸岡県民環境部長……一七五
島内農林水産部長……一七五
藤崎輝樹君（県民ネットワーク・二回目）……一七六
（川上峡エリアの活性化176）
諸岡県民環境部長……一七七
八谷副議長（休憩）……一七七
出欠席議員氏名……一七八
宮原議長（開議）……一八〇
青木一功君（自由民主党・一回目）……一八〇
（佐賀駐屯地（仮称）180　外国人や海外資本による

土地取得181　外国人の増加182　外国免許切り替え183）
山　口　知　事……一八四
前田政策部長……一八五
寺田地域交流部長……一八五
永松県土整備部長……一八七
福田警察本部長……一八七
青木一功君（自由民主党・二回目）……一八八
（佐賀駐屯地（仮称）188　外国人の増加188　外国人や海外資本による土地取得188）
山　口　知　事……一八九
永松県土整備部長……一八九
宮　原　議　長（散会）……一八九
六月二十日（金）……一九一
出欠席議員氏名……一九三
宮　原　議　長（開議）……一九五
田中秀和君（自由民主党ネクストさが・一回目）
……一九五
（人口減少への対応195　魅力ある学校づくり195「山の博覧会（仮称）」開催に向けた知事の思い196　ルート・グランブルーの今後の展望197　介護人材の確保、スキルアップ198）
山　口　知　事……一九九
前田政策部長……二〇二
種村健康福祉部長……二〇三
甲斐教育長……二〇五
猪村利恵子君（自由民主党・一回目）……二〇六
（女性相談支援206　これからの佐賀県農業の振興208　全国都市緑化フェア209　水道事業210　九州新幹線西九州ルート211）
山　口　知　事……二一二
寺田地域交流部長……二一三
種村健康福祉部長……二一四
島内農林水産部長……二一五
永松県土整備部長……二一六
宮原男女参画・こども局長……二一七
猪村利恵子君（自由民主党・二回目）……二一八
（女性相談支援218　これからの佐賀県農業の振興219　全国都市緑化フェア219　水道事業219　九州新幹線西九州ルート219）
宮　原　議　長（休憩）……二二〇
出欠席議員氏名……二二一
八谷副議長（開議）……二二三
山　口　知　事……二二三
島内農林水産部長……二二三
永松県土整備部長……二二三
宮原男女参画・こども局長……二二三
猪村利恵子君（自由民主党・三回目）……二二四

（九州新幹線西九州ルート224）
山　口　知　事……二二四
古　賀　陽　三　君（自由民主党・一回目）……二二四
（佐賀市の中核市移行224　事務処理等の誤り226　高齢者運転免許証返納事業及び移動手段の確保228）
山　口　知　事……二二九
志　波　総　務　部　長……二三〇
寺田地域交流部長……二三一
諸岡県民環境部長……二三二
古　川　裕　紀　君（自由民主党・一回目）……二三三
（肥前精神医療センターへの支援233　幼稚園への支援234　酒米不足で窮地に立たされる佐賀酒の支援235　小中学校の教職員を孤立させない取組236）
山　口　知　事……二三八
種村健康福祉部長……二三八
井手産業労働部長……二三九
島内農林水産部長……二四〇
宮原男女参画・こども局長……二四〇
甲　斐　教　育　長……二四一
古　川　裕　紀　君（自由民主党・二回目）……二四二
（酒米不足で窮地に立たされる佐賀酒の支援242　幼稚園への支援242　肥前精神医療センターへの支援242　小中学校の教職員を孤立させない取組243）
種村健康福祉部長……二四三
甲　斐　教　育　長……二四四
古　川　裕　紀　君（自由民主党・三回目）……二四四
（小中学校の教職員を孤立させない取組244）
甲　斐　教　育　長……二四五
八　谷　副　議　長（休憩）……二四五
出欠席議員氏名……二四六
宮　原　議　長（開議）……二四八
弘　川　貴　紀　君（自由民主党ネクストさが・一回目）……二四八
（県立大学248　データセンターの誘致249　除草の地元委託249　金融経済教育250）
前田政策部長……二五〇
井手産業労働部長……二五一
永松県土整備部長……二五一
甲　斐　教　育　長……二五二
請　願　提　出（請第一号）……二五三
請　願　上　程……二五四
委員会に付託……二五四
宮　原　議　長（散会）……二五八
第五日
七月一日（火）……二五九
出欠席議員氏名……二六一
宮　原　議　長……二六三
丸尾文化・観光局長（就任挨拶）……二六三
開　　議……二六三

議事日程変更……二六三
議案・請願等上程……二六三
委員長報告……二六三
中村圭一君（自由民主党・総務）……二六三
古川裕紀君（自由民主党・文教厚生）……二六五
弘川貴紀君（自由民主党ネクストさが・農林水産商工）……二六七
冨田幸樹君（自由民主党・地域交流・県土整備）……二六八
石倉秀郷君（自由民主党ネクストさが・佐賀空港・有明海問題対策等）……二六九
下田寛君（県民ネットワーク・委員長報告に対する質疑・一回目）……二七〇
古川裕紀君（自由民主党・委員長報告の質疑に対する答弁）……二七〇
下田寛君（県民ネットワーク・委員長報告に対する質疑・二回目）……二七〇
宮原議長（休憩）……二七一
出欠席議員氏名……二七二
宮原議長（開議）……二七四
古川裕紀君（自由民主党・委員長報告の質疑に対する答弁）……二七四
議案提出・上程……二七四
山口知事（提案説明）……二七四
宮原議長（散会）……二七四

第六日

七月二日（水）……二七五
出欠席議員氏名……二七七
宮原議長（開議）……二七九
武藤明美君（日本共産党・甲第三十五号議案に対する反対討論）……二七九
採決……二八〇
意見書案提出（意第五号、六号、七号）……二八一
意見書案上程……二八四
採決……二八五
武藤明美君（日本共産党・意第七号意見書案に対する賛成討論）……二八五
採決……二八六
佐賀県選挙管理委員、補充員選挙……二八六
議員派遣……二八七
継続審査……二八七
留守茂幸君（議事進行に関する発言）……二九〇
宮原議長（閉会）……二九一

令和七年六月定例会質問者順序

順序 ＼ 月日	六月十八日（水）	六月十九日（木）	六月二十日（金）
1	指山　清範　55　頁	定松　一生　133	田中　秀和　195
2	石倉　秀郷　71　頁	中本　正一　143	猪村利恵子　206
3	野田　勝人　85　頁	下田　寛　156	古賀　陽三　224
4	武藤　明美　95　頁	藤崎　輝樹　170	古川　裕紀　233
5	桃崎　祐介　115　頁	青木　一功　180	弘川　貴紀　248

令和七年四月臨時会

佐賀県議会会議録

第一日

令和七年四月二十二日（火）

令和七年四月二十二日（火）　午前十時　開会

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
SSP推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
公安委員長代理出席	岸川美和子
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	内田信子
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○就任挨拶

◉**議長（大場芳博君）**　おはようございます。開会に先立ちまして、執行部から副知事の就任、及び人事異動に伴う挨拶の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

◉**平尾副知事**＝四月一日付で副知事を拝命いたしました平尾でございます。よろしくお願いいたします。

◉**引馬副知事**＝四月一日付で副知事を拝命いたしました引馬でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◉**前田政策部長**＝同じく政策部長を拝命いたしました前田でございます。よろしくお願いいたします。

◉**志波総務部長**＝同じく総務部長を拝命しました志波でございます。よろしくお願いいたします。

◉**寺田地域交流部長・文化・観光局長**＝同じく地域交流部長、文化・観光局長を拝命しました寺田でございます。よろしくお願いします。

◉**種村健康福祉部長**＝同じく健康福祉部長を拝命いたしました種村でございます。よろしくお願いいたします。

◉**永松県土整備部長**＝同じく県土整備部長を拝命しました永松でございます。よろしくお願いいたします。

◉**髙塚危機管理・報道局長**＝同じく危機管理・報道局長を拝命しました髙塚でございます。よろしくお願いいたします。

◉**大草ＳＳＰ推進局長**＝同じくＳＳＰ推進局長を拝命しました大草でございます。よろしくお願いいたします。

◉**宮原男女参画・こども局長**＝同じく男女参画・こども局長を拝命しました宮原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◉**井田会計管理者**＝同じく会計管理者を拝命いたしました井田でございます。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○開会・開議

◉**議長（大場芳博君）**　ただいまから令和七年四月臨時県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○報告

◉**議長（大場芳博君）**　まず、諸般の報告を行います。

石倉秀郷君外十名の議員から、四月一日付で、会派名「自由民主党ネクストさが」の会派届が提出されております。

次に、自由民主党から四月一日付で、会派所属議員数二十八名を十七名に変更する旨の届けが提出されております。

次に、監査委員から地方自治法第二百四十二条第三項の規定に基づき、住民監査請求の要旨について通知がありました。これは、四月二十一日に皆様に送付いたしております。

以上、御報告いたします。

○議席変更

◉**議長（大場芳博君）**　次に、議席変更の件を議題といたします。

議席は、お手元に配付いたしております議席表のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議　席　表

（敬称略）

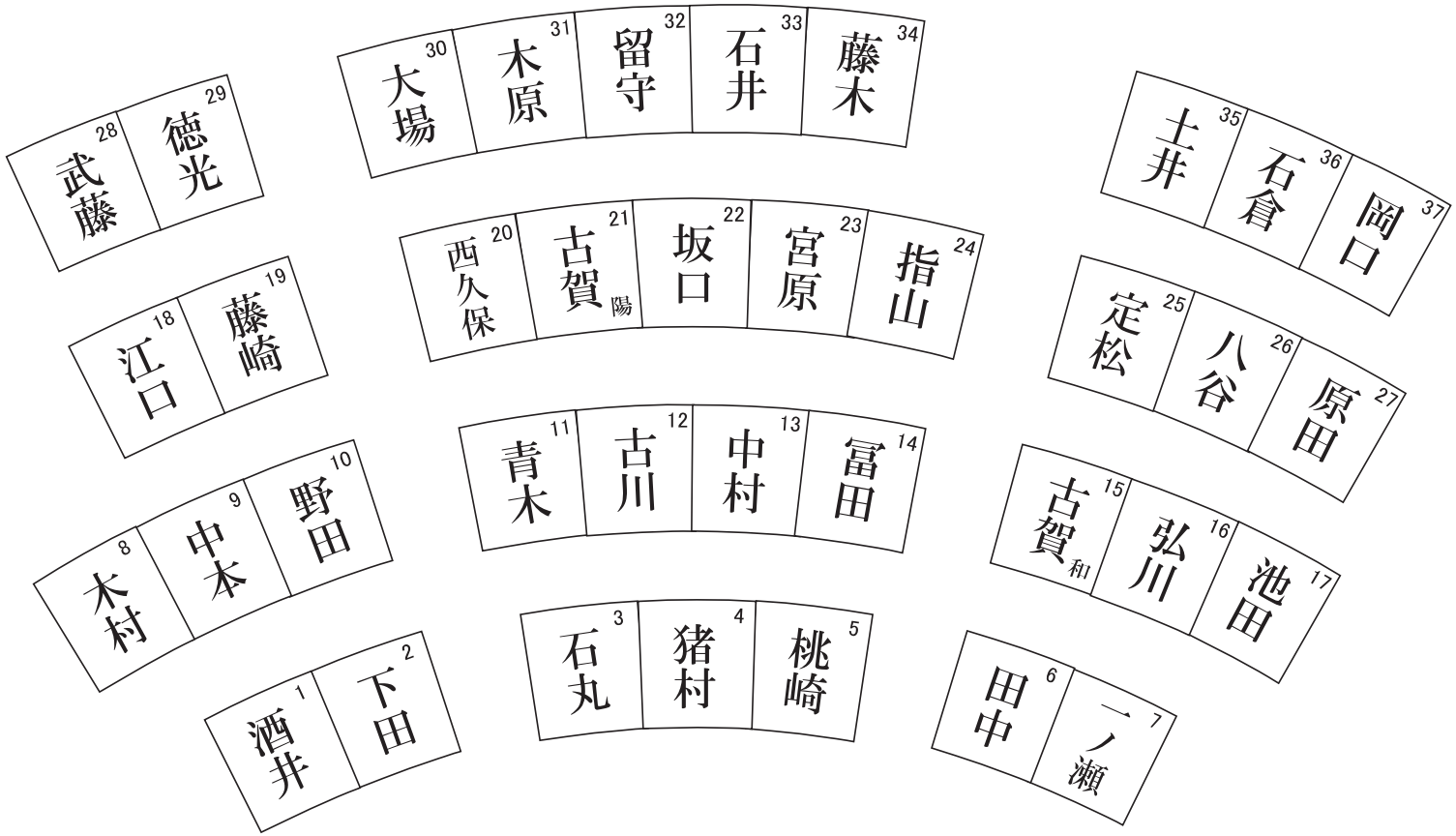
1 酒井
2 下田
3 石丸
4 猪村
5 桃崎
6 田中
7 一ノ瀬
8 木村
9 中本
10 野田
11 青木
12 古川
13 中村
14 富田
15 古賀和
16 弘川
17 池田
18 江口
19 藤崎
20 西久保
21 古賀陽
22 坂口
23 宮原
24 指山
25 定松
26 八谷
27 原田
28 武藤
29 徳光
30 大場
31 木原
32 留守
33 石井
34 藤木
35 土井
36 石倉
37 岡口

○　会　期　決　定

◉**議長（大場芳博君）**　次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日から二十四日までの三日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、会期は本日から二十四日までの三日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

あす二十三日は議事整理日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（大場芳博君）**　御異議なしと認めます。よって、あす二十三日は議事整理日とすることに決定いたしました。

○　会議録署名者指名

◉**議長（大場芳博君）**　次に、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十七条の規定により、会議録署名者として石丸太郎君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名いたします。

これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二十三日は議事整理日、二十四日は委員会構成を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前十時六分　散会

四月二十二日

第二日

令和七年四月二十四日（木）

令和七年四月二十四日（木）　午前十一時三十分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉副議長（西久保弘克君）　これより本日の会議を開きます。

○　議　事　日　程

◉副議長（西久保弘克君）　本日の日程は、議長辞職の件、議長選挙、副議長辞職の件、副議長選挙、特別委員会の名称変更、委員定数変更の件、常任委員会委員の選任、議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の選任、正副委員長互選の結果報告、以上の順序で進行していきたいと思います。

○　議　長　辞　職

◉副議長（西久保弘克君）　本日、議長大場芳博君から議長の辞職願が提出されました。

議長大場芳博君の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

大場芳博君の議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉副議長（西久保弘克君）　全員起立と認めます。よって、大場芳博君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

大場芳博君の入場を許可いたします。

〔大場芳博君入場〕

○　議　長　選　挙

◉副議長（西久保弘克君）　これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◉副議長（西久保弘克君）　ただいまの出席議員数は三十七人であります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉副議長（西久保弘克君）　御異議なしと認めます。よって、立会人に桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投　票　用　紙　配　付〕

◉副議長（西久保弘克君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉副議長（西久保弘克君）　投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投　票　箱　点　検〕

◉副議長（西久保弘克君）　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号順に順次投票をお願いいたします。

〔投　　票〕

◉副議長（西久保弘克君）　中村議員の投票のため、投票箱を中村議員席まで持参させます。

〔投　　票〕

◉副議長（西久保弘克君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉副議長（西久保弘克君）　投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

開票を行います。

桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、立ち会いをお願いします。

〔開　　票〕

◉副議長（西久保弘克君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　三十七票

有効投票　三十七票

無効投票　なし

有効投票中

宮原真一君　三十票

徳光清孝君　六票

武藤明美君　一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十票であります。よって、宮原真一君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◉副議長（西久保弘克君）　ただいま当選されました宮原真一君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定により、議長当選の告知をいたします。

議長に当選されました宮原真一君から御挨拶があります。

○　議　長　就　任　挨　拶

◉宮原真一君　登壇＝ただいま佐賀県議会議員の皆様方から御推挙賜りまして、県議会議長を拝命することになりました宮原真一でございます。

佐賀県議会のあり方をしっかりと問いながら、そしてまた、佐賀県議会は県民の皆様のための佐賀県議会でございます。県民の皆様の生活向上、そして県民の皆様への福祉を充実すべき、そして佐賀県民の皆様方の幸せを追い求めていく佐賀県議会にしたいと思っております。皆様方の御協力を心からお願い申し上げまして拝命した御挨拶にかえさせていただきたいと思います。

このたびはありがとうございました。（拍手）

◉副議長（西久保弘克君）　議長、議長席にお着き願います。

〔宮原真一君議長席に着き、西久保弘克君退席〕

○　副　議　長　辞　職

◉議長（宮原真一君）　本日、副議長西久保弘克君から副議長の辞職願が提出されました。

副議長西久保弘克君の辞職の件を議題といたします。

お諮りいたします。

西久保弘克君の副議長辞職を許可することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、西久保弘克君の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

西久保弘克君の入場を許可いたします。

〔西久保弘克君入場〕

○　副　議　長　選　挙

◉**議長（宮原真一君）**　これより副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◉**議長（宮原真一君）**　ただいまの出席議員数は三十七人であります。

お諮りいたします。

会議規則第三十条第二項の規定により、立会人に桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、立会人に桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、以上の四人を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投　票　用　紙　配　付〕

◉**議長（宮原真一君）**　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　投票用紙の配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投　票　箱　点　検〕

◉**議長（宮原真一君）**　異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、議席番号順に順次投票をお願いいたします。

〔投　　票〕

◉**議長（宮原真一君）**　中村議員の投票のため、投票箱を中村議員席まで持参させます。

〔投　　票〕

◉**議長（宮原真一君）**　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉**議長（宮原真一君）**　投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

開票を行います。

桃崎祐介君、田中秀和君、下田寛君、木村雄一君、立会いをお願いいたします。

〔開　　票〕

◉**議長（宮原真一君）**　選挙の結果を報告いたします。

投票総数　三十七票

有効投票　三十七票

無効投票　な　し

有効投票中

八谷克幸君　十九票

古賀陽三君　十七票

武藤明美君　一票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は十票であります。よって、八谷克幸君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◉議長（宮原真一君）　ただいま当選されました八谷克幸君が議場におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長に当選されました八谷克幸君から御挨拶があります。

○　副議長就任挨拶

◉八谷克幸君　登壇＝ただいま皆様の御推挙によりまして、副議長に当選をさせていただきました「自由民主党ネクストさが」会派の八谷克幸でございます。

もとより、浅学菲才の身ではございますけれども、佐賀県議会の伝統をしっかりと重んじ、また先輩方の御指導を仰ぎながら、県民福祉の向上に努めてまいりますとともに、議長の補佐としてしっかりとその職務を果たしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩します。

午後零時三分　休憩

令和七年四月二十四日（木）　午後四時二十分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

○　報　　告

◉議長（宮原真一君）　報告事項がございます。

各委員会の委員から辞任願が提出されております。

また、議会選出の監査委員及び競馬組合議会議員一名から辞任の届けが提出されております。

○　新幹線問題対策等特別委員会の名称変更、委員定数変更の件

◉議長（宮原真一君）　次に、新幹線問題対策等特別委員会の名称変更及び委員定数の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

新幹線問題対策等特別委員会の名称を新幹線・地域交通問題対策等特別委員会に変更するとともに、委員定数を十二人から十一人に変更したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の委員定数変更の件

◉議長（宮原真一君）　次に、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の委員定数の変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会の委員定数を十一人から十二人に変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任

◉議長（宮原真一君）　次に、常任委員会委員、議会運営委員会委員及び特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

それぞれの委員会委員の選任につきましては、委員会条例第五条の規定によりまして、お手元に配付しております委員会一覧表のとおり指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの委員会委員に選任することに決定いたしました。

佐賀県議会委員会一覧表

名称	定数	自由民主党	自由民主党ネクストさが	県民ネットワーク	公明党	日本共産党
総務常任委員会	10	大場芳博 木原奉文 中村圭一 坂口祐樹 青木一功	土井敏行 一ノ瀬裕子	徳光清孝 江口善紀	木村雄一	
文教厚生常任委員会	9	猪村利恵子 指山清範 古川裕紀 古賀陽三	池田正恭 原田寿雄 田中秀和	藤崎輝樹	中本正一	
農林水産商工常任委員会	9	西久保弘克 藤木卓一郎 宮原真一 桃崎祐介	石倉秀郷 定松一生 弘川貴紀	下田寛		武藤明美
地域交流・県土整備常任委員会	9	石井秀夫 留守茂幸 冨田幸樹 石丸太郎	八谷克幸 岡口重文 古賀和浩	酒井幸盛 野田勝人		

議会運営委員会	佐賀空港・有明海問題対策等特別委員会	新幹線・地域交通問題対策等特別委員会	高等教育機関問題対策等特別委員会
11	12	11	12
大場芳博 冨田幸樹 西久保弘克 藤木卓一郎 坂口祐樹 青木一功	留守茂幸 冨田幸樹 坂口祐樹 青木一功 石丸太郎	石井秀夫 木原奉文 西久保弘克 指山清範 桃崎祐介	大場芳博 猪村利恵子 藤木卓一郎 中村圭一 古川裕紀 古賀陽三
原田寿雄 定松一生 田中秀和	石倉秀郷 岡口重文 定松一生 田中秀和	池田正恭 弘川貴紀 古賀和浩	土井敏行 原田寿雄 一ノ瀬裕子
野田勝人 下田寛	野田勝人 江口善紀	徳光清孝 藤崎輝樹	酒井幸盛 下田寛
		中本正一	木村雄一
	武藤明美		

◉**議長（宮原真一君）**　なお、委員長及び副委員長は、各委員会において委員の互選により決定していただくことになっておりますので、後刻、互選の上、議長まで御通知をお願いいたします。

○　時　間　延　長

◉**議長（宮原真一君）**　時間を延長します。

暫時休憩します。

午後四時二十三分　休憩

令和七年四月二十四日（木）　午後七時十五分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛		一五番	古賀和浩		二九番	徳光清孝
二番	下田寛		一六番	弘川貴紀		三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎		一七番	池田正恭		三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子		一八番	江口善紀		三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介		一九番	藤崎輝樹		三三番	石井秀夫
六番	田中秀和		二〇番	西久保弘克		三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子		二一番	古賀陽三		三五番	土井敏行
八番	木村雄一		二二番	坂口祐樹		三六番	石倉秀郷
九番	中本正一		二三番	宮原真一		三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人		二四番	指山清範			
一一番	青木一功		二五番	定松一生			
一二番	古川裕紀		二六番	八谷克幸			
一三番	中村圭一		二七番	原田寿雄			
一四番	冨田幸樹		二八番	武藤明美			

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

○　各委員会正副委員長決定報告

◉議長（宮原真一君）　報告事項があります。

ただいま議長の手元に各委員会の正副委員長決定の通知が提出されました。

総務常任委員会委員長　中村圭一君
同　副委員長　徳光清孝君
文教厚生常任委員会委員長　古川裕紀君
同　副委員長　池田正恭君
農林水産商工常任委員会委員長　弘川貴紀君
同　副委員長　桃崎祐介君
地域交流・県土整備常任委員会
委員長　冨田幸樹君
同　副委員長　古賀和浩君
議会運営委員会委員長　藤木卓一郎君
同　副委員長　田中秀和君
佐賀空港・有明海問題対策等
特別委員会委員長　石倉秀郷君
同　副委員長　青木一功君
新幹線・地域交通問題対策等
特別委員会委員長　指山清範君
同　副委員長　藤崎輝樹君
高等教育機関問題対策等
特別委員会委員長　一ノ瀬裕子君
同　副委員長　猪村利恵子君

以上のとおりそれぞれ決定いたしました。

○　議案提出

◉議長（宮原真一君）　次に、知事から議案が提出されました。

乙第三十三号議案　監査委員の選任について

○　議案上程

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

乙第三十三号議案「監査委員の選任について」を急施事件として、本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、乙第三十三号議案を本日の日程に追加して議題といたします。

ここで、地方自治法第百十七条の規定により、指山清範君の退席を求めます。

〔指山清範君退席〕

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

乙第三十三号議案につきましては提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、乙第三十三号

議案につきましては提出者の説明を省略することに決定いたしました。
これより乙第三十三号議案について質疑に入りますが、質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
◉**議長（宮原真一君）**　質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。
お諮りいたします。
乙第三十三号議案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、乙第三十三号議案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより乙第三十三号議案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し、直ちに採決に入ります。
○　採　　決
◉**議長（宮原真一君）**　乙第三十三号議案を採決します。
これは、監査委員の選任についての議案であります。
本案に賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
◉**議長（宮原真一君）**　全員起立と認めます。よって、乙第三十三号議案は同意することに決定いたしました。
指山清範君の入場を許可します。
〔指山清範君入場〕
○　佐賀県競馬組合議会議員選挙
◉**議長（宮原真一君）**　次に、佐賀県競馬組合議会議員につきましては、現在一名の欠員が生じております。
これより、日程を追加して選挙を行います。
お諮りいたします。
選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定を準用し、指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。
お諮りいたします。
指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。
佐賀県競馬組合議会議員に坂口祐樹君を指名いたします。
ただいま議長において指名いたしました坂口祐樹君を当選人と定めることに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
◉**議長（宮原真一君）**　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました坂口祐樹君が佐賀県競馬組合議会議員に当選されました。
ただいま佐賀県競馬組合議会議員に当選されました坂口祐樹君が議場

におられますので、本席から会議規則第三十一条第二項の規定により、佐賀県競馬組合議会議員当選の告知をいたします。

以上をもちまして、今期臨時県議会の全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決されました議案につきまして、数字または字句等に誤りがありました場合は会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○　閉　　会

◉議長（宮原真一君）　これをもちまして、令和七年四月臨時県議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後七時二十二分　閉会

議　事　課　副　課　長　髙　田　一　弘
同　　議事・記録担当主査　松　尾　重　治
同　議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀県議会議長　宮原真一

同　副議長　八谷克幸

会議録署名者　石丸太郎

同　田中秀和

同　下田寛

同　木村雄一

議会事務局長　真坂昇

令和七年六月定例会

佐賀県議会会議録

第一日

令和七年六月十二日（木）

令和七年六月十二日（木）　午前十時　開会

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
公安委員長	奥田律雄
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	内田信子
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　会　・　開　議

◉議長（宮原真一君）　ただいまから令和七年六月定例県議会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○　報　　告

◉議長（宮原真一君）　まず、諸般の報告を行います。

会議規則第百二十九条第一項ただし書きの規定に基づき、皆様のお手元に配付いたしております報告書のとおり議員を派遣いたしました。

議　員　派　遣　報　告　書

佐賀県議会会議規則第百二十九条第一項ただし書きの規定により議員を派遣したので、左記のとおり報告する。

令和七年六月十二日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一

○　県の事務に関する調査及び県政上の諸問題に関する国等への要請

㈠　目　　的　農業及び果樹振興に係る要望活動

㈡　期　　日　令和七年五月十九日～令和七年五月二十一日

㈢　派遣場所　東　京　都

㈣　派遣議員　坂　口　祐　樹

○　県の事務に関する調査及び県政上の諸問題に関する国等への要請

㈠　目　　的　農業及び果樹振興に係る要望活動

㈡　期　　日　令和七年五月二十日及び令和七年五月二十一日

㈢　派遣場所　東　京　都

㈣　派遣議員　留　守　茂　幸、桃　崎　祐　介

◉議長（宮原真一君）　次に、監査委員及び知事から、それぞれ皆様のお手元に配付いたしております報告事項一覧表のとおり報告がありました。

報告事項一覧表

監査委員提出分（令和七年六月五日送付）

・定期監査結果報告書

・令和六年度行政監査結果報告書

知事提出分（令和七年六月五日送付）

・令和六年度佐賀県継続費繰越計算書

・令和六年度佐賀県繰越明許費繰越計算書

・令和六年度佐賀県事故繰越し繰越計算書

・令和六年度佐賀県工業用水道事業会計予算繰越計算書

◉議長（宮原真一君）　次に、大場芳博君におかれましては、議長在任中の功労に対し、また西久保弘克君におかれましては副議長在任中の功労に対し、それぞれ全国議長会から感謝状が贈呈されております。おめでとうございました。

以上、御報告いたします。

○　会　期　決　定

◉議長（宮原真一君）　次に、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から七月二日までの二十一日間といたした

いと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、会期は二十一日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

六月十三日、十六日、十七日、二十三日、二十四日及び二十七日は議案審査日にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　議　事　日　程

◉議長（宮原真一君）　議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおり進行していきたいと思います。

令和七年六月定例県議会議事日程表

日次	日程	区分	曜	日	月
1	開会、諸般の報告、会期決定、会議録署名者指名、議案上程、知事説明	本会議	木	12	6
2		議案審査	金	13	6
3		休会	㊏	14	6
4		休会	㊐	15	6
5		議案審査	月	16	6
6		議案審査	火	17	6
7	一般質問	本会議	水	18	6
8	一般質問	本会議	木	19	6
9	一般質問、請願上程、議案・請願委員会付託	本会議	金	20	6
10		休会	㊏	21	6
11		休会	㊐	22	6
12		議案審査	月	23	6
13		議案審査	火	24	6
14	常任委員会	委員会	水	25	6
15	常任委員会	委員会	木	26	6
16		議案審査	金	27	6
17		休会	㊏	28	6
18		休会	㊐	29	6
19	特別委員会（佐賀空港・有明海問題対策等）	委員会	月	30	6
20	委員長報告	本会議	火	1	7
21	討論、採決、閉会	本会議	水	2	7

○　会議録署名者指名

◉議長（宮原真一君）　日程によりまして、会議録署名者の指名を行い

ます。

会議規則第百二十七条の規定により、会議録署名者として猪村利恵子君、一ノ瀬裕子君、酒井幸盛君、中本正一君、以上の四人を指名いたします。

○　議　案　提　出

◉議長（宮原真一君）　次に、知事から議案が提出されました。これは、皆様のお手元に配付いたしております議案一覧表のとおりであります。

令和七年六月定例県議会議案一覧表

（令和七年六月十二日提出分）

甲第三十五号議案　令和七年度佐賀県一般会計補正予算（第一号）

甲第三十六号議案　令和七年度佐賀県土地取得特別会計補正予算（第一号）

甲第三十七号議案　令和七年度佐賀県産業用地造成事業特別会計補正予算（第一号）

甲第三十八号議案　令和七年度佐賀県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）

乙第三十四号議案　佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第三十五号議案　佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第三十六号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

乙第三十七号議案　佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（案）

乙第三十八号議案　佐賀県暴力団排除条例の一部を改正する条例（案）

乙第三十九号議案　世界海洋プラスチックプランニングセンター条例（案）

乙第　四十　号議案　国営土地改良事業に対する市町の負担について

乙第四十一号議案　佐賀県競馬組合規約の変更について

乙第四十二号議案　運搬車両損傷事故に対する損害賠償について

乙第四十三号議案　プレハブ使用料の未払いに対する損害賠償について

乙第四十四号議案　樹木の枝折れによる工作物損傷事故に対する損害賠償について

乙第四十五号議案　県有財産の取得について

○　議　案　上　程

◉議長（宮原真一君）　甲第三十五号議案から甲第三十八号議案まで四件、乙第三十四号議案から乙第四十五号議案まで十二件、以上十六件の議案を一括して議題といたします。

○　知　事　提　案　説　明

◉議長（宮原真一君）　ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。

令和七年六月定例県議会の開会に当たり、最近の動き、提案事項などについて御説明申し上げます。

初めに、米価の高騰について申し上げます。

佐賀県は、食糧の安定的な確保が求められた時代に、水田農業において佐賀段階、新佐賀段階で日本一の単収を成し遂げてきた米の産地です。まさに佐賀農業の誇りです。しかしながら、近年は、米の需要が減少し、米価が低迷したこともあって、生産者の方から、米作りではなかなか利益が出ないということを伺っておりました。

米価の高騰の議論においては、消費者側から見た価格の話がきっかけとなり、消費者、生産者の立場で様々な受け止めがあると思います。育ち盛りの子供がおり、お米をたくさん食べるので安いほうがありがたい、高くなっても今食べているお米を食べたい、丹精を込めて作ったお米に少しでもよい価格がついてほしいなどがあると思います。

私は、食料安全保障や、米作りの厳しさ、大変さを考えたとき、価値あるものには見合った価格がつき、その利益が生産者に還元されることが大切だと考えております。国や都市部の食を支えているのは地方です。今回を契機に、生産者の苦労や流通の面にも目が向けられ、食の安全保障も含めた多面的で骨太な議論が進み、生産現場を守ることが国全体のためであることを国民で共有できればと思います。

次に、米国の関税措置について申し上げます。

米国トランプ政権は、四月三日から順次、自動車に対する二五％、全ての国・地域に対して一律一〇％の追加関税を発動しました。佐賀県では三日にいち早く金融特別相談窓口を設置し、四日に副部長級の連絡会議を開催、十日には知事をトップとした対策会議において先手先手での対応を指示しました。

先行きが見通せない状況においても、価格交渉や価格転嫁の伴走支援や、新たな販路開拓など経営の多角化にチャレンジする企業を後押しすることとし、必要な予算を今議会に提案しております。関税措置の状況を注視し、企業の状況等を把握しながら対応してまいります。

次に、国民保護に係る与那国町訪問について申し上げます。

昨年五月に、林官房長官から私に、いわゆる「台湾有事」についての要請がありました。翌六月には国から沖縄県先島諸島五市町村の住民の避難先の提示等があり、佐賀県は与那国町すなわち与那国島の住民、約一千七百名の受け入れを担当することになりました。

受け入れの計画は令和八年度までの三年間で検討することになっており、ことし三月に初期的な計画を策定しました。有事の形態は様々であり、計画どおりに進まないことを視野に入れ、現場でのオペレーションを重視し、対応していくことが肝要と考えます。

四月に与那国町を訪問し、糸数町長、町議会、地元の商工会や社会福祉協議会などの皆さんと意見交換を行いました。皆さんには、平和は何よりも大切であり、そのための努力をみんなで積み重ねていくことが大事、何も起きないことが最上ではあるけれども、何かあった際のための準備をお互いにしていきましょうと、私から、お伝えしました。住み慣れた島を離れ、遠くに避難することを想定しなければならない住民皆さんの不安な気持ちに寄り添いながら取組を進めていきたいと思います。

与那国島は一つの自治体で構成されており、一つの島の町全体と受入先の県が一対一の関係になるのは与那国町と佐賀県のみです。この御縁を大切にし、避難の対応はもちろんのこと、様々な面で交流関係を築いていきたいと考えております。

次に、国際原子力機関ＩＡＥＡの国際会議について申し上げます。

五月末、世界各地から原子力に関わる政府機関や立地地域の代表者な

どが参加する国際会議がオーストリアのウィーンで開催されました。ＩＡＥＡのグロッシー事務局長から招待を受け、私は、日本の首長として唯一、ビデオメッセージの形で参加しました。私が参加したセッションには、世界から十の地域の代表者などが参加し、原子力に関する考えについて発表がなされました。私のメッセージの内容は、原子力発電は安全が最優先であること、原子力発電事業者はミスや事故が起きることを前提にした備えが必要なことなどです。佐賀県が原子力発電所と真摯に向き合っていることを世界に発信できたことは大変意義があったと考えております。

次に、佐賀―上海便について申し上げます。

上海便は、令和五年九月の運航再開以降、搭乗率が順調に回復し、昨年十二月以降はおおむね八〇％を超えており、七月六日から、週四往復に増便となります。引き続き、中国と佐賀、双方からの利用促進に取り組んでまいります。四月に増便となった台北便と合わせて、両便のアウトバウンドの強化に必要な予算を今議会に提案しております。

次に、中央教育審議会について申し上げます。

私は、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会の委員に任命され、大学分科会に所属することになりました。会議では、教育、産学連携、エッセンシャルワーカーの育成など、地方にこそ、大学の果たすべき役割がとても大きいことなどを申し上げました。今後も、中央教育審議会での議論を県政に生かしていけるよう取り組んでまいります。

続きまして、当面の諸課題への対処方針について申し上げます。

まず、佐賀空港の自衛隊使用要請についてです。

防衛省は、七月九日に佐賀駐屯地（仮称）を開設します。平成二十六年七月、佐賀空港の自衛隊使用について、防衛省から古川前知事に対して、オスプレイ十七機の配備、目達原駐屯地からのヘリの移駐、米海兵隊の利用の要請がありました。私は平成二十七年一月に知事に就任し、二月十三日に当時の左藤防衛副大臣から説明を受けました。曖昧な説明や回答が多かったため、計画の全体像や将来像の明確化を求めました。その後、十月二十九日に、中谷防衛大臣から当初の要請にあった米海兵隊の利用を取り下げられたことが、一つの大きな転換点になったと思います。

防衛省からの説明をそのまま受け入れるのではなく、オスプレイの安全性や生活環境、漁業、農業への影響など様々な観点から論点整理を進めました。国防の重要性は十分分かりつつも、佐賀県にとって様々な面で重要なことであるため、慎重には慎重を重ねて対応してまいりました。

平成二十九年五月に「論点整理素案」を公表し、県議会で七月に要請の受け入れについて知事が先に判断すべきとの決議がありました。私は、県が受け入れると判断した後に防衛省と交渉を始めても、国からこちらが求めるようなものを得るのは難しいと考え、約一年にわたり、官邸及び防衛省と様々なチャンネルを通じて交渉を行いました。

そして、平成三十年八月二十四日に、私と当時の小野寺防衛大臣との間で、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないことを前提に、環境保全と補償に関する協議会の設置、防衛省が支払う百億円を財源とした基金の創設、安全性に関する情報共有のルールの構築について合意しました。合意後、県としての要請の受け入れと、公害防止協定覚書付属資料の変更について有明海漁協と協議させていただくことを表明しました。表明後、私自身が、直ちに漁協に赴き、組合長に対して私の判断

について説明し、協議の申し入れを行いました。

漁協の皆様とは、常に様々な面で正面から向き合いながら、真摯に対応してまいりました。そして、令和四年十一月一日に、漁協の皆様には、覚書付属資料の変更という大変重い決断をしていただきました。

これまで一つ一つ丁寧に積み重ねてきたことが今につながっているものと考えます。来月、駐屯地は開設されますが、飛行の安全は何より大切です。五月二十七日には、中谷防衛大臣に改めて安全を最優先に、オスプレイの移駐については、県民の信頼を損なわないように、一つ一つ丁寧に対応していただきたいということを申し上げました。

防衛省にはこの十年間を大切にし、一つ一つのことに真摯な姿勢で対応していただきたいと思います。駐屯地と地元の間で、お互いに信頼が築かれる関係を構築されるようになってほしいと思います。

次に、有明海の再生について申し上げます。

有明海の水産資源については、アゲマキやウミタケが今季も休漁となり、昨年度のノリ養殖についても、令和四年度、五年度に続き厳しいものとなりました。この三年間は、少雨と赤潮の長期化が重なるという過去に無かったことが起きております。気候変動の影響なのかなど原因は分かっておりませんが、このような状況が今後も起こり得ることを考慮しながら、対応していくことも必要と考えます。今月十日に、国から、有明海漁協が要望していた排水ポンプの増設と同等の効果があるフラップゲートの設置について、漁協に説明がありました。海況の改善への効果を期待しております。

宝の海である有明海の再生は、国や県、市町、漁業者など有明海に関わるもの皆で取り組む課題です。これからも、力を合わせて全力で取り組んでまいります。

次に、玄海原子力発電所について申し上げます。

五月十一日に、九州電力から、定期検査中の三号機において作業員が微量の放射性物質を体内に取り込んだこと、その後、二十日には原因と再発防止策についての報告がありました。また、今月三日には蒸気配管の弁の不具合を確認したとの報告がありました。九州電力において、事象を検知して、必要な対応や公表が行われたものと認識しております。こうした事例をおろそかにせずに再発防止に取り組み、少しでも事故やトラブルのリスクを下げる努力を継続していくことが大切です。

五月十九日に、九州電力は、乾式貯蔵施設の設置工事を開始しました。九州電力に対しては、スケジュールありきではなく、安全を最優先に取り組むよう求めています。

今月四日に、原子力規制委員会は、四号機において、現行のものよりも長く使用できる燃料を導入する計画を許可しました。県としては、今後、専門家の意見を踏まえて、原子力規制委員会の審査内容を確認してまいります。

玄海原子力発電所とは、廃止措置を含めて、これからも長い年月にわたり関わり続けなければなりません。今後とも、県民の安全を何よりも大切に、県も含め全ての関係者の中に気の緩みが生じることがないよう万全を期してまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートについて申し上げます。

全国の整備新幹線の状況をみますと、北陸新幹線敦賀―新大阪間については、フル規格での早期整備で、地元での合意形成及び与党プロジェクトチームの決定を経ていたにも関わらず、現在、ルートを含めて沿線

自治体などの関係者から、様々な意見が出ております。北海道新幹線新函館北斗―札幌間については、着工後にも関わらず、トンネル工事の想定外の遅れから、目標としていた令和十二年度末の開業が先送りになりました。整備新幹線にはスキームも含めて様々な課題があると考えており、他地域の動向等も見据えながら、慎重に議論してまいります。

次に、県立大学について申し上げます。

県立大学では、県全体を学びのフィールドとした課題解決型学習を重視し、探究学習を軸に県内高校、専修学校等との連携を目指しています。三月には、県と教育委員会による初めての「さが探究プレゼン大会」を開催し、県内の公立・私立の高校、専修学校から二十六チームが参加しました。高大連携の取組を進め、高校生たちの学びをさらに深めることにつなげていきたいと考えております。七月には、県立大学に関するシンポジウムを開催します。まちづくりや経営に関わる民間の方々が登壇し、大学が地域とともに成長するにはどのような視点や取組が必要かについて語っていただく予定です。ハード整備においては、三月に設計業務の契約を締結しました。地域に愛され、ともに成長する大学を目指し、準備を進めてまいります。

続きまして、最近の県政の主な動きについて申し上げます。

まず、企業誘致についてです。

革新的な製品により、世界中の人々の健康を支える大塚製薬が、吉野ヶ里町にある佐賀工場の敷地内に新たな原薬工場及び技術開発拠点を開設します。同社は、一九八四年の栄養製品研究所の開設当時から「佐賀は東アジアの中心」という考えのもと、原薬や清涼飲料水などの生産を佐賀で展開されております。私も、佐賀が九州の中心に位置し、東アジアのエンジンとして成長することを常に意識し、様々な施策を進めており、四十年ほど前に、同じ考えで同社が佐賀に進出されたことを思うと不思議な感動を覚えます。

新たな拠点で生み出される原薬が、医薬品として世界中に届けられ、佐賀の地から、さらなる飛躍を遂げられることを期待しております。昨年の久光製薬の研究拠点の佐賀への集約化に続き、付加価値を生む拠点の立地が進んでいることは佐賀の未来に向けたよい方向であり、大変うれしく思っております。

次に、ＳＳＰ構想の推進について申し上げます。

ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想推進条例において、五月二十五日をＳＳＰ構想の日と定めております。この日は、二〇二〇年のコロナ禍において、高校総体、甲子園などのスポーツ大会が中止となる中、全国に先駆け、代替大会となるＳＳＰ杯（カップ）の開催を発表した日です。今年は、ＳＳＰコンベンション２０２５を開催しました。ＳＳＰ構想の志を大切にする方々と、改めてスポーツのチカラについての認識を共有し、その価値をより一層高めていくため、スクラムを組み、前へ進めていく思いを一つにしました。

昨年の全障スポの開催を契機に、パラスポーツに取り組む人が増えております。今年の滋賀大会に向けては、バレーボールの精神障がいの部など三競技の佐賀県チームが、九州ブロック予選を勝ち抜き滋賀大会出場を決めております。三つの団体競技がブロック予選を勝ち抜いたことは佐賀県初の快挙です。一方で、全障スポは開催県以外では参加することがなかなか難しいため、今年度、全国に呼びかけて、新たなパラスポーツ大会「ＳＡＧＡパラスポ２０２５」を開催することとしております。

当初はボッチャ競技など三競技を予定しておりましたが、他の競技のチームや選手からの声を受け、フライングディスクなど三競技を追加して開催することとし、必要な予算を今議会に提案しております。今後も、全障スポで盛り上がった機運を大切にし、パラスポーツの輪を広げてまいります。

ＳＡＧＡサンライズパークが、日本スポーツ施設協会主催の「第八回スポーツファシリティーズ大賞」において、最高賞となるスポーツ庁長官賞を受賞しました。新たに整備したアリーナやアクアと、既存施設をペデストリアンデッキでつなぎ回遊性と統一感を高め、エリア全体で新たな価値を創造している点などが評価されました。コロナ禍という不透明な中においても、国スポの開催という短期的な視点ではなく、未来を見据えて整備したこと、イベント時に限らず、普段からもスポーツや食事等を楽しめる「日常と非日常が交わる場所」というコンセプトが受賞につながったものと考えております。

次に、「サガプライズ！」の第四十弾「ゴジラ対サガ」の受賞について申し上げます。

日本が誇る世界的キャラクター・ゴジラとのコラボから生まれた「ゴジラ対サガ」は、全国で大きな話題となりました。ユニークで独自性のある情報発信を行ったことが高く評価され、全日本広告連盟主催の鈴木三郎助全広連地域広告大賞の最優秀賞、タイ・パタヤで開催されたアジア太平洋広告祭のエンターテインメント部門でシルバー賞を受賞しました。今後も、新たな挑戦と創意工夫を重ね、佐賀を発信してまいります。

次に、五月に行った政策提案について申し上げます。

佐賀県の提案は、佐賀県の強みや現場での問題意識、国全体を俯瞰する視点等を取り入れた骨太な内容となっております。関係府省庁の大臣などに対して、原子力政策や有明海の再生、社会資本の整備、政府機関の誘致などについて提案を行いました。中谷防衛大臣、中野国土交通大臣などとの面談では、九州佐賀国際空港の滑走路延長と平行誘導路整備についても提案しました。災害対応や産業活性化などの観点からも、九州佐賀国際空港の発展は、九州全体の成長につながるものと考えております。

二十七日には、石破総理大臣に鍋島焼を献上した際、総理に意見交換の時間をいただきました。現在、起きている米価の問題に関連して、食料やエネルギーなどの消費者である都市部と、生産者である地方の関係について、お互いが分かり合えるような骨太な議論が、どうすれば国全体で行われていくのかを語り合いました。さらに、食料安全保障などの議論が必要なときに、人口比例だけで国会議員の定数を配分し、農業現場の苦労や地域の手触り感に触れることの少ない都市部の議員ばかりで議論することになってもよいのだろうかとの問題意識も伝えました。地方の思いも踏まえた議論ができたものと受け止めております。また、オスプレイの移駐や九州佐賀国際空港の機能強化についても話しました。

次に、有明海沿岸道路等の社会資本の整備について申し上げます。

有明海沿岸道路と佐賀唐津道路が接続する「Ｔゾーン」については、橋梁や地盤改良、盛土の工事を行っており、今年度から、ジャンクション部についても工事を進めていきます。国から、大川佐賀道路の諸富インターから（仮称）川副インター間の開通が令和八年度になるとの見通しが示されました。九州佐賀国際空港へのアクセス向上により、筑後佐賀エリアの交流が更に進むことを期待しております。また、国道三号鳥

栖拡幅の四車線化での開通も令和八年度になる見通しです。渋滞の改善による物流の効率化などが図られ、東部地域のポテンシャルが更に高まっていくものと考えております。

今後も、佐賀の未来を創り、未来を守る社会資本の整備を着実に進めてまいります。

次に、防災・減災に係る取組について申し上げます。

今年も、梅雨や台風などで災害が起こりやすい時期に入りました。今回の政策提案時に、激甚化・頻発化する自然災害への防災・減災や国土強靭化に係る予算の確保等を坂井国土強靭化担当大臣などへ申し上げました。幸い、昨年は大きな災害はありませんでしたが、引き続き、人命を守ることを第一に、被害ができる限り軽減されるよう佐賀県内水対策「プロジェクトＩＦ」などの防災・減災対策を進めてまいります。

続きまして、提案事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算案の編成に当たりましては、当初予算編成後の情勢の推移に対応するため、早急に措置を要するものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、その総額は、歳入歳出とも、それぞれ、

一般会計　約　八十五億八千四百万円
特別会計　減額　約　六億九千五百万円

となり、これを既定の予算額と合わせますと、本年度の予算総額は、

一般会計　約五千二百　十六億　五百万円
特別会計　約一千九百八十一億七千五百万円

となっております。

次に、予算案の主な内容について申し上げます。

初めに、外国人材ドライバーの受け入れ環境の整備に向けた取組についてです。

全国的な人材不足の状況下において、昨年三月、在留資格の一つである「特定技能」の産業分野に、「自動車運送業」が追加され、外国人材ドライバーの受け入れが可能となりました。今後、ニーズが拡大していくことを見据え、全国での取組事例がほとんどない中、トラック協会や国際交流協会、自動車学校などと連携し、タイからのトラックドライバーの受け入れについて、チャレンジすることとしました。ノウハウの蓄積や業界での横展開を通して、外国人材ドライバーの受け入れ環境を整備してまいります。

次に、県内大学の新たな学部設置への支援について申し上げます。

学校法人永原学園の西九州大学健康データ科学部（仮称）の設置に伴い、立地市町である佐賀市が同法人を支援されます。県は、大学に対する支援として、市が負担する額の二分の一を、佐賀市に対して補助することといたしました。県内高等教育機関の充実を図ってまいります。

次に、吉野ヶ里遺跡の歴史的価値を高める取組について申し上げます。

「謎のエリア」で発見された石蓋に文様がある石棺墓について、精巧に再現したレプリカを作成し、四月二十六日から公開しています。ゴールデンウィーク期間中には、一万三千人を超える方が見学に訪れました。今回、弥生時代に海を通じて交流があり、日本を代表する弥生時代遺跡がある鳥取県、岡山県と連携し、共同プロジェクトを開始することとしました。他地域との比較研究等を通して、吉野ヶ里遺跡の多角的な視点での研究を進め、歴史的価値をさらに高めてまいります。

予算外議案といたしましては、条例議案として六件、条例外議案とし

て六件となっています。

乙第三十九号議案「世界海洋プラスチックプランニングセンター条例（案）」につきましては、海洋プラスチック問題に関する教育、体験等を通じた県民等の行動変容や国内外への情報発信など、世界を視野に入れた取組を推進する拠点として、「世界海洋プラスチックプランニングセンター」を設置するものです。森、川、海の自然のつながりを大切に未来につなぐ取組を進めてきた佐賀県から、次世代に継承できる海洋プラスチックのない豊かで美しい世界の海を目指してまいります。

最後になりますが、今年は戦後八十年の節目の年であり、昭和で数えると昭和百年に当たります。今日、日本に暮らす私たちは豊かで平和な暮らしができております。さきの大戦で亡くなられた多くの方々の尊い犠牲があったということを決して忘れてはなりません。私は全国各地の佐賀県出身の戦没者が祭られている場所に赴き、そうした思いで戦没者を弔い、悲惨な戦争を二度と繰り返さないようにと平和への誓いを心に刻んでおります。私が生まれた昭和四十年代は戦争の面影が様々なところに残っておりましたが、今では戦争の悲惨さに触れることも希薄になっているように感じております。

十月に、戦後八十年の県戦没者追悼式を開催します。戦没者の妻の方々の平均年齢は約百歳、遺児の方々は八十歳を超えておられます。これまでは二十年ごとに開催しており、次の開催は戦後九十年に当たる二〇三五年の予定でしたが、高齢化が進む御遺族の思いを深く受け止め、今年、開催することにしました。平成から継承した戦争のない平和な社会を次の世代へとつないでいくことは、今を生きる我々の大切な役割です。佐賀県遺族会など関係者の皆さんの思いを後世に引き継いでいける戦没者追悼式にしたいと考えております。

戦時中、戦況の悪化とともに、日々の暮らしが困窮していく状況において、この国はなぜ立ち止まることができなかったのでしょうか。理由は多々あると思いますが、私は様々な形でつくられていった世の中の雰囲気というものも影響していたのではないかと考えております。戦争に対して、おかしいと思っても違うとは言えない、本当の気持ちを口に出してはいけない、そういった雰囲気が国全体を覆っていたのではないかと推察します。

今、世界は様々な価値観が交錯し、混沌としております。このような時代だからこそ、一人一人が自ら研鑽を積んで物事を考え、様々なことに思いを巡らせ、自らの意見を発信していくことが大切ではないでしょうか。そうした個々の発信の中で、意見が闘わされ、お互い寛容の心を持ちながら、国や地域の方向性が決められていく。そうした形が必要と考えます。

そして、どのような時代であっても、人が輝き、生き生きと暮らしていく鍵となるのは、人であり、地域であります。地方創生は、国から示されたものを画一的に取り組んでいくのではなく、地域における価値や人材、課題などは様々であることを踏まえ、地域自らが地域をよくしていこうと、トライ・アンド・エラーでチャレンジを積み重ねていくことが何よりも大切だと考えます。すなわち、地方創生は既製品を広げることでなく、オーダーメイド型であるべきだと思います。これからも、佐賀県は「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を目指し、人づくりや地域づくりを進めてまいります。

以上、今回提案いたしました議案などについて御説明申し上げました。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◉議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

明日六月十三日は議案審査日、十四日及び十五日は休会、十六日及び十七日は議案審査日、十八日は本会議を再開して一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

なお、この後、石井秀夫議員、武藤明美議員及び木原奉文議員、以上三名の方々の県議会議員として在職三十年の永年勤続議員表彰式を行いますので、そのまま御着席をお願いいたします。

午前十時三十二分　散会

○　永年勤続議員表彰

◉大久保議会事務局総務課長＝ただいまから佐賀県議会永年勤続議員の表彰式を行います。

受賞者のお名前を読み上げますので、お名前を呼ばれた方は前へお進みください。

石井秀夫殿。

◉議長（宮原真一君）

表　彰　状

石　井　秀　夫　殿

あなたは本県議会議員として在職三十年にわたり地方自治発展のため尽力されその功績は誠に顕著であります

よってここに表彰します

令和七年六月十二日

佐　賀　県　議　会

お世話になりました。よろしくお願いいたします。

〔宮原議長　石井秀夫君に表彰状並びに記念品授与〕（拍手）

◉大久保議会事務局総務課長＝武藤明美殿。

◉議長（宮原真一君）

表　彰　状

武　藤　明　美　殿

あなたは本県議会議員として在職三十年にわたり地方自治発展のため尽力されその功績は誠に顕著であります

よってここに表彰します

令和七年六月十二日

佐　賀　県　議　会

お世話になりました。

〔宮原議長　武藤明美君に表彰状並びに記念品授与〕（拍手）

◉大久保議会事務局総務課長＝木原奉文殿。

◉議長（宮原真一君）

表　彰　状

木　原　奉　文　殿

あなたは本県議会議員として在職三十年にわたり地方自治発展のため尽力されその功績は誠に顕著であります

よってここに表彰します

令和七年六月十二日

佐　賀　県　議　会

ありがとうございました。

〔宮原議長　木原奉文君に表彰状並びに記念品授与〕（拍手）

◉大久保議会事務局総務課長＝宮原議長は自席へお戻りください。受賞者の皆様は椅子におかけください。

それではただいま受賞されました皆様から御挨拶をいただきます。お名前を呼ばれた方は演壇の方にお願いいたします。なお、御挨拶いただいた方は議席へお戻りください。まず、石井秀夫殿、お願いいたします。

◉石井秀夫君　登壇＝ただいまは宮原議長より、表彰をいただきました。

感謝を申し上げたいと思います。

佐賀県民の皆様、嬉野市民の皆様、私が佐賀県議会議員として、立候補する決意のときから、お支えをいただいております後援会の皆さん、歴代の井本知事、古川知事、そして現在の山口知事、執行部の皆さん、議員の皆さん、そして議会事務局の皆さん、様々な形で大変お世話になったと思います。本当にありがとうございます。

そして、私の家族も、本当に大変だったろうと思いますけども、力いっぱい支えてくれております。特に、お許しをいただいてお話をさせていただきますと、私の家内は、本当に愚痴の一つも言わずに、きょうまでついてきてくれました。本当に頭が下がる思いがいたしております。

今後とも、佐賀県政発展のためにしっかり頑張る、そういう決意を改めていたしております。どうか皆様方と一緒にこの佐賀県をよくするために頑張っていきたいと思います。

きょうは本当にありがとうございました。（拍手）

◉大久保議会事務局総務課長＝次に、武藤明美殿、お願いいたします。

◉武藤明美君　登壇＝ただいま三十年の表彰をいただきました武藤明美でございます。

本当に支えていただいた多くの県民の皆様、佐賀市民の皆様、そして議会関係者の議員や執行部、職員の皆様に、県職員の皆様にも心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

私は一九九一年に初当選いたしました。当時、女性の議員が空白だったということもあって、私が出てきたときには、本当に多くの方たちから喜んでいただきまして、初議会初登庁のときにですね、ここにもいらっしゃる留守議員さんと並んでバッジをつけていただいたその写真が、佐賀新聞の一面を飾ったということも新たに思い起こすことができます。

私は、以来、一筋に県民が主人公、その立場で歩んでまいりました。そして、弱い立場の方たちに心を寄せながら、いろんな声をお聞きしながら暮らしの声を県政に届けるという役割を果たしたいと願って頑張ってまいりました。子供医療費のことや放課後児童クラブのこと、そして三十五人学級の問題なども、県民の皆様の願いとともに歩んで、今では県全体で進んでくることもできています。

思い出しますのは、二〇一一年三月十一日のあの東日本大震災に伴う福島原発事故の問題で、立地県である佐賀県の県民の皆様の不安な思いを、何とか一緒に頑張って乗り越えていきたいという思いもありまして、原発の問題にも向き合い、そして不安だった一号機、二号機を廃炉にしていく、その県民の声をしっかり届けてくることもできました。

こういったことを思い返しますと、本当に県民の皆様の願いとともに、県民が立ち上がれば、政治を動かす力になるんだということを痛感いたしております。

私は、これからも県民の声を何より大事に、平和で、そして安心して暮らしていける、暮らしを守られる、そんな政治にするために佐賀の場から頑張っていきたいと思っております。

引き続き、皆さん方の御支援、よろしくお願い申し上げまして、本日のお礼にさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◉大久保議会事務局総務課長＝続いて、木原奉文殿、お願いいたします。（「木原先生、時間気にせずにゆっくりやってください」と呼ぶ者あり）

◉木原奉文君　登壇＝皆さんおはようございます。

先ほど宮原議長から、永年勤続の三十年の表彰を賜りました。

昭和百年、そして戦後八十年の節目の年にこのような名誉ある表彰を受けたことは、私にとっても大変誇りに思うところであります。

先ほど石井先輩、そして武藤先生、言われました。本当にこの三十年間の中で、三代の知事さんと仕事をしてきました。そして執行部の皆さんにお世話になり、特に議会事務局の方には、いろんな面でお世話をおかけいたしました。そして、家族はもちろんのことでありますが、佐賀市民の方々、そして支えていただいた人々、そして触れ合っていろんな御指導を賜ってきた全ての皆様に心から、心から感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

平成七年、四十一歳でこの県議会の壇上に立たせていただきました。あっという間の三十年だった気がいたします。これから三十年、それこそＡＩのさらなる発展、そしてイノベーションは、もう秒進日歩、その速さで大きく変わっていくと思います。そのためにも、佐賀県はしっかりと足腰を鍛えて、佐賀三十年、その存在価値が、やはり誇れる、そういう町にしていくことが私は大切だと思っております。もう三十年後は、私たちも生きてるかどうかわかりませんけれども、その礎をしっかりと築いていく努力は惜しまないつもりであります。

「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」、そのためにも、最後に皆さん方に申し上げますけれども、いわゆる、私が大好きな言葉でございますが、フィリップ・マーロウが言いました。レイモンド・チャンドラーが言わせたと言った方がいいのかも分かりませんけれども、「強くなければ生きていけない。優しくなければ生きていく資格がない」、どうぞ全ての人に、県民の皆さん方に心を配って、県民目線で、我々がいただいている給料も、そして全ての施策も、その方々の温かい血と汗から出ている税金で我々はやっているということを忘れずですね、これからも、世界に誇れる佐賀づくりを、共に皆さんつくってまいりましょう。よろしくお願い申し上げます。

ますますの佐賀県の発展を祈り、心からの御礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

◉大久保議会事務局総務課長＝以上をもちまして、表彰式を終わります。皆様ありがとうございました。

第二日

令和七年六月十八日（水）

令和七年六月十八日（水）　午前十時一分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより本日の会議を開きます。

○　報　　告

◉議長（宮原真一君）　まず、諸般の報告を行います。

上程中の議案のうち、乙第三十五号議案及び乙第三十六号議案、以上二件の議案につきまして、地方公務員法第五条第二項の規定に基づき、人事委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付いたしておりますとおりの回答がありました。

人委第三四六号
令和七年六月十二日
佐賀県議会議長　宮原真一様
佐賀県人事委員会委員長　内田信子

地方公務員法第五条第二項の規定に基づく意見について

令和七年六月十二日付け佐議第六二四号で意見を求められた左記議案については、異議ありません。

記

乙第三十五号議案　佐賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）
乙第三十六号議案　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

◉議長（宮原真一君）　以上、御報告いたします。

日程によりまして、一般質問を開始いたします。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉指山清範君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。自由民主党の指山でございます。

とうとうというか、梅雨の時期がやってまいりまして、先週の土日は本当に警報級の大雨ということで心配をいたしましたけれども、何事もなく、大きな被害もなく無事にその二日間過ぎたようでありまして、今週は猛暑日が続いております。来週からまた梅雨空が戻ってくるということで、大雨の被害、ここ何年かは出ておりませんけれども、ないことを願っておりますが、万々が一、そういう大きな被害が出た場合には、県当局には迅速な対応をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして、順次お尋ねをさせていただきます。

まず、与那国町からの避難住民受け入れについてであります。

現在、国、沖縄県、九州各県で、いわゆる台湾有事の際の沖縄県先島諸島からの住民避難に関する計画の作成に取り組まれており、佐賀県では与那国町の約千七百名の方々を佐賀市と鳥栖市において受け入れることになっております。具体的には、与那国町には三つの集落がありまして、祖納地区、比川地区が佐賀市、そして、久部良地区が鳥栖市ということであります。

では、そもそも台湾有事というものはどれほど現実味があるものなのかということでありますが、二〇二七年にも台湾有事は起こるのではないかと言われております。

例えば、令和六年版の防衛白書には、台湾をめぐる中国の軍事動向が、台湾空域においても台湾周辺海域においても活発になってきているであるとか、中国が二〇一七年の第十九回党大会において、二十一世紀半ば

までに世界一流の軍隊の建設を実現するという目標を設定し、さらに二〇二〇年に、軍隊の設立百年である二〇二七年の奮闘目標ということでありますけれども、新たにこれを設定されたということであります。そして、二〇二二年の第二十回党大会では、その二〇二七年の奮闘目標を予定どおり実現して、世界一流の軍隊の建設を加速する旨の表明をしたとの記述もございます。

やはり二〇二七年の台湾有事は起きてしまうのではないかと心配いたしますし、また、二〇二二年十二月十六日に閣議決定されたいわゆる防衛三文書、これはおおむね向こう十年を念頭にしたものでありますけれども、特に二〇二七年を一つの目標として、確実に日本の安全を保障できる戦略として打ち出されています。

また、先日、陸上自衛隊の幹部自衛官のお話を伺う機会がございました。講演後の立ち話ではありましたが、その中で、いわゆる台湾有事は二〇二七年にも発生する、その可能性についても言及をされました。改めて避難計画作成の必要性を感じたところであります。

そういう中で、三月には避難後一カ月間を想定した初期的計画を公表されました。早々に計画を策定していただいたことにまず感謝申し上げますとともに、これからはさらにより詳細に詰められた計画、避難が長期にわたった場合の計画にも取りかかっていただけるものと思いますが、その初期的計画では、避難の折には福岡空港を利用するように定められています。それに対して県は、福岡空港ではなく佐賀空港の利用を国に提案されたとのことであります。でも、私はどちらか一つの空港にこだわるのではなく、佐賀市へ避難される方々は佐賀空港を利用し、鳥栖市へ避難される方々は福岡空港を利用するというような利用の仕方がよいのではないかと思っています。

また、国は避難されてきた方々を受け入れるホテル、これを空室率一〇〇％を前提に検討するように求めているところでありますが、それが本当に現実的なことなのか、そして、実際の避難時に円滑に避難できるのか、その前提条件について懸念せざるを得ません。

また、万が一、台湾有事が発生し、住み慣れた島を離れることになった場合、知らない土地に避難することは不安があると思いますし、実際に身寄りのない佐賀県よりも沖縄本島に避難したいという方もおられるとのことであります。全く無理もないことだと思います。

加えて、「避難で初めて会うより、その前にコミュニケーションを取っていると安心できる」、「仕事ができないつらさ、胸が張り裂けそうな気持ちの時に知人がいるだけで救われる。入り口は開いたので、どうコミュニケーションを取るかが大切だ」と地元の商工会の会長さんのコメントが新聞に掲載されておりました。このコメントを読んだとき、受け入れる鳥栖市選出の県議としては、改めて何とかせねばと思ったところであります。やはり平時から交流しておくことが非常に重要であると再認識をいたしました。既に県と与那国町が相互に訪問しておりますけれども、より一層、与那国町との交流を進めていただきたく思いますし、地元の鳥栖市にも同様にお願いをさせていただいております。

そこで、次の点についてお伺いをいたします。

まず、与那国町訪問に係る知事の所感についてであります。

山口知事は、今年四月にも与那国町を訪問され、町長、議長、商工会会長、社会福祉協議会会長等と意見交換を行われておりますが、実際に与那国町を訪問された所感についてお聞かせいただければと思います。

次に、与那国町との交流についてであります。

先ほども申し上げましたが、やはり平時から交流を行うことが非常に重要と考えています。しかし、例えば、地元と経済界の方々に交流をお願いしますと言っても、なかなかぴんときていただけません。台湾有事というものが現実的なものでないと思われているようであります。しかし、それも当然だろうと思います。だからこそ、なぜ交流が必要なのかというところも含めて対応していかなければならないと思います。

そうはいっても、台湾有事のあるなしにかかわらず、これも何かの縁ということで、佐賀県と与那国町の交流、これをこの際深めていってもよいのではないかと、そのようにも思います。今後どのような交流を考えておられるのか、まず山口知事にお伺いをしたいと思います。

三点目は、避難計画の作成についてであります。

昨年度から避難計画の検討を行われて、先ほども触れましたけれども、三月には避難後一カ月間を想定した初期的計画を公表されました。その中で、避難者の輸送手段の確保やホテルの供与、食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与または貸与、避難者の健康管理や通信設備の提供などについて、その概要が公表されたところであります。

今後、令和八年度までに配慮が必要な方の受け入れ対応なども含めて、さらに深く内容を詰めていかれるものと思いますが、現在の検討状況はどのようになっているのか。そして、今後どのような検討を行っていくのか、危機管理・報道局長にお尋ねをいたします。

二点目は、江藤新平復権プロジェクトについてであります。

佐賀県では、「肥前さが幕末維新博覧会」で育まれた志をさらに大きなものとして未来に紡いでいくために、佐賀の八賢人や大通りに設置されたモニュメントのモデルとなった偉人の顕彰などを行われてこられました。そして、昨年の没後百五十年を契機に、近代司法制度の父と呼ばれる江藤新平の復権を図るため、江藤新平復権プロジェクトと銘打って特別展の開催や特別展の常設展示化、俳優の竹中直人氏を起用したプロモーション動画の制作、各種プロモーションなど、様々な事業を展開されてこられました。中でも、今年二月一日に開催された「江藤新平復権・島義勇顕彰式典」は、江藤、島の御子孫や、彼らの顕彰活動を長年続けてこられた団体、江藤新平の功績に関係する司法関係者や教育関係者、マスコミ、市町の首長などの多数の関係者が参列され、厳粛な中に執り行われた式典に続いて、記念シンポジウムや交流会も行われ、参加された方々からは大成功であったとの声が寄せられていると聞き及んでおります。

また、維新博やそれに続く様々な顕彰の取組が認められ、今年度から採用されている中学校の歴史教科書のうち一冊で、「佐賀の乱」との併記ではあるものの、「佐賀戦争」との表記が初めて教科書に採用され、県内の三十一校でこの教科書が使用されており、江藤新平の復権に向けた大きな一歩になったものと思います。

江藤新平の内乱罪の罪状や位階については、明治二十二年、一八八九年の大日本帝国憲法発布による大赦により罪状が消滅し、大正五年に正四位が追贈されていることから、外形的には復権が果たされているものの、江藤新平と同時に罪状が消滅した西郷隆盛に比べると大きな差があることは否めません。また、西郷隆盛といえば、映画やドラマなどで何度も取り上げられ、名前を聞けばすぐに顔や姿が思い浮かんでくるなど、誰もが知っておられます。それに比べて江藤新平は、県民の間でも認知

度がそれほど高くはなく、やはり真の意味での復権を果たすためには、県民も含めた人々のマインドに働きかける必要があるため、短期的に効果が上がるものも必要かとは思いますが、息の長い取組も求められるのではないかと考えます。

加えて、江藤の復権をはじめ、多くの佐賀の先人たちの偉業や志に多くの県民が触れることで、佐賀への誇りや愛着が高まり、佐賀の未来につながっていくものと考えており、また、そうなることを心より願っております。

そこで、お尋ねをいたしますが、まず、江藤新平復権プロジェクトにおける「復権」という言葉に込めた思いについてであります。

大赦により罪状の消滅や位階の追贈など、外形的には江藤新平の復権は図られているように思われますが、このプロジェクトにおいてはどういった思いを込めて「復権」という言葉を用いたのか、知事の思いを伺いたいと思います。

そして、これまでの取組の成果についてであります。

昨年度の六月定例県議会の常任委員会では、江藤新平に対する県民の認知度が高くない、そういう答弁でありました。具体的には、大隈重信九〇・一％、鍋島直正七四・六％に対して、江藤新平は五三・五％でありました。特に十代、二十代の江藤新平の認知度は四三・四％とさらに低いという結果であります。

中学校の歴史教科書の表記の件なども踏まえて、昨年度のプロジェクトではどのように取り組み、どのような成果があったと認識しておられるのか、文化・観光局長にお伺いをいたします。

そして、今後の取組についてであります。

何度も言いますが、県民の半数にしか知られていない江藤新平の認知度をもっと上げて市民権を得ていくような、あるいは佐賀戦争の事実、佐賀戦争の折、佐賀戦争は江藤が佐賀で起こした士族反乱と位置づけられてきましたが、政府が佐賀への出兵命令を出したとき、江藤新平は実は長崎の親戚のところにいて静養、船遊びを楽しんでいたといった事実をもっと知っていただくなど、復権の取組については今後も引き続き、息長く地道に続けていく必要があると考えますが、その点についてどのようにお考えなのか、文化・観光局長にお伺いをいたします。

三点目は、幼保小接続期の教育の充実についてであります。

学校現場における不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、佐賀県においても令和五年度に過去最多となる二千七百三十人が不登校となるなど、大きな課題となっております。

このうち小学校においては、保育園や幼稚園、認定こども園を卒園し、小学校に入学する際、それまでの環境から学校生活への急な変化になじめず、不登校のきっかけになっており、いじめとともに増加傾向にあるとも聞いております。

そもそも幼稚園や保育園での乳幼児期の教育、保育は、五つの領域、すなわち健康、人間関係、環境、言葉、表現といった内容を、遊びや生活を通して総合的に学んでいく教育課程等に基づいて行われます。一方、小学校では、児童期の教育は各教科等の学習を系統的に配列した教育課程に基づいて行われています。

幼稚園や保育園と小学校でそれぞれでこの教育・保育の違いを踏まえ、小学校に入学した全ての子供が幼稚園や保育園等での遊びや生活を通した育ちと学びを基礎としながら、安心感を持って新しい学校生活に円滑

に移行し、自己を発揮し、成長していくために、子供の育ちと学びの連続性を保障すること、すなわち幼保小の接続が重要かつ有効だと考えているところでありますし、文部科学省もこの点においては五歳児から小学校一年生までの二年間を幼保小の架け橋期と位置づけ、その間の教育の充実を図ることを目的に「幼保小の架け橋プログラム」の推進に力を入れておられます。

私も先日、文部科学省の担当の方と面談の機会をいただき、この取組について話を伺うことができました。その際、全国の十九の自治体がモデル地区として取り組み、その成果を検証した結果、主体性を発揮する児童の姿が増えているとか、円滑な学級経営がスタートできた、あるいは友達と協働的に関わる児童も増えている、友達と人間関係をうまく構築できている、そして、登校渋りの児童が減少したという結果も現れているとのことであり、その成果は十分に出ているとの説明を受けたところであります。

佐賀県においても、保育幼児教育センターを設置し、スーパーバイザーが各園を訪問するなどされておられますが、この幼保小の接続について幼稚園、保育園などと小学校とがお互いに十分に知り合うことや、接続期における架け橋となるコーディネーターの育成など、さらにしっかりと取り組み、全ての子供たちがスムーズに小学校教育を受けられるよう取り組んでいただきたいと考えております。

そこで、お尋ねをさせていただきます。

まず、幼児教育に対する知事の思いについてお伺いをいたします。

「人生に必要な知恵はすべて幼稚園の砂場で学んだ」、これはロバート・フルガムの言葉でありますが、砂場で遊ぶことは社会性を学ぶことであり、遊ぶことによってコミュニケーションを取り、特にけんかをした場合に仲直りをするというのは、高校や大学などで学ぶことではなく、幼稚園の砂場で遊びながら学ぶことである、すなわち幼稚園の砂場で遊ぶことこそが幼児教育の原点であるということであります。

私も、幼児教育は遊びや身の回りの様々な環境から多くのことを学び、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると考えておりますが、幼児期における教育の重要性について、山口知事の思いを伺いたいと思います。

次に、幼児期における取組についてお伺いをいたします。

幼児教育の質の向上のために県はこれまでどのような取組を行い、どのような成果があったのか。また、「幼保小の架け橋プログラム」など幼保小の接続について、今後どのように取り組んでいくのかお聞かせいただければと思います。

また、県教育委員会における取組についてもお伺いをさせていただきます。

架け橋期に当たる県内の小学校一年生の不登校の状況、あるいはいじめの状況はどのようになっているのか。

また、県教育委員会において、幼保小の接続について、これまでどのように取り組みどのような成果があったのか、そして今後どのように取り組んでいくのかお伺いをいたします。

最後の問いでございます。県東部地域の道路整備についてであります。

県東部地域は、福岡都市圏や久留米都市圏と隣接しており、人口減少の中、定住人口が増加している地域であります。また、高速道路や鉄道

など九州の高速幹線交通網のクロスポイントであり、交通の要衝となっており、特に昼間は市外からの大型トラックをはじめ、車の流入、流出が多い状況であります。このことは、令和六年版鳥栖市統計書の「十五歳以上の就業者・通学者の流入・流出人口」によりますと、県内外を合わせた昼間の鳥栖市への流入人口が二万四千人に対して鳥栖市からの流出人口が一万六千人と、流入してくる人口が約八千人多いことからも想像ができると思います。

こうしたことも、鳥栖市の道路交通量が非常に多い要因だと考えており、国道三号をはじめとする幹線道路において交通渋滞が著しく、経済活動だけでなく、地域住民の日常生活においても不便を強いられています。

そのような中、県においては、県道中原鳥栖線や県道佐賀川久保鳥栖線など渋滞対策や交通安全対策の道路事業に取り組んでいただいております。しかし、未事業区間については、地元の方から事業の動きが見えないとか、ルートが決まっていない状況でこの先どうなっていくのかといった不安の声があるのも事実であります。

さらに、国道三号については、知事の演告にもありましたが、姫方交差点―商工団地北入口交差点四車線化での開通が令和八年度になるとの見通しが示されました。また、小郡鳥栖南スマートインターチェンジができて、車の流れが変わり、曽根崎交差点は渋滞が解消され、大変喜ばれておりますが、スマートインターチェンジから県道鳥栖朝倉線を通って三号線を南に向かう車が非常に増え、商工団地北入口交差点から南側の国道三号の整備の必要性が高まっているように感じています。

また、国道三十四号については、鳥栖―神埼間のバイパス化を要望しておりますが、なかなか事業化にたどり着いておりません。しかし、例えば、高速道路で事故が起こって通行止めになる――昨日も夕方、鳥栖インターチェンジの近くで三台が絡む事故があったようでありますが、高速道路を通る車が全部市内に降りてきて、渋滞がさらにひどくなり、パニック状態に陥ることもよくあります。

やっぱり一本幹線が必要、そのことゆえに、だから、早く事業化にたどり着いていただきたい、そう考えるところであります。このことは、この議場でも何度もお話をさせていただきましたし、お尋ねもさせていただきました。なかなか事業化にたどり着けない、そういったことの現実を受け止めていただければというふうに思っております。

まとめて言いますけれども、県東部地域の道路事業を進めることにより、渋滞対策や交通安全対策などの効果を一日も早く発現させることが重要であると考えます。

そこで、お尋ねをいたします。

まず、県道中原鳥栖線の整備についてであります。

県道中原鳥栖線については、事業区間周辺の渋滞が著しく、生活道路を抜け道として利用されるなど地域住民の生活にも影響を及ぼしております。

先ほど、流入人口が八千人多いと申し上げました。これをさらに具体的に言いますと、例えば、久留米市からは毎日五千六百人が鳥栖市にやってこられております。みやき町からは二千人、神埼市、吉野ヶ里町からは千六百人、毎日鳥栖市においでいただいております。

一部は鉄道の利用もあろうかと思いますが、佐賀県はマイカー利用率が高い県でありますから、大方ほとんどが車ではないかと思います。そ

して、そのほとんどの車がこの県道中原鳥栖線に集中をしているのであります。

下野交差点までの整備促進をやっていただいておりますが、あと少しであります。この整備促進を最後までお願いしたいと同時に、県道江口長門石江島線までの早期整備も必要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

次に、県道佐賀川久保鳥栖線の整備についてであります。

県道佐賀川久保鳥栖線については、乗目交差点から一本杉住宅入口までの整備が進み、通学する児童の安全確保や渋滞が緩和され、整備効果を感じているところであります。

しかし、先ほども申し上げましたように、なかなかその先の形が見えないということで、不安や不満を多く聞かされております。地元はさらに一本杉工区の整備促進と立石交差点までの早期整備を望んでおりますが、現状はどのようになっているのか、そして県はどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いをいたします。

最後に、直轄国道の整備促進についてであります。

国道三号及び国道三十四号については、先ほどお話をしたとおりでありますが、国に対して整備促進を強く要望してもらうとともに、鳥栖市としっかり連携をしていってほしいと考えておりますが、今後、県としてどのように対応していただけるのかお尋ねをして、一回目の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。指山清範議員の御質問にお答えします。

まず、与那国町訪問に係る私の所感についてでございます。

私は常に現場が大切だと考えておりまして、今回の避難計画の検討に当たりましても、自ら足を運び、目で見て肌で感じることがより実践的な計画につながると思いまして、四月七日と八日の二日間、与那国町を訪問いたしました。

そして、この四月は沖縄戦の月でございます。沖縄県民の思い、与那国町の皆さんの気持ちをしっかり踏まえながら、訪問した二日間、島民の皆さんにいろんなところで声をかけさせていただいて、話を伺ってまいりました。

私なりにこの与那国町を紹介いたしますと、与那国島は佐賀から約千二百キロ離れた、周囲三十キロメートルに満たない小さな日本最西端の島でありまして、台湾までは約百十キロの国境の町であります。映画やテレビドラマの「Ｄｒ．コトー診療所」のロケ地としても有名でありまして、主な産業は漁業、特にカジキマグロ漁が盛んであります。

東西に長い島は大きく人が住んでいるエリアは三つの地区に分かれております。島の東部には役場があって、一番大きな集落、祖納という集落がありまして、人口約八百七十名です。島の西部のほうには、ここにまさに最西端の碑があるわけですけれども、港町の久部良、こちらが人口約七百二十名です。さらに、三つ目として島の南部、「Ｄｒ．コトー診療所」のロケ地があります比川、ここに人口約百十人おられます。

また、九年前の二〇一六年に自衛隊の与那国駐屯地が開設されておりまして、与那国沿岸監視隊が配備されています。今回はこの駐屯地も訪れて話を聞きました。与那国町の人口は千七百人でございますが、そのうち自衛隊関係者が家族を含めて約三百名おられます。その中には佐賀県出身の方も四名おられると聞きました。

自衛隊の皆さんは一定の地区に偏ることなく分散して居住されておりました。地区の行事では、貴重な若手として頼りにされておりまして、こうした活動を通してすっかり島民に溶け込んでいるという話も、町長をはじめ、町の方から聞きました。

私から与那国町の皆さんにお伝えしたことは、平和は何よりも大切であって、そのための努力をみんなで積み重ねていきましょう、何も起きないことが一番よいことではあるけれども、何かあった際のための準備をお互いにしていきましょうとお伝えしました。与那国島は温かい人が住むすばらしい島でございました。

続きまして、与那国町との交流についての考え方であります。

遠い場所へ、そしてよく知らない場所に避難することは大きな不安が伴います。その不安を少しでも軽くできるように、平時から交流を深め、佐賀を知ってほしいと思っています。

与那国町の皆さんと話をしてみて、佐賀のことを知りたい、行ってみたいと思っていただいている方が多いことも分かりました。佐賀県の様々な皆さんにも、もちろん県議の皆様方にも機会があれば与那国町に行ってもらって、様々な面での交流関係が築かれればよいと思っています。

与那国町は泡盛とか焼酎もありますけれども、島外との交流を図る際には伝統芸能と物販をセットで行うことが多いとも聞きました。まずは慣れたスタイルで交流のきっかけをつくっていただくことも方法の一つではないかと考えております。

指山議員からお話がありましたように、この御縁を大切にし、避難の対応のみならず、お互いにとって様々な面で関係が築かれていけばというふうに考えております。

次に、江藤新平復権プロジェクトに関しまして、「復権」という言葉に込めた私の思いについてお答えします。

江藤新平は東京奠都の建白書、三権分立に基づく近代国家の制度設計、憲法、民法の法典編さん、民主的で公平な司法制度の確立など、今の日本につながる日本の未来像を設計し、他に比肩する者がいないほど偉大な功績を残した傑物と考えています。明治七年の佐賀戦争後に、正当な裁判を受けることなく処刑されました。そして、その二年後に佐賀県はお取り潰しになり、その後七年間の空白を経て再置されて、現在の佐賀県に至っているわけでございます。

江藤は没後十五年の明治二十二年に恩赦によって内乱罪が消滅し、大隈重信が総理大臣を務めていた大正五年に、没後四十二年も経てようやく正四位を追贈され、外形的には名誉は回復されたものの、私は実質的に真の復権には至っていないものと考えています。

西郷さんと比べたいと思います。他方、西南戦争を起こした西郷隆盛は、江藤よりも二十七年も早く、西郷と同じ鹿児島出身の黒田清隆が総理大臣を務めていた明治二十二年に正三位を追贈されたことに加え、募金が集められ、銅像が建てられるなど、鹿児島県民に盛り上げられて、今や国民的人物となっています。

鹿児島県と同じように、当時、佐賀県全体として盛り上がることができなかった理由は様々あると思います。歴史は勝者によって書かれるとはよく聞く言葉ではありますが、佐賀戦争に対する政府側から見た側面ばかりが記録されたといったことはなかったのでしょうか。私は佐賀県が廃止され、七年間歴史から消えてしまったことが佐賀県民の心に大き

な影響を与えたのではないかとも思っています。

今、この不確実性の時代に、明治維新という大変革期において、日本のグランドデザインを描いた江藤の功績に光を当て、顕彰することに意義があるものと考えます。江藤新平の復権は道半ば、むしろこれからであるという考えの下、これまで県民挙げての復権に取り組んでこれなかったことも真摯に受け止める必要があると思います。そして、強い決意を持って取り組むためにプロジェクトに復権という言葉を用いました。

まずは、指山議員がおっしゃるように、佐賀県民一人一人が江藤の真の功績を知って、得心して、多くの県民が自分の言葉で江藤を語ることができるようになればいいなと思います。そして、佐賀県民の江藤の復権に向けた熱量が国中に広がり、そして江藤の真の功績を日本中の方が知っている、そういう姿を実現して初めて真の復権と言えるのではないでしょうか。今を生きる佐賀県民と全国におられます江藤を愛する多くの人々の力で、今こそ江藤新平が西郷さんと並び称される真の復権を成し遂げるんだという強い決意と情熱を持って、プロジェクトに取り組んでいきたいと考えております。

次に、幼児教育、幼保小接続期の教育に対する私の考え方についてお答えします。

幼児期は、子供たちがこれからどのような人に育っていくのか、木がしっかりと根を張っていくような人の基礎をつくる大切な時期です。幼児期の環境はとても大切です。幼稚園や保育園、こども園で育った子供たちが慣れ親しんだ園を卒園し、小学校という新しい環境に慣れていくことはとても大切なこと、大変なことだと感じています。

幼稚園や保育園、こども園は、遊びや体験など、楽しいことが中心で、時間も緩やかで、伸び伸びとした生活であります。小学校は教科ごとの学習が中心で、決まっている時間割の中の生活です。そして、幼稚園、保育園のときは送迎されて登園しますけれども、小学校は自分で登校することが基本であります。大きな違いがあります。すなわち、自分が中心の生活から、小学校という新たなコミュニティーでの生活になるわけです。

六歳児の発達段階として、自意識を持ち始め、社会の他者、ほかとの比較、そうしたものを意識することができるようになりつつも、実は自分自身はなかなか気持ちのコントロールといったものが難しいという年齢であります。大切な時期なんだろうと思います。幼稚園や保育園、こども園から小学校の接続期は、言うなれば依存から自立に向かっていく時期であります。断絶せずに、なだらかに移行できるように、接続期に準備をしておくことはとても大切なことだと思います。

私の娘は、東京の幼稚園から長崎の小学校に入学しました。東京の幼稚園からは、〇〇ちゃん、小学校入学おめでとう、頑張ってねというメッセージをもらって、その心遣いを大変ありがたく感じました。娘も知らない土地で大変勇気づけられておりました。

佐賀県内でも、小学校へ卒園した園から卒業式で子供たちに向けてお祝いのメッセージが寄せられていると聞いています。ずっと見守っているよ、応援しているよという温かいメッセージは、この難しい結節点において、これから新しい環境で過ごす子供たちの心の支えになるはずだと思います。よい取組だと思っています。

小・中・高・大と、教育において節目があります。接続期、結節点での取組は、子供たちの育ち、教育の質を高めるという点で大事です。こ

の接続期の子供への関わり方、環境によって、子供の意識、学びの姿も変わっていくと思います。

幼稚園や保育園、こども園、小学校、地域の方々など子供に関わる関係者が、互いに子供への関わり方やそれぞれの教育について理解を深め、子供たちが環境の変化を乗り越えて、前向きに新たな小学校生活に向き合えるように、接続期に意識を向けて取り組んでいきたいと考えています。

◉寺田文化・観光局長　登壇＝私からは、江藤新平復権プロジェクトにつきまして二点、文化・観光局長としてお答えいたします。

まず一点目、これまでの取組とその成果についてお答えいたします。

令和六年三月から五月にかけまして、佐賀城本丸歴史館において、江藤新平の没後百五十年特別展を開催いたしました。約二カ月の会期中、約四万人の方に御来場いただきました。江藤の功績や佐賀戦争の真相の一端について、また江藤ゆかりの実物史料を用いた展示によりまして、来場者の方に江藤のすごさをより深く御理解いただく機会となりました。

同年の十月一日からは、この特別展の展示物を常設化して、引き続き江藤の功績に触れていただくこととしました。この常設展示を目当てに、県外からも多くの方に御来場いただいているところでございます。

また、先ほど議員から御指摘がございました、特に若い世代に向けたプロモーションにも力を入れてまいりました。竹中直人さんを起用した江藤の功績をインパクトある動画で表現したプロモーションムービーを作成しまして、テレビＣＭ、それから、ＳＮＳ等で積極的に広報いたしました。その結果、ＳＮＳでの総再生回数は約四十三万回を超えるなど、大きな反響がございました。

そのほか、様々、江藤を取り上げるテレビ番組の制作に当たりまして、本県の学芸員が出演したりですとか、それから、取材対応において積極的に協力をしました。これまでの中央からの視点ではなく、佐賀側からの視点で掘り下げた内容での番組となり、情報発信を行うことができたというふうに考えております。

そして、今年二月一日、議員からも御紹介ありましたけれども、江藤新平復権式典を開催いたしました。高校生と知事による江藤新平復権宣言を行い、江藤の復権に向けた思いを会場全体で一つにいたしました。

式典に参加された御子孫からは、江藤については、自分たち子孫にとっても、江藤新平を語ることは簡単なことではなかった。佐賀県の顕彰の取組や今日の復権宣言を聞いたとき、ようやく子孫としても、江藤新平に向き合うことができるようになったとの謝辞をいただきました。関係者一同、今後の復権に向けた大きな飛躍点となる確かな手応えを感じたところでございます。

次に、二点目、今後の取組についてお答えいたします。

江藤新平の復権につきましては、県民はもちろん、江藤の功績に縁のある司法関係者などをはじめ、県内外たくさんの方々が思いを持っておられます。こうした思い、志をより合わせていく取組として、ふるさと納税を活用することとしました。五月二十七日に募集を開始し、早速多くの方々からお申し込みをいただいているところです。今後もこの志の輪が広がっていけば、さらなる取組につなげていくことができるというふうに考えております。

なお、集まった寄附金につきましては、記念碑の建立、シンポジウム

の開催、各種プロモーションなどに活用させていただくこととしております。

また、学術的な取組につきましても、継続的に実施したいと考えております。佐賀戦争や佐賀県廃止について、明治新政府からの視点ではなく、佐賀側からの視点で検証していくこととしております。

具体的には、来年、令和八年ですけれども、復権式典、復権宣言をいたしました二月一日に、「復権宣言の日」記念シンポジウムを開催することとしています。研究者を招きまして、江藤の功績をさらに深掘りする機会としたいと考えております。

そのほかにも、先ほど申し上げましたＳＮＳなどで積極的に情報発信していくことはもちろん、出版社ですとか映画制作会社へのプロモーション、それから、中学校の教育現場との連携、これは昨年度の特別展で制作しました江藤の功績と佐賀戦争の紹介動画を歴史の授業で活用してもらうことを検討しているところでございます。

このような取組によりまして、県民一人一人が江藤の真の功績を知り、得心し、そして、自分の言葉で熱く語ることができるようになり、その先にある真の復権を目指していく、議員からも話がございましたけれども、息の長い取組になると思いますけれども、一歩一歩着実にプロジェクトを推進していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、県東部地域の道路整備について三点お答えいたします。

一点目は、県道中原鳥栖線の整備についてでございます。

県道中原鳥栖線は、国道三十四号中原橋交差点から鳥栖市の国道三号高田町北交差点までの延長約七キロの路線であり、現在造成中である新産業集積エリア鳥栖へのアクセス道路でもあります。

本路線は朝夕を中心に渋滞が発生しておりまして、交通の円滑化や安全性の向上を図るため、鳥栖市浄化センター付近から下野交差点までの約一キロの区間について、下野工区として事業を進めております。令和四年八月には新鳥南橋を供用し、鳥南橋から下野交差点間についても、一部を除き約三百メートルの区間で車道の改良工事を完了しております。

引き続き、下野工区の整備完了に向けまして、残る歩道整備と下野交差点の改良工事などを進めてまいります。

下野工区から先の県道江口長門石江島線との交差点までの約一・四キロの区間につきましては、新幹線、ＪＲ鹿児島本線、市道などを交差するため、ルートの検討に当たって、ＪＲや市道との交差部の対応、調整も必要になると認識しております。

また、新産業集積エリアへの企業の進出や小郡鳥栖南スマートインターチェンジの開通、広域ごみ処理場の開業など、周辺環境が大きく変わってきておりまして、鳥栖市やＪＲなど関係者と協議や意見交換を行いながら、ルートの検討を進めてまいります。

二点目は、県道佐賀川久保鳥栖線の整備についてでございます。

県道佐賀川久保鳥栖線は、佐賀市と鳥栖市を結ぶ延長約二十七キロの路線であり、鳥栖市周辺では交通量も多く、朝夕の通勤時間帯を中心に交通渋滞が発生しております。また、乗目交差点から立石交差点の約二キロの区間については、麓小学校の通学路となっておりまして、交通安全対策も必要な路線でございます。

県では、令和五年度までに、乗目交差点から一本杉住宅入口交差点までの約一・一キロについて、四車線化と歩道の整備を完了し、渋滞の緩和と歩行者の安全性を向上したところでございます。

さらに、一本杉住宅入口交差点から西側約四百メートルの区間を一本杉工区として、令和六年度に新たに事業化をしております。現在、道路の詳細設計を行っておりまして、今年度、用地測量に着手することとしております。

一本杉工区のさらに西側の立石交差点までの約五百メートルの区間につきましては、県道沿いに家屋が多く連なっております。この区間は、一本杉工区の事業進捗を見ながら検討を進めることになりますけれども、引き続き地元の方々の理解や協力をいただきながら、鳥栖市と連携して具体的なルートを示せるように取り組んでまいります。

三点目は、直轄国道の整備促進についてでございます。

国道三号及び国道三十四号は、県東部地域の骨格をなす道路でありまして、一日当たりの交通量は約二万台を超え、慢性的な渋滞や交通事故の危険箇所も多く存在する状況でございます。このため、国において渋滞の緩和や事故の解消に向けた対策が進められております。

国道三号につきましては、福岡県との県境から姫方町交差点までの約五・八キロが四車線化されておりまして、現在、鳥栖拡幅及び鳥栖久留米道路の整備が進められております。このうち、全長二・四キロの鳥栖拡幅については、四車線での開通見通しが令和八年度と示されたところでございます。

議員のお話からもありましたように、小郡鳥栖南スマートインターチェンジが令和六年に開通したことで、鳥栖拡幅から先の区間について、県の調査でも交通量や大型車の流入が約一割程度増えております。この区間の四車線化について、今年の五月の県の政策提案で国に要望したところでございますし、また、地元鳥栖市独自でも国などへ要望がされているところでございます。

国道三十四号の鳥栖から神埼間については、交通渋滞の緩和や安全・安心な歩行空間の確保を目的として、交通安全対策に取り組まれております。鳥栖市から神埼間の抜本的な整備については、「国道三十四号（鳥栖～神埼間）整備促進期成会」において、バイパス整備に対する勉強会が開催されておりまして、県もオブザーバーとして参加しております。同整備促進期成会による国への要望活動にも、県は同行しているところでございます。

県の東部地域は、高速道路や鉄道など、高速交通網のクロスポイントでありまして、交通の利便性が高いことから、指山議員からもお話しありましたように、鳥栖市へは通勤などで、久留米市、小郡市、みやき町、基山町など、周辺の地域から人の流入が多い状況となっております。人流、物流も、このため多い地域となってございます。民間企業の進出や宅地開発の意向も強く、ポテンシャルが非常に高いエリアとなっております。

県としましては、県道中原鳥栖線など、県で事業中の区間について早期整備を進め、その効果を発揮させるとともに、国道三号や国道三十四号、県道等、県東部地域の幹線道路網の整備の必要性、それから、予算の確保について、地元鳥栖市とも連携して国に強く働きかけてまいります。

人や物が集まる県東部地域のポテンシャルを最大限に生かせるよう、

県としてしっかり取り組んでまいります。
私からは以上です。

◉髙塚危機管理・報道局長　登壇＝私のほうからは、与那国町からの避難計画の受け入れについてのうち、避難計画に関する現状と今後の検討についてお答えいたします。

本年三月二十七日に、避難からおおむね一カ月間についての移動手段、ホテル、食事、生活必需品、健康管理、通信設備、以上六項目を定めました「避難住民の受入れに係る佐賀県の初期的な計画」を公表したところでございます。

計画策定に当たりまして県として心がけていることとしまして、危機管理事象の対応の計画やマニュアル作成におきましては、平時と有事をしっかり分けて考えることが重要と考えているところでございます。

避難の際に必要な空港につきましては、初期的な計画では、福岡空港を利用することとなっておりますけれども、国に対し佐賀空港の利用を提案しておりまして、検討が行われているところでございます。

県としましては、状況に応じて確実に避難できるよう、バリエーションを増やしておくことが重要と考えております。

また、ホテルにつきましては、空室率一〇〇％を前提として検討しておりますけれども、国の旅行自粛の呼びかけなどによりまして空室は確保できるものと考えております。仮に不足が生じたとしましても、佐賀市、鳥栖市とも計画に入れておりません周辺のホテルで受け入れが可能と考えているところでございます。計画を絶対視せず、オペレーション重視で状況に応じて臨機応変な対応を行っていくこととしております。

次に、今後の予定につきましてお答えします。

避難計画につきましては、今年、令和七年度については、初期的な計画のさらなる具体化に加えまして、要配慮者の受け入れ、中長期化を見据えた住宅の提供、就学再開の三つのテーマにつきまして検討を始めたところでございます。

今後、佐賀市や鳥栖市と協議を行うこととしております。

令和八年度末までに避難計画である受け入れ基本要領を作成しまして、実動訓練に参加する予定でございます。

また、交流も重要でございまして、実際に避難することを考えますと、顔の見える関係を築くことは大切だと認識しております。既に、与那国町長の佐賀県訪問や知事の与那国町訪問など、行政同士の交流は始まっておりますけれども、行政だけでなく民間の交流も必要だと考えております。

まずは、お互いのことを知るために、県、佐賀市及び鳥栖市のイベントにおきまして、与那国町の伝統芸能や特産品の販売などによる交流ができるよう調整を始めたところでございます。

今後、商工、観光、学校など、様々な分野で交流を促進していきたいと考えております。

県としては、引き続き与那国町の皆さん、また、迎え入れられます鳥栖市、佐賀市、関係者と信頼関係をつくりながら避難計画の検討を進めていくこととしております。

私からは以上でございます。

◉宮原男女参画・こども局長　登壇＝私からは、指山議員の幼保小接続の教育の充実に関する御質問に関し、幼児期における取組についてお答えをいたします。

幼児教育、保育の現場におきましては、教育の質が高まり、子供たちとの関わりがよりよいものとなることを目指しまして、県では、令和三年度から佐賀県保育幼児教育センターを設置しまして、教育委員会と連携しながら、幼児教育等の質の向上や幼保小の接続期における教育の充実に向けて取り組んでまいりました。

例えば、幼児教育の現場での初任者、指導者などの職員の経験年数やスキルの違いに応じた研修、あるいは現場での豊かな経験と専門的知識を持つ保育幼児教育アドバイザーによります園を訪問しての支援、また、幼保小それぞれの職員、また、市町の職員も含めまして、幼保小接続に関する研修などに取り組んできたところでございます。

こうしたセンターを中心とした取組に参加いただきました関係者の皆様方からは、子供の年齢に応じた関わり方や子供の主体性を育てていくことについての助言が大変参考になった、小学校において接続期の子供たちの教育内容、こういったことを準備していくことは大変重要であり、考えていくことができたといった声も寄せられておりまして、センターの取組が現場の方々の意識や子供への関わり方の変化につながっており、幼児教育等の質の向上、接続期の教育に関する理解や取組が進んでいることを感じております。

今後も、幼児教育、保育の質の向上、幼保小の接続期の教育の充実を図ってまいります。引き続き、教育委員会と連携いたしまして、今年度から、議員からも御紹介がございました「幼保小の架け橋プログラム」を実施いたします。

このプログラムでは、これまでの幼保小接続に関する取組に加えまして、幼保小の関係者が連携し、幼児教育と小学校教育をスムーズにつなぐことができるよう、新たに幼児教育や小学校教育に精通する方を「架け橋期のコーディネーター」として県に配置することを予定しております。

コーディネーターによる支援も活用しながら、これから県内の各地域において幼保小接続の取組が広がっていくよう支援してまいります。

佐賀で育つ子供たちが幼児教育から小学校教育の接続期での環境の変化を乗り越え、前向きに小学校生活が送れるよう、教育委員会と連携し、取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、幼保小接続期の教育の充実についてのうち、県教育委員会における取組についてお答えをいたします。

初めに、不登校やいじめの状況についてでございますが、令和五年度に県教育委員会が実施しました不登校の実態調査によりますと、公立小学校一年生の不登校児童数は四十四人となっており、増加傾向にございます。また、いじめについても同様に、小学校一年生の認知件数は増加傾向でございます。

不登校の要因は、環境の変化への適応の難しさなど様々ありまして、一人一人の状況に応じた支援を行っているところでございます。

いじめにつきましては、各学校でいじめはどの子にも起こり得るとして積極的に認知しているところでありまして、いじめを早い段階で察知し、積極的に認知をすることで、いじめの重篤化を防ぐことにつながっているものと考えています。

この小学校一年生の頃のいじめというのは、例えば、自分の思いどおりにならなくてたたいてしまったりですとか、悪口を言ったり、人の嫌

なことをするといった感情や気持ちをうまく表せなかったり、相手の気持ちを考えて行動することの難しさからくることが多いようです。

議員のお話にもありましたように、幼児教育から小学校教育への接続の時期は人との関わり方を身につける、友達と人間関係を構築する上でも非常に大切な時期だと考えております。

県教育委員会では、幼保小の接続について、知事部局、県保育幼児教育センターと連携しながら取組を進めております。

具体的には、幼児教育と小学校教育をスムーズにつなぐための架け橋プログラムを推進するために、市町の教育委員会や福祉部局の担当者を対象にした研修会や、幼保小の関係者が集まる合同研修会における講義などに取り組んでまいりました。

また、各市町において、幼児教育と小学校教育の連携が進むよう「架け橋期のカリキュラム（佐賀県モデル）」を作成しました。これは幼稚園、保育園、こども園と小学校のそれぞれが、保育や教育の目標・方針、目指す子供の姿、具体的な活動計画などを可視化するためのものです。こうした取組を通じて、幼保小接続の取組が県内で広がるよう後押しをしているところです。

そうしましたところ、この県モデルを使って、神埼市教育委員会が積極的に幼保小接続の取組を進めておられました。そのことから、令和七年度、今年度、神埼市立千代田中部小学校を幼保小連携の研究指定校に指定しております。現在、こちらでは「架け橋期のカリキュラム」開発に向けて、先行して取り組まれています。幼保小連携の好事例として、今後、他の市町への横展開を図っていきたいというふうに考えております。

また、佐賀市では、独自の学びの接続期プログラムに基づく幼保小連携に長年取り組まれており、これまでの取組成果を生かしながら、架け橋期の教育の充実を図っておられます。

そのほか、複数の市町においても、幼保小の関係者が顔を合わせて協議し、相互理解を深めるなど、これまでの交流から進んだ動きというのも少し見られるようになってきております。引き続き、市町教育委員会への働きかけを行ってまいります。

幼保小接続の取組を具体的に進めていくには、双方が、子供たちが安心して新しい環境に適応できるようにするという共通した目的、思いを持つことが必要です。双方が、共に現場を見て、本音で語り合い、互いの教育をより深く理解する、子供たちのことを考えて、共通の目的、思いをさらに固めて前に進むというそのプロセスを大切にしながら、カリキュラムをつくってプログラムを進めていくことが大切だと思います。県内市町における地域の状況は様々あると思いますけれども、市町の幼稚園や保育園、こども園と小学校をコーディネートできるような幼保小連携の理解者を増やしていきたいと考えております。

今後とも、幼保小の連続した学びの実現に向けて、知事部局と連携しまして取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉指山清範君　登壇＝確認の意味で再質問をさせていただきたいと思います。

まず、江藤新平復権プロジェクトについてでありますけれども、そもそも内乱罪ということで刑死を迎えたということ、それが大きな間違いであると思いますし、その辺のところも含めて事実を、佐賀県から見た

事実、偏るかもしれませんけれども、そういったところを広めていってほしいというか、深めていってほしいというか、そういう思いがあります。認知度もまだまだ低いようでありますから、県民の認知度も高まっていくような、そんな取組を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

それから、与那国からの避難計画についてであります。

これもちょっと細かい点でありますけれども、報道によれば、福岡空港ではなくて佐賀空港を使うようにというようなことでありました。福岡ではなくて佐賀というような、佐賀空港だけを使うような、そんなふうに受け止めたんですけれども、先ほど危機管理・報道局長は臨機応変にという御答弁が最後にありました。佐賀空港を使うのは祖納地区、比川地区の皆さん、そして、福岡空港を使うのは久部良地区の皆さんということで、どちらか一方ということではなくて、そういうことのお願いをしたいと思います。

初期的避難計画では十二便、飛行機がやってきますけれども、そのうち一便と六便で鳥栖市と佐賀市に避難される方々が、両方の方々が乗られる便があるということでありますけれども、できるだけどちらかに、佐賀市に行く人たちは佐賀市に行く便、鳥栖市に行く人たちは鳥栖市に行く便ということで、きちんとすみ分けができない便もあるかもしれませんけれども、二便が予定されておりますが、これを一便でも減らすことができればというふうに思っておりますので、その辺のところを検討していただきたいと思いますが、臨機応変に空港の利用をするということでよろしいかどうか、確認の意味で聞かせていただきたいと思います。

それと、これは意見ですけれども、本当に幼保小の接続というのは重要なことは当然でありますけれども、いじめや不登校が増えていっているというのは、やっぱり小一の壁というのがあって、それにぶち当たって、なかなかなじめずということで不登校が増えている、あるいは幼稚園、保育園、こども園から小学校にシステムが変わって、なじめずに、先ほど教育長の答弁でもありましたが、思わずたたいてしまったりというようなことでありますけれども、そういったことでありますが、お互いがお互いを知り合うということが重要だろうと思います。行政の縦割りにかかわらず、知事部局、教育委員会それぞれがお互いを理解し合いながら、この「幼保小の架け橋プログラム」を進めていっていただきたいと思います。これは意見として言わせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

◉山口知事　**登壇**＝指山議員の再質問にお答えします。

江藤新平復権プロジェクトに関しまして、内乱罪のことでございました。佐賀戦争というものをどう考えるかということだと思いますけれども、少なくとも江藤新平にしてみると、民主的で公平な司法制度をつくったつもりでいたのに、正当な裁判を受けることなく処刑されてしまったわけです。まさに弁明の機会が与えられなかったということであります。

やはり私は、先ほど答弁したように、歴史というのは様々な面からの検証が必要だというふうに思っています。特に佐賀戦争に関しましては、鹿児島出身の大久保利通という非常に傑物がいるわけでありまして、この両雄が、どういう関係で、どういう考え方でこのとき対峙していたのかということ。先ほど歴史は勝者によって書かれるというふうに申し

上げましたけれども、もちろんその後、鹿児島側からの考え方というものもあったんだと思います。私が申し上げたいのは、どちらかが絶対ということではなくて、佐賀側からの視点、要は江藤がどういう思いで、そして、どういう過程でこの内乱罪になってしまったのかということについては多面的な検証が必要だと思っておりますので、ここは佐賀のほうからそうした声を上げるべきだということで、これから復権プロジェクトにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

◉高塚危機管理・報道局長　登壇＝指山議員からの、避難計画における福岡空港の考え方、また、佐賀県のほうから佐賀空港を提案しているという考え方についての再質問だったと思っております。お答えいたします。

まず、昨年度末に県のほうで策定をしました初期計画におきましては、与那国町の皆さんは、福岡空港のほうを利用して、そこから貸し切りバスで鳥栖、佐賀のほう、両方に避難をされるという計画になってございます。

この計画策定に当たりましては、国において避難をできるだけ迅速に行うためオペレーションはできるだけ単純化したほうがいいという考え方から、国の判断で福岡空港利用の計画というふうに考え方が示されておりましたので、初期計画という形で三月の時点で県として福岡空港利用という前提で計画を策定しているところでございます。

とはいいながら、現実的に佐賀県への避難を考えた場合は、シンプルに佐賀空港の直行便を活用したほうが効率的ではないかという考えを県としては昨年のうちから思っておりまして、国に対して提案をしているところでございます。

御指摘のように、鳥栖と佐賀のほうに分割して分かれますので、実態に応じてという考え方もございますけれども、まず、基本となる計画におきましてはシンプルが一番ベストというふうに思っておりまして、計画としては単純に、例えば、地区が分かれて、私はこっちの便、実際はこっちの便という計画の基軸となる分についてはシンプルにしたほうがいいと思っております。

ただ、今後、詳細に計画を詰めるときには計画にはこだわらず、実際の現場では様々なオペレーションがありますので、臨機応変に対応することが肝要と思っておりますので、基本を押さえつつも、それにこだわらずにしっかりやっていくのが肝要だと思っておりますので、あまり計画のところにとらわれずにやっていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◉石倉秀郷君（拍手）**登壇**＝おはようございます。登壇の許可をいただきました、「自由民主党ネクストさが」の代表を務めます石倉でございます。

質問に入る前に、去る六月十三日に佐賀県の医療関係を含めた県政功労者知事表彰を受けられました古賀小児科内科の理事長、古賀和彦先生がお亡くなりになりました。この方は病児・病後児保育のパイオニアとして、十四、五年前から江北、白石、大町、武雄、多久の子供たちが夜間を含めた中で安全で安心して病院にかかられるようにということで設置をされた経過がございます。山口知事も多分御存じだと思いますけれども、大変政治の好きな方で、山下徳夫先生を生涯の政治家として支援された方でもあります。ゴルフも上手でエージシュート七百回以上、

ホールインワン五回。この方の名言は、私も今でも脳裏にありますが、「無限の夢　ゴルフは」と、行き着くところがないという、非常に豪快な方であり、百歳にしてパターをつえにグリーンに立ちたいと私に何回となく言われておりましたが、会った明くる日に亡くなりました、十三日に。大変惜しい人をなくしたなというふうに思っておりますけれども、ぜひ皆さんと一緒にしのんでいただければ大変ありがたいというふうに思います。

それでは、質問に入ります。

これは我が「自由民主党ネクストさが」のロゴマークであります。（パネルを示す）本部長、教育長、ネクストの「ク」のところ、ここは人でございます。この人を中心にしてというのは、県民を、生活者の皆さん方をど真ん中に置いて、我々はしっかりと政治家として、県会議員として、二元代表制を堅持しながら佐賀県発展のためにやっていくというメッセージであります。

四月一日に立ち上げた「自民党ネクストさが」の一員として会派を代表し、まずは会派の理念と行動方針についてお話をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど説明をしましたが、新しく作ったロゴマークを御覧いただいたとおり、会派のロゴの真ん中に明るい文字で「人」という文字をデザインしております。この表現が示すように、私たちは「人」を中心に考え、「人」を大事にする会派として執行部と議会との間にいる県民の思いを大切にし、県民目線での政策を提案し、実現する政策集団として活動していきたいと思っております。

自由と民主主義の中で生活の向上を図っていくという理念は自民党と志は一緒だと思います。これからもそれぞれの角度から意見を闘わせることによって、皆で政策を高め合うことに力を尽くしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

昨今の国内情勢に目を向けてみますと、本年四月、国が発表した人口推計による令和六年十月一日現在の全国の総人口は約一億二千三百八十万人で、十四年連続減少と、人口問題は大きな課題となっております。我々佐賀県の総人口は七十八万八千人で、こちらは二十八年連続減少しております。

他の地域の動向を見てみますと、東京都と埼玉県以外の全ての都道府県で人口が減少しており、皆さん御存じのとおり、東京一極集中が加速化している状況にあります。

このような中、最近の米の価格高騰を契機に、都市部の消費者側だけでなく、徐々に地方の生産者の側へも目を向ける議論がなされつつあるのはあるべき姿であり、大切なことだと私は思います。

食料やエネルギーの供給など、この国は、佐賀県をはじめとした地方が支えていることについて、都市部の住民を含め、全ての国民がいま一度認識を新たにする必要があると思います。

私たちは、人口減少が続いている中にあっても、効率性だけに目を向けず、独自の魅力を生かして、より豊かなものにしていくことができれば、佐賀県は他の地域に頼らない自立した地域となることができると確信をしています。

会派の象徴であるネクストという単語は、次の時代の佐賀県をつくるという決意と、県民のすぐ隣に寄り添う姿勢を表します。

ここに住む県民が、何を求め、どのような地域にしていきたいと考え

ておられるのか、県民の息遣いを感じ、形にしていくために私たちはこれから常にネクストのことを考え、新しい発想を持って政策集団として行動をしてまいります。私自身、まさに「今、前へ」の心境であります。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。

知事の県政運営についてであります。

平成二十七年一月に知事に就任され、山口県政は今年で十年が経過いたしました。知事は就任以来、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念とし、佐賀県のすばらしさを世界に向けて発信し、佐賀県を飛躍させるため、県政を担ってこられたものと認識をしております。

最近では、スポーツ庁、防災庁の誘致など国への思い切った政策提案に見られる知事の力強いリーダーシップと行動力は、半世紀に一度のイベントである「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポの成功にもつながったものと考えます。

さらには、ＳＳＰ構想のさらなる進化や県立大学の創設と、常に次の時代を見据えた政策に邁進されております。

知事の持論である自発の地域づくりも、今や県全体へ、その考えが浸透し、それぞれの地域に住む人自らの手によって地域固有の文化や魅力に光が当たり始めており、こうした知事就任十年の手腕は高い評価を得ているものと思います。

しかし、これまでの経過を見てみますと、こうした先見性や構想力により評価されるべき政策が、ややもすれば知事のスタンドプレーのように県民に映っているのではと危惧をするところであります。

例えば、ＳＡＧＡアリーナの整備については、高額な費用をかけてまで造るべきかといった議論がございました。そのときは、県民の中にもアリーナは不要だといった声があったように記憶をしております。しかし今では、佐賀バルーナーズやＳＡＧＡ久光スプリングスなどのプロスポーツ試合やアーティストの演技に熱中する方が数多くお越しになったり、佐賀駅から徒歩やバスに乗ってアリーナに向かうことが定着したような感じがします。佐賀にアリーナがあってよかったという声も度々伺ったところでございます。

このように政策の過程について高い評価があるにもかかわらず、そのプロセスにおいて県民が置いてけぼりになり、真の評価が妨げられるようなことになれば、もったいないと言わざるを得ません。

地域・県民に寄り添う集団である「自由民主党ネクストさが」を代表して提案いたします。

新しい時代の政策立案は、人を真ん中にした総がかりでつくっていかなければなりません。そのためには、結果で示すだけではなく、プロセスの段階から政策の中身の議論を行うべきであり、常日頃から議員や県民との意思疎通とビジョンの共有は欠かせないものと考えます。

山口知事に求めます。これまで以上に丁寧に、県民や、県民を代表する議会と向き合い、広く、そして深く、御自身の考えや政策について知ってもらうよう努めること。その中で、我々は佐賀県議会の一員として執行部のチェックを行いつつも、県民が佐賀県の将来について考えることができるように、県民の思い、考えをもっと建設的な議論につなげていけるように努力をしてまいります。

人口減少社会の中で、佐賀県は地方創生のトップランナーとして、他県を先導する立場にあると考えます。知事就任から十年、三期目の折り

返しを迎えた今、七十八万県民のお一人お一人に向けて、佐賀県の未来をつくっていく決意を改めて聞かせていただくとともに、残り一年半の任期において、どのように県政に取り組んでいくのか、山口知事にお伺いいたします。

二点目は、九州新幹線西九州ルートについてお尋ねいたします。

九州新幹線西九州ルートについての質問をいたしますが、九州新幹線西九州ルートは令和四年九月にリレー方式で開業し、もうすぐ三年がたとうとしております。このリレー方式は、平成二十八年の六者合意によるものですが、あくまでフリーゲージトレインが開発されるまでの暫定措置としての合意でした。開業の数年後にフリーゲージトレインが開発、導入され、西九州ルートは完結するはずでしたが、その後、国がフリーゲージトレインを断念したことで現在に至っております。ただ、このことを県民の皆さんがどれだけ知っておられるのかは疑問であります。

武雄温泉―長崎間の開業によって、武雄や嬉野では利便性が大きく向上してまいりましたが、一方で、鹿島、太良などの長崎本線沿線地域では、特急列車が激減するなど在来線の利便性が大幅に低下し、通勤通学や事業の活動などに大きな影響が出ています。このように、整備新幹線はメリット、デメリットがあります。

新鳥栖―武雄温泉間のフル規格については、多額の財政負担や在来線の利便性低下など様々な課題があり、これらの課題は佐賀県に大きな影響を及ぼすものと考えます。それ以外にも、現在、特急で乗り換えがなく博多に行ける有田の方は、武雄温泉駅で新幹線へ乗り換えが生じ、鹿島の方は江北駅で乗り換え、さらに佐賀駅で新幹線に乗り換えが必要となるなど、新たな乗り換え負担が生じる可能性もあります。新幹線はあくまで交通の手段であって、造ること、つなぐこと自体が目的となってはいけません。

新鳥栖―武雄温泉間の在り方について、鉄道局との「幅広い協議」を開始してから五年、佐賀県が示す財政負担や在来線の利便性低下など様々な課題に対し、国から新たな提案はなく、議論は停滞し、糸口が見えない状況です。

現在の状況を招いたのは、フリーゲージトレインを断念した国の責任であり、佐賀県が打開するような話ではないという県の主張は理解できます。国が合意と異なるフル規格で整備すべきと言われるのであれば、国から何らかの提案があってしかるべきです。

私は、佐賀県は、これまで筋の通った対応を行っていると思っております。ただ、これまでの経緯や合意、佐賀県の主張、フル規格整備のメリット、デメリットが県民に十分に伝わっておりません。県はもっと県民へ、正しく状況を理解してもらうよう取り組む必要があると思います。

このまま開業から時間がたてばたつほど、これまでの経緯や合意の認識は薄れ、武雄温泉駅でフル規格が途切れている状況だけが表面化し、なぜフル規格でつなげないのか、佐賀県はなぜフル規格を拒んでいるのかなどという意見が大きくなっていくように思われます。このままでは佐賀県だけが悪者にされる風潮が強まるのではないかと危惧せざるを得ません。

北陸新幹線の敦賀―新大阪間の延伸計画をめぐっては、京都府や京都市などから莫大な財政負担や地下水への影響を懸念する意見が強まり、計画に慎重な姿勢が示されております。今月六日には京都市議会におい

て、京都市内大深度トンネルルートに反対する決議案が可決されました。このように西九州ルートだけではなく、北陸新幹線でも様々な問題が生じております。

新鳥栖―武雄温泉間についても様々な課題があり難しい問題ですが、今後の方向性が見えない状況は誰にとってもよい状況ではありません。つくる、つくらないは別として、この問題解決に向けた議論を停滞することなく進めていく必要があると思います。

今後の議論を進めるには、佐賀県が主張する課題の一つである財政負担の在り方を見直すことも必要ではないかと考えます。受益の程度に関係なく、整備区間の距離に応じて自治体が地方負担を負う現行スキームでは、佐賀県の懸念は解消できません。財政スキームの見直しに関し、国が動かないのであれば、佐賀県議会議員としてアクションを起こすべきじゃないかと、その時期が来ていると考えます。ついては、佐賀県議会議員として国に対して働きかけることについて、知事の所見を伺います。

また、鉄道局との「幅広い協議」を開始してから五年、武雄温泉―長崎間の開業からもうすぐ三年となる中、国との議論が停滞している状況をどのように考え、今後、西九州ルートの問題にどのように取り組んでいかれるのか、山口知事の考えをお伺いいたします。

三項目め、県立大学についてお伺いいたします。

昨今の教育の状況について触れさせていただきたいと思います。先日、県内小学校の教員採用試験の倍率が〇・九倍となり、初めて一を切ったとの情報に衝撃を受けたところであります。教員不足に対応するために、定員を増やしたことが志願倍率の低下の一因であるとの分析は理解しつつも、未来を背負う子供たちを教える人材が定員割れになっている状況は重く受け止めるべきだと思います。

六月七日付の佐賀新聞、「私の主張」の欄では、「小学校教員希望者が増えない理由」として、学校教員の仕事が大変になったことが挙げられております。子供に教えることより、子供を育てる仕事が増えたこと。「英語」や「情報」など、新しく教える範囲が増えているにもかかわらず、教員の定数や待遇は満足できるようになっていないことを指摘されております。うなずける意見だと感じたところであります。

かつて、地域や家庭が担っていた育てる機能はほぼ失われつつあり、その分、学校への負担は年々増しているように感じております。育てることに追われて、子供たちを教える喜びにあふれた先生たちが減ってきておるのではと思われます。地域の教育力の低下は避けられないと、深く危惧をするものであります。

この件は今回、一般質問とはしませんが、教育長や教育委員会の皆さんには、教育に関わる人材の確保に向けて検討してもらいたいと思っております。特に教育分野は、一朝一夕には効果が出るものではありません。中長期的な視点で考え、取り組む必要があります。我々議員も、そして県民も、今後の教育がどうあるべきか、教育委員会と一緒になって考えていく必要があります。どうぞよろしくお願いいたします。

県立大学の話に戻りますが、今年一月、県立大学の学長予定者として山口和範教授が着任することが発表されました。山口教授は、専門家チームのリーダーとして県立大学のカリキュラム内容の検討をしていただいているほか、高等教育機関問題対策等特別委員会にも二度にわたり参考人として出席され、検討状況の説明を行い、質疑にも丁重に対応し

ていただいたところであります。

山口教授におかれては、佐賀県の未来の人材育成のため、県立大学の実現に向けて熱心に取り組んでいただいていることに感謝を申し上げます。

県立大学については、令和五年二月、基本的な考え方が公表されて以降、県議会では毎回、慎重な立場からの懸念や、推進する立場からの積極的な提案など、様々な議論が交わされているところであります。

振り返ると、井本元県政、古川前県政においても長く取り沙汰されてきた分野であり、佐賀県政、佐賀県議会の歴史の中で最も数多くの議論が交わされている政策こそが県立大学であると言っても過言ではないと思っております。

検討に携わる県庁職員や大学関係者におかれては、議会が積み上げてきた議論の重みを忘れることなく、県民目線に立って、将来の子供たちに県立大学ができてよかったと言われるように政策に取り組んでいかれることを願っています。

県立大学の開学予定まで四年を切っております。着々と準備を進めていただきたいと思いますが、その一方、全県的な開学機運の醸成は道半ばであると言わざるを得ません。

そこで、ある程度早い段階から県民に対する広報に力を入れ、大学をどう地域が生かしていくかという点について、県民や企業、それぞれが考える機会を増やす必要があると考えます。

このような中、今年度に入ってから、県立大学の学長予定者である山口教授が、唐津西高など複数の高校への出前授業を行っていると報道があり、機運の醸成に一役買っているものと期待をしておるところでございます。

ついては、こうした学長予定者の出前授業を行っている意図についてお伺いするとともに、開学に向けた機運醸成を図るために今年度どのようなことに取り組んでいくのか、前田政策部長にお聞きをいたします。

四点目、佐賀空港の自衛隊使用要請への対応についてお伺いいたします。

平成十年七月の開港から二十七年、佐賀空港は今まさに大きな転換期を迎えようとしております。佐賀空港の西側には陸上自衛隊佐賀駐屯地の建設が進み、七月以降、オスプレイ十七機が配備されることになっております。

空港の東側には、佐賀空港が九州のゲートウェイ空港となることを目指し、滑走路の二千五百メートルへの延長が計画されております。また、滑走路延長とあわせて、滑走路の北側に平行誘導路を整備するための協議等が進められており、その佐賀空港の自衛隊使用要請については、平成二十六年七月の防衛省の要請から来月で十一年を迎えようとしております。来月九日には佐賀駐屯地が開設され、木更津駐屯地に暫定配備されている陸上自衛隊のオスプレイが順次移駐してくる計画であります。佐賀空港の自衛隊使用が、要請から現実に変わります。

さらに遡ること四年前、平成二十二年一月には、佐賀空港を視察した国会議員が米軍普天間飛行場の移設先の候補地の一つとしてベストロケーションと発言したため、県議会ではすぐさま反対する決議を行うなど、県民の不安を招くような混乱があったところであります。

佐賀空港の自衛隊使用要請は、平成二十六年七月、当時、武田防衛副大臣が佐賀に来訪され、陸上自衛隊が導入するオスプレイ十七機や目達

原駐屯地のヘリコプター約五十機について、佐賀空港を使用させてほしいと要請をされたことに始まっております。

私は、一人の国民として国防に協力すべきだと考えておりますが、しかしながら、県議会の議長や特別委員会の委員長として佐賀空港の自衛隊使用要請に長く携わらせていただき、元佐賀県知事で亡くなられた井本勇氏から生前、米海兵隊の利用は絶対駄目だと、私にそう思いを話されたことを思い出しております。そうしたことを踏まえ、米海兵隊の使用への懸念といった県民の思い、有明海再生を願う漁民の思いを防衛省、歴代の大臣へ直接ぶつけてきたところであります。

こうした中、米海兵隊使用の撤回、佐賀空港を自衛隊と共用しないとされていた公害防止協定の変更に係る有明海漁協での度重なる議論や苦渋の決断を経て今に至ったものであり、私自身、大変感慨深く思っております。有明海漁協の歴代の組合長をはじめ役員、関係する漁業者の皆様方の決断に心から敬意を表するものです。

昨年十二月には、農政関係の要望活動の際、自民党の小野寺政調会長にお会いする機会がありました。留守会長の了解を得て面談し、私が議長時代に、当時の小野寺防衛大臣に対して確認した米海兵隊の佐賀空港利用は行わないという約束をしっかり守っていただくこと、また、平行誘導路の整備については協力体制を取っていただきたいということ、そして、空港の滑走路延長については国土交通省所管であるものの、認可申請等を踏まえた上で、政調会長としてもできる限りの協力体制をお願いしたいということで、十五分から二十分程度面談をさせていただきました。

七月九日には駐屯地が開設され、自衛隊の佐賀空港使用や利活用が始まり、今後も県民の声を代表する県議会議員として、また、政策集団の自民党ネクストの一員として、国に対して言うべきことは言い続けていきたいと思います。

知事は、今議会の提案事項説明の中で、先月二十七日に中谷防衛大臣を訪問し、「改めて安全を最優先に、オスプレイの移駐については、県民の信頼を損なわないように、一つ一つ丁寧に対応していただきたいということを申し上げました。」と話されております。

また、報道では、一昨日には佐賀空港の自衛隊使用要請において、国からの要請時及び県が受け入れを表明した際に防衛大臣を務められていた自民党の小野寺政調会長と面談をされ、「佐賀空港をこれから発展させるため、滑走路延長と平行誘導路新設の話をした」とのことであります。この知事の動きは我々と方向性が一致しており、私は大変よいことだと思っております。こうしたことを踏まえて、今後どのように佐賀空港の自衛隊使用に向き合っていくのか、改めてお伺いをいたします。

五番目に、食肉センターの件ですけれども、島内農林水産部長にお尋ねをいたします。

常任委員会で私も何回となく質問しましたけれども、もともとは改修の方向ということで聞いておりましたが、その後、新築を踏まえてもう一回検討をしてみると、そして、方向性を決めるということで、今年の二月定例議会でそのような答弁をいただいたと思います。

そこで、その後今日に至るまでの中でどのように食肉センターの、新築なのか、改修なのか、方向性を出しておられるのか、そこの辺をまず確認をさせていただきたいということと、今後、農林水産部として、県として、新築なのか、先ほど申しました段階を踏みながら改修をしてい

くということなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

処理場を含めた中で、そういうことを踏まえて、老朽化が進んでいる箇所から先に改修ということで今度の予算で一億八千万円の事業費に対し九千万円の予算を計上されております。また残りの半分九千万円は国の外郭団体であるところと、五〇、五〇でやるということで決まっておりますけれども、今後まだまだ改修が続くと思いますので、そのときにも今の配分率でいくのか、そこら辺を再確認させていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩いたします。

午後零時三分　休憩

令和七年六月十八日（水）　午後一時五分　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文
九番	中本正一	二四番	指山清範		
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生		
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸		
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄		
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美		
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		

欠席議員　一名

二三番　宮原真一

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（八谷克幸君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

石倉秀郷君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉山口知事　登壇＝石倉秀郷議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の県政運営についてお尋ねがございました。

私は、知事に就任する前に官民、幅広い分野に身を置いてまいりました。国家公務員として地方税財政、災害現場を含めた危機管理や過疎対策など、他県の県庁では秋田、鳥取、長崎、民間ではＪＴＢ総研、ラグビーワールドカップ組織委員会、大学で教鞭を執ったこともございます。

こうした様々な経験などを踏まえて、世界の趨勢や時代の変化を俯瞰して見ていくこと、佐賀や世界の将来についても鳥瞰的に見据え、想像力や構想力を持って佐賀の持つ真の価値を発揮させることに取り組んでまいりました。

日頃から様々な県民の皆さんの声や県議会での議論についても大切にしてまいりました。そうした様々な意見、時には全く逆方向の意見もある中、自分の中で熟慮を重ね、そうした意見も参考にしつつ、自ら正しいと信じる未来に向けての処方箋を示すこともリーダーの大きな仕事と考えてまいりました。

この十年間で、県民の佐賀に対する意識や思いが徐々に変わってまいりました。まだ道半ばではあるものの、最近は若い人が佐賀のことを好きと言ってくれることが増えているように感じています。一つ一つ種をまいてきたことが着実に実を結びつつあるように感じています。

石倉議員から、結果だけではなくてプロセスの段階から政策の中身について議論を行うべきであり、議員や県民との意思疎通とビジョンの共有は欠かせないという御指摘がございました。ごもっともでございます。

例えば、「子育てし大県」、交通事故ワースト1脱却プロジェクト、そして、自発の地域づくりなどについては、取組についてのイメージが持たれやすいため、私が構想している未来の姿を幾らかお話しすると、県民の皆さんと共有できたかなと感じることも多いわけでございます。

他方で、例えば、「さがデザイン」、ＳＳＰ構想、そして、御指摘のあった新しいＳＡＧＡアリーナはどんなアリーナなんだろうか、こういったことについては先端的な構想と思っておりまして、私自身、説明をしながらも、必ずしもその同じイメージが県民の皆さんとの間、県議の皆さんとの間で同じ映像が頭の中に浮かんでいるのかなと思うと、なかなかこれは伝わりにくいというか、伝わっていないと感じることも多々あったわけでございます。

引き続き、私自身も模索しながら、そうした面にさらに努力を重ねていきまして、御指摘いただきましたように、プロセスの段階から私の考えや思いをうまく伝わる説明の方法を工夫させていただくように取り組んでまいりたいと考えます。

今後も、佐賀県をさらなる高みに導いていくためには、私自身も今後も多様な経験や研さんを積んで私自身がアップデートしていくことも大切であります。努力を重ねながら、さらに大きなグランドデザインを県議会や県民の皆様へお示しできるように努力を重ねてまいりたいと思います。

これからも「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本

理念とし、人を基軸に、佐賀の持つポテンシャルを最大限生かすべく県政を運営したいと考えております。

続きまして、九州新幹線西九州ルートについて御指摘、御提言をいただきました。

改めて申し上げますが、新鳥栖―武雄温泉間は、在来線を利用してフリーゲージトレインを走らせることで佐賀県、長崎県、ＪＲ九州、国などと合意したものであります。フル規格の合意はしておりません。国がフリーゲージトレインの開発を断念したことで今に至るわけでございます。

この状況を例えて言いますと、国が約束したもの、我々が発注したものが届かないのに、国から別のものに代えてくれと言われているようなそんな形かと思います。

今の事業スキームでフル規格といたしますと、佐賀県の財政負担は長崎県の二・五倍以上となるわけでございます。議員の御指摘のとおり、我々の受益に対して負担があまりにも大きいと思います。受益とのバランスが全く取れていないと私は感じます。さらに在来線の利便性低下やルートの課題もありまして、簡単なものではございません。

国や長崎県、ＪＲ九州が求めるフル規格については、全く新たな話として「幅広い協議」や地元三者意見交換を行って様々な議論をしてまいりました。

今回、石倉議員から、議会側もアクションを起こすべき時期に来ていると御指摘がありました。

ちなみに、北陸新幹線の新大阪延伸計画においては、御紹介もありましたが、例えば、京都市議会は、地下水への影響や地元負担などが京都市の未来に重大な問題を招くとして、現在の京都市内大深度トンネルルートに対する反対決議がなされました。福井県議会は、小浜京都ルートでの決定、大阪までのフル規格による全線早期整備の実現を求める決議を行いました。石川県議会は、北陸新幹線の一日も早い目的の達成のため、施工期間の短縮、建設費削減が見込まれる米原ルートへの再考を求める決議をいたしたわけであります。

このように、議会内で議論がされまして、それぞれが分かりやすくそれぞれの地域の実情や考え方に根差した意思表示をされているんだと私は思います。

佐賀県議会におかれましても、西九州ルートの大切な経緯やフル規格整備の課題を前提に、佐賀県の状況を踏まえた上で、国に対して御意見されることは意義があることと考えております。

私は知事として、これまでも様々なチャンネルで議論してきております。これまでフル規格を否定したことはありません。ただ、新たな話として議論すべきものと申し上げてまいりました。引き続き、佐賀県にとって何が一番望ましい姿なのかさらに検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、佐賀空港の自衛隊使用に対する私の向き合い方についてお尋ねがございました。

私は、佐賀空港の自衛隊使用要請に真摯に向き合い、一つ一つを丁寧にやってきたことが今につながっていると考えています。平成二十六年七月に防衛省から古川前知事に対して、オスプレイ十七機の配備、目達原駐屯地からのヘリ約五十機の移駐、米海兵隊の利用の要請がありました。

私は、平成二十七年一月に知事に就任し、その翌月に当時の左藤防衛副大臣から説明を受けましたが、曖昧な説明や回答が多かったために、米海兵隊の佐賀空港利用も含めて、計画の全体像や将来像の明確化を強く求めたわけであります。

その後、その年の十月に中谷防衛大臣が来県され、当初の要請にありましたアメリカ海兵隊の利用を取り下げられたことが一つの大きな転換点となったと思います。

国防の重要性は十分勘案しつつも、説明をそのまま受け入れるのではなく、オスプレイの安全性、生活環境、漁業・農業への影響など、様々な観点から論点整理を進めて、平成二十九年五月に「論点整理素案」を公表いたしました。その年の七月には佐賀県議会で知事が先に判断すべきとの決議があり、県が受け入れると判断した後に防衛省と交渉を始めても、国からこちらが求めるようなものを得るのは難しいと考えまして、約一年にわたって官邸及び防衛省と様々なチャンネルを通じて交渉を続けたわけでございます。

その上で、平成三十年八月、当時の小野寺防衛大臣と、民間空港としての使用、発展に影響を及ぼさないことを前提に三つの約束を合意いたしました。すなわち、環境保全と補償に関する協議会の設置、二つ目に防衛省が支払う百億円を財源とした基金の創設、三つ目にオスプレイの安全性に関する情報共有のルールの構築でございます。

合意後、県としての要請の受け入れと公害防止協定覚書付属資料の変更について有明海漁協と協議させていただくことを表明いたしまして、その日のうちに私自身が有明海漁協を訪問し、直接覚書付属資料の変更協議を申し入れたわけでございます。そして、令和四年十一月に漁協の皆様には、覚書付属資料の変更という大変重い決断をしていただいたわけでございます。

防衛省には、この十年間を大切にし、これからも安全を第一に一つ一つのことに真摯な姿勢で対応していただきたいと考えます。そして、駐屯地と地元の間で、お互いに信頼が築かれる関係を構築されるようになってほしいと思います。

私としても、これからがスタートという緊張感を持って、これからも真摯に向き合ってまいりたいと考えております。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、県立大学についてお答えいたします。

まず、議員からは、高校への出前授業の意図についてお尋ねがございました。

県立大学では、県全体を学びのフィールドとした課題解決型学習を重視することとしています。また、県内の高校や専修学校では、生徒が主体的に学びを深めていく探究学習が実施されております。

県としましては、この高校の探究学習と大学の課題解決型学習の学びをつなげる高大連携、すなわち大学と高校の接続が佐賀県の子供たちにとって重要と考えております。

この高大連携に向けた取組の一つとしまして御紹介いただきました学長予定者である山口和範先生による出前授業を企画したということでございます。今年度は三校で実施することとしておりまして、御紹介がありました唐津西高校のほか、三養基高校と佐賀商業高校におきまして今週、出前授業を開催することとしております。

先月実施しました唐津西高校の全校生徒約四百四十名を対象とした出前授業では、探究の学習とデータの活用をテーマとされ、山口先生から

は、失敗を恐れず答えのない課題にチャレンジすることが重要、また、組織を動かすには納得感と共感を得ることが重要で、その手段の一つとしてデータを活用することが有効、こういったお話がございました。

そして、参加した高校生からは、探究学習は自分なりのテーマ設定でいいから頑張ってみようとか、様々な場面でのデータ活用の重要性を感じた、それから地域が出しているデータや現場で収集した情報を活用して探究学習に取り組みたいと、こういった声があったと聞いております。

県立大学と県内高校の高大連携を推進することで、高校生の学びの意欲が増し、探究心あふれるものになると考えております。そして、こうした環境で学んだ子供たちが県立大学に入学して、大学の学びも発展していくという好循環を生み出していきたいと考えております。

次に、開学に向けた機運醸成についてです。

今年度は、県議会からも御指摘がありました広報に力を入れていくこととしております。

具体的な取組としましては、課題解決型学習や高大連携に関する動画を制作、放映しまして、冒頭申し上げたような学びのイメージを分かりやすく伝えられるよう取り組んでいるところでございます。

また、来月は、地域と共に成長する大学をつくるには、どのような取組が必要かということをテーマとしまして、佐賀市でシンポジウムを開催することとしております。

このシンポジウムでは、まちづくりや経営に関わる民間事業者の方々に御登壇いただきまして、このシンポジウムに参加された方が何かしらの気づきを持ち帰っていただいて、共に大学をつくり、それぞれの地域で大学を生かしていく一歩となるような場にしたいと考えております。

このシンポジウムの会場は、席数に限りがありますので、後日、新聞紙面において内容を掲載することとしております。また、当日の現場でのやり取りを広く知っていただけるようアーカイブ配信などに取り組みたいと考えております。

県立大学は、多くの方々に関心を持っていただいて、参画いただくことが大変重要になってくると考えております。今後も県立大学の意義や果たす役割を分かりやすくお伝えし、多くの方に関心を持っていただくよう努力を重ねてまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」の豚処理施設の改修についてお答えいたします。

豚処理施設などへの対応につきましては、令和六年二月議会におきまして、急ぎ改修が必要なものについて、発注方式を十分に検討した上で、適宜予算化していくことを説明させていただきました。

これまでに施設を運営する畜産公社や豚を出荷する農業団体と協議を行い、様々な検討をした結果、養豚農家の出荷に影響がないよう施設を稼働させながら実施可能な緊急度の高い機械設備の改修を行うこととしました。

具体的には、受注先の工場で製作したものを現場に持ち込み、年末年始の連続休暇などを利用して、据え付け工事が可能な機械類や冷蔵・冷凍設備を対象としております。

これらのうち、急ぎ改修が必要な豚処理施設につきましては、老朽化が著しい背骨に沿って肉を切断する背割機や皮剥ぎを行うスキナー、また汚水処理施設につきましては、機能が低下しております曝気槽に空気

を供給するブロワーなどに必要な予算を今議会に提案させていただいております。こうした改修によりまして、豚処理施設としての機能維持を図ることができるというふうに考えております。

今後とも、「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」の豚処理施設の安定稼働に向け、畜産公社や農業団体などと十分に協議、調整を図りながら、着実に改修工事を進め、豚処理施設の機能が適切に維持されますようしっかり取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉**野田勝人君**（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。県民ネットワークの野田でございます。

今、この時期になりますと、多久のほうでは特産のビワの出荷が四日から始まっています。以前もお話ししたと思います。この時期、納所地区の山肌を見ますと、本当にオレンジ色に輝くビワ畑が目に入ります。ところが、実際に出荷されるビワは袋をかぶせてあり、オレンジ色に見えるビワは放棄されたビワの実であります。年々この光景が広がっていっているのに、本当に残念に思う次第であります。

一方で、令和の米騒動が連日報道されているところです。備蓄米の価格の面とか、あるいは作付の施策の考え方がおかしいとか、そういったところはあっているんですけれども、同じように生産者側の議論がなかなか同じ形で出てこないところに非常にもどかしさを感じております。

米農家に限らず、地方の農業の在り方、この米の騒動に関して、全体的な日本の農業の方向性がぜひ活性化する方向に結びつけばなというふうに、ビワを拝見して感じた次第です。

それでは、質問に入らせていただきます。

問いの一、野生イノシシにおける豚熱対策についてであります。

このことにつきましては、二月、前年度の常任委員会でも取り上げさせていただきました。豚熱となると、イノシシが拡散して回ることもありますけれども、佐賀県は山口県から飛び火的にうつった経過を持ちます。そういったことで質問させていただきましたけれども、さらに前回を深掘りといいますか、そういったことを執行部に質問させていただきたいという思いで質問いたします。

野生イノシシは、本県の農作物被害金額の約六〇％を占める有害鳥獣であり、中山間地域を中心に、農作物被害の深刻化が緩むことはない状況で続いております。しかも、次第に被害が拡大していく現場では、県や市町、地元猟友会が協力して、わなや狩猟による捕獲に取り組まれているにもかかわらずであります。

御存じのとおり、私自身も市議のときからイノシシ対策への思いは強く、とても重要な施策と考え、自ら狩猟免許を取得し、猟友会の一員としてイノシシ捕獲活動に従事するなど、基幹産業である農業を守るため、自分ができることとして積極的に携わってまいりました。

近年においては、農作物被害に加え、野生イノシシの豚熱が心配される事案が出てまいりました。岐阜県において、平成三十年九月、国内では二十六年ぶりとなる豚熱が養豚農場と野生イノシシにおいて感染確認され、徐々に国内で広がり、令和四年三月に山口県、同四月には岩手県まで達した次第であります。佐賀県では令和五年八月に唐津市の養豚場での豚熱が発生し、さらに令和六年六月に、同じく唐津市の野生イノシシで豚熱感染が確認されたのは記憶に新しいところであります。

県ではそれを受けて、県内全ての養豚農家が飼育している豚に対する

ワクチン接種や野生イノシシ豚熱感染が確認されたエリアへのワクチン散布、さらに狩猟自粛の呼びかけを行うなど、迅速な対応をされた点は、国も、私どもも評価をしているところであります。

特に養豚場で豚熱が発生すれば、現在は発生時に症状のない豚も含めて全頭殺処分とすることになり、飼料やエネルギーの高騰の中、大変な思いを強いられている養豚農家にさらなる大きな打撃を与えることを憂慮してきたところであります。

一方、今年四月に宮崎県都城の野生イノシシで豚熱感染が確認され、国においても佐賀のウイルス株に極めて近いとの報告があったところであります。佐賀県で発生した豚熱は、福岡県を飛び越えて発生したことから、人的要素が極めて大きいと言われております。

同様に、宮崎県も飛び火的に発生しており、狩猟期を終えてからの発生の状況から、私は佐賀県に狩猟登録申請をし、知事の許可の下、狩猟活動をした宮崎県の狩猟者が豚熱ウイルスを伝搬したのではないかと考えており、豚熱感染地域の佐賀県においては、狩猟者の往来を制限すべきだったのではと思っております。

これまでのように、狩猟者に対して県内での狩猟自粛を呼びかけるだけではなく、豚熱のような危機に対しては、強制力を持って狩猟者を制限するなどの踏み込んだ措置を行い、県として感染防止への強い姿勢を示すことが重要であると考えております。

特に九州におかれましては、養豚生産地として全国一位を続ける鹿児島県、二位の宮崎県という国内最大の養豚産地を守るためにも、養豚農家へ寄り添う姿勢としても、大切なこととして、強く強く思う次第であります。

ここで、養豚の生産量についてちょっと申し上げます。

令和元年から令和六年までの一年間の平均の養豚数を申し上げます。

佐賀県におきましては七万七千頭です。では、全国的に見ますと、三番目の北海道が桁が変わり、七十万七千頭です。第二位、これが先ほど申し上げました宮崎県で七十五万六千頭です。第一位の鹿児島県、何と百十八万頭なんです。これほど大きい養豚市場が九州の南部にあるわけです。佐賀県で発生したときには、一万頭の殺処分を行いました。ところが、それどころの状況じゃないようなリスクがあるわけです。

そしてまた、アフリカ豚熱は国内で発生してはおりませんが、世界に目を向ければ、アフリカのみならず、ＥＵ諸国や中国、韓国などアジア諸国まで感染が拡大しており、豚熱感染防止における強力な措置を検討することが豚熱を経験した教訓として生かされ、アフリカ豚熱の防疫対策にもつながるものと考えるからであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、野生イノシシの豚熱感染拡大に対する知事の受け止めについてお伺いいたします。

令和六年六月から県内において、野生イノシシの豚熱感染が今や佐賀県で九十二例、長崎県で十二例と続いております。豚熱感染が拡大していること、また、狩猟期を終えた今年四月に宮崎県都城市で確認された、先ほど申し上げました野生イノシシの豚熱感染について、国のゲノム解析の結果、佐賀県の野生イノシシから採取された株と近縁であったことが報道されております。この一連について知事はどのように受け止めておられるのか、その思いをお伺いいたします。

続きまして、今後の取組方針についてであります。

これ以上、豚熱の感染を拡大させないためには、感染地域と非感染地域間でとりわけ獣道を共有する狩猟者の往来を制限する必要があり、狩猟者に対して自粛を呼びかけるだけでなく、宮崎県での発生を踏まえ、狩猟者の往来を強制的に排除する必要があると考えるところであります。現在の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」は、大正七年に制定され、いろいろな改正は行われているものの、豚熱発生を理由に、県外狩猟者の狩猟登録を制限するような規定がないということは承知しておりますが、同法の第十二条、「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」、または第五十八条、「狩猟者登録の拒否」、そして第五十九条、「狩猟者登録の制限」など、豚熱を直接うたっていないにしろ非常事態として捉え、捕獲や狩猟に対し権限がある知事として、より一層の踏み込んだ取組が必要と思われます。つきましては、今後の取組方針についてお伺いいたします。

二問目です。産後ケア事業についてお伺いいたします。

産後ケア事業の全国展開を図る目的に、市町村に産後ケア事業の努力義務を果たすことを定めた「母子保健法の一部を改正する法律」が令和三年四月に施行されたところです。

妊娠や出産、育児は、家族はもちろんのこと、親族にとっても喜びも大きいものでありますが、出産直後の女性にとってはホルモンバランスが崩れたり、生活環境や習慣が変化したり、体調面、心理面の不調が出やすく、特に産後一カ月を床上げ期間と言い、無理をせずにとにかく休養第一の期間であり、産後六週間から八週間、妊娠前の状態に回復するまでの期間を産褥期と言われており、約十カ月の間、妊娠から出産に向けて変化した身体は、大仕事である出産を終えて大変疲れ切った状態にあり、この時期に無理をすることでいろいろなトラブルの原因ともなり、人によっては更年期にまで影響が出るおそれがあると言われているようです。身体が回復されていく大切な時期ですから、しっかりと休養していただくことが必要であります。

このような大切な時期に対し、出産後の母親に対して心身のケアや育児サポートを行い、出産後も安心して子育てができるよう、市町村が実施主体として産後ケア事業が行われているところであり、議会でも個別に寄り添う事業として成果も報告されているところであります。

産後ケア事業では、宿泊型や通所型、訪問型のいずれかの方法により、産後の母親の心身の状態に応じた相談支援や援助が行われているところであります。県内の産後ケアの事業のうち、特に宿泊型や通所型では、市町が事前に契約した地元の産婦人科医療機関で提供される産後ケア事業を利用される場合が多いと伺っております。

ところが一方で、市町によっては産婦人科医療機関がないために、医療機関での宿泊型や通所型の産後ケア事業が実施されないというか、できない旨の話を伺いました。また、産後ケア事業は産婦の住所地の市町が実施するとなっていることから、里帰り先の市町の産婦人科医療機関では産後ケアを受けられないという声も伺ったところであります。里帰りは、都市部では減少傾向とのデータはあるようですが、九州や佐賀県においては、母子をいたわる思いは昔から受け継がれていると思っております。実家で養生していただく習慣が残っていると感じており、この習慣を大変喜ばしいことだと思っております。

今、県では、「子育てし大県」として政策を進めていただいておりますが、県内のどこに住んでいても支援が必要な方、望まれる方が産後ケ

ア事業を広域的に利用することで、産後も安心した子育てにつながるよう、県としても取り組んでもらいたいと切に願うところであります。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

まず、現状と課題についてであります。

今までの議会におきましても、県内市町の産後ケア事業での答弁におきまして、人的現状や施設などの受け皿などいろいろな課題の内容は承知しているところでありますが、現在の状況がどのようになっているのか改めてお伺いいたし、そして、課題として何があるのかをお伺いいたします。

次に、今後の取組についてであります。

市町によって産婦人科医療機関がないことや、産婦の住所地の市町だけに限らず、県内では里帰り先でも受けられるよう、現状の課題を踏まえ、県は今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

質問の三番目であります。自転車に関する交通ルールの周知についてお尋ねいたします。

昨日の報道によりますと、来年四月には十六歳以上の自転車利用者の交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用され、罰金の金額も政府のほうで決定されたとの報道がありました。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が多様な用途で利用する身近な交通手段であり、鉄道やバスなどの交通網が十分に整備されていない県内地域におきましては、比較的平地が多いこともあり、通勤通学はもとより、健康志向での自転車の利用者も多いと感じているところであります。

他方で、佐賀県では、人身交通事故が着実に減少してはいるものの、自転車が関係する交通事故の割合は横ばい状態で、自転車利用環境の改善には至っていないと感じております。そこには、十六歳では運転免許証を所持していないために道路交通法や標識を理解しているというよりも、意識していないのではないかと私は思うときがあります。

そのような中、昨年十一月には道路交通法が改正され、自転車利用者の「ながら運転」や酒気帯び運転の罰則が強化されたほか、先ほど申し上げましたように、来年四月には十六歳以上の自転車利用者の交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用されるようになっているところであります。

自転車については、百十三種類を超える違反行為に対して反則金の支払いが必要になるとのことであります。百十三種類のことを、逆に高校生、免許を持たない人たちが身につける必要も出てくるわけです。

これら改正された道路交通法の内容につきましては、様々なところで周知に向けた広報・啓発が行われていると承知しておりますが、特に通学や遊びなどで自転車を利用する機会が多く、罰則の対象となる高校生には、いまだ携帯電話の使用、そして二人乗りや自転車同士の並走、逆走や歩行者用道路などでの通行区分違反などを見かけたりすることがあり、その内容が浸透していないのではないかと危惧しているところであります。

加害者にも被害者にもなり得る可能性のある自転車の交通ルールを理解した安全利用は、将来、自動車や二輪車を運転する際の安全意識にもつながるものであり、特に高校生には道路交通法が改正された背景をしっかり説明し、交通ルールを守ることが、自分自身や他人の命を守ることにもつながることを理解させていただきたいと強く願い、学校と連

携の上、徹底した指導により身につけていただきたいところであります。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

まず、道路交通法の改正に至った背景とその内容について、どのようなものかお尋ね申し上げます。

次に、県内の自転車が関係する交通事故の発生状況とその特徴、自転車の交通違反の検挙状況についてです。

本年五月末現在の県内における自転車が関係する交通事故の発生状況とその特徴、自転車の交通違反の検挙状況はどのようになっているのでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、今後の取組についてであります。

車の免許を取得するときには、自動車学校で十分に交通規則や道路標識などを行き渡らせることができますが、自動二輪や車の免許を持たない十六歳の高校生に対する自転車の交通ルールの周知のため、県警では今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

あわせて、教育委員会さんのほうにも学校としてどういうふうな方向でというふうなこともお尋ねしようと思っておりましたけれども、やっときのう、そういった内容が報道されただけであって、しっかりとした内容がまだ県警さんのほうにも来ていないということで、県警さんのほうからまだ県のほうもいろんなことをお伺いされていないということで、今回は県警さんだけの質問とさせていただきます。

以上、三問の質問を終わらせていただきます。御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。（拍手）

◉山口知事　登壇＝野田勝人議員の御質問にお答えします。

野田議員から、多久市納所のビワについてお話がございました。私も納所のビワは、まさに濃厚な味、深い味でありますので、私は日本随一の味だというふうに強く思っております。

豚熱対策についてお答えします。

まず、県内における豚熱の発生状況ですけれども、野田議員からお話がありましたように、令和四年だったと思いますが、山口県で野生イノシシの豚熱発生というものがあって、九州に近いなと思ったことを覚えております。そして、唐津市の今坂の土砂災害の翌月、令和五年の八月だったんです。唐津市で二つの養豚場で豚熱が発生しました。県では八月二十九日の一例目の疑い事例の確認後、私を本部長とする対策本部を速やかに立ち上げまして、直ちに約五百頭の豚の殺処分などの防疫措置に着手いたしました。そして、その翌日の三十日には、近隣の養豚場から新たな二例目となる疑い事例が発生したわけであります。特にこの二例目は約一万頭という規模になりまして、自衛隊など、関係機関の協力を得て殺処分などを進めて、九月二十日に無事封じ込めが完了いたしました。しかしながら、この一万頭の中には大変大きな豚もおりまして、これが議員がおっしゃるように九州のほうに広まってしまったらどうしようかということで、何としてでもこの二カ所で抑え込まなければいけないという緊張感を思い出します。

そして、この豚熱の発生を受けて、国が九州七県を豚熱のワクチン接種推奨地域に設定したわけであります。そして、これは現在に至るまで、養豚場での豚熱拡大防止に向けて、このワクチン接種は展開されております。

そうした中で、野生イノシシの豚熱感染の広がりというのが見られたわけでありまして、佐賀県においても令和六年六月ですから、豚熱発生

の翌年ですけれども、議員がおっしゃるように、唐津で野生イノシシの豚熱感染が確認されました。そこから九十何例ということで続いていくわけですけれども、そうしたことで、県では養豚場への感染を防ぐことを目的に対策を講じることといたしたわけであります。野生イノシシの対策と養豚場の対策と、この両面から養豚場への感染防止対策を展開いたしました。

野生イノシシの対策としては、経口ワクチン散布のほかに、野生イノシシの追跡検査やわなでの捕獲などを行っております。そして、養豚場の対策としては、豚熱ワクチンの接種をはじめとして、イノシシの侵入防止柵の設置、養豚場へ往来する人や車両の消毒の徹底、農場内での人の衛生対策の徹底、そして獣医師による巡回衛生指導などを行っているわけであります。

県内では今、九十二に二足されて九十四例であります。ということで、これをどう見るかですけれども、年間、約二万頭ぐらい捕獲しておりますから、それなりに小さいといえば小さいというふうにも評価はされるのかなと。野生のイノシシがどのぐらいいるかというのは定かではありませんので、というところはあります。ただ、抑え込めている状況なのかなと。豚熱自体は豚舎では発生していないところを見ると、それなりの評価はしてもいいのかなと私は思っております。

こうした様々な努力の結果、現時点では養豚場での豚熱の発生を抑え込むことができていると思っています。特に野生イノシシに対する経口ワクチンの散布には、佐賀県の猟友会にも御協力をいただいております。その対応には大変感謝をしております。

九州各県の養豚場でも佐賀県と同様の取組が進められておりまして、九州全体にとってみても、現時点では養豚場での豚熱の発生は抑えることができているものと考えております。それでも何といっても、野田議員がおっしゃるとおり、養豚場で豚熱が発生すれば養豚農家に大きな打撃を与えることになりますし、今、特に南部九州が大きな産地だということは言をまたないところであります。

県としては、養豚場での豚熱の発生を防ぐことが最大のミッションであります。引き続き様々な関係者の皆様と協力しながら、養豚場で豚熱が発生しないよう、着実に取り組んでまいりたいと思います。

お話がありました、宮崎県を含めた県外狩猟者との関係ですとか今後の具体的な取組につきましては、農林水産部長からお答えさせていただきます。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝私からは、野生イノシシにおける豚熱対策のうち、これまでの取組と今後の取組方針についてお答えいたします。

県内の野生イノシシの豚熱感染が確認されたのは、現時点におきまして唐津市、玄海町、伊万里市、武雄市、大町町、多久市の四市二町で、先ほど知事が申しましたとおり、昨日までに九十四例となっております。

陽性事例を確認した場合は、その都度、全ての養豚農家に対して情報を共有し、衛生管理の徹底を呼びかけております。

また、経口ワクチンの散布につきましては、初めて発生した地点の半径十キロメートル圏内から徐々に拡大し、本年四月からは非感染地域も含めまして県内全域での散布に取り組んでおります。

さらに、野生イノシシにおける豚熱感染の検査は、令和四年度に三百四十九頭、令和五年度に四百九十四頭、令和六年度に六百九十一頭と、年々検査を強化しており、本年度は令和四年度の二倍となる七百頭を目

標に取り組んでおります。

狩猟者はウイルスとの接触リスクが一般の人よりも高いことから、狩猟期に入る前に、県内外の狩猟者に対して県のホームページですとか、文書を通じて、車両や狩猟器具の消毒の徹底、感染確認区域内での狩猟自粛の呼びかけを行っております。

県外狩猟者だけを対象として往来を制限するような法的措置は難しいものの、本県での狩猟自粛要請により、県外の狩猟者登録数は令和五年度と令和六年度を比較してみますと、百五十二人が百五人と四十七人減っており、県の自粛要請により、一定の効果があったものと考えております。

今後は、県猟友会や関係者の協力を得ながら、福岡県境や長崎県境への経口ワクチンの散布を増やすことや、特に議員が問題とされている県外の狩猟者に対しては、まずは来県の自粛や、来県の場合は衛生対策の徹底について直接メール等で注意喚起を強化するなど、これまで以上に豚熱の蔓延防止対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉宮原男女参画・こども局長　登壇＝私からは、産後ケア事業につきまして二点お答えをいたします。

一点目は、現状と課題についてです。

産後ケア事業は、議員から御紹介もありましたとおり、出産後の体への負担が大きく、育児への不安も抱えがちな時期の母親に対しまして、休息できる機会をつくったり、助産師など専門家へ相談をいただきまして、体の回復や子育てに関することについて様々なアドバイスを行う、こういったことなど、母親に寄り添ったサポートをすることで安心して育児に向き合えるよう支援を行うものです。市町において取り組まれている事業です。

出産後の母親が、適切なケアを受けることで、産後の体が回復し、心の安定をもたらし、産後鬱や育児のストレス、こういったことの予防にもつながると言われており、産後ケアの取組は大切なことだと認識をしております。

市町において実施されておりますこの産後ケア事業につきましては、三つのメニューのサービスが提供されております。病院などの空きベッドに短期間宿泊いただく宿泊型、病院などに出向いていただき日中を過ごす通所型、助産師などが家庭を訪問する訪問型です。県内では全ての市町においてこの三つのうちいずれかのメニューのサービスに取り組んでいただいております。

産後ケア事業を利用された方々からは、緊張と不安を抱えながら過ごしていましたが、穏やかなひとときを過ごすことができてまた頑張ろう、子供と出会えて幸せなどと前向きな気持ちになれた、いろいろなことが相談できてよかった、今後も相談できるといった声を伺っているところでございます。

議員から、ケアを提供する人的な状況、また、受け皿のお話がございましたが、訪問型ケアに関わる助産師の状況につきましては、地域による遍在はございますが、市町によりますと、支援のニーズに対し対応はできているという状況でございます。

また、宿泊型、または通所型のケアの受け皿として協力をいただきます県内の産科医療機関数は年々増えているところでございます。

取組に当たっての課題についてでございますが、市町におきましては、

サービスの提供に当たりまして、産科医療機関等の御協力が不可欠でございますが、市町によっては地域の産科医療機関数の減少によりまして、宿泊型、通所型のサービスを受託いただける受け皿が不足しているということ、特に受託いただける医療機関が地域の中にない市町におきましては、地域外の医療機関との調整にかなり負担を感じていらっしゃることなどがございます。

続きまして、二点目の今後の取組についてでございます。

県といたしましては、先ほどの課題も踏まえまして、地域における産科医療機関の受け皿不足や市町の調整の負担を解消いたしまして、産後ケアの事業の取組がそれぞれの市町でさらに進むよう、現在、各市町との協議や産科医療機関からの意見を伺うなど調整を行っております。

また、産科医療機関がない市町や、議員から御紹介のありました里帰り出産の場合でも、県内の市町を越えて産後ケア事業を利用していただけるよう、市町への意向調査なども始めております。

引き続き、産後ケアサービスを提供される産科医療機関と各市町の意向を確認しながら、受け皿の拡大や県内の市町の区域を越えたサービスの提供に向けて関係者間で協議など進めてまいります。

産後ケア事業が県内全域に広がり、県内の望まれる場所でケアを受け、お母さんが家族と一緒に楽しく子育てに向き合えるよう、産後ケア事業の取組を支援してまいります。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　**登壇**＝道路交通法の改正に至った背景とその内容についてお答えします。

近年、国民の意識やライフスタイル等の変化に伴い、自転車利用のニーズが高まっている一方、全国的には自転車が関係する交通事故は増加傾向にあるなどの情勢を踏まえ、昨年十一月、自転車の交通事故防止のための所要の規定の整備を行うことを目的に道路交通法が改正されたところであります。

その主な内容は、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定の整備、十六歳以上の者の運転する自転車等による信号無視や一時不停止、携帯電話使用等の違反行為について、交通反則通告制度の対象とするための規定の整備等を行うこととするものであります。

このうち、自転車の酒気帯び運転及び携帯電話使用等に関する罰則規定については、昨年十一月から施行されております。また、自転車等に対する交通反則通告制度については、令和八年四月から施行されることとなっております。

県内の自転車が関係する交通事故の発生状況、自転車の交通違反の検挙状況についてお答えします。

本年五月末現在における県内の自転車が関係する交通事故の発生件数は百八件であり、前年同期比で七件の減少となっております。百八件中、出会い頭が六十三件、左折時が十二件となっており、自転車乗用中の死亡事故は発生しておりません。

自転車が関係する百八件の交通事故について、自転車当事者百十人を見ますと、高校生が二十四人と全体の二二％、中学生が十三人と全体の一二％を占めております。

また、本年五月末時点における県内の自転車の交通違反の検挙件数は十六件であり、前年同期比十四件の増加となっております。このうち高校生の検挙が一件となっております。

今後の取組についてお答えします。

県警察におきましては、自転車に係る交通ルールの遵守を促すため、積極的な指導警告のほか、悪質、危険な違反行為には検挙措置を取っております。あわせて、街頭キャンペーンや交通安全教室、関係機関と連携した広報・啓発活動等を展開しております。

中でも、県内において自転車が関係する交通事故の当事者には高校生が多く、議員御指摘のとおり、高校生に自転車に係る交通ルール遵守の必要性を理解させることは重要であると認識しております。

このため、県下六つの高校をマナーアップモデル校に指定し、生徒の交通ルール遵守とマナー向上に取り組んでいるほか、高校における交通安全教室ではスタントにより事故を再現したり、自転車シミュレーターを活用したり、交通事故の危険性を訴える、より効果的なものとするなどの取組を講じております。

また、道路交通法の改正に関しては、昨年十一月からの施行内容は、既に県下の全ての高校に資料を配布するなどしているところですが、来年四月から施行される自転車等に対する交通反則通告制度についても、同様に県下の全ての高校に周知を図ることとしております。

悲惨な交通事故を一件でもなくしていくために、加害者にも被害者にもなり得る自転車に係る交通ルール遵守のための取組は重要な課題であると認識しております。引き続き、県下の各高校をはじめとする関係機関とも緊密に連携しつつ、各種の対策にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

◉野田勝人君　登壇＝それぞれに御答弁いただきました。再質問をさせていただきます。

まず、先ほど自転車に対する御答弁をいただきました。私も申し上げましたとおり、恐らく小学校から乗り慣れた自転車の乗り方というのは、自動車学校に通って初めて道路標識とか道路交通法なんかを意識的に頭の中に感じるものだと思っています。それだけに、今は免許を持たない方というのは、なかなか意識するところがないというふうに思っていますので、先ほど御答弁をいただきました、これからの取組というところによろしくお願いしますとともに、期待をさせていただくところです。よろしくお願い申し上げます。

それと、産後ケアに関しましては、本当にありがとうございます。市町の各課題に対して、ある意味では県のほうでリーダーシップを持って取り組んでいただきながら、進めていただければというふうに思っています。そこもよろしくお願い申し上げます。

再質問は豚熱に対してであります。

知事のほうから、佐賀県での豚熱を抑え込めているところは評価をしていると、これは本当にすばらしい連携といいますか、地元猟友会とか県、あるいはＪＡさん、関係者、国関係で、本当に国がびっくりするほど、佐賀県の対応はすばらしいという評価をいただいているくらいに、動きが素早かったというところは本当に評価できると思います。

しかしながら、徐々に広がっていっているということも事実でありますし、何よりも佐賀株に近いやつが都城で発見されたと、見つかったという――何回も申し上げますけれども、養豚業界のナンバーワン、ナンバーツー辺りの地域で佐賀株が出たという、ここなんですね。佐賀でも一万頭の殺処分、大変だったと思います。こういったことが、まだ今の

ところ宮崎でも続いての事例があっていないから幸いなことなんですけれども、本来、申し上げましたように、法律の判断といいますか、そこなんですね。大正七年に作成されました鳥獣保護法並びに狩猟法という状況では、主に乱獲防止、減少していく、あるいは絶滅していくであろうというところの保護に力を注いでいるところです。まさかこういった豚熱なんかの問題、あるいはこれから来るアフリカ豚熱のことなんかはまず想定されなかった時代にできています。

そういった中におきまして、対象狩猟鳥獣の捕獲などの禁止または制限をかけることができる、これは先ほど申し上げました第十二条ですね。「都道府県知事は、当該都道府県の区域内において特に保護を図る必要があると認める対象狩猟鳥獣がある場合には、前項の禁止又は制限に加え、同項各号に掲げる禁止又は制限をすることができる。」というようなことがうたってありますし、狩猟登録です。私たちは絶対に狩猟税を払って、狩猟登録を県にするわけです。そして、狩猟ができるようになるわけです。この五十八条、「知事は、狩猟者登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書のうちに重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。」、これは例えば免許を持たないとか免許停止中であるとか、保険に入っていないとか、そういっただけのことです。

五十九条には、「都道府県知事は、当該都道府県の区域内における鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、狩猟を行うことができる者の数を制限し、その範囲内において狩猟者登録をすることができる。」、いわゆるその他の事情を勘案して、例えば、佐賀県で豚熱が発生して、鹿児島、宮崎、熊本の山間部辺りというのは非常にイノシシを食べる文化があります。以前も申し上げましたけれども、お正月にはこちらでは、祝いものとしてブリとかタイの刺身を食べます。それと同じようにお正月には、三つの県が連なる山間部はお正月料理として欠かせないもの、そういうごちそうらしいです。だからこそ、イノブタ系のおいしい肉を求めて、そして山が深くない里山的なところの佐賀県に来られるわけです。

問題は、県内の豚を守るのももちろんですけれども、そういった方々が土地勘が分からない状況の中に、どんどん山の中に入っていって、ウイルス株を靴につけたり、いろんなところに運ぶという、そういったことを、じゃ、自粛だけで本当にできるのですか。先ほどの答弁は自粛ということだったと思います。自粛は今までもしていただいた挙げ句の果てに、都城にも佐賀の株が広がったわけですね。

だからこそ、緊急時と捉え、あるいは非常時と捉え、こういった制限をこの法律どおりにかけることができないか、この受け取り方、解釈の仕方について、再度そこを質問させていただきます。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝野田勝人議員の再質問にお答えします。

県外狩猟者に対して法的措置を取れないかという趣旨の御質問だったかと思います。

議員お話をされたとおり、鳥獣保護管理法ですとか狩猟法によりまして、県が対象鳥獣ですとか猟法を指定して、感染区域における制限だとか禁止だとかいうことを行うことは可能でございます。

しかしながら、先ほど御答弁申し上げたとおり、本県におきましては、

唐津市での豚熱発生以来、様々な対策に取り組み、県内におきまして、養豚場での豚熱は発生しておりませんし、野生イノシシにつきましても、現時点におきましては、県の北西部でとどまっているような状況にございます。こうしたことから、直ちに法的措置を取り、狩猟の制限禁止をする段階ではないというふうに認識しております。

しかしながら、今後の感染状況等を見ながら、法的措置に関しましては慎重に判断していく必要があるのではないかというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉野田勝人君　登壇＝最後、質問させていただきます。

昨日、環境省に私も確認を取っていただきました。取っていただいたというのは、ある方を通じて取っていただきました。この法的といいますか、制限を設けることに関しましては、十分に県の権限でできるという御回答でありました。そのためには、県が計画をしっかり立てる、どういうときにこういったものを発動するとか、その計画によって十分できるというような御回答をいただきましたので、それについて県の考えをお尋ねいたします。

◉島内農林水産部長　登壇＝野田勝人議員の再々質問にお答えします。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、鳥獣保護管理法におきましては、第十二条ですとか第十五条によりまして、法的措置は可能というふうな認識は当然私どもも持っております。ただ、これまでにこういった法的措置を取った県というのが岐阜県一県だというふうに承知をしております。また、そういったこともございまして、私どもとしては、環境省ですとか先進県にお話を伺いながら、どういった状況、どういったお考えで法的措置を取られたかというのも確認してまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◉武藤明美君（拍手）**登壇**＝皆様こんにちは。日本共産党の武藤明美でございます。

私は五問準備をさせていただいておりますので、通告どおりに一般質問を行いたいと思います。

一番目、佐賀空港へのオスプレイ等配備についてです。

オスプレイ等の駐屯地として、七月九日に佐賀駐屯地（仮称）が開設され、配備が強行されようとしています。あと二十日足らずに迫っています。二〇二三年六月十二日に工事着工となり、県民の強い反対があるのに今日まで進んでおり、これに強く抗議いたします。

県民から説明会を開いてほしいという要望がある中で、九州防衛局は六月十日から四日間の日程で、川副、東与賀、諸富の三地域、六カ所の校区自治会長には説明会をいたしましたが、ほかの住民への説明ではなく、マスコミも入れないという秘密主義的な開き方です。市内全域、さらには県民を対象としての説明会を開くべきではないでしょうか。

なぜなら、オスプレイ等の配備がされると、騒音、環境悪化など、市民への影響が出てくるからです。さらには低空飛行訓練の区域となる脊振、天山周辺にも影響は大きいと言えます。

オスプレイが水陸機動団としての活動をする場合も、県西部方面の上空を飛行して佐世保に行きます。改めて県内各地での県民説明会を開くべきではないでしょうか。防衛局に開催を求めるか、それが駄目なら県主催の説明会を開くべきです。いかがでしょうか。

次に、オスプレイの危険性についてです。

私たち県民がオスプレイ等の配備に反対と心配をしている理由の一つは、危険性が強いという点があります。オスプレイは製造段階から事故が多発し、死亡者も出ました。その後も事故が多発しています。佐賀県が配備要請を受けた後も、米軍オスプレイは二〇一六年十二月、沖縄県名護市で墜落、大破、その後もオーストラリア、シリア、ノルウェー、アメリカ・カリフォルニア、オーストラリア、屋久島沖で死亡を含むクラスAが八回、二〇二二年と二〇二三年の二年間では四回も大事故が起きています。陸自オスプレイは、二〇二四年十月に与那国島で接触、機体が大破し、修理費の見積もりが五億六千万円にも上るという事故になっています。スタートボタンの押し忘れという初歩的ミスもありますが、クラッチの不具合やナセル内のエンジン翼の金属片問題等があり、ギア破損の原因はいまだに不明です。そのほとんどは操縦士に責任があるとされています。知事は、このような事故の多さについて、どう受け止めているのでしょうか。

また、公表される事故原因については曖昧だと感じる点もあります。ギア破損の原因等、もっと明らかにさせるべきではないでしょうか。そうでないと、県民は不安でいっぱいなんです。私は、オスプレイの飛行を認めたくありませんが、今後、オスプレイが佐賀県上空を飛行する場合、県民の多くは不安を持っています。飛行計画、訓練計画を事前に明らかにしてもらえるのか、早朝八時前や夜間十時以降に飛行はしないと約束できるのか、学校や保育園、幼稚園、病院等の上空は飛行しないと確約できるのか、昼間の飛行でも、テレビの音や会話の声が聞こえないような騒音があるのではないか、そういう声が出されているんです。低空飛行や、佐世保に向かう県西部方面からも不安は出ています。運用計画は守られるとお考えでしょうか、どう認識し、どう対応していくのでしょうか。

次に、台湾有事についてです。

昨今、台湾有事という言葉が政府やマスコミ報道で頻繁に使われています。政府は二〇二二年の安保三文書に基づく敵基地攻撃体制を構築しようとしていますが、その一環として、九州各地で行われている日米合同演習に必ずや陸自オスプレイが加わることでしょう。台湾有事とあおられる中で、佐賀駐屯地（仮称）もより強靱化されることにつながったり、攻撃の対象になったりするのではないでしょうか。

先頃、アメリカと中国の経済に関する話し合いが友好的に行われたとのことです。今、有事に向かう状況ではないことは双方分かっているのではないでしょうか。国会でも、日中友好議員連盟も石破首相をはじめ、中国を訪問しています。殊さら台湾有事にあおられることは、かえって危険な方向に向かうのではないでしょうか。知事は、台湾有事が現実的に起きると思っておられるのかお聞きしたいと思います。

次に、原子力行政についてです。

一つ目は、乾式貯蔵施設についてです。

使用済み核燃料の搬出予定地である青森県の六ケ所再処理工場は、お聞きのとおり、一九九三年の着工後、二十七回の完成延期を繰り返し、三十二年たっても完成していません。そのため九州電力は、使用済み核燃料を貯蔵する乾式貯蔵施設の設置工事を去る五月十九日に着工しました。二〇二七年度から運用するとしていますが、これが完成すると、玄海三、四号機稼働により発生する毎年約百体の使用済み核燃料は二〇三

八年分まで保全できると九電は試算をしているそうです。使用済み核燃料がこんなに増えていくことを知事はどのようにお考えでしょうか。

次に、除染土についてです。

二〇一一年三月十一日の東日本大震災に伴う福島原発事故は、立地県である佐賀県民にとってもよそごとではありませんでした。

さて、事故後の福島県内の除染作業で剝ぎ取った除染土は、福島の大熊町と双葉町にまたがる中間貯蔵施設に千四百万立米が保管されています。県外に搬出されるというものの、その除染土をどこに搬出されるのか定かではありません。

今年の三月十一日、読売新聞が全国の知事に受け入れるかどうか意向調査を行った結果を掲載しておりましたが、条件次第で検討すると答えたのは五県にとどまりました。また、別の五県は受け入れる意向はないとのことです。佐賀県の山口知事は無回答だったとして掲載されていませんでした。山口知事は、私のいわゆる核のごみに関する質問のとき、これ以上新たな負担は受け入れる気はないといった答弁をされましたので、きっとそういう立場なのだろうと思っておりますが、なぜ意向調査に回答されなかったのか、御答弁をお願いいたします。

次に三つ目、食料自給率の向上及び今後の米生産について、いわゆる米問題です。

昨年夏、米不足が発生したとき、政府は米価の安定策も取らず、備蓄米の放出もしなかったことから、今年もまた米不足と価格高騰が起きています。前農水大臣の失言が国民の怒りをさらに広げ辞任、後任の小泉農水大臣が備蓄米を約二千円で放出し、足りないなら輸入を口にするなど、連日のように小泉米劇場がテレビでも流されています。しかし、政府が国民のために仕事をするのは当然のことであり、ちやほやもてはやすものではありません。主食となる米を輸入に頼るのは食料安保の観点からも危険だと思います。備蓄米は、一旦何か起きたときのために政府が買い上げ、蓄えてきたものです。米の年間需要七百万トンと言われていることを思えば、目先の対応だけに終わってはならないことは明らかです。

そもそもお米の高騰は、需要量よりも二〇二三年産米が四十四万トン不足したことにあります。米消費の減少を前提にして政府が需要に見合うぎりぎりの生産計画を立て、農家に減反を押しつけてきたこれまでの自民党農政によるものです。一時期、民主党政権になったとき、私ども日本共産党が求めてきた所得補償制度が実現し、十アール当たり一万五千円が保障されましたが、安倍政権によって半減し、二〇一八年には全廃となりました。事実上、米農家から一千五百億円もの所得がなくなったと言われています。価格を市場任せにしたことから、六十キロ二万円台だった生産者米価が、近年は一万円そこそこに落ち込んでいます。これでは生活できないと悲鳴が起きて、全国的には二〇〇〇年に百七十五万戸だった農家は三分の一の五十三万戸に減りました。佐賀県ではどうかというと、二〇〇〇年に四万一千百三十五戸だった農家が、二〇二〇年、令和二年の統計では一万八千六百四十五戸へ実に四五％に減少している危機的な状況です。

お米に限らず、ほかの農産物も輸入自由化による価格競争が日本農業、佐賀農業を大きく衰退させてきています。その場だけの対応で何か手を打てばいいということではなく、安心してお米を作り、営農ができるよう抜本的転換が必要ではないでしょうか。

私たち県民消費者は、佐賀県が誇る「さがびより」、「夢しずく」、ヒノヒカリ、次からは「ひなたまる」も登場するようですが、そういうお米を五キロ二千円台から三千円台で買えて、安心・安全の佐賀の食生活を送りたいと願っています。パンや麺類を食べたとしても、お米にかなうものはありません。やっぱり食べたい日本のお米、おいしい御飯は佐賀のお米、このことに尽きると思います。有明海のノリや青菜の一夜漬けなどでほかほか御飯をいただく、そんなひとときの幸せを味わいたいのです。他県から引っ越してきた人が、よく佐賀は食べ物がおいしい、お米も、新鮮な野菜に魚介類が魅力的だ、佐賀に住んでよかったと言います。その言葉を聞くと、我が意を得たりとうれしくなります。

今、農家の方は国の農業政策に対して信用していないとの声を耳にいたします。くるくる変わる猫の目農政によって苦しい思いをしてきたからです。一部には、食糧管理法のような制度を望む声もあります。今こそ増産に転じ、所得補償の制度と米の買い取りの仕組みを整えるなど、農家が安心して米作りに励めるようにすべきです。

そこで、知事に質問しますが、生産県佐賀として、自給率のさらなるアップのために農家が安心して農業ができるよう国に働きかけていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次に、農林水産部長に質問します。

農家への米の仮渡金の現状、これはどのようになっているでしょうか。

次に、佐賀県において、米の生産に今後どのように取り組んでいくのかお示しください。水田農業振興対策の強化として、米の増産や生産意欲の湧く農業所得についても位置づけてほしいのですが、いかがでしょうか。

以上が、食料自給率の向上と今後の米生産についての質問です。

次に四番目、生活保護行政についてお聞きします。

米価高騰の下で私たち国民の暮らしはますます大変です。働く人が、物価高騰を上回る、生活できる賃金をという声が上がっています。また、年金暮らしの方からは、マクロ経済スライドではなく、物価に見合った年金をの声も上がっています。

こういうとき、生産手段を持たず、生活保護を受給している人たちは本当に困っておられます。これまでも私は、生活の相談や、生活保護を受給したいという人たちの思いをお聞きしてきました。コロナのときなど、給付金をもらうときもありましたが、日頃の暮らしをまともにしていくためには、削減された保護基準を元に戻して、物価高騰に見合った基準に引き上げてほしいというのが願いなんです。

そこで、改めて質問いたします。

一つ、生活保護についてです。

最近三年間の生活保護の受給状況で、県全体で受給世帯や人数、保護費額はどのようになっているのかお示しください。

次に、保護基準額については、物価高騰の折、引き上げを求めていただきたいのですが、どうお考えでしょうか。

次に、生活保護を受給している人たちは、高齢になったり、体調が悪くて働けないという人もおられます。これからの本格的な暑さに体がついていけないと困っておられます。最近はエアコン購入も認められているものの、エアコンをつけると光熱費がかさむのは明らかです。熱中症対策としてエアコンの使用がテレビなどで呼びかけられているのに、利用を我慢して体調が悪くなった、そういったお話もお聞きします。夏季

加算をぜひ国に求めていただきたいのです。いかがお考えでしょうか。また、冬季加算も同様です。

次に、加算の認定漏れについてです。

昨年十二月にテレビで放映された生活保護に関する番組で、各種の加算が漏れている実態があると知りました。もっとよく知りたいと思い、日本共産党の国会議員とも連携し、国会質問にも取り上げてもらい、佐賀市にも申し入れを行いました。ある保護世帯の方が該当する加算があるはずなのに加算されていなかったとお聞きしていたからなんです。

ここにパネルがあります。（パネルを示す）これが加算に関する状況です。障害者加算、それから妊産婦加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、介護保険料加算、母子加算、こういった幾つかの加算があるんですが、生活保護の基準にプラスしてこういったものが加わっていくわけです。

二月の県議会でこういったことを基に委員会で質問したところ、県内全域でも調査をしてもらうことになりました。先頃、結果がまとまったようです。県内にも加算漏れがやっぱりあったということなんですけれども、改めてお聞きしますが、県内の加算漏れの実態についてお示しください。その支給漏れの分、全員に遡って支給できたのか、併せてお答えください。

次に、受給世帯とお話をすると、支給額の内訳が分かりにくいというふうに言われます。世帯ごとに内訳が違うし、年齢によっても違うし、状況によって加算の有無、先ほどお示ししたような加算の違いもあるんです。今回のような加算漏れを起こさないためには、保護費支給の際に、世帯ごとに支給明細書を渡していただきたいと思います。ぜひお願いしたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

次に、教育行政についてお聞きいたします。

一つ目は、教職員の働き方についてです。

子供たちの学ぶ場の環境整備のためには、先生たちの働き方をよりよくしていくことが大事です。教員の働き方については健康管理の面から問題だとこれまでも指摘してきました。

このほど国会では、改定給特法が可決され、附帯決議も可決されました。本来、教師の仕事は子供の学習権、発達権の保障のために奉仕するものです。だからこそ、教育実践の自由と自律性が尊重され、教師としての学習や研修が保障されなければなりません。さらにいえば、そうした専門性を発揮するためには残業はなじまないと思います。しかし、現実はそうなっておらず、長時間過密労働の下で実践の自由や自律性、やりがいが疲弊していくのではないかと言わざるを得ません。

給特法については、月当たりの時間外勤務を四十五時間から三十時間に引き下げるとあるものの、持ち時数削減のための教員を増やす定数改善はどうなっていくのか、新たな主務教諭の導入がどうなるのかなど、多くの疑問を呼んでいます。

全国的に意見が出されたため、教諭の賃金は下げないということにもなりました。しかし、具体的にはどうなっていくのか、法的拘束力のない附帯決議が尊重されていくのか、県内の学校現場からの不安の声もあります。

そこで、教育長に質問いたしますが、この改定給特法についてどう受け止めておられるのでしょうか。

次に、新たな職、主務教諭の設置については地方公共団体の任意設置

となっています。校内の職層が縦に連なることで職場の雰囲気が悪くなるとの懸念もあり、協力よりも分断になりやすいのではないかという声も聞かれます。県教育委員会としては独自に導入見送りなどの判断をしてもらいたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

次に、教員の配置についてです。

毎年、未配置状況についてお聞きしておりますが、改善にどのように取り組んでいるのか知りたいからです。しかし、今年は昨年よりさらに厳しいのではないかと思います。

そこで、令和七年度の未配置はどうなっているのでしょうか。また、未配置の際にカバーをしている職員への手当はどのようにしているのか明らかにしていただきたいと思います。

次に、採用試験についてです。

近年、教職員課程の履修生の数はかなり減少傾向にあるのではと言われています。佐賀でも二百人の募集に対して百八十人の受験とのことですが、倍率が下がっている原因についてどう考えておられるのかお答えください。

私は、教師の長時間労働等による魅力の低下と相まって働きがいが減少し、教師志望者の減少、つまり教師不足、未配置というように、負のスパイラルが起きているのだと思えてなりません。その抜本的解決が求められていると思います。先生の仕事をきちんとできるようにすることが大事です。

職員の週の持ち時数の上限をきちんと決めて、授業の準備時間をつくる、それによって子供たちの学習への興味関心も高め、先生と子供が触れ合う時間をつくることが教員としての喜びだと思います。教員の週の持ち時数についてどうお考えでしょうか。

次に、給与の問題です。

隣に福岡県という給与水準の高いところがあり、佐賀県へ教員不足の影響が出ていると何度も指摘してきました。福岡と同等か、せめて九州二番目の給与に引き上げていくべきではないでしょうか。

本県では一般労働者の賃金が、山口知事の発言により九州二番目になるくらいに頑張っています。教育分野でもその努力を求める次第です。いかがでしょうか。

以上、一回目の質問を終わります。

◉副議長（八谷克幸君）　暫時休憩します。

午後二時四十六分　休憩

令和七年六月十八日（水）　午後三時十五分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

武藤明美君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉山口知事　登壇＝武藤明美議員の御質問にお答えします。

佐賀駐屯地へのオスプレイ配備についてお答えします。

県民説明会についてどう考えるかということでございました。

佐賀空港の自衛隊使用要請につきましては、この十年間、一つ一つ丁寧に対応してまいりました。例えば、平成二十九年五月には論点整理素案を公表させていただきました。この検討には約三年半かかっております。内容は多岐にわたっておりまして、飛行に伴う騒音、排気ガスによる大気への影響から生活環境への影響、下降気流や電波等による漁業、農業への影響、さらにはバルーン大会、水鳥への影響に至るまで、様々な観点から説明させていただいていると思っています。

また、漁協への要請や説明、県議会での議論、討論、定例会見、ぶら下がりなど、常にオープンにしてまいりました。そして、令和四年十二月には防衛省との共催で県民説明会も開催させていただきました。説明会の開催に当たりましては、防衛省、佐賀市、県、それぞれにおいて役割があります。そして、役割に伴って対応を行うということであると考えております。

続きまして、オスプレイの安全性についてお答えします。

飛行の安全は何より大切です。ただ、何事にも一〇〇％安全ということはなく、安全性は常に追求していかなければならないものです。そして、常に絶対の安全はないという気持ちを持ちながら、真摯に向き合っていくことが大切です。事故などが発生した場合に大事なことは、原因やその対策を確認することです。

これまでもその都度、防衛省に対し、徹底した原因の究明と、その情報を開示するよう求めてまいりました。今後も安全性に関する疑問や不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認していきたいと考えています。

事故原因の究明や運用計画の遵守などにつきましては、政策部長から答弁させます。

続きまして、いわゆる台湾有事についてお答えします。

国際社会は、昨今の諸情勢を考えますと新たな危機の時代に突入し、我が国を取り巻く安全保障環境も大変厳しい状況と認識しています。そうした中、中国は台湾に平和的な方針を維持しながらも、武力行使の可能性は否定しておらず、台湾周辺での軍事活動も活発化し、国際社会全体の不安も高まっていると認識しています。

このような国際情勢に鑑みれば、台湾有事の蓋然性はゼロではなく、その可能性を考慮に入れなければならない状況だと私は認識しております。いわゆる台湾有事は決して起こってほしくはないし、世界で紛争がなくなってほしいと願っておりますが、あらゆる状況に備えておくことはとても大切なことだと私は認識しています。

続きまして、原子力行政に関してお答えします。

乾式貯蔵施設等についてですが、原子力発電所で発生する使用済み燃料については、これを「再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する」ことが国の基本的方針です。九州電力はこの方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後に再処理工場へ搬出するとしていま

す。

今後とも、玄海原子力発電所の使用済み燃料の再処理工場への搬出に向けた取組を注視してまいります。

核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれがきっちりと責任を果たすべきです。国に対しては今年五月にも政策提案を行い、国が責任を持って核燃料サイクルを進めていくように強く申し入れを行いました。今後も機会を捉えて求めてまいります。

続きまして、いわゆる除染土についてお答えします。

武藤議員からアンケートへの回答で無回答というふうに言われましたけれども、無回答ではございません。その選択肢を選ばなかったわけでありまして、国全体としてどう向き合うのか、国が責任を持って対処方針を示していただきたいという文章で私はお答えをいたしました。それを無回答とされたのかはちょっと分かりませんけれども、というのが事実であります。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故で甚大な被害を受けた福島県では、汚染された地域の除染などが進められ、その結果、避難指示区域などの解除も進み、生活環境や交通基盤が整備されるなど、一部では着実に復興が進んでおります。

しかしその一方で、除染のために除去した大量の土壌は今も福島県内の中間貯蔵施設に保管され続けているわけでございます。これまでエネルギー政策に協力して、消費地に電力を供給してきた福島県のこの現状については、国全体でしっかり向き合っていくべきことだと思います。福島県の負担を減らすために国全体で何ができるのか、こちらは国がリーダーシップを取って進めるべきと考えています。

続きまして、佐賀県の食料自給率の向上についてお答えします。

農業は佐賀県の基幹産業でありまして、我々の誇りであります。佐賀県には、食料の安定的な確保が求められた時代に、佐賀段階、新佐賀段階により単位当たりの収量が日本一になるなど、米作りに力を入れてきた歴史もございます。

その後もこうした米作りを基本に、麦や大豆などを組み合わせ、生産性の高い水田農業を展開してきました。こうした結果、佐賀県のカロリーベースの食料自給率は九九％ということで、西日本では最も高い県となっておりまして、私は常に申しておりますけれども、北海道、東北、九州は我が国の食料安全保障に大きく貢献しているところであるというふうに考えておりますし、今回の政策提案、種々いろんな方にお話しさせていただきましたけれども、食料安保を支えているこの地方を大事にすることは、地方を大事にすることのみならず、この国そのものの保障をすることだということを国民全体で認識するようにしてほしいという話もさせていただきました。

食料安全保障の重要性がうたわれる中で、苦労して食料を生産し、我が国を支えているのは生産者であり、地方であります。今後も、整備の進んだ水田や大規模な共同乾燥施設を活用するとともに、農地の集積、集約を進め、米や麦、大豆を中心として水田を活用し、生産性の高い農業を引き続き展開することで食料自給率の向上にもつなげてまいりたいと考えております。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、オスプレイの安全性につきまして二項目お答えいたします。

まず一項目め、事故原因についてです。

知事からも答弁ございましたが、これまでも事故などの情報に接した際には、その都度、防衛省に対し、徹底した原因の究明とその情報の開示を求めてまいりました。そして、防衛省から事故原因等の報告を受ける際には、疑問点をその場で確認し、必要に応じて、より詳細な情報提供を求めたり、さらなる検証を要請したりしてきました。

オスプレイにつきましては、機密性の高い防衛情報もございますことから、県がオスプレイの具体的なシステムに踏み込んで研究することや、責任のある知見を持って発表することは困難ではないかと考えておりますが、そうしたこともありまして、県としましては、オスプレイの事故に関して防衛省の説明がしっかりなされているか、また不合理な点はないかなどについてきちんと確認し、結果を公表していくことが重要であると考えております。

今後も、オスプレイの安全性に関する疑問、それから不明な点が生じた際には、その都度、防衛省に確認をしてまいりたいと考えております。

次に二項目め、運用計画の遵守についてです。

運用計画につきましては、論点整理素案の公表の際に県として確認してまいりましたが、今年二月の公害防止協定に基づく事前協議の際、防衛省から提出された運用計画では、離着陸回数や訓練空域、騒音・大気への影響などが改めて示されておりますが、これまで防衛省が説明してきた内容と矛盾がないことは確認をしております。

そして、来月から始まる駐屯地の運用に当たりましては、駐屯地、それから佐賀空港事務所、航空管制等の現場レベルにおいても随時調整等を行うこととしております。あわせまして、周辺住民の生活に関わる夜間訓練等につきましては、きちんと情報提供を行うよう防衛省に求めていくこととしております。

県といたしましては、駐屯地開設後もこれまで防衛省が説明してきた内容と矛盾やそごがないか、丁寧に確認をしてまいりたいと思います。

私からは以上です。

◉種村健康福祉部長　**登壇**＝私からは、生活保護行政についてお答えをいたします。

まず初めに、生活保護費についてですが、ここ三カ年の県全体の受給世帯数、受給者数及び保護費の推移についてお尋ねがございました。県全体の受給世帯数、受給者数、保護費について、それぞれ令和四年度、令和五年度、令和六年度の順に申し上げます。

受給世帯数は六千二百九十三世帯、六千二百四十二世帯、六千百九十九世帯でございます。受給者数は七千三百七十五人、七千二百九十八人、七千二百三十三人でございます。保護費でございますが、約百二十八億円、約百二十七億円、速報値で約百二十四億円でございます。いずれも傾向としては微減ということでございます。

続きまして、保護費の引き上げについてですが、基準額の引き上げを国に求めてはどうかという趣旨のお尋ねだったかと思います。

生活保護費、これは国におきまして、令和五年十月に基準が見直されております。ただ、これは令和元年の消費実態を反映したものでございました。これに加えまして、物価高騰を含む社会経済情勢を踏まえて臨時的、特例的な対応といたしまして、令和五年十月から一人当たり月額千円の特例加算を支給するような見直しが行われまして、これの特例加算額が今年十月からは現在の千円が千五百円に増額をされることになっております。この特例加算による増加額は、夫婦と子供一人のモデル世

帯数の保護費が月額で約十四万円ですけれども、これの約三％分でございます。一方、令和元年と比較した令和六年における一般低所得世帯の消費支出、これは約一二％上昇しております。このことを考えますと、特例加算では物価高騰に十分対応できていないんではないかというふうに認識をしております。こういうことから、生活保護基準を物価高騰に見合った数字にするようにということで、今年五月に国への政策提案を行ったところでございます。

続きまして、夏季加算の新設についてですが、新設を国に求めてはどうかということでございました。

議員からもお話がありましたように、物価高騰の中で電気代を節約するために、夏場にエアコン使用を控える方もいらっしゃるということは聞いております。熱中症を予防するということからいけば、なかなかそれは厳しいので、エアコンの稼働はやっぱり必要なんだろうなというふうに思っています。

この件につきましても、今年五月の政策提案で夏季加算を新たに制度化することということと、エアコンの購入費の支給要件を緩和して買い換え費用も支給できるようにすること、この二点について提案をしたところでございます。

続きまして、認定漏れの件でございます。

このたび、障害者加算等認定漏れ等がございましたことは大変申し訳なく、心からおわびを申し上げます。どうもすみませんでした。

件数でございますけれども、まず、今年一月から二月にかけまして、県内の二つの福祉事務所で二十件の障害者加算等の認定漏れ、認定誤りを確認いたしました。この後、改めて調査をしましたところ、新たに九事務所で三十七件の認定漏れ等を確認いたしました。調査前のものと合わせますと、合計で五十七件でございます。今回の認定漏れ等が発生したことを重く受け止めまして、チェック体制の強化ですとか、定期的な家庭訪問によって被保護者の状況把握に努めるなど、再発防止の徹底に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、漏れがあった加算について、遡って支給するのかというお話でございました。

認定漏れ等があった加算分につきましては、遡及して支払うこととし、現在手続中の部分は一部ございますけれども、金額ベースでいきますと、大体九七％分の支払いが終わったところでございます。

それから最後に、認定漏れを防ぐための支給明細の配布ということでございました。

今回、認定漏れ等に係る再発防止策の一つといたしまして、県の全ての福祉事務所と認定漏れ等がありました市の福祉事務所に対しまして、希望者に加算の明細を配布することと、このことを受給者にも周知をすること、このことの通知を発出いたしました。認定漏れがなかった福祉事務所も三事務所ございましたけれども、ここにも同内容を周知いたしまして、未然防止策として取り組んでいただきますようお願いをしたところでございます。

各種加算に係る明細の配布に関しましては、県、市の福祉事務所の職員が集まる会議で意見交換をしてみました。その中では、県全体で三千件を超える件数があって、これを手作業で行うということになると、例えば、家庭訪問の時間に影響が出るんではないかとか、そういう声もありました。それで、国のほうが今年度中に生活保護業務に係る電算シス

テムの仕様を全国統一する予定がございます。こういうことから、国に対しまして、保護決定通知書に加算の明細を表示できるようにしてはどうかという提案もさせていただきました。

生活保護は、国民、県民の生活を守るセーフティーネットでございます。生活保護基準の改善、夏季加算の新設、それから加算の明細の表示、これにつきましては、引き続き国のほうに提案を行ってまいりたいと思います。そして、認定漏れ等の再発防止を徹底し、生活保護制度の適正な運用に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝私からは、食料自給率の向上と今後の米生産についての問いのうち、二点についてお答えいたします。

まず一点目、農家への仮渡金の現状についてお答えいたします。

農家が米を出荷した際にＪＡから農家に支払われるのが仮渡金であり、概算金とも呼ばれております。本県の銘柄米「さがびより」を例にＪＡさがの過去三カ年の仮渡金の推移を見てみますと、六十キロ当たりで令和五年産は一万一千八百円、令和六年産は一万六千六百円、令和七年産は二万三千円と、年々価格が上昇しており、令和七年産は令和五年産の約二倍となっております。

なお、この仮渡金につきましては、これまではそれぞれの品種ごとに収穫前に提示をされておりましたが、令和七年産につきましては、集荷率の向上を目指して、生産者に支払う最低額をあらかじめ保障する概算金保証額との名目で、農家に例年より早く五月の中旬に全ての品目でその金額を提示されております。

次に二点目、米生産の今後の取組についてお答えいたします。

佐賀県ではこれまで、米の需要量が全国的に減少している中、作り過ぎにより米価が下落することがないよう、国から示される次年度の米の適正な生産量に関する情報を参考にしながら、計画的生産に取り組んでまいりました。

今回の米価高騰を受け、国ではその要因分析や政府備蓄米の放出をはじめとした政府の対応を検証するため、今月五日に石破総理をトップとする「米の安定供給等実現関係閣僚会議」を設置されているところでございます。この中では検証結果を踏まえて今後の米生産の在り方について、短期的、中長期的な対策を検討されることとなっております。

報道によりますと、今後、米の増産や、増産による米価下落に対応するセーフティネットも含めて幅広く議論されていくという見通しでございます。

県といたしましては、国の検討状況を注視しながら、農家の皆さんが将来にわたって意欲を持って米を生産することができる仕組みになるよう、生産県として政策提案などの機会を通して適宜国に働きかけてまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　**登壇**＝私からは、教育行政についてお答えをいたします。

初めに、給特法の改正についてお尋ねがございました。

今回の改正では、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、そして、教員の処遇の改善が示されております。附帯決議も含めまして、教職の魅力を向上させ、教員を確保するための環境整備に関する総合的な施策として改正されたものであるというふうに認識をしてございます。

次に、主務教諭についてでございます。

今回新設された主務教諭は、自治体の判断で置くことができる任意のものでございます。その職務は、「児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う」こととされています。

これを踏まえますと、校内において若手教員の支援や、研究主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーターなど校務分掌の中心的役割ですとか、地域とのパイプ役などの業務を担うことが想定されます。

一方で、佐賀県では平成二十五年度から指導教諭を配置しておりまして、これらの業務は現在指導教諭が担っている部分もございます。

主務教諭につきましては、今後、県内の学校の状況を見ながら検討したいと思っております。また、市町教育委員会からも意見を聞きたいと思っております。

続きまして、教員の未配置の状況でございます。

令和七年五月一日現在で、小学校二十三人、中学校三十七人、高等学校十人、合計七十人の講師が配置できていない状況にございます。

この講師といいますのは、産育休等を取得した職員の代替や、きめ細かな指導のための加配を目的としたものでございます。厳しい状況と認識しております。

次に、お尋ねのありました業務のカバーをしている教員の手当についてでございます。

県教育委員会では、令和七年六月から産育休など休業等を取得した教員の業務を代わりに担った教員に対して、勤勉手当の加算を行うこととしました。加算に当たっては、業務を代わりに行った教員の業務量を学校長が把握し、月ごとに県教育委員会に報告書を提出することとしています。

新たなこの制度につきましては、学校へ通知をするだけでなく、校長会での説明ですとか説明動画の配信なども行いまして、制度が確実に運用されるよう、周知徹底を図っているところでございます。

次に、採用試験についてでございます。

教員採用選考試験の倍率が低下している要因としましては、採用予定者数を増やしたこと、既卒者層の減少、人手不足などを背景とした民間企業の採用動向の影響などが考えられます。

県教育委員会では、令和八年度教員採用選考試験において、定年退職見込み者数を超えて採用予定数を増やしております。その目的としましては、正規職員の割合を上げることにより、よりきめ細かな指導を充実させること、また、産休や育休の補助者に正規職員を充てていくこと、がございます。

引き続き、多様な人材確保のため採用選考試験の制度の改善、また、入職後の丁寧なサポート体制など働きやすい環境づくり、あわせて教員の魅力発信に取り組んでまいります。

次に、教員の週の持ち授業時数についてでございます。

教員の持ち授業時数の上限は定められておりません。令和四年度学校教員統計調査によれば、教員の週当たりの平均持ち授業時数は、小学校が二十四・一単位時間、中学校が十七・九単位時間、高等学校が十五・四単位時間となっておりまして、小学校で教員が授業にかける時間の割合が多い傾向にございます。

教員が、子供たちと触れ合う時間や授業の準備をする時間を確保する

ことは非常に重要でございます。これまで、小学校においては、教科担任制やチーム担任制の導入により、令和四年度と比較すると、減少してきているというふうに思っております。教員がゆとりを持って子供たちと関わり、授業準備の時間が確保されることは教育の質の向上につながりますし、また、教員が教員でなければできない業務に注力し、やりがいや達成感を感じる場面が増えるということは、教員の魅力向上にもつながるものと考えております。

これまでも国に対し、定数改善を提案してまいりましたけども、引き続き行ってまいりたいと思っております。

続きまして、教員の給与についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、これまで佐賀県人事委員会勧告を尊重し、給与改定を行ってまいりました。この勧告では民間企業や行政職給料表と均衡が取られたものというふうに認識しておりまして、今後とも、佐賀県人事委員会勧告を尊重した給与改定を行ってまいりたいというふうに考えております。

児童生徒の成長に日々向き合い、学びや成長を支えておられる教員の皆さんは本当に大切な存在でございます。処遇改善や学校の運営体制の充実、働き方改革の取組は大変重要と思ってこれからも進めてまいります。

今回、法改正により、処遇改善が図られますけれども、国会の附帯決議でも求められておりますように、学校における働く環境をもっとよくしていくために、県教育委員会として取り組むべきところをしっかり進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

六月十八日　武藤明美議員（二回目）

◉武藤明美君　登壇＝それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず、知事にオスプレイの問題でお聞きしたいと思っているんですが、知事は、説明会を開いてほしいという私の求めに対して、これまでも一つ一つ丁寧に対応してきたとか、あるいは論点整理も行ってきたというふうにおっしゃいましたけど、実際に住民の方たちを集めての説明会というのはそんなに多くなかったんですよね。ようやく公害防止協定覚書付属資料が見直された直後に、年末から年始にかけてでしたけれども、本当に年末の押し迫った時期に何カ所かで集めてされたと。しかし、今考えてみると、七月九日という駐屯地開設の日にちが決まっていて、そこに向かって県民の方たち、「ああ、どうなるんだろう、実際には」というふうな思いがずっと起きてきているわけですね。

木更津では五年間の約束で配備されていくということになったときに、直前に木更津市で十五回開いていたということをお聞きしています。このまま佐賀県が、住民が求めているような説明会もなくて、七月九日を迎えるとしたら、あまりにも住民の思い、県民の願い、軽視されているんではないかと思うんです。本当に丁寧に、今、七月九日を迎える前、あるいはちょっと日にちがずれて迎えた後でも構わないですけれども、とにかく七月九日を迎える前にちゃんとした説明会を開いてほしい。特に先ほども言ったように、佐賀市内で多くの人たちが心配しています。

それから、佐世保のほうに向かって飛んでいくときに佐賀県西部方面はどうなのかといったことも、今、西部方面の方たちからも、「わあ、これは大変だよね」というふうな声も聞かれているわけですね。本当に佐賀県が県民を軽視しないで、県民の思いを大切にするという立場に

立って、どうしても住民説明会を開いていただきたいんです。開かないとなれば、これは知事の姿勢が問われますよ。よろしくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、事故に関してですが、これだけ何回も事故の問題を取り上げて、クラスAが多いんだよということも申し上げてきました。部長はこれからも徹底して開示を求めていくんだというふうなことでおっしゃいましたけれども、夜間の運用計画をはじめとして、その他運用計画、これも遵守していくんだというふうなこともおっしゃったんですが、これは米軍オスプレイのことなんですけど、昨年、福岡空港から東シナ海へ飛んだ米軍オスプレイが、学校や幼稚園や住宅地、病院の真上を飛行したんですよ。それは事前の連絡も誠意がなかったと、福岡の人たちからも聞いております。県民のこういった声に果たして応えることができるのか、県としてしっかり対応すべきだと思うんですけれども、どうでしょうか。

だから、そういう不安もあるからこそ、県民説明会は必要なんですよ。知事、ぜひ県民の願いに応えていただきたいし、これまでそういう運用計画が米軍の場合もずさんであったし、本格的に佐賀に来るというのであれば、私は認めたくないけれども、七月九日を迎えるというのであれば、やっぱりその必要があるんじゃないでしょうかね。

責任問題、危険性の問題から言えば、次に大きな事故が起きたら責任は一体誰が取るんでしょうか。これまでもいろんな疑問について答えてきたとか、いろいろおっしゃいましたけれども、次に大きな事故が起きたら本当に責任は誰が負うんでしょうか。オスプレイは、米国では来年、二〇二六年には生産中止となるわけです。世界ではどこもオスプレイを取り入れておらず、日本だけが買わされたんです。事故が多く、使い物にならないオスプレイを買わされた。このオスプレイが私たちの佐賀県、この佐賀空港を拠点に飛び回るというわけです。

日米共同演習でオスプレイが飛んでくる。他県の人からも怖いというふうに言われているんですね。知事は、米国で二〇二六年、生産中止となった、実際に米国は飛行しなくなったという中で、日本だけ、佐賀空港の駐屯地を基に飛んでいくことをそのまま認められるんでしょうか。知事はそういったときに飛行停止を求める勇気がおありなのか、そのことをお聞かせいただきたいと思っております。

今朝の「しんぶん赤旗」によりますと、佐賀空港への配備を直前にして、六月一日に陸自オスプレイが夜間低空飛行ができる訓練区域を拡大したということが載っております。九州全域に訓練区域を拡大するということになっているんですが、この記事では佐賀の上空を夜間低空飛行するとは載っていませんけれども、それが次々に拡大されていくということになっていくんではないでしょうか。なので、本当に県民は不安でたまらないんです。そういうことはどういうふうになっていくんだろうかという思いを持っているわけですね。

佐賀駐屯地の移駐が完了すれば、本格的に訓練区域も拡大するということは十分予想されます。昨年十月、日米共同統合演習「キーン・ソード」にも陸自のオスプレイは参加をしているわけです。ですから、そういう訓練も佐賀駐屯地に求められてくるということは明らかではないでしょうか。それについてどんなふうに思われるんでしょうか。

住民には丁寧に説明しているというふうなことをおっしゃったけれども、二〇二二年の年末の状況を見ると、あれで親切に、丁寧にと、数回

しかやらなかったことをそうは言えないというふうに思うんですけれども、そのことと併せてお答えいただきたいと思います。

それから、原発行政で言えば、三・一一の福島の除染土の問題ですけど、知事が選択肢を選ばなかったというお気持ちだったから無回答だったということは分かりました。しかし、私がいわゆる核のごみの問題で質問したとき、これ以上新たな負担は負わないということをおっしゃっていただきましたけれども、それとの関連でどんなふうにお考えなのか。全国全てが対象となるのか、それとも国の責任で国がどうこうするんだと。だから、県としての考えではなくて、国がちゃんと対応するべきなんだというふうなことをおっしゃいましたけれども、その関連で新たな負担は負わないということもはっきりとまたおっしゃったということなんでしょうか、そこのところがちょっと分かりづらいので、すみませんが、はっきり教えてください。お願いいたします。

それから、食料自給率の向上と今後の米生産についてですが、仮渡金の推移は教えていただきました。農家の方たちとお話をすると、本当に一万円台ではどうしようもないというふうな思いで、農家さんがもう農業を続けられないよと、米を作っても飯が食えないという形で農業をやめていかざるを得ないということが出てきていたわけですけれども、今年度二万三千円ということで言われているので、もちろんそれぞれに努力もしていただくだろうし、これで少しは心持ちが違うんではないかなというふうなことで安心しました。

ただ、お米を作り過ぎるという言葉も出ましたけれど、できればお米は本当に精いっぱい作っていただいて、それは備蓄米に回して、いざというときに他国の援助だとか、また、飼料米という形ででも使えるわけですので、本当に作っていくということが一番大事なんじゃないかというふうに思います。

知事は、自給率について役割としては明確に分かっておられるからちゃんとおっしゃったんだけども、今九九％ぐらいをやっているんだというふうなことをおっしゃったんですけど、一〇〇％を超えたっていいわけですよ。北海道とか、青森、秋田、ああいった東北の地域は百数十％、あるいは二〇〇％というところもあるわけです。本当に食料を作って国民に貢献している、食料安保の点からも本当に大事な問題です。佐賀県の生産県としてのおいしさは、先ほども佐賀の食はおいしいということを言っていただいた知人の方の声も御紹介いたしましたけれども、そういう皆さんが喜んで安心して暮らしていける佐賀にしないといけないと思いますので、さらに一〇〇％を超えてもいいという立場でどう思っておられるのかをお聞かせいただけたらと思います。

それから、生活保護の問題は分かりました。本当に努力をしていただきたいし、全国的にも同じレベルの機械を使っていく、あるいは希望する人にはちゃんと明細書も渡すということで、今後、国にもそういうことをちゃんとただすことができるようにという立場で、国にも物を言っていただけたらというふうに思っておりますが、それについてのお考えを、改めてまたお聞きしたいというふうに思っています。

最後に、台湾有事のことに戻りますけれども、もちろん最終的な備えということで考えておられる、それは分からないではありません。しかし、今、東南アジア諸国連合――ＡＳＥＡＮとかを見ても、やっぱり対話で協力、協調していくというふうな立場に立っておられる国々があって、東アジアの平和をどう守っていくのかということを真剣に取り組ん

でいるときに、やれ中国と台湾が大変なことになっているというふうにならないで、本当に経済の面から考えても中国を大切にしていく、そういうことも必要ではないか。それは現実的に経済界の思いでもあると思いますので、本当に台湾有事、台湾有事という言葉にあおられないで、冷静な対応も取っていただきたいし、そのことのあおりがエスカレートしていくと、佐賀空港も、やれ強靱化しなくちゃいけないとか、やれ、もっと広げていろんなことに使えるような駐屯地にしなくちゃいけないとかというふうなことになっていきますので、県民の安全・安心、そして、大事な佐賀の食料を守り、安心して暮らせる佐賀を願って、私は御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

◉山口知事　登壇＝武藤議員の再質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地へのオスプレイ配備に関しまして、県民説明会について再度お尋ねがございました。

先ほどの答弁で、防衛省、佐賀市、県、それぞれにおいて役割、そして、その役割に伴う対応を行うということだとお答えしました。もう少し詳しく申し上げると、防衛省はまさに駐屯地の設置管理者、設置主体でございます。佐賀市は駐屯地が所在する基礎自治体でありますので、市民の生活環境への影響などについてという自治体です。県はというと、佐賀空港の設置管理者でありまして、もう一つ、公害防止協定の当事者でございました。

ですので、令和四年の十二月に有明海漁協さんが付属資料の見直しを決定したタイミングで、この後、さらに協議が進む段階になりましたので、それまで我々がずっと検討していた論点整理素案も含めた様々なものについて説明する機会をつくりまして、議員御指摘の年末に三回行ったということなんです。

木更津市のお話もいただきましたけれども、確かに木更津市さんもいっぱい説明会をしております。これはやっぱり市役所がやっているわけであります。

今、佐賀市さんはまさに自治会を所管しておって、説明を防衛省と一緒になってされようとしております。私は本当にいいことだというふうに思いますし、七月九日に向けて、いろいろ自治会長さんはじめ、皆さん方に説明をするという姿勢というのは非常にいいと思いますので、県もこういったことにいわゆる協力をしていくということだろうと思います。

ですので、我々とすると、では、この後どうなのかということなんですが、佐賀空港の問題はむしろこれからだと先ほど答弁もさせていただきました、これからだと思います。我々は、県として状況を踏まえながら、状況次第で我々の役割として、それこそ安全の問題だったり、様々御指摘いただきました、そういうことで、そういうタイミングがあるとしたら、我々とすると逡巡せずに、そういった説明会といったことにもなろうかと思います。ですので、いわゆるそれぞれの主体の役割に応じた対応をしていくということだというふうに認識しています。

次に、オスプレイの機体がいずれ生産中止になって、そうしたときにどういう対応を取るのかということだと思います。

私は、これは国の防衛政策ということでありますので、国がこのオスプレイという機体をどのように防衛政策の中で扱うのかということだというふうに思います。我々とすると、その運用を注視していきたいと思

います。

そして、さらに武藤議員からは、運用を拡大するとか、様々なものが想定よりも大きくなったときにどうするのかというような御下問だったというふうに思いますけれども、これから始まるわけですから、この運用状況というものは県がしっかりと注視して、それに基づいた対応をしていくということだと私は思います。

ですので、国防は大切だというふうに何度も申し上げておりますが、その上で我々としては地元として言うべきことはあろうかと思います。ただ、こうした場合にどうしたのかということではなくて、一つ一つ今まで防衛省とは信頼を積み重ねてきたので、これまでしてきた約束どおりになっているのかということ、この運用状況に踏まえた対応をしていくということだろうと思います。

続きまして、水田農業についてお尋ねがございました。

まさに令和四年で九九％なんですけれども、もっと多くてもいいと思います。実際、当該年は北海道は二一八％、秋田は一九六％ということでありますけれども、私が危惧しているのは、じゃ、この北海道と秋田県、我々なんかよりもよっぽど人口減なんです。秋田とか大変な状況になっております。そして、こういった食を支えている県がこんな人口減で支えられていくんだろうかという危惧があるから、本当に衆議院の数も減っていますけど、むしろ北海道、東北、九州がしっかり力を持ってやっていかないと、この国自体の未来に大きく影響するということなのでございます。

ですので、やはり今回の米の問題でも、本来、生産者、生産地がどんな努力をしてきたのかということを国全体、国民全体で分かってほしいと思っています。「さがびより」という佐賀のブランドがありますけれども、特Ａを十五年ばかり続けておりますけれども、こちらも少しでも利益が出るようなおいしい高いお米を作ろうということで、生産地はみんなで協力しながら大変な努力をしてきたわけです。それには、やはりおいしいお米には高い値段でしっかりと生産地が報われるような、私はそういうふうにあってほしいと思います。

お米のおいしさは違います。都市部の人は、何か同じ味だとか言う方もおられるようですけど、そんなことは決してないです。なので、そういった方にはそういうお米を。そして、やはり子供の頃におなかいっぱい御飯を食べたいという気持ちは痛いほど分かります。そこまでおいしいお米でないかもしれない。ただ、あの頃は、米をいっぱい食べたいという気持ちはすごくよく分かります。そこは、やはり米というのは我々の、日本の主な食料でありますから、しっかり国のほうでそれなりの手を打てるような形をするべきだというふうに思います。

ですので、そういったことで、我々生産地としては今こそ声を上げる時期だと思いますので、こういう産地を支えるために具体的にどうする、どういう方策をするかということに関しましては、農林水産部長から補足させたいと思います。

もう一点、いわゆる台湾有事についてであります。

私は先ほど、いわゆる台湾有事は決して起こってほしくないと申し上げました。世界で紛争はなくなってほしいと思います。今もウクライナ、ロシアだけではなくて、イスラエルとイランだったり、インドとパキスタンだったり、いろんなところで大変な状況になってきています。起きてほしくない。ただ、やはりこういうところから見ていると、あら

ゆる状況には備えておかなければいけないというふうに私は思います。

ただ、これはこれ。武藤議員がおっしゃるように、やはりいろんな国と民民で、そして自治体、自治体で交流を深めて仲よくしておくというのは、これは何よりも、そういったものに対する備えであることは紛れもない事実だと思います。ですので、我々は備えというものはしつつも、やはり友好関係、様々なところと築くということに関しては、おっしゃるように、これは強く佐賀県として前に進んでいきたいと考えております。（「一点飛ばしている」と呼ぶ者あり）

もう一点ありました。失礼しました。

除染土の話がありました。こちらについては、国は法令で、この除去土壌を中間貯蔵開始から三十年以内に福島県外で処分すると定めています。ただ、現時点では実現に向けた具体的な進め方などは今後の検討課題というふうにしているわけであります。国の責任において、国全体で負担するような取組を進めることになれば、県としても検討しようというふうに私は考えています。

では、私がかねてから申し上げている、佐賀県は十分国のエネルギー政策に協力しているので、新たな負担は負わないということとのことなんですが、ばくっと言うと私は、例えば、高レベル放射性最終処分場のようなああいうものだったり、新たな原発だったり、こういったものに対してはきっぱりと負うつもりはないと申し上げているわけです。ただ、今回の除染土の問題に関しては、国全体でどうするのかということを考えようということでありますので、これを、ルールが決まって、みんなで何か福島の負担を分かち合おうということに関しましては、私が新たな負担を負わないということの中には入っていないものというふうに申し上げておきたいと思います。

◉種村健康福祉部長　**登壇**＝私には、生活保護行政で再質問いただきました。

今回、生活保護基準の改善ですとか、夏季加算とか、そういったものをしっかりと国に対して求めてほしいということだと思います。

繰り返しになりますけれども、先月、政策提案を行いました。それ以外にも、例えば九州各県の担当部長会議とか、そういった場でも議論はできると思いますので、そういった形で様々な場面で機会を捉えて国への提案をしていきたいと思います。しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

◉島内農林水産部長　**登壇**＝私からは、佐賀県の食料自給率向上に向けた具体的な方策についてお答えいたします。

今現在、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業に軸足を置きながら、「さが園芸８８８運動」におきまして、園芸作物を伸ばすような方策を推進しております。このことによって、稼ぐ農業を実現できるというふうに思っています。

こうしたことを積み重ねていきながら、本県の自給率が一〇〇％を超えるというふうな大きな目標を持って農政を進めてまいりたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

◉武藤明美君　**登壇**＝再々質問を行います。

知事、住民説明会のことなんですけれども、先ほど知事は、それぞれの分野での責任において役割を果たすんだみたいなことをおっしゃったと思うんですね。今、佐賀市がやっている説明会は、これは説明会なの

と思うようなものなんですよ。つまりそこの地域の自治会長さんだけを集めて、一般住民は参加できない。そして、マスコミはシャットアウトする。つまり話し合いというか、何なんでしょう、これは。住民説明会と言えるのかというような、今、佐賀の実態があるということ。そしてしかも、南部地域に今偏っているということもあって、もちろん現地ですから、そのことは必要だとは思いますけれども、本当に佐賀市に住まわれている人たちは、みんな佐賀空港の横に変なのができているよと、あれが駐屯地だよというふうな話になっていて、怖いわねという話もあるんですね。そういう中で、本当に最終的に受け入れたのは県知事、あなたですから、県としても、本当にもっと県民への説明会を丁寧にしていく、そういう責任があるんじゃないかと思うんです。これはこのままにしていいはずありません。県として、もう一度ちゃんとした責任の取り方として住民説明会を開いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上です。

◉山口知事　登壇＝武藤議員の再々質問にお答えします。

やはり防衛省なり市なり県がそれぞれの見解を答えていくということは大切だと思います。そして、この住民説明会ということに関して見たら、やはりそれはしかるべきタイミングというものがあると思いますし、今でありますと、佐賀市が対応していただいております。私はそれを尊重したいと思いますし、これからも我々は丁寧に情報公開を行って、皆さんにいろんな意見を言っていただくということも大切にしながら、そういった様々な声に対しては、佐賀市や防衛省と共有しながら対応していくことだというふうに認識しております。

◉桃崎祐介君（拍手）**登壇**＝自由民主党の桃崎祐介でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、五項目についての質問であります。執行部の誠意ある御答弁をお願いいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

最初の項目は、戦後八十年佐賀県戦没者追悼式についての質問であります。

本年、二〇二五年は、我が国にとりまして、さきの大戦の終戦から八十年という大きな節目の年を迎えました。この節目の年を迎え、全国各地で戦没者追悼式が行われるものと予想されます。

この追悼式は、地域の戦争の歴史や、その影響を受けた人々をしのぶ大切な機会でありまして、単に過去を振り返るだけではなく、未来に向けての平和の誓いの場でもあります。特に、八十年という長い年月がたち、戦争を直接経験された世代の方々が年々減少している中、この追悼式の持つ意義というものはますます重要なものになっていると考えております。

戦没者の御遺族も高齢化が進み、戦争の記憶が薄れていく中、戦没者追悼式は過去の記憶を次の世代へと伝えていくための貴重な機会であり、今日、私たちが当たり前のように享受しております平和と繁栄が、多くの貴い犠牲と御遺族の御努力の上に築かれたものであるということを改めて認識する場でもございます。また、戦争の教訓を未来へと生かしていくための啓発の場でもあり、戦争の影響を受けた地域社会の復興や平和の維持に向けた取組など、戦争の悲劇を二度と繰り返さないためにも、歴史を学び、平和の大切さを広めていくことが重要であります。

このように、戦没者追悼式は、戦没者への敬意を示しつつ、平和の重要性を再確認する機会であり、多くの人々が共に過去を振り返り、未来を見据える場として、国民一人一人がその意味を理解し、今後とも継続していくべき極めて重要な式典であると考えております。

このような中、山口知事におかれましては、これまで二十年ごとに開催されておりました県主催の佐賀県戦没者追悼式を予定より十年前倒しされ、今年十月八日に開催するという発表をされました。

県はこれまで、戦後三十年、五十年、七十年と、二十年置きに戦没者追悼式を行っており、次回の開催は戦後九十年の予定でありましたが、御遺族の高齢化や佐賀県遺族会からの多くの要望に応える形で、今回の戦後八十年佐賀県戦没者追悼式を開催するに至ったものと伺っております。

このことに関しまして、佐賀県遺族会の西田会長をはじめ、多くの遺族会の皆さんも、山口知事の今回の御英断を大変喜んでおられます。

また、一九三七年の支那事変から終戦まで、私の家からも三人の方が戦争で命を落としており、私自身も今回の追悼式の開催を大変ありがたく思っているところでございます。

そこでお伺いをいたします。

これまで二十年ごとに行われておりました県主催の戦没者追悼式を、県は今回、十年前倒しで開催することとされました。戦後八十年という大きな節目の年を迎えるに当たり、今回の戦後八十年佐賀県戦没者追悼式に対する山口知事の思いをお伺いいたします。

次に、追悼式の在り方に対しましては、遺族会からも様々な御意見や御要望があったのではないかと推察するところであります。

そこで、今回の佐賀県戦没者追悼式は、どのような内容で取り組んでいかれるのか、種村健康福祉部長にお伺いをいたします。

最後に、日本遺族会の集計によりますと、同会の支部に当たります四十七都道府県の遺族会会員世帯数は、最も多かった一九六七年の約百二十五万世帯から、二〇一九年には、ピーク時の半分以下である約五十七万世帯にまで減少しており、佐賀県遺族会におきましても、大きく縮小しているのが現状であります。

そのような中、佐賀県遺族会では、戦争の記憶を風化させることのないよう、また、平和の大切さを次の世代へと伝えていくために、戦争体験者の語り部活動に取り組まれております。

先日も、地元唐津市の遺族連合会総会におきまして、朗読劇を見る機会がありました。また、その総会の中で、若い世代へと戦争の記憶を継承していくため、「平和の語り部」佐賀県大会という初めての催しを八月九日に佐賀市で開催されるとお伺いしたところであります。

このような活動は、未来につなげていくべき大切な取組であると私は考えております。

そこで、佐賀県遺族会の活動に対する県の関わり方について質問いたします。

佐賀県遺族会が行われている語り部等の活動に対しまして、県はどのように関わっていかれるのか、種村健康福祉部長にお伺いをいたします。

二つ目の項目は、県産木材の利用促進についての質問であります。

現在、佐賀県は森・川・海、そして人とのつながりを見詰め直すことによりまして、県民一人一人の環境保全への意識を高めていくことを目標として、「森・川・海はひとつ」という思いを人が未来へつなぐ、こ

のような理念の下に、「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」に取り組んでおられます。

その中で、木材の生産や水資源の涵養、土砂災害の防止、県土の保全、二酸化炭素の吸収による温暖化防止など、その多面的な機能を有する森林の保全をうたっておられます。

こうした森林の持つ多面的機能は、佐賀県におきまして貨幣評価ができるものだけでも年間約三千七百九十三億円とされており、県民の大きな財産であります。

前回、二月の定例県議会におきましては、直接的な森林の保全という観点から、林業の振興についての質問をいたしました。

今回の質問では、その出口である県産木材の利用促進について質問をいたします。

山林の伐採や植林を進めていくためには、生産された木材を積極的に利用していく必要があり、佐賀県におきましても、建築物等における木材利用を推進することで、森林資源の循環利用を図り、県内の森林整備を進める方針を取っておられます。

また、近年、全国的に地域で生産された木材等の利用促進を主たる目的といたしまして、県産材利用促進条例や県産木材利用促進条例等を制定されており、令和七年三月十一日時点で既に二十五府県において、これらの条例の制定がなされております。

佐賀県では、まだこれらの条例は制定されておりませんが、このような条例制定の動きが全国的に展開されることによりまして、国産木材の需要の拡大につながり、国内の林業生産活動の活性化と森林整備の促進につながることを期待するところであります。

今後、住宅のほか、市町の庁舎や保育園などの建築物に県産木材を積極的に利用していくことによりまして、県内の森林と木材の利用サイクルの維持が促され、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることにつながるとともに、山間地域における産業の振興や地域活性化につながる一方で、地元の建築業者などの伝統的な木材加工技術が継承されていくといった多くの効果が期待され、林業の振興だけではなく、山を健全に守っていくため、また、地域経済の活性化のためにも県産木材の利用促進に対する県の取組が非常に重要であると考えられます。

そこで、質問いたします。

建築物などへの県産木材の利用を進めるため、県としてどのように取り組んでおられるのか、また、県産木材のさらなる利用促進に向けて今後どのように取り組んでいかれるのか、島内農林水産部長にお伺いをいたします。

三つ目の項目は、大規模災害時におけるドローンの活用についての質問であります。

近年、世界的な気候変動の影響によりまして、世界各地はもとより、我が国におきましても、集中豪雨や台風の大型化、森林火災など大規模な災害が頻発化、激甚化している傾向にあります。

本県におきましても、令和元年、令和三年、令和五年と過去五年間に三回もの豪雨災害が発生しており、大規模災害はいつどこで起きても不思議ではないというのが現状であります。

また、我が国は地震大国でもあります。県内にも多くの活断層が存在しており、大規模災害の頻発化に伴いまして、今後、災害の備えがますます重要となっているところであります。

このような中、災害対応におけるドローンの活用につきまして、改めてその有効性が注目されており、大規模災害に限らず、常時発生する火災や捜索救助等に対しましても、ドローンの俯瞰的視点からの情報収集は非常に有用であることから、今後、災害時におけるドローンの役割はより一層重要になってくるものと考えられます。

大規模災害の発生時には、ドローンの遠隔操作、自律飛行、そして機動性の高さを生かし、迅速な情報収集や捜索活動、物資の輸送等、また、災害後の復旧作業におきましても、インフラの損傷状況の把握など様々な活動への運用が期待されているところであります。

県内の消防署におきましても、近年、ドローンの配備が進められておりまして、特に地元唐津市の消防署ではいち早くドローン隊の運用がなされてまいりました。実際に令和五年の九州北部豪雨災害の折には、大規模な土砂崩れが発生した浜玉町の今坂地区におきまして、被害状況の把握や捜索現場の安全性確保のために、消防署のドローンが大いに活躍する姿を見まして、改めてドローンの有用性を確認した次第であります。

また、警視庁におきましても、従来は機動隊員らがドローンの操縦を担当しておりましたが、ドローンの性能向上を受け、大規模災害時や雑踏警備での迅速な対応につなげるため、昨年四月、ドローンを操縦する専門チーム、「小型無人機係」を発足させた次第であります。警視庁では、今後さらに国家資格である一等無人航空機操縦士の取得者を増やす方針であります。この国家資格につきましては、航空法が二〇二二年から二〇二四年にかけて改正されてきた中でドローン免許制度が開始されたことにより誕生した国家資格であります。

現在は国家資格がなくても、実質的な運用にはほとんど問題はありませんが、二〇二五年十二月からは民間資格をエビデンスとした飛行許可の簡略化が廃止されます。国土交通省航空局によりますと、民間資格でも引き続きドローンを飛ばすことはできますが、公的な技能証明としての効力を失い、飛行許可手続の一部を省力化できるメリットがなくなるということであります。つまり、公的な技能証明といたしましては国家資格に一本化されるということでありますので、今後、県警察や消防署におきましても、安全性の確保のためにも国家資格への切り替えが進められるのではないかと考えております。

このように、航空法の改正やドローンの活用が進む中、県としても災害時の安全性を確保する取組が必要となってくるものであり、特に大規模災害時には防災ヘリなどの有人航空機などが飛び交う状況も想定され、関係機関との事前の協議が必要不可欠であると考えられます。

そこで、次の二点について質問いたします。

初めに、災害対応におけるドローンの活用についてであります。

災害時のドローン活用は、情報収集から救助活動、物資の輸送、監視や通信支援など幅広く、迅速かつ効率的な対応を可能にいたします。現在、県としてドローンをどのように活用しているのかお伺いいたします。

次に、災害現場での安全運航に向けた取組についてであります。

大規模災害時、防災ヘリや自衛隊ヘリなど様々な実動機関の航空機が災害対応を行う中、公的機関、民間を問わずドローンが運航される際には、県として安全の確保が最優先であると考えますが、県はどのような取組を行っておられるのか、以上二点、髙塚危機管理・報道局長にお伺いをいたします。

四つ目の項目は、全国都市緑化フェアについての質問であります。

全国都市緑化フェアは、花や緑に関する国内最大級のイベントであり、緑のまちづくりの推進、市民の緑化意識の向上、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、緑豊かな潤いある都市づくりを目的として、一九八三年から毎年、全国各地で開催されております。

また、当該緑化フェアは、開催地の魅力を全国的に発信するとともに、観光の振興や経済的な波及効果も見込まれ、都市の持続可能な発展や地域社会の活性化に寄与する極めて有意義なイベントであると認識いたしております。

佐賀県内には地域ごとに多様な自然、歴史、文化などが存在し、その地域地域で見られる特色ある景観や農林水産資源等を十分に生かした上で、佐賀県の魅力を全国や海外の方にも十分に堪能していただけるような全国都市緑化フェアを開催していただきたいと期待するところであります。

このような中、県といたしましても、全国都市緑化佐賀フェア（仮称）の開催に向けまして、今年二月には第一回目の全国都市緑化佐賀フェア（仮称）基本構想懇談会が開催され、六月には第二回の基本構想懇談会を開催された次第であります。この懇談会で示されました基本構想案につきましては、全国都市緑化佐賀フェアの基本理念や開催イメージとして、自発の地域づくりで「佐賀の山と緑の価値を未来につなぐ」とされており、「山の博覧会（仮称）」と全国都市緑化フェアの同時開催が掲げられております。

山を大切にする人々の輪を広げていくために、山のすばらしさを発信していく「山の博覧会」と、緑豊かなまちづくりを基本理念とした全国都市緑化フェア、この二つのイベントを同時に開催していくことで、自然との共生を考え、自発の地域づくりにつなげることを目的とされているわけであります。

これら二つのイベントが相乗効果を高めていくために、お互いに連携を取りながら開催していくことは非常に重要なことであると理解をいたしますが、この基本構想案を見ますと、緑化フェアが何か「山の博覧会」の一部のような印象を受けるところがあります。やはり都市緑化フェアの本来の目的であります都市緑化意識の向上、都市緑化に関する知識の普及、国、地方公共団体、民間の協力による都市緑化の全国的な推進、これらを佐賀の地でいかに実現していくかということ、身近な都市の緑化、ひいては緑豊かな都市づくり、開催後を見据えた緑化フェアレガシー等をしっかりと念頭に入れていただきまして、次の基本計画につなげていただきたいと考えております。

また、会場につきましては、佐賀城公園、森林公園、吉野ヶ里歴史公園を主たる会場とし、各地域との連携の下、県全域で展開するとされております。

県北西部や南部、西部、いずれのエリアもそれぞれがそれぞれの魅力あふれる地域であります。緑化フェアが佐賀県全域に広がり、全県的な盛り上がりにつながるためにも、サブ会場の設置が重要であろうと考えます。

参考までに、唐津にも名護屋城跡や河畔公園など、すばらしい自然や歴史あふれる場所があるということを一言お伝え申し上げまして質問をいたします。

県は、令和十年度の全国都市緑化フェアの佐賀県開催を国に申し入れており、現在、基本構想の策定が進められているとのことであります。

この緑化フェアを充実した内容のものとしていくためには、主催者であります佐賀県と公益財団法人都市緑化機構とが綿密な調整により、基本構想や基本計画をつくり上げていくことが重要であり、また、行政だけではなく、県内の民間企業や関係団体との連携により、県全体で緑化フェアの取組を推進していくことが必要不可欠であります。

そこで佐賀県は、全国都市緑化佐賀フェアの開催と成功に向けて、民間企業や関係団体とどのように連携していかれるのか、永松県土整備部長にお伺いをいたします。

花と緑は、佐賀県の魅力にうるおいと華やぎをもたらし、磨きをかけてくれるものであります。「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポの際には、多くの県民が自発的な緑化活動によりまして、全国からの来訪者を花と緑でもてなし、地域と一体となって取り組んでまいりました。全国都市緑化佐賀フェアの開催におきましても、全国から多くの来訪者を招くことにより、都市緑化意識の啓発や情報発信だけではなく、開催地の魅力を発信することで、観光振興や個人消費による経済効果も期待するところであります。

佐賀県での全国都市緑化フェアが、さきの「ＳＡＧＡ２０２４」国スポ・全障スポに続きまして、佐賀ならではの魅力を全国に発信していく場となりますことを期待いたしまして、最後の質問項目に移らせていただきます。

最後の質問は、強度行動障害支援についてであります。

強度行動障害への支援につきましては、令和四年二月の定例県議会におきまして一般質問をさせていただきました。私にとりまして初めての質問であり、初めて福祉というものに真っすぐに目を向けることができた、いわば私の議員としての原点の質問であったと思っております。この質問を与えていただきました藤木議員に対し心から感謝を申し上げ、最後の質問に入らせていただきます。

強度行動障害という状態は、重度の知的障害と自閉スペクトラム症などの発達特性を併せ持つ方に多く現れると言われております。自分を傷つける、他人をたたく、物を壊す、長時間歩き回る、食べられないものを口に入れるなど、本人の健康を損ねる行動や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるために、特別に配慮された支援が継続的に必要とされております。この強度行動障害の状態にある方の御家族や支援者の方々は、今でも家庭や施設、病院などで大変な御労苦の下に支援を続けておられます。

佐賀県が令和三年度に実施いたしました強度行動障害の人数調査におきましては、県内に暮らす強度行動障害の状態にある成人の人数は八百九十名となっております。

しかしながら、当時の調査では、八百九十名の中に状態が厳しい方がどの程度おられるのか分からず、また、精神科病院に入院している人数は含まれていないなど、強度行動障害のある方や子供たちの現状を認識するためには、さらなる精査が必要でありました。

そのような中、佐賀県では、令和七年度に強度行動障害についての詳細な調査を実施する予定となっており、今後の強度行動障害支援の施策を検討していく上でも非常に重要な取組となり、大いに期待されるものであります。

また、強度行動障害は状態像であり、周囲の環境や関わりで状態が改善することや、そもそも強度行動障害にならずに済むこともありますの

で、その本人や御家族、支援者を支えていくためには、強度行動障害に対する知識や技術支援を普及させていくこと、特に御本人に直接関わることが多い福祉や教育、医療の場において、適切に対応することのできる人材を育成していくことが極めて重要であります。

佐賀県におきましては、令和五年度より佐賀県強度行動障害支援者フォローアップ研修を県独自で実施されており、教育、医療、福祉の各分野の支援者が一堂に会し、現場での実践力を身につけていくこの研修は、全国でも類を見ず、大変先駆的な取組であると思っております。

このフォローアップ研修におきましては、人材育成の重責を担われます県内の講師に支払われる対価が、その経験値と技術力にもかかわらず、非常に低い水準であることが課題でありましたが、今年度の研修より講師のスキルと職責に合わせた対価へと増額されましたことは、今後の人材育成が安定的かつ発展的に進んでいくことにつながるものと考えております。

現在も佐賀県内で強度行動障害によりまして大変な生活を送られている御本人や、対応に苦慮しながらも支え続けておられる御家族や支援者を漏れなくサポートしていくためには、今後、国の制度なども活用しながら、受け入れ施設や事業所を増やしていくとともに、適切に関わることができる支援者を育成していくことが必要不可欠であります。

そこで、次の三点についてお伺いをいたします。

初めに、強度行動障害に係る実態調査についてであります。

今後の強度行動障害に対する取組の基礎となるそのものが今年度の実態調査であると考えられます。調査を実施するに当たりましては、令和三年度の調査のように、障害福祉サービスを受給されている方を対象とした人数調査ではなく、より広範囲かつ精度を高めた調査が必要であると考えられます。

今年度、実施予定の強度行動障害に関する実態調査につきまして、令和三年度に行われた人数調査との違いは何であるのか。また、どのような内容をどのような方法で実施していかれるのかお伺いをいたします。

次に、受け入れ施設に対する設備整備等の支援についてであります。

強度行動障害の状態にある方を受け入れる施設におきましては、特別に配慮された環境をつくる必要があります。例えば、気持ちを落ち着けることを目的としたカームダウンの部屋の設置や、壊れにくい壁やガラスに変更することもあると伺っております。

また、強度行動障害の状態にある方の行動によりまして、設備や備品の修理が必要となることも考えられます。そのような受け入れ施設に対する設備整備の支援につきまして、県はどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

最後は、強度行動障害支援者フォローアップ研修への評価に対する県の認識と今後の取組についてであります。

現在実施されておりますフォローアップ研修につきましては、参加者からも高い評価をいただいていると伺っております。医療、福祉、教育の関係者が共に取り組むフォローアップ研修は、他分野の理解を深め、支援者間の連携強化につながる大変貴重な機会でありまして、強度行動障害の状態にある方への支援や、また、強度行動障害を予防していくための支援において、関係機関が共通認識を持ちながら協力していくことは極めて重要であります。

これまでのフォローアップ研修参加者の、研修評価に対する県の認識

はどのようなものであるのか。また今後どのように取り組んでいかれるのか、以上三点、種村健康福祉部長にお伺いいたしまして、質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝桃崎祐介議員の御質問にお答えします。

戦後八十年県戦没者追悼式に関し、私の思いについてお尋ねがございました。

今日、日本に暮らす私たちは豊かで平和な暮らしができております。さきの大戦で亡くなられた多くの方々の貴い犠牲があったということを決して忘れてはなりません。愛する御家族を亡くされた御遺族が、戦後の長く困難な道のりを歩んでこられたことに深く敬意を表し、平和を祈念していくことはとても大切なことです。

これまで戦後三十年、五十年、七十年と、二十年ごとの節目の年に県主催の戦没者追悼式を執り行ってまいりました。

そうした中、戦没者の妻の方々の平均年齢は約百歳、遺児の方々は八十歳を超えております。高齢化が進んでいる御遺族の皆さんの思いを深く受け止め、戦後九十年を待つことなく、戦後八十年となる今年、追悼式を執り行うことといたしました。

高齢化が進む御遺族の思いに寄り添い、戦争を経験された御遺族の方が語り部となって、戦争の記憶と平和の大切さを口伝えすることに重きを置いた追悼式としたいと考えております。

戦争のない平和な社会を次の世代へとつないでいくことは、今を生きる我々の大切な役割です。佐賀県遺族会など、関係者の皆様の思いを後世にしっかりと引き継いでいく、そのような意義深い式典としたいと考えます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、二項目お答えをいたします。

まず、戦後八十年県戦没者追悼式について二点お尋ねがございました。

一点目、追悼式の内容でございます。

今回の追悼式は、戦争を経験された御遺族の方の戦争の記憶と平和の大切さを未来につなぐ式典としたいと思っています。これまで佐賀県遺族会の方といろいろお話をしながら、御意向をお聞きしながら内容を詰めてまいっております。

今回の追悼式では、追悼の辞ですとか献花、そういう追悼の儀式に加えまして、遺族会の語り部の方に戦争体験を語っていただくということを考えております。そして、次の世代に引き継ぐということで高校生にも参加をしていただき、高校生による平和へのメッセージの発信ですとか、参列者全員による合唱の際に、高校の吹奏楽部の演奏ですとか、それから式典のアナウンスですとか、こういったことを今検討しているところでございます。

これらの内容につきまして、引き続き佐賀県遺族会の御意向をお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

続きまして、二点目の佐賀県遺族会の活動に対する県の関わりについてお答えをいたします。

県ではこれまで、佐賀県遺族会の活動に対しまして、様々な支援を行ってまいっております。例えば、会報誌の発行ですとか、東京で行われる語り部研修会への参加、沖縄県の糸満市にございます「はがくれの塔」の維持管理、「はがくれの塔」慰霊祭への参列、こういったものに必要となる経費に対する補助を行ってきたところでございます。

また、遺族会では、戦争体験者が高齢化していく中で、戦争の記憶を

風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の貴さを語り継いでいく「平和の語り部」を県内の小中高校などに派遣する取組、これを令和六年度から始められております。

県では、この「平和の語り部」をできるだけ多くの高校生など若年世代に聞いてもらいたいと思いまして、県内の小中高校に紹介し、活用を促しているところでございます。小中高校からの派遣依頼は、昨年の令和六年度は二校でしたけれども、今年度は既に十三校に上っており、広がりを見せております。今後、「平和の語り部」を聞いた若年世代の方とか、佐賀県遺族会の方とかと意見交換をしながら、未来につなぐ取組というものをさらに考えていけないかなというふうに思っております。

佐賀県遺族会など、関係者の皆様の思いを後世に引き継いでいけるよう、しっかり取り組んでいきたいと思います。

それから、二項目めの強度行動障害支援について三点お答えをいたします。

まず、実態調査でございます。

県が令和三年十一月に実施した、これは実数調査でございました。このときには、市町と障害福祉サービス事業所を対象といたしまして、県内の強度行動障害の状態にある方の大まかな人数を把握するために実施した調査でございました。そのときの結果でございますが、強度行動障害の状態にある方が約九百名、このうち、重度の方が推計値でございますが、約百名おられるということが分かりました。

この結果を基に、令和五年度から医療、福祉、教育の現場で強度行動障害の状態にある方の支援に携わる方の人材育成を目的として、強度行動障害支援者フォローアップ研修を始めたところでございます。

今年度は、さらなる施策の展開につなげていくために、人数のほかに対象者の生活状況を把握することとしております。特に、重度の方につきましては、より詳細な調査を行い、具体的な日々の生活の様子をはじめ、本人やその御家族の困り事なども把握をしたいと思っております。

なお、手法とかにつきましては、今後、強度行動障害支援部会という会議を持っておりますけれども、ここで専門家の皆様と協議をして決定をしていきたいと考えております。

続きまして、受け入れ施設に対する設備整備等の支援についてでございます。

強度行動障害の状態にある方を受け入れる施設に対する設備整備等の支援についてですが、これは本人への適切な支援の提供や支援者の負担軽減のために重要な取組であるというふうに思っております。これまで受け入れ施設の新設、改修、それから、備品、設備の導入に対する補助を行っております。グループホームの個室化ですとか、防音工事などに活用いただいております。

また、備品の修理費用につきまして、実際に受け入れている事業者に聞き取りを行いましたところ、利用者の保険のほうで対応している場合が多いということを伺っているところでございます。

今後とも、現場の声を丁寧にお聞きしながら、強度行動障害の状態にある方の受け入れ施設において、必要な支援が行われるように、県として必要な支援を行ってまいります。

最後に、フォローアップ研修への評価に対する認識と今後の取組についてということでお尋ねがございました。

強度行動障害の状態にある方や、その御家族が多くの困難を抱えてい

ること、また、支援の現場では対応に苦慮されるケースがあるなど、当事者や支援者の方々が様々な御苦労をされているというふうに思っております。

こうした中、県が令和五年度から独自に実施しているフォローアップ研修ですが、県内在住の方で、強度行動障害支援分野で極めて高い専門性をお持ちの方ですとか、医療、福祉、教育の現場の最前線で支援をされている支援者の方、それから、当事者の御家族の方など、多くの関係者の皆様の御協力によりつくり上げたものでございます。現状において、同様の研修は他県では行われていないと聞いております。まさに佐賀県の強みだと考えております。

研修受講後のアンケートを取りましたところ、その内容につきまして、全ての方から最も高い満足度の評価を得ております。それから、受講者の勤務先の代表者の方からも高い評価を受けているところでございます。

こうした評価は、何よりこの研修の企画段階から深く関わっていただいている強度行動障害の状態にある方、その御家族の方を何とか支援したいという熱い思いのある関係者の皆様の御協力のおかげだというふうに思っているところでございます。

フォローアップ研修は今年度で三年目になります。当事者や現場のニーズをお聞きしながら、関係者との連携を密にして、受講者個人のスキルアップ、それから、受講者が属しておられます職場の対応力の向上、こういった実効性のある研修にしていきたいというふうに思っております。

今後とも、強度行動障害支援部会の皆様、それから福祉、医療、教育に携わる方々みんなで連携をして、フォローアップ研修をはじめ、様々な取組を推進し、強度行動障害の状態にある方、そして、その御家族の方への支援に一層取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○時間延長

◉議長（宮原真一君）　時間を延長します。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、県産木材の利用促進についてお答えいたします。

まずはこれまでの取組状況ですが、県では県民協働による県産木材の利用促進を図るため、平成二十九年度から「ふる郷（さと）の木づかいプロジェクト」を展開しております。

このプロジェクトのうち、建築物への利用促進の取組を三つ申し上げますと、一つ目は、木造住宅の新築や住宅、事務所などのリフォームに対する支援、二つ目は、多くの県民の皆様が利用し、木材の展示効果が高い店舗などの民間施設の木質化に対する支援、三つ目は、地域の自治会等による公民館などの木造公共施設の整備に対する支援などに取り組んでおります。

また、建築物以外の利用促進といたしましては、学校の机や椅子など公共施設等の木製品の導入や、家具や木製品の開発、また、販路拡大に対する支援等を行っております。

さらに、令和四年度から建築士、木材供給事業者、建築業者等により構成される「さがの木の建築推進協議会」を設立し、会員のスキルアップ研修の開催や、建築物の木造化、木質化に向けた普及啓発活動を実施しております。

今後の取組でございますが、「ふる郷（さと）の木づかいプロジェクト」を継続しながら、これまで木質化、木造化に取り組んできた展示効果の高い公共施設や民間施設の成果等につきまして、ＳＮＳ等を活用し広くＰＲするなど、県産木材利用のきっかけづくりになるようなプッシュ型の情報発信を強化してまいります。

また、「さがの木の建築推進協議会」の横断的なネットワークを生かし、中規模・大規模建築物の建築計画の早期把握に努め、建築主体に対する木造化、木質化の工法提案などにも働きかけを強化し、県産木材のさらなる利用促進を図ってまいります。

私からは以上でございます。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、全国都市緑化フェアの県全域への展開と、民間企業などとの連携についてお答えをいたします。

令和十年度の全国都市緑化フェアの佐賀県での正式な開催決定に向けまして、現在、基本構想の策定を進めております。

佐賀での開催を通じて、一人一人が自然との共生について考え、行動するきっかけとし、フェアの後も、このフェアが生み出す様々な価値を県民が日常生活で実感でき、佐賀の花と緑の価値を未来につなげていくものとしたいと考えております。

主たる会場については、基本構想案の中で佐賀城公園など三カ所を想定しておりますが、緑化フェアは県内全域で展開していきたいと考えておりまして、基本構想案においても、各地域との連携の下、県全域で展開すると明記をしております。

また、フェアと「山の博覧会（仮称）」と共通の理念、「全ての人々に恩恵をもたらす森・川・海を未来へ」つなぐという、この基本共通の理念の下、緑化フェアと「山の博覧会（仮称）」を同時開催し、連携していくことで、県内全域への人々の取組の輪を広げていきたいというふうに考えております。

このようなことを実現していくためには、今後、基本計画の検討を進める中で、緑化フェアの理念や目的を市町などに伝え、県内各地に会場を展開できるよう、意欲のある市町や地域と連携して取組を進めてまいります。

続きまして、民間企業や関係団体との連携についてでございます。

緑化フェアを県全域で盛り上げていくためには、民間企業や関係団体、学校などと連携していくことは重要だと認識しております。

これまでの開催地での民間企業などとの連携事例としまして、民間企業では、スポンサー花壇の設置や管理、資金や資材、広報といった各種協賛、コラボ商品の開発など。造園業関係では、庭園コンテストや造園技能者競技大会などが実施されております。また、花卉・緑化の団体では、ハンギングバスケット作りなど、花や緑を使ったワークショップの開催、花壇ボランティアのサポートなど。自然活動の団体では、植物観察会や自然探検イベント、木工ワークショップ等の体験教室の開催など。学校では、花苗作りや花壇、プランター作りなど。県民の方々や地域の方々とは、大花壇の球根植え付けや花苗の植え付けなどの取組がこれまで行われております。

このように、過去のフェアでも企業や団体などに御参画をいただいておりまして、本県のフェアでも様々な分野で準備段階から企業や団体、また、個人の方に参画いただきたいと考えております。

具体的な連携につきましては、今後、基本構想に続きます基本計画の

中で検討していくこととしております。

民間企業や関係団体などとは幅広い分野で連携することはもちろん、それを緑化フェアの期間中だけの一過性の取組とするのではなく、フェアの後も自発的な取組として継続されていくレガシーとなるような、「山の博覧会（仮称）」とも連携した佐賀らしい取組としていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉高塚危機管理・報道局長　登壇＝私のほうからは、大規模災害におけるドローンの活用について二項目お答えさせていただきます。

まず、災害対応におけるドローンの活用について、県の取組状況の御確認がありました。

災害時の対応といいましても、いろんな段階があるかと思っております。県としましては、まず初動――被災直後のことなんですけれども、救える命を救うフェーズとして、被災直後、人命救助に当たるという段階があろうかと思っております。

続きまして、例えば、孤立集落が発生した、その人命をいかに救うかと、そういった命をつなぐフェーズがあろうかと思っております。集落の人命をヘリで救助するのか、それとも道路啓開をしたり、物資を運んだりと、そういったフェーズがあろうかと思っております。

続いて三番目に、復旧復興に向けたフェーズ、いわゆる公共土木施設の災害復旧に取り組むというようなフェーズがあろうかと思っております。このような三つの段階の中で、ドローンをどうやって使っていくのかというのが論点になろうかと思っております。

まず、ドローンの特性について申し上げますと、ドローンについては、人が立ち入ることが困難な被災箇所への進入が安全かつ容易でありまして、コスト面、操作面でも優れているという面があろうかと思っております。一方で、デメリットとして、フライトできる時間が短いとか、強風や悪天候に弱いという特性があろうかと思っております。したがいまして、県のほうで要としております防災ヘリ「かちどき」とか、そういったものとの使い分けが必要かなというふうに思っております。

そういった中で、県の取組について御説明しますと、これまで県においては状況確認、まさにフェーズでいいますと復旧復興のフェーズでございますが、これまでは県が測量会社、調査会社に委託し調査を行ってきましたが、ドローン等を使って委託業務でやってきたというような経緯がございますけれども、最近ではその汎用性から、講習を受け、技能を習得した土木、農林の現地機関の職員が自ら直営でドローンを操作して調査を行っているというところでございます。そういったものを進めまして、早い段階で全体の状況把握が可能となりまして、災害査定の迅速化、早期復旧に貢献しているところでございます。

今現在の状況をいいますと、県職員でドローンの資格を持っている者が二百名以上ございます。ドローンとしましては二十台以上を保有しているという状況でございまして、積極的にドローンを使って状況把握に努めているところでございます。

続きまして、災害現場での安全運航に向けた取組ということで、県として、その安全を確認するにはどのような取組を行っているかという問いがございました。

いわゆる最初の段階、被災直後のフェーズでございますけれども、被災地の上空では、救出救助活動や物資輸送等を行う消防、自衛隊などの

実動機関のヘリのほか、その状況を報道するマスコミのヘリも加わることから、安全確保のための交通整理が必要となっているところでございます。

そのため県では、大規模災害時などの有事のときに、航空機の運用に関する関係機関の連携、効果的かつ安全運航を行うために災害対策本部の中に航空運用調整班を設置しているところでございます。

この航空運用調整班のメンバーを御説明しますと、基本的にヘリの運航者でございまして、自衛隊、海上保安庁、県警本部、県の「かちどき」、こういったメンバーで構成されているところでございます。

この運用調整の班の中で、取材ヘリ等民間航空機の飛行自粛空域の設定とか、それの周知、また民間ドローン等の飛行禁止空域の設定などを行っているところでございます。

県としましては、安全かつ効果的な航空運用調整が実現できるよう、日頃、平時からしっかりこういった会議や訓練を通じまして取組を進めまして、関係機関相互の意思の疎通を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

私からは以上でございます。

◉議長（宮原真一君）　これで本日の日程は終了いたしました。

あす十九日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後五時九分　散会

速記者　長谷川　菜央

第三日

令和七年六月十九日（木）

令和七年六月十九日（木）　午前十時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○開　議

◉議長（宮原真一君）　これより、本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許可いたします。

◉定松一生君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。自民党ネクストの定松一生でございます。

六月十九日、一般質問の二日目、トップを飾らせていただきますが、私は今まで米を買ったことがありません。（笑声）なぜなら、生産者であるからです。農業は国の本――国本と書いて国の本である。国本というこの思想、近代日本の成長には大きな関わりがあります。すなわち、農民は国の本であり、米を作り続ける役目、しかも、安い米を。なぜなら、国を大きく発展させるために工業、土木、建設の労働者を安い労働賃金で働かせる。そのために米価は上げてはならないという定義だったのです。国をつくるために、労働者のために、貧しくてもお国のために米を作り続ける奉職で、国をなす民なのだ。まさに諸君は国の本である。農業は最も尊い職業だよと言っておるのであります。私の父や祖父も佐賀農業高校、この高校でこの思想の下、農業に頑張ってきました。特に戦後の復興には合致した考え方だと思います。

工業立国を目指す日本は、地方から長男だけを農業のために残し、次男、三男は工業地帯へ、そして、女性は女工さんとして繊維産業等へ集団就職をします。この国の発展ため奉職させ、そして、地方に残った人材は農業と農村を守ってきました。

米は命、農業は国の宝、その根底にありましたから、食糧難を経験した日本は食管制度により米の増産を進め、国が買い上げ、流通させ、豊かな日本をつくってきたのであります。

しかしながら、米の価格につきましては、三十年前までは食管制度、この食糧管理法によって国が米を買い取っており、農家販売価格――農家の売渡価格ですね、六十キロ当たり二万円程度と比較的安定していたものであります。しかし、ウルグアイ・ラウンド、ガットの農業合意によるミニマムアクセス米の受け入れ、それらを契機に国が平成七年に食管法を廃止し、新たに主要食糧法を制定して以降、それまで厳格に管理していた米の流通規制、これを取っ払って民間流通を基本とさせていったことから価格は下がり続けたのであります。農家にとって、米作りを続けていくのは大変厳しい状況となりました。

農水省が公表する米の六十キロの生産費、これは一万五千円なんですね。農家が納得する価格といいますと、これから計算しますと二万二千円程度というふうになろうかと思います。しかし、相対取引価格の推移、これは山口知事が就任された頃の平成二十四年から令和五年までで見ますと、一万五千円程度で推移しているんです。平成二十四年、これは最高なんですが一万六千五百一円、その二年後の平成二十六年では一万一千九百六十七円、これはもう赤字なんですね。生かさぬよう殺さぬよう、米は安いほうがいい。それでも農家は米を作り続けました。国本の思想の下に作り続けるのであります。

こうした中、直接取引の増加といった流通構造の変化、消費者の不安をあおるような情報が拡散されることによる買いだめ行為の加速などによって、令和六年、米の価格はあれよあれよという間に高騰し、新聞等の報道で令和の米騒動、小泉劇場と武藤議員も言われましたけれども、そういう状況になっておるのであります。

ここに出しましたのは主食米の需給動向、（パネルを示す）これはたまに新聞に出るんですね。これは要するに国民が必要とする米、消費する米、これは年々下がると言われています。その間、次の年の生産量を決めなければならない。その基礎になるのが六月末の在庫量ということになります。需要量が下がってくるよ、生産量はちょっと増えていますね、そこで調整をした結果、ここで初めて二〇二二年度にやっと合致している。しかし、その次の年は生産量は減って、需要量はぐんと伸びているんです。これは恐らくインバウンドの回復、そういったものもあろうかと思います。しかし、そこで農水省は手を緩めることなく、生産量を下方修正して各県に流しているということになります。ここで七百五万トンに対して六百六十一万トンしか取れていないよと。このギャップが今来ているというふうになります。

二〇二五年度は足りている、足りていると小泉大臣も言っている。本当に足りているのか分からない、そういう状況なんです。そして、見通しでは、生産量が二〇二六年度には追いつきますよというふうな図になっているんですね。

だけども、よく見たら分かるんですが、これは八年間の推計を取っていますが、ぴしっと当たっているのが二回しかないんですよ。このように幾ら調整しても作況指数が時代に合っていないとか、温暖化の影響、台風等で作況指数も下方修正したり、その全てを分析して、いろんなことをやっても当たらないんです、なぜでしょう。皆さんに聞くと頭をかしげられます。米は工業製品ではないからです。分かりますか。工業製品ではないので、本当に計画どおり作れないということなんです。

今回米が高いのは、ＪＡや卸業者、このどっちかを農水省は悪者にしたがっている。でも、ＪＡは農家と協力して戦後の復興、生産を主導し、国策に完遂してきました。農業協同組合、いわゆるＪＡは、協同精神の下、地方の農業・農村を担ってきたのであります。農協の皆さん、この場を借りて本当に感謝をしております。

さきに述べましたが、農業は国の本、奉仕の職種ではありますが、貧しくとも米を作る、この精神は我々農業者には大切なことかも分かりません。その思いがＤＮＡのように受け継がれているのであります。しかし、その国本の精神を、農水省や国の中枢、財務省の人々がこれを逆手に利用するものではないと思います。今回はこのツケが回ってきているということになろうかと思います。

現在、米の価格は昨年の同じ時期の約二倍、米農家からは米の作付面積を増やしたい、その一方で消費者の方からは米が高くて困る。

国は、高騰している米価を下げる政策として、不作や災害時、その緊急事態に備えていた政府備蓄米を放出し続けています。米をじゃぶじゃぶにして価格を下げる。その言葉に私は憤りを感じます。

さらには米の緊急輸入も辞さないといった姿勢なんですね。私たちが青年期にしっかりと守ってきた、貿易から米だけは守るというふうなことで、ミニマムアクセス米も譲歩して五％から八％まで増やしてでも守ってきた、そして、米の緊急輸入ということになりますと、農業はいよいよ終えんを迎えることとなりましょう。

食料安全保障の観点から、国内で米を安定して生産し、供給していくことが極めて重要だと認識しています。また、佐賀県においても現在まで整備された水田をフル活用し、引き続き米など作物を安定して生産していく必要があると考えています。

そのためにも、米の価格が、消費者の米離れを招くような、あまりにも高い価格とならないようにすること、しかし、農家が持続的に米を生産し続けられる価格になるべきであり、そのような価格が実現することで、次世代の担い手の確保、育成につながっていくというふうに考えます。

そこで、伺います。

現在、この米高騰をどのように受け止められているのか、知事の所見を伺います。

次に、米価の高騰の原因、これは米不足と言われておりますが、現在の米の需給についてどのように認識されているのか、島内農林水産部長に伺います。

そして、現在の米価及び米の需給状況を考慮すると、米はもっと増産できるのではないか、増やしてもいいのではないかというふうに考えますが、令和七年産は既に田植えの準備が終わっております。増やそうにも間に合わないという状況なんですね。

ここで皆さんにお知らせしますが、佐賀県は全体で五百ヘクタール増やしていいよという配分を受けておりましたが、各市町にずっと今まで、減反政策でこれ以上作ってはならないという命令を下しておりましたので、なかなか増えないんですね。その結果、去年よりも百ヘクタールしか増えていない、本当は五百ヘクタール増やしていいんですけども、八年産についてどのように対応していくのか、島内農林水産部長に伺います。

今回の令和の米騒動を機に、生産者、消費者、農水省が納得する価格、そして、農業が安定することを願って、この質問を終わります。

それでは続きまして、必要とする方々へ食支援を届けるための取組についてお伺いをします。

これも関連いたしますが、昨今の物価高騰、特に食品価格が大きく上昇し、米の価格高騰も相まって、子供食堂を運営されている方々は食材の調達に非常に苦労されていると思います。限られた食材の中で何とか工夫して子供たちが喜ぶ献立を考え、食事を提供されていると聞きます。

一方で、佐賀県は、米、野菜など農産物が豊富に取れます。「さが園芸８８８運動」もそうですね。だから、私たちは、タマネギやキャベツを作っていますけども、この食の支援が必要な方へ届けてほしいなというふうに思っています。

ただ、農家も高齢化や多忙の中から、フードバンク団体まで持っていくのは大変です。実際、私の友達、農業法人や生産者の仲間たちに食の支援の話をすると、困っている人の役に立つなら協力したい、いいことだから持っていってもらっても構わないよというふうな答えなんですね。このようにフードバンク団体が生産者のところまで取りに来てくれるなら、喜んで協力するという生産者はたくさんいらっしゃいます。

生産者から農産物を集めて支援が必要なところへつないでいけば、農産物も無駄にならず、食材の調達に苦労している子供食堂も助かります。食材が集まれば、メニューも広がり、子供たちの笑顔が増え、子供食堂を運営している地域の方々もその思いが満たされる。だから、もっと生産者を巻き込んでそうした農産物を集め、支援が必要な方へ食が届くようになってほしい。

またもう一方で、令和二年の国勢調査によりますと、一般世帯のうち単独世帯が三割を超えています。そのうち六十五歳以上の単独世帯が四

割弱を占めています。独り暮らしの高齢者は増える一方であります。そのことから、地域で支援を必要とする方々が今後ますます増えてくるというふうに思います。

子供食堂の中には、子供だけでなくて大人も利用できるところがございます。子供食堂が、大人も受け入れ、多世代の交流の場となれば、子供から大人まで誰もが安心して集えるみんなの居場所、地域のよりどころになるのではないかと思います。みんなにとっての居場所が、地域の身近なところに増えていってほしいなというふうに思います。

食に困った方々の支援が手厚くなるよう、佐賀らしく、生産者サイドをもっと巻き込んで食支援の輪をもっと広げていき、子供も大人も含め、困った方へ食支援がしっかりと届くよう取組を進めてほしいと願っています。

我々生産者は、子供食堂のキッチンまで持っていくことはできないけれど、農産物を作ることで食支援を支えたい、応援したいという思いを持つ生産者はいっぱいいます。そこに県がもっと営業に行って、食材を必要としているところとマッチングしていけば、この食支援の輪は広がっていくと思います。

そうした思いを持っているので、現在の取組状況、そして、食支援の輪をさらに広げていくため、今後どう取り組んでいくのかお伺いをさせていただきます。

それでは、次の質問に入ります。農業人材の確保についてであります。

農業は本県にとっても言うまでもなく、貴重な基幹産業であります。佐賀農業が将来にわたって発展していくためには、他産業と比較して所得水準が遜色のない有望な業種に成長していく必要があります。

山口知事は折に触れて「一次産業の振興なくして県勢の浮揚なし」と言われます。これは農林水産業を指してくれているものと認識しておりますが、佐賀県農業の未来は、いかに若い世代の農業者を増やしていくかということにかかっています。

例えば、私の取り組んでいる水田を活用した土地利用型農業、この形態でいけば、五ヘクタール以上の経営規模からスタートし、将来的には五十ヘクタール、百ヘクタールといった大規模経営を目指すような経営者がこれから中心的な担い手として求められていくものであります。

しかしながら、農林業センサスによりますと、県内の四十九歳以下の基幹的農業従事者数、これは二〇〇〇年の七千八百四十六人――これは全体農業者の二一・三％――から二〇二〇年、二十年後で、二千四百八十六人と落ちているんですね。これは全農業者の一三・一％になっています。

本県農業の将来を考えたときに、若い世代の意欲ある農業人材をいかに確保し、育成していくか、極めて重要な課題です。そのためには、専業農家の親元就農だけでなくて、兼業農家やサラリーマン家庭で育った若者、これらの方々が農業を有望な職種と捉え、チャレンジし、本県の農業を支える担い手となってくれることが重要であると考えます。

また、このような若い世代の農業者が大規模経営を展開し、成長を続けていくためには、雇用による労働力の確保が必要になります。

多くの産業において人手不足が叫ばれる中で、農業分野でも外国人材の活用が注目されています。最近では、私の地元でもよく見かける自転車部隊、ベトナムとかフィリピン、カンボジア、それらの方々が地域に溶け込んでいらっしゃいますよね。農業などを応援してくれておりま

す。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

農業人材の確保に対する知事の考え方についてですが、若い農業人材の確保に対する知事の所見を伺います。

次に、農業人材の確保に関する取組についてでございますが、県としてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

また、農業労働力、その確保についてもどのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いをさせていただきます。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

教職員の人材不足についてであります。

これは昨日、武藤議員からも御指摘があっておったかと思います。

近年、日本の教育現場では教員の人材不足、これが顕著に全国で深刻化していると思われます。これは長時間労働や業務負担の増加、それらが原因となり、教員志望者も減少傾向にあります。それに伴い全国的に見ても、教員採用試験の倍率は低下の一途であります。

佐賀県においても、御承知のとおり、この傾向が顕著で、令和八年度佐賀県公立学校教員採用試験においては、小学校教諭の倍率が初めて一倍を切って〇・九という数字になりました。

倍率は幾つかの要因によって変動することから、その数のみをもって問題視することはいかがかなと思いますけれども、佐賀県の状況を見ると、小学校教諭の採用予定者数はここ数年減少傾向にあったけれども、今年度は昨年度に比べ三十人増えていますね。このことも倍率低下の一要因であることは承知しております。

一方で、今の三十代後半から五十代前半の方々、その方々が大学を卒業して採用試験を受けるその当時、倍率が非常に高かったんです。そのことから、受験を諦め講師として勤務を続けられている方がたくさんいらっしゃいます。長年、講師として子供たちのために尽力されている方々の処遇改善をするとともに、教育に関わる人材を確保していく上で、そのことは重要だと考えています。

若い人たちに教員になってもらおうという取組と同時に、講師の方々がやりがいを持って働ける環境づくり、このことも重要であります。

まず、小学校の採用予定者数の増加についてでありますが、この採用予定者を急に増やした原因といいますか、そこのところを教育長にお伺いさせていただきます。

次に、教員を目指す人材を増やすための取組についてですが、質の高い教育を行うためには、教員になりたいと思う人材を増やす必要があります。そのための県の取組、これはどうなっているのかお伺いをさせていただきます。

最後に、講師の方々、先ほど申し上げました教諭ではないけれども、臨時で働いている講師、これは昔は会計年度任用職員と同等に一年一年更新をしておりましたので、ちょっとだけ暇を一週間程度、後にまたちょっとだけ空けて採用するとか、いろんな苦肉の策で人件費を安く安く抑えられていたような気がいたします。

ただ、近年、講師の方々も勤務年数によって少しは昇給していくというシステムに変わっております。私も何回もこの点について指摘をさせていただきましたが、正式な教諭の方は最終的には四十万円を超える給料まで到達するんです。しかし、講師の方々というのは、どこまでたってもある一定の額まで達すると、横ばいなんですね。この額というのは

三十万円ちょっとなんです。学校では同じように働いて、そこまでしか上がらない。その正規の教諭との差というのがおおよそ七〇％程度に抑えられていると。たしか七一％ぐらいになっていたかと思います。

この方たちも、やっぱり学校で子供たちに教育をしていただける本当に貴い人材でありますから、処遇改善はぜひ必要かと思いますので、どのような処遇改善を行っているのか、今後の展望についてもお聞かせいただければ幸いです。

これをもちまして一回目の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。定松一生議員の御質問にお答えします。

定松議員の生産者としての思いをお伺いして、国の本を支えてきた矜持のようなものを感じさせていただきました。そうした生産者の思いを日本国民全体が共有してほしいなと心から思います。

佐賀県の米づくりは脈々と受け継がれている佐賀県農業の根幹であり、誇りであります。戦後の食糧難の時代にも、佐賀県が大きな貢献をしたことは皆さん知ってのとおりであります。

一方で、近年は消費の減退、人口減少に伴う需要の減少によりまして、長い間、米価が下落、低迷し、米づくりでは利益がなかなか出ない状況が続いておりました。先ほど定松議員がお話しなされたとおりです。

そのような中にあって、佐賀県では米の食味ランキングで最高評価の特Ａを十五年連続で獲得している「さがびより」など、生産者、関係者の努力によっておいしいお米を作ろうという思いで、全国的にも高く評価される米を開発し、生産し、単価を上げようと努力をしてきたわけであります。

そうした中で、令和五年産米では供給を需要が大きく上回って、米の消費者価格は上がり始めました。令和六年産米が販売されている現在では、米価は前年同時期の約二倍にまで上昇している状況です。

私は、御飯、それは米によって味が違うと思っています。佐賀人であれば、米によって食味が違うということは体感しているのではないかと思いますけれども、昨今、報道を見ていると、米、何を食べても同じだと発言されている方もおられるので、何かそこに非常に温度差を私は感じています。

佐賀はおいしい米を作ろうとみんなで努力しているわけでありまして、おいしいお米には、その価値に見合う高い価格で生産者の努力が報われるようになってほしいと私は考えています。そしてその一方で、主食であるお米ですから、おなかいっぱい食べられるような手頃な価格というものも必要だというふうに思います。そうしたところは、国の本とおっしゃいましたけれども、そういう役割というのは、米は果たさなければいけないんだろうというふうに思っています。消費者、生産者の立場で、様々な受け止めがあるものと思います。

食で、都市部であったり、この国を支えているのは生産者であり、地方であります。今回の米価の消費者価格の高騰は、将来に向けて、この国の形を考えるよい機会だと私は思っています。

お米だけでなくて、野菜も含めて、農業は工業と違います。スーパーに農業製品と工業製品が同じように並んでいます。でも、全く違います。天候にも大きく左右されますし、収穫量も違います。それによって値段が上下するのは、農業製品は当たり前なんであります。そういったところを本当にこの国の人たちは共有しているのだろうかと思います。戦後

の日本国民はみんなそこを共有していたと思うんですけれども、最近、様々な報道を見ておりますと、非常にそういう危惧を覚えるわけであります。

ぜひ生産者と消費者がお互いに目を向けて、食の安全保障を含めた多面的で骨太な議論と意識醸成が進むことを期待しております。

続きまして、農業人材の確保に対する私の考えについてお答えします。

現在の農業就業者の人口分布や就農状況を見ておりますと、十年後、二十年後にはそもそも農業従事者は少なくなり過ぎるのではないかと思います。日本の食は危機的状況になるということを危惧しております。

さて、武雄のキュウリのトレーニングファームでは、全国でもトップクラスの技術を持ったキュウリの神様と呼ばれる方が、ＩＴを活用して研修生に生産技術を伝授しているわけであります。

これまで全く農業と関わりのなかった若者が、トレーニングファームでの研修を終えて、就農から数年で県の大会で最高賞を受賞する技術を習得し、もう農業で生計を立てるようになったりしています。

私の今までの農業像では、通常、十年、二十年かけてたくみの技を磨いて、人から習って、いろんな経験を積んでというふうに考えていたわけですけれども、私はそのトレーニングファームの修了生たちの活躍を見て、ある部分、一面だけを見ているのかもしれません。ただ、私のこれまで思っていた農業観が変わるほどの衝撃を受けました。こういったことが、新たな佐賀農業という部分を形づくっていくのかもしれないと思いました。

また、今年一月に本県で開催いたしました「全国農業担い手サミット」の表彰行事においては、農林水産大臣賞を二名受賞しましたが、三十代、四十代の農業法人経営者でございました。

農業においては、言うまでもなく、人が何よりも大切です。佐賀農業が将来にわたって発展していくためには、農業を支える人材をしっかり確保していく量の面と、農業に取り組んでいく様々なスキルが上がっていく質の両面を考えて対応していくことが重要だと思っています。

量の面からいえば、既存農家の規模拡大だったり、企業、法人の参入、移住就農、そして最近では外国人材の活用というものも多くなっています。特に鹿児島県をはじめ、南九州では組織的に外国人材を入れているというふうに聞いております。こういった取組を総合的に進め、佐賀農業を支える人材を幅広く募る必要があります。

質の面についてですが、就農者や既存の農家がドローン、ロボットによる自動作業、ＡＩによる病害虫診断や収量予測など、ＤＸによって様々な面で質の向上を図っていくといったところも必要だと思います。

昔と違って、米作りも含めた農業というものはＤＸ化によってだいぶさま変わりした状況であることも、子供たちにも知らせたいなというふうにも思います。

よく子供たちに田植えの体験というのをさせる、教育上、とてもすばらしいことだと思うんですけれども、実際はもっとＤＸ化しているよと一緒に伝えてほしいなと。意外と今の農業は、昔の三Ｋのときとはまた違った面が多くあります。そういったことも含めて、農業は非常にやりがいのある産業であること、稼ぐ農業を実践できるということも発信していくことが必要だと思っています。

こうした量と質の向上を図っていくことによりまして、稼ぐ農業を実践する担い手が活躍し、その姿を見て、自分も佐賀で農業を継ぎたい、

始めたいと思う若者が集うことで、佐賀農業の好循環をつくり出していきたいと考えております。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、食の支援についてお答えをいたします。

議員からは、農作物の生産者の方々が、子供食堂などに無償で提供してもいいよと思われている、そういった食材を無駄なく確実に子供食堂へとつないでいく。そして、支援を必要とされている方々へと届ける。そういった食についてのお尋ねがございました。

佐賀県は、地域の課題に向き合い、世の中をもっとよくしていきたい、そういう志のあるＣＳＯが多く活躍されております。県では、そうした志を持ち、フードバンク活動を行っているＣＳＯや、子供の居場所づくりを支援するＣＳＯなどとともに、令和四年に「佐賀県食でつながるネットワーク協議会」を設立いたしました。そして、この協議会などが使用する食品用倉庫の整備を行うとともに、広く企業や県民に対して食品提供の呼びかけを行ってまいりました。

こうした取組によりまして、寄附をいただく食品の受け入れ量が増加するとともに、こうした食品を活用される子供食堂も増加をしてまいりました。

しかしながら、議員からも御指摘のありました、食材があるところと食材を必要としているところのマッチングはさらに進めていく必要があるというふうに認識しております。このため、食材があるところへのアプローチとして、まずは、農業団体の一つである佐賀県農業法人協会に対しまして、無償での農産物提供の呼びかけを行いましたところ、同団体からは社会貢献につながるとして快く協力をいただきました。

今後は、他の農業団体などにも呼びかけを広げていきたいというふうに考えております。

また、食材を提供してもいいよというお気持ちをいただいても、生産者御自身は、高齢化や多忙のために運ぶことができないといったことや、食の支援に携わる方々の人手不足などの理由により、食材を誰が集めるのか、誰が必要なところに届けるのかという集配送についても課題がございます。

こうした点については、今後、県内のＪＡや県と連携協定を結んでいる物流関係の事業者、多数のコンビニエンスストアを運営する事業者、こうした農産物を含む物流にノウハウのある事業者の方々の御意見も踏まえながら、食材を無駄なく集め、子供食堂など、必要なところへ食材を届けることができるような仕組みの検討や、必要な支援、取組を行っていきたいというふうに考えております。

物価高騰の続く中、食の支援の輪がさらに広がっていくよう、そして、何より農産物を作ることで、困っている方々の食を支えたい、応援したい、そういう生産者の方々の温かい気持ち、思いを、子供食堂などを通じて、子供だけでなく、大人も含め、支援が必要な方々につないでいけるようしっかりと取組を進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは大きく二項目についてお答えいたします。

最初は、大きな一項目め、米価高騰と需要に対応した米の生産についての問いのうち、米の需給に対する認識についてお答えいたします。

国民一人当たりの米の消費量の減少や人口減少に伴い、近年は我が国

の米の需要量が毎年十万トンずつ減少し、それに見合った生産がなされてきたため、需給、価格、共に安定しておりました。しかしながら、令和五年産米の販売終盤である昨年の六月頃から小売店頭での品不足傾向が見られるなど、需要が供給を大きく上回る状況となっております。

米の需要が伸びた主な要因については、物価が高騰する中、パンや麺類などと比較して米の価格上昇が相対的に緩やかであったこと、インバウンド等による人流が増加したことなどが考えられます。

また、令和六年産米が出回った後も、米の需要は令和五年産並みで推移しており、さらに供給が追いついていないという状況にあったというふうに認識をしております。

こうした状況を受け、国では本年三月以降、政府備蓄米を放出されることとなり、その量は現時点で約八十一万トンに上っております。また、令和七年産米は全国で作付面積が前年より増えており、平年並みの収量であれば、昨年より約四十万トンの増産となる見込みでございます。

政府備蓄米放出の約八十一万トンと作付増による増産分約四十万トンを合わせました約百二十万トンは、我が国の米の年間需要量約七百万トンの一七％に相当する量であり、今後は供給過剰にならないかも含めて需給動向をしっかり注視していく必要があるというふうに認識をしてございます。

次に二点目、令和八年産米の生産への対応についてお答えいたします。

繰り返しになりますが、米は長期保管が可能なため、生産量が一定量以上になった場合には、米価の下落につながるおそれがあることから、政府備蓄米の放出と令和七年産米の増産分が今後の需給に与える影響をしっかりと注視していく必要があるというふうに考えております。

こうしたことから、国等の関係機関と今後予想される需給の見通し等について意見交換を密に行いながら、農業団体や関係機関、県等で構成する佐賀県農業再生協議会においてしっかり議論し、県農業再生協議会から県内の各地域の協議会に対し、令和八年産における適切な「生産のめやす」となる作付面積を提示することとしております。

次に大きな二項目め、農業人材の確保についての問いのうち、二点についてお答えいたします。

最初に、農業人材の確保に関する取組についてお答えいたします。

本県農業が持続的に発展していくため、若い世代の意欲ある農業人材をしっかり確保していくことが大変重要だと認識をしております。

このため県では、園芸作物の振興を目的として、平成二十九年度からトレーニングファーム、令和五年度からミニトレーニングファームの整備に取り組み、今年度、伊万里・有田地区に整備することで、ほぼ県内全域で就農希望者を受け入れる仕組みができることとなります。

今後は、こうした仕組みがあることを就農啓発セミナーや就農イベントで広くＰＲするなどして、地域内外の就農希望者を呼び込めるよう、さらに広報活動を強化してまいります。

また、今年度、白石地区の農業法人において、米、麦、大豆とタマネギなどの露地野菜を組み合わせた土地利用型作物のトレーニングファームに研修生を受け入れるなど、新たな取組も進めているところでございます。

さらに今後は、本年一月に本県で開催いたしました「全国農業担い手サミット」を一つの契機として、本県トップクラスの経営を実践する農業法人が所属する佐賀県農業法人協会と若手農業者が交流し、稼ぐ農業

を学ぶ場づくりにも取り組んでまいります。

こうした取組を通じまして、稼ぐ農業を目指す意欲ある農業人材を一人でも多く確保し、その方々の背中を見て、また次の人材が育つような好循環が県内に広がるよう取組を進めてまいります。

次に二点目、農業労働力の確保についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、意欲ある担い手が経営規模を拡大していく場合など、労働力の確保が大きな課題となることから、県では、農業団体や関係団体と連携し、アプリを活用し、学生などの潜在労働力と農業者とのマッチング、コーディネーターによる農福連携の取組支援、また、人材派遣会社と連携した外国人材の活用などに取り組んでいるところでございます。

特に、外国人材の活用につきましては、これまでも就労が認められた外国人材を農繁期の一定期間受け入れており、今年度は農繁期が異なる品目間で調整し、外国人材を活用できる仕組みづくりにも取り組むこととしております。

経営規模を拡大し、稼ぐ農業を実現していくためには、労働力確保が必要不可欠であることから、関係機関、企業、農業以外の分野とも連携し、成功事例を一つ一つ積み上げながら、その取組を着実に進めてまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、教員の人材不足についてお答えをいたします。

初めに、小学校の採用予定者数の増加についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、児童へのきめ細かな指導を充実させるため、チーム担任制の導入や教科担任制の拡充などに取り組んでおります。こうした取組を進めていくためには、教員数を確保し、学校現場に教員を安定的に配置していくことが必要でございます。

また、年齢構成上、産休、育休を取得する教員が増えてきており、代替者の確保も必要となっております。

こうしたことから、令和八年度公立学校教員採用選考試験においては、令和六年度末の退職予定者数を上回る正規教員の採用を行うこととといたしました。

次に、教員を目指す人材を増やす取組についてお答えをいたします。

教員を目指す人材を増やすための取組としましては、大きく三つ、教員採用試験の改革、丁寧なサポート体制、教員の魅力発信に取り組んでおります。

教員採用試験の改革では、多様な人材の確保のため、受験年齢制限の引き上げやＵＪＩターン対象の特別選考の実施など受験しやすい環境づくり、秋の選考試験や大学三年次のチャレンジ受験といった受験機会の複線化などに取り組んでいます。

丁寧なサポート体制では、教員免許取得後に学校での勤務経験がない方、ブランクのある方などに向けたペーパーティーチャー研修講座を実施して、より多くの方に受講いただけるよう今年度はオンラインでも実施をいたします。

教員の魅力発信では、ＳＮＳや動画での情報発信のほか、今年度から新たな取組として大学生教職体験プログラムを実施します。

具体的には、県内外の大学一年生や三年生チャレンジ受験の合格者を対象に、早い時期に学校体験をしてもらおうというもので、先輩教員や

生徒との座談会、生徒の学習活動サポート、参加者同士の交流会などを通して、佐賀県で教員になりたいと思う学生を増やしていきたいと考えています。

また、神埼高校の普通科に、新たに「こども教育進学コース」を設置することといたしました。「子育てし大県〝さが〟」や教育県佐賀を掲げる本県で、子供の教育や支援、子育て支援など子供に関わる人材育成につなげていきたいと考えております。

人材確保に当たりましては、いきなり教員採用試験を受けませんかと言うわけにはいかないので、まず知って、関心を持っていただく、次に教員免許取得に向かっていただく、そして、実際に採用選考試験を受けていただくという一連の流れを意識しながら手を打っていく必要があると考えております。

関心を持って教員を目指していただくためにも、教員の業務負担の軽減や、若手教員へのサポート体制の充実など働きやすい環境の整備を進めながら、佐賀県で働くよさや実際の働き方、ロールモデルなども含めて教員の魅力を発信していきたいと考えています。

次に、講師の処遇改善についてでございます。

講師の処遇については、令和二年度以降、給料号給の上限を毎年度引き上げており、処遇改善に努めてきたところでございます。

学校を取り巻く状況が多様化、複雑化する中で、子供たちのためにと講師として勤務していただいている方々は本当にありがたい存在でございます。また、長年培った教員としての子供の向き合い方などを若手の教員に伝授していただいており、子供たちの力を引き出す力がすごいといったお話もよく伺います。今後とも、県内の学校で活躍していただけるよう、勤務条件、職場環境の整備などに努めてまいります。

先生の仕事は、子供たちの学びや成長に日々向き合っていただく重要な仕事です。たくさんの出会いや気づき、喜びのある本当にすばらしい仕事だと思います。大学や短大を卒業してすぐの方、社会人経験のある方、講師として働いていただける方など、多くの方、多様な方々にぜひ佐賀県の教員になっていただきたいと思っております。

今後とも、学校の運営体制や働く環境の充実に取り組むとともに、佐賀県で教員として働くことの魅力を伝え、未来の佐賀を担う人材確保につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉中本正一君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。公明党の中本正一でございます。

平成三十年九月に制定されました「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」に基づき、本年二月定例会の一般質問より議会のライブ配信に手話通訳のワイプ映像が入るようになり、また、音声自動文字起こしアプリ「UDトーク」による字幕配信も始まりました。

私のもとにも、議会のライブ配信を御覧になられた聾者の方から、身近な道路や河川など地域の課題が議論されている様子をリアルタイムで見ることができ、本当にうれしかった、議会への関心が高まったという声を聞かせていただきました。

県議会の一般質問は、昨日もそうでありましたが、大変長時間に及ぶこともあり、手話通訳士の負担も大きく、難解な行政用語への対応など事前の準備にも多くの時間をかけて、この本番に臨まれていると伺っています。県内の手話通訳士は依然不足をしており、ライブ配信を御覧に

なられた方が手話に関心を持つきっかけとなり、将来の手話通訳士の育成にもつながるよう期待をいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

まず大きな項目の一つ目として、戦後八十年の節目を踏まえた平和への思いについて質問をいたします。

本年、戦後八十年という節目を迎え、今日の平和の礎を築いていただいた先人たちの御努力に深く感謝するとともに、悲惨な戦争を二度と繰り返さないとの平和への誓いを新たにしていかなければなりません。戦争体験者や被爆された方々が高齢化し、その貴重な証言を直接お伺いできる機会も次第に失われつつあります。戦後生まれが総人口の九割に迫り、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、その記憶を風化させることなく、未来へつないでいくことが一層重要になってまいります。

戦後八十年の節目に当たり、各地で戦没者を慰霊し、不戦の誓いを新たにする行事等が数多く計画されており、本県においても十月に戦後八十年の佐賀県戦没者追悼式が予定をされています。しかし、一過性のイベントにとどめることなく、戦争を知らない世代がさらに次の世代に語り継いでいくための取組も求められます。

こうした中、偶然にも本県では来月九日に仮称佐賀駐屯地が開設し、オスプレイの移駐が始まります。また、台湾有事に備えた国民保護に関わる準備も進められています。

山口知事は、佐賀空港の自衛隊使用要請を受け入れるに当たって、国際社会の不確実性が高まる中、戦争のない平和な社会をしっかりと次の世代につないでいくことが大切です。そして、平和な社会を守り、国民、県民の生命と財産を守るためにも国防は重要であり、国防の負担は、国全体で分担し、分かち合わなければならないと考えていますと述べられています。

我が国は、戦後一貫して平和国家としての歩みを進め、世界の平和と繁栄に力を尽くしてきました。私たち公明党も、一九六四年の結党以来、平和の党として人間の安全保障に基づく平和外交に取り組んでまいりました。そして、今年が戦後八十年とともに被爆八十年、国連創設八十年の節目でもあることや、国際社会が、地政学的対立や戦争、核の脅威、気候変動、人知を超える新興技術であるＡＩの台頭といった複合的な危機に直面していることなどの現実を踏まえ、本年五月九日に「平和創出ビジョン」を発表したところであります。

この「平和創出ビジョン」は、人間の安全保障を基軸に、「北東アジア安全保障対話・協力機構」の創設をその要として、核廃絶やＡＩとともに重点課題として掲げており、二〇二五年から二〇三五年までの十年間を射程として、日本が平和のために力を発揮し、平和の心を確実に継承する貴重な機会となるとしています。

特に「北東アジア安全保障対話・協力機構」の創設は、対立する当事国が集う常設の対話の枠組みとして、信頼醸成を通じて軍拡競争への危険な回帰を防ぐものであり、「平和創出ビジョン」を提示することで、日本から対立を超えた協調へと導く平和の潮流をつくり出すとの決意を示されています。

本ビジョンは、外交関係者や若者団体、ＮＧＯ、アカデミアなど、多様な人々との対話を通じて取りまとめられたものであり、広島、長崎、沖縄など、公明党の都道府県本部とも連携し、地方自治体の平和への取組や公明党の政策立案アンケート「Ｗｅ　ｃｏｎｎｅｃｔ」に寄せられ

た声も反映したものとなっています。

そこで、こうしたことなども踏まえて、知事に改めて戦後八十年という節目における平和への思いと未来につないでいく取組についてお伺いいたします。

次に大きな項目の二つ目として、防災・減災、国土強靱化のさらなる推進について質問をいたします。

本年一月十七日、日本の防災対策を根本から見直す転換点となった阪神・淡路大震災から三十年目という節目を迎えました。震災を契機として災害対策基本法の改正をはじめ、建築基準法の見直し、地域防災計画の抜本的な改革など、制度面での変革が次々と行われ、「想定外」という言葉で片づけられていた災害リスクに対し、より具体的で実践的な対策が求められるようになりました。

また、慈善活動の域にとどまっていたボランティア活動が、社会的な意義を持つ重要な活動として認識されるようになり、多くの市民が被災地支援に駆けつけるようになりました。

防災教育の重要性が改めて認識され、学校での防災教育の充実、地域単位での助け合い、防災訓練の実施、そして、市民一人一人の防災意識の向上など、これらは阪神・淡路大震災の最も重要な教訓の一つと言われています。

さらに、生活再建支援の充実が被災者支援につながるなど前向きな評価がある一方で、その後の熊本地震や能登半島地震で明らかになったように、避難所環境による災害関連死の増加や耐震改修の遅れなど、命に関わる課題も多く積み残されたままの状態となっています。

こうした中、災害大国から防災立国への転換を掲げる石破茂首相は、大規模災害対策の司令塔として防災庁の創設を目指されており、地方拠点の設置についても前向きな考えが示されています。

今月六日、防災立国推進閣僚会議で示された防災庁の設置に向けた基本的な方向性では、人命・人権を最優先とする防災立国の実現が急務として、首相に直属する大臣を置くほか、他省庁に勧告できる権限を持たせ、十分な専門人材と予算を有する組織を目指すとされており、現行の内閣府（防災部局）から大幅に拡充させる方針が示されています。

そこでまず、防災庁地方拠点の設置に向けた政策提案についてお伺いいたします。

防災対策には、事前の防災から発災後の応急対応、復興の三段階があり、各省庁や自治体、民間など、様々な主体が役割を分担しており、防災庁にはその全体を俯瞰して対応力を押し上げていく、いわば司令塔的な役割が求められるものと考えますが、二〇二六年度の創設を目指す防災庁に対し、知事はどのようなことを期待しているのかお伺いいたします。

また、防災庁の設置に関して、仙台市や熊本県、石川県などが表明しており、さらに誘致を検討している自治体が複数あるとも伺っていますが、本県が防災庁地方拠点の設置を提案した理由と実現に向けた知事の思いについてお伺いいたします。

次に、災害に強い県土づくりについてお伺いいたします。

阪神・淡路大震災以降、東日本大震災や能登半島地震など、地震、津波災害に加え、気候変動に伴う台風や豪雨災害等による風水害も全国で激甚化、頻発化しています。本県においては平成三十年から四年連続で大雨特別警報が発令され、令和五年には線状降水帯による土砂災害に見

舞われるなど、記録的な大雨や台風等により、大規模な内水氾濫、土砂災害、施設被害が毎年のように発生をしています。

国においては、平成二十五年十二月に施行された国土強靱化基本法に基づき、翌二十六年六月に国土強靱化基本計画を策定し、大規模災害に備えた国づくりを進めてきました。平成三十年度からは、「防災・減災、国土強靱化のための三か年緊急対策」、そして、令和三年度から令和七年度まで十五兆円程度の事業規模で、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」が実施をされてきました。

本県においても重点的かつ集中的な対策に取り組まれており、特に「プロジェクトＩＦ」や六角川水系の流域治水プロジェクトなど、豪雨災害等の備えに取り組まれてきたものと承知をいたしています。

そして、去る六月六日、令和八年度から十二年度までの五年間を計画期間とし、事業規模おおむね二十兆円強程度とする第一次国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところであります。国土強靱化に向けた初の法定計画であり、予算措置の裏づけとなることから、令和七年度までの五か年加速化対策と、このたびの新たな実施中期計画が切れ目なく推進することが可能となったところであり、激甚化、頻発化する気象災害や切迫する南海トラフ地震等を踏まえると、こうした国の財政的支援の継続、強化は大変心強く感じるところであります。

災害に強い県土づくりを進めるためには、このような予算も最大限活用し、引き続き河川や砂防、道路などの整備が重要と考えます。

そこで、本県における河川、砂防や道路などの防災・減災、国土強靱化に向けたこれまでの取組と、第一次国土強靱化実施中期計画を踏まえたさらなる災害に強い県土づくりに向けてどのように取り組んでいくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

次に大きな項目の三つ目として、児童福祉施設職員の安全確保について質問をいたします。

去る五月三十一日、土曜日の夕方、佐賀市内の児童福祉施設で一時保護されている子供への面会を強く求める母親により、施設職員が包丁で切りつけられ、死亡するという大変痛ましい事件が発生しました。

報道によると、この母親は、事件を起こす以前にも児童相談所でトラブルを起こしており、一時保護の委託先であるこの施設には、県からこうしたトラブルに関する情報が提供されていなかったとのことであります。

しかし一方で、県としては、児童相談所から母親単独での面会不可との条件を伝達していることや、あらかじめ施設内に無理やり入ろうとしたり、強く面会を要求してくる場合には、警察への要請対応について伝えていたと報じられていますが、それにもかかわらず施設職員が命を落とすという大変残念な結果が生じたことを県として重く受け止めるべきではないかと考えます。

この施設では、困難な家庭事情を抱えた措置児童が生活をしており、今回の事件が、児童に与えた影響の大きさはもちろん、子供たちに丁寧に寄り添い、養育に心血を注いできた職員の皆様や、その御家族が受けた心理的ショックの大きさは計り知れないものがあると考えます。

今回の母親の行動については、予見し得なかった面はあるかもしれませんが、このような保護者への対応は、里親やファミリーホームなど、家庭的養護という形で児童を養育する方々にとっても大変大きな衝撃を与えており、中には複数の防犯カメラを設置するなどの対応を取り急ぎ

取られたところもあると伺っており、物心両面にわたる負担は大変重くなっているものと考えます。

そこで、次の三点についてお伺いいたします。

まず、事件に対する知事の受け止めについてであります。

山口知事は、これまで「子育てし大県〝さが〟」と銘打ち、様々な施策を展開され、子育てに悩みを抱える家庭のサポートについても真摯に取り組まれてきたものと承知をいたしています。

また、今回の事件を受け、新聞報道では記者の取材に対し、本当に痛ましい事案、現場がしっかり機能するよう点検し、検証していくと述べられたとも伺っています。

そこで、この事件に対する知事の受け止めについて、改めてお伺いいたします。また、事件の検証をどのように進めていく考えかお示しください。

次に、児童相談所と児童福祉施設との連携についてお伺いいたします。

六月六日、「こども家庭庁」は、今回の事件を受け、一時保護中の子供と親が面会するときには、突発的事態に備えて、必ず児童相談所の職員が同席するよう全国の自治体に通知を出したと伺っています。

措置児童の身の安全を図るとともに、職員の安全確保のため、これまでも極端な行動に出る可能性がある親への対処については、児童相談所と児童福祉施設が連携して対応するなどの対応マニュアルなどが整備されていたのではないかと考えますが、どのような取り決めの下で対応に当たられてきたのか、男女参画・こども局長にお伺いいたします。

また、今回の事件は土曜日の夕方から夜にかけて発生した事件でありましたが、休日や夜間にトラブルが生じた場合の児童相談所と県内児童福祉施設との連絡体制については、休日、夜間対応業務の受託先が受けることになっていると伺っています。しかしながら、今回事件が発生した児童福祉施設自体が休日、夜間の連絡先としての業務を県から委託された施設であったとも伺っており、トラブルが発生した場合の児童相談所への連絡体制の在り方については、例えば、複数のルートを設けるなど、改善の余地があるのではないかとも考えます。

施設自体においても、措置に不満を持つ親への対応等について、防犯訓練等を含めた職員研修を行ってこられたと承知していますが、今回の事件を受けて、県として職員の安全確保にどのように取り組んでいく考えか、あわせて男女参画・こども局長にお伺いいたします。

最後に大きな項目の四つ目として、県有施設等における照明灯のＬＥＤ化について質問をいたします。

二〇一八年六月定例会の一般質問において、私は水俣条約の発効を踏まえた水銀灯のＬＥＤ化について質問を行い、県有施設における水銀灯のＬＥＤ化に向けた取組を進めるよう求めたところであります。

これを受け、県では二〇一九年四月に改定された「地球温暖化対策に関する佐賀県率先行動計画」において、県有施設の新築、改修、更新に際して、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備の導入や施設の省エネルギー化など、県有施設の低炭素化を図ることに加えて、新たに道路照明灯を含む屋外照明、信号灯器について、新設、更新に際してＬＥＤ化を進め、低炭素化を図ることが示されました。これにより、消費電力の削減効果が高く、地球温暖化対策に大きく貢献するものとして県有施設全般にわたる照明灯のＬＥＤ化が計画的に推進をされることになりました。

一方、照明灯をＬＥＤ化するためには、ランプの交換だけでなく、照明器具全体の交換が必要となり、また屋外照明の道路や学校体育館の照明灯などは高所作業となることからさらに費用がかさむなど、初期投資費用が高額になることが課題となってきました。

国の地球温暖化対策計画に関わる新たな政府実行計画では、「既存設備を含めた政府全体のＬＥＤ照明の導入割合を二〇三〇年度までに一〇〇％とする。」ことが示されており、県においても、その方向性を念頭に、施設の新設や更新時に照明灯のＬＥＤ化が進められるものと考えます。

そこで、次の二点についてお伺いいたします。

まず、ＬＥＤ化の進捗状況についてお伺いいたします。

水銀灯のＬＥＤ化を進めていくために、二〇一八年に実施をされた照明灯の状況調査では、県有施設全体の照明灯数一万三千八百五十一灯のうち、ＬＥＤ照明灯は二千九百三十四灯で全体の二一・二％にとどまり、高圧水銀灯やナトリウム灯などＬＥＤ以外の照明灯は一万九百十七灯で、全体の七八・八％とのことでありました。

主な施設別では、知事部局の県有施設、例えば、現地機関や博物館・美術館等の照明灯のＬＥＤ化は四五・二％だったのに対し、道路や県立学校、都市公園、ダム、スポーツ施設等においては、二〇％を切る状況となっていました。

そこで、現在の照明灯のＬＥＤ化の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、蛍光灯の二〇二七年問題への対応についてお伺いいたします。

二〇二三年十一月に開催された「水銀に関する水俣条約第五回締約国会議（ＣＯＰ５）」において、水銀添加製品である一般照明用の蛍光灯について、その種類に応じて二〇二六年末、または二〇二七年末までに製造及び輸出入を段階的に廃止することが決定をされています。

廃止対象となる蛍光灯は、期限以降の製造及び輸出入が廃止されるものの、廃止期限後においても、在庫品の流通、販売や既存製品の継続使用は可能とされています。しかし、いずれにしても、家庭で当たり前のように使われてきた蛍光灯が将来的に入手できなくなり、ＬＥＤに置き換わることになります。

これを受け、蛍光灯は販売数量が減って品薄状態となり、また蛍光灯一本当たりの製造コストに加え、海外での人件費や物流コストの上昇なども重なり、各メーカーとも八〇％から一三〇％、軒並み値上がりをしています。一方、ＬＥＤ照明器具も、樹脂や鋼材など、原材料価格の高騰でさらなる値上げが懸念をされており、蛍光灯の段階的な廃止に関わるこうした事態を、いわゆる蛍光灯の二〇二七年問題と言われています。

さらに、民間発注だけでも不足ぎみのＬＥＤ照明器具を確保するため、複数の公共施設のＬＥＤ化を一括して発注する自治体が増えていることから、今後さらにＬＥＤ照明器具の品不足に拍車がかかるのではないかと懸念をされています。

私は、県有施設等における照明灯のＬＥＤ化をより一層加速化させるべきではないかと考えますが、蛍光灯の二〇二七年問題を受けた県有施設等における県の対応について、県民環境部長にお伺いいたします。

それぞれ明快かつ前向きな答弁をお願いし、一回目の質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　**登壇**＝中本正一議員の御質問にお答えします。

まず、戦後八十年目を迎えました平和への思いについてお答えします。

中本議員のお話をお聞きし、平和への思いや平和について多面的にお考えになられていることなど、平和に向けて大変意義深いものと受け止めさせていただきました。

今日、日本に暮らす我々は豊かで平和な暮らしができておりまして、さきの大戦で亡くなられた方々の貴い犠牲があったということを決して忘れてはなりません。私自身、佐賀県民の代表として、そうした思いで様々な機会を通じて、佐賀県出身の戦没者が祭られている場所、特に佐賀県民がなかなか訪れにくい場所に赴きまして、戦没者を弔い、悲惨な戦争を二度と繰り返さないようにと平和への誓いを心に刻んでおります。

例えば、令和四年八月には、沖縄県で開催されました九州地域戦略会議の夏季セミナーの際に、時間をつくりまして、沖縄戦の縮図と言われております伊江島を訪問しました。伊江島には、佐賀県出身者を含む全国各地から戦地に赴き犠牲となった方々が祭られております「芳魂之塔」という場所がありまして、知事として花を手向けてまいりました。

昨年四月には、妻と二人で山口県周南市の大津島にあります人間魚雷「回天」の基地のあった場所を訪れました。佐賀県出身者四名の碑がありまして、一名ずつお参りをさせていただきました。搭乗員が二名、整備員が一名、軍医一名で、鹿島、白石、唐津、佐賀市の方々でございました。

私が恐れていることは、人が平和に慣れ、平和を当たり前と思うことで大切なものを忘れていき、またよからぬ方向にいくのではないかという危惧であります。さきの大戦で日本国民が悲観の底に落ち、悲惨な思いをしたこと。世界各地では今もなおつらい思いをされている方がおられることを国民の間で強く共有していくことがとても大切です。戦後生まれの方が国民の約九割に迫る中、戦争でつらい思いをされた方々の生の声に触れることは大変意義があるものと考えています。

今年十月予定されております県戦没者追悼式は、未来を担う高校生に平和へのメッセージの発信、式典のアナウンスなど、様々な形で参加してもらう予定であります。そして、戦没者の妻、遺児の方々の思いを次の世代へとつないでいくことを大切にする意義深い戦没者追悼式としたいと考えています。佐賀県遺族会とも連携して、平和の語り部事業を推進するなど、日頃からの取組も大切にしてまいります。

平和は何よりも大切なものです。佐賀県遺族会、県、市町、そしてそれぞれの議会など、関係者が連携して取組を進めてまいりたいと考えています。

続きまして、防災庁地方拠点の設置に向けた政策提案についてお尋ねがございました。

私が防災庁というものに対して最も期待するのは、救える命を救うということなのであります。もちろん平時における事前防災の推進ですとか、復旧復興の問題も大事ではありますが、やはり一番大事なのは初動で、発災後七十二時間に注力することだと私は思っています。亡くなった方は声を上げられません。人の命にしっかり向き合うことが何よりも大切です。

防災庁には、救える命を救うことを最優先に、迅速な初動と事態の推移に的確に対応するオペレーションを重視していただき、その職員の熟度を上げて、日本の防災の司令塔としてしっかりと機能してもらいたいと考えています。

ちなみに、防災庁設置を進めておられます石破総理とは、以前から危機管理について意見交換を行っています。例えば、私は知事就任前に内閣官房におったことがあるわけですけれども、私と当時の石破代議士の二人が鳥取県に講師として招かれて、危機管理に関する講演を行ったことがあります。そのほか、消防庁時代には防災、国民保護の組織論について相談させていただくなど、以前から意見交換を行っている関係もございます。

私も、佐賀県知事に就任してから、佐賀豪雨、豚熱、新型コロナ、鳥インフルなど、様々な危機事象がありましたけれども、その都度、オペレーション重視、初動重視、現場重視で対応してまいりました。

そして、佐賀県はＣＳＯ誘致に力を入れておりまして、全国から集まった災害支援ＣＳＯとの連携も強みの一つであります。シビックフォースやピースウィンズ・ジャパン、「難民を助ける会」、日本レスキュー協会などなどございます。これについては政策提案時に瀬戸副大臣からも、これは評価しているということでお話もいただきました。

さらに、佐賀県においては、災害時には警察、消防、自衛隊、海保などの実動機関だけではなくて、ＣＳＯや日本赤十字社なども最初から災害対策本部会議に参加していただいております。それぞれが随時変化する最新の情報を共有することで、各機関が連携し、人命救助や被災者支援を迅速に行うことが可能となっていると思っています。

また、平時からも、私と実動機関のトップは定期的に意見交換会を開催して、お互い顔の見える関係をつくっておりまして、こうしたこともオペレーションを実行する際のスムーズな連携につながっております。

こうした佐賀県の危機管理対応の強みがありますし、熟度も上がっておりますので、こういう佐賀県と国がパートナーとなることで、お互いが意見交換しながらウィン・ウィンの関係になるのではという思いで政策提案をさせていただきました。

また、佐賀県は、熊本地震のときも支援をする県でありましたけれども、南海トラフ地震でも津波想定ゼロと、やはり支援県として想定され、期待されているところでもあります。防災庁そのものを誘致するしないにかかわらず、様々な形で国と佐賀県が共に危機管理対応力を高め合いながら成熟化できたらよいと考えております。

続きまして、児童福祉施設職員の安全確保についてですが、事件についての私の受け止めについてお答えします。

大変痛ましい事案でございます。乳児院というところは優しさの塊のようなところと認識しています。そこで、日々子供や家族のために尽くされていた職員の方が命を落とされたことは本当に痛ましいと思いますし、社会としてあってはいけないと思います。こういうことがない社会でありたいと心から思います。

児童福祉の現場で職員が向き合う家族は、それぞれ様々な事情を抱えております。同じケースは一つとしてありません。それに現場は向き合っております。一般的に子供の命を守るため、親子間で虐待の事案があれば、親と子を一時的に引き離すことになるわけです。職員は、いずれはその親と子が一緒に生活してもらいたいという気持ちを抱きながら、現場でその親と子の間に入ってそれぞれに対応することになるわけです。

こうした児童福祉の現場における対応の難しさには様々な面があります。一つに、親子の気持ちの問題であります。親は引き離された子供に

思いを募らせていきます。そして、虐待などの問題を抱えた親子のそれぞれの気持ちが複雑に絡み合っていきます。たたかれたら嫌だ、でも一緒にいたい。複雑な感情です。

そして、現場対応の問題があります。親子との間に他人である職員が第三者として入ることであります。家族を支援しつつ、子供と引き離すという支援と介入のバランスが大変難しゅうございます。そして、画一的なやり方では対応できません。そうしたことがありまして、現場の職員は様々な葛藤の中で家族に介入することになっています。

るるお話しさせていただきましたが、児童福祉の現場のオペレーションはとても難しく、状況に応じた判断が必要となるわけです。いわば正解がない中で、少しでもいい方向に行くためにどうすればよいかということを常に幅広く検証しなければいけないと思います。今回のような悲劇が二度と起こらないよう考えていくことが大切と考えております。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、県有施設等における照明灯のＬＥＤ化についてお答え申し上げます。

県では、平成二十九年の水俣条約の発効により水銀灯の製造等が禁止されることを踏まえ、計画的に水銀灯のＬＥＤ化を進めてまいりました。

水銀灯については、道路や公園、庁舎等の駐車場などの屋外のほか、体育館やホールなど高い天井のある施設で多く使用されていることから、平成三十年度以降、これらの施設を対象に、水銀灯を含む照明灯のＬＥＤ化の状況調査を行ってまいりました。

その結果、ＬＥＤ照明の割合は、先ほど議員からも御紹介がありましたけれども、平成三十年度については二一・二％であったところが、令和四年度には四七・九％まで着実にＬＥＤ化が進んできたところでございます。

一方で、蛍光灯についても、その製造や輸出入が二〇二七年までに段階的に禁止されることが一昨年新たに決定されましたことから、それまでの水銀灯に加え、新たに蛍光灯を調査対象にして、まずは知事部局を対象にした調査を行いました。その結果、今後ＬＥＤ化が必要な照明台数二万六千台、このうち県有施設全体の長寿命化計画、いわゆるＦＭ計画でございますが、こういったもので二〇三〇年度までにＬＥＤ化が既に予定されている照明台数は約七千二百台程度でございました。残りの約一万九千台については、既存の改修計画等の見直しなどによりＬＥＤ化をさらに進めていく必要があると認識をしております。

こうした中、議員のほうから、蛍光灯の二〇二七年問題もあるという御指摘がございました。

県有施設等におけるＬＥＤ化の取組については、脱炭素社会の実現に向けて積極的に進めていくべきものと考えておりますが、施設の規模などによっては事業費が増大することから、ＦＭ計画などにより、事業費の平準化にも留意しながら取り組んでいるところでございます。

県庁舎の旧館については、平成二十七年度から平成二十八年度の耐震改修工事の際に併せてＬＥＤ化を実施しております。また、平成六年度には新館のＬＥＤ化の工事を完了し、これで県庁舎の旧館、新館全て完了したということになっております。

一方、先ほど申し上げましたとおり、既存の改修計画等の前倒しも含め、ＬＥＤ化の工事をさらに進めなければなりません。

そうした中、今後、全国的にＬＥＤ化の工事が集中することなどにより、計画どおりに整備ができなかったり、価格が上昇するなどのリスク

も懸念されます。また、ＬＥＤ化の工事に当たっては、器具自体を取り替える必要があることや高所での作業が必要となり、工事費がかさむ場合もございます。こうしたことから、必要な財源確保のため、県では、ＬＥＤ化をはじめ、脱炭素の取組に対する支援の充実、令和七年度までとされている脱炭素化推進事業債の延長、これを含めました地方財政措置の拡充などについて、国に対して今年度政策提案を行っております。

ＬＥＤ化のさらなる加速化が必要であることを県の全ての部局だけでなく、教育委員会や警察本部とも改めて共有するとともに、国の支援策の活用などあらゆる方策を検討しながら、照明器具の改修、ＬＥＤ化に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、災害に強い県土づくりということで、これまでの取組と今後の取組について答弁させていただきます。

気候変動の影響によりまして、激甚化、頻発化する自然災害、インフラの老朽化に伴う被災リスクから県民の生命、財産を守り、被害を最小限とするため、災害に強い強靱な県土づくりはとても大事であると考えております。着実に取り組むべきことだと認識しているところでございます。

これまでも、広大な低平地があり、内水が発生しやすい県土の特性を踏まえ策定されました佐賀県国土強靱化地域計画に基づきまして、五か年加速化対策予算なども活用しながら、総合的、計画的な防災対策の推進に取り組んできたところでございます。

ハード対策としましては、河川改修、砂防ダム、排水機場の整備、道路防災対策などを着実に進め、被害軽減に努めてまいりました。

ソフト対策としましても、県民の早めの避難行動につながるような土砂災害警戒区域の指定ですとか、ハザードマップの作成、道路監視カメラによる浸水情報の提供などを実施してきたところでございます。

また、令和元年、三年と大規模な内水被害を受けまして、「プロジェクトＩＦ」を立ち上げ、河川のしゅんせつ、排水機場の新設、耐水化、排水ポンプ車の配備など、できるところから対策を進めてきております。

六角川の上流域では、九州初となります流域水害対策計画を国、県、武雄市、嬉野市の四者で連携して令和七年三月に策定をしておりまして、今後二十年間の対策の内容を決めたところでございます。

本年六月六日に閣議決定されました第一次国土強靱化実施中期計画におきましては、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要があるとされているところでございます。

県では、災害は必ず起こるということを前提としまして、強靱な県土づくりの取組をさらに進める必要があると認識をしております。

具体的には、河川改修ですとか砂防ダムの整備、命をつなぐ道としての幹線道路網の整備、道路橋やダム、排水機場などの計画的な修繕、更新の取組を進めてまいります。

また、「プロジェクトＩＦ」の取組についても、その時点時点で改善、強化を図りながら継続して取り組んでまいります。八潮市の下水道の陥没事故の教訓というのもありますので、市町のインフラの老朽化対策への技術的助言や支援なども行ってまいります。

県といたしましては、今後とも様々な予算も活用しながら、河川や砂防、道路などのハード対策と県民の早めの避難行動につながりますソフト対策の両面から着実に事前防災対策を進めてまいります。

また、整備されましたインフラの適切な維持管理に努めるなど、国や市町とも連携しながら、県民が安全・安心に暮らせる強靭な県土の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

これらの取組を実施するために必要な予算の確保についても、政策提案などを通じて引き続き国に強く働きかけてまいります。

私からは以上でございます。

◉宮原男女参画・こども局長　登壇＝私からは、中本議員の児童福祉施設職員の安全確保に関する御質問のうち二点お答えをいたします。

一点目は、児童相談所と児童福祉施設との連携についてです。

児童相談所が関わるケースは、家庭環境やその背景も複雑で、一つとして同じものはありません。

例えば、貧困、健康問題、ＤＶ、依存症、こういった問題が複雑に、そして、時として複数絡んでいることも少なくありません。

また、親子の関係で申しますと、例えば、子供に愛情を持ちながらも、衝動的な行動に走りがちな子供に対しまして、つい手を上げてしまうといった親もいます。また、親自身が虐待を受けたという経験から子供とうまく接することができない、こういった親もいます。

様々なケースがあり、現場では画一的な対応は難しいものがございます。

このため、現場におきましては、保護者に対して、子供や施設職員の安全面を第一に、様々な事情を抱えるそれぞれの家庭の状況に応じた個別な対応を行っているところでございます。

専門的知見を持つ児童相談所と、現場の児童福祉施設がお互いに連携をしながら、子供の保護と家庭の支援という非常に難しいオペレーションを実施している状況でございます。

二点目は、今後の安全確保の取組についてです。

児童福祉施設におかれましては、防犯対策といった事項を中心といたしまして、安全計画を作成いただいております。定期的に訓練によって確認することで、子供や施設職員の安全の確保、その向上に取り組まれているところでございます。

県でも、それぞれの施設を定期的に訪問いたしまして、状況を確認しながら助言、指導を行っております。

先ほど御答弁申し上げましたが、現場のオペレーションというものは、それぞれの状況に応じた個別の対応を行っておりまして、非常に画一的な対応が難しいものがございます。休日、夜間の連絡体制も含めまして、それぞれの施設、現場に合った安全対策を児童相談所と施設が一緒に考えていくことが大変大切だと思っております。

県では、今回の事件を受けて、まず、各施設に対しまして、それぞれの施設や現場の実態を踏まえたリスクの洗い出し、リスクを踏まえた安全対策づくり、関係者への周知徹底などについて改めてお願いをいたしました。

引き続き、常に検証を重ねながら、少しでもよい形がないか、施設の方々の声を聞きながら取り組んでまいります。

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩いたします。

午前十一時四十七分　休憩

令和七年六月十九日（木）　午後一時　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文
九番	中本正一	二四番	指山清範		
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生		
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸		
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄		
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美		
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		

欠席議員　一名

二三番　宮原真一

六月十九日

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（八谷克幸君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

◉下田　寛君（拍手）**登壇**＝県民ネットワークの下田寛でございます。

今回は三問質問させていただきます。

まずは、今回も質問に当たって多くの方々から様々な御相談等もいただきました。全ての皆様に感謝をささげて早速質問に入らせていただきます。

まずは、県立大学に関してです。

今、佐賀県がつくろうとしている県立大学、それは単なる知識の集積場ではありません。それは未来を動かす人を育てる場でなければなりません。これからの時代、答えが一つではない、複雑な課題が私たちの前に次々と立ちはだかっていきます。その中で求められるのは、問いを立て、自ら動き、他者と共闘して社会に変化を起こせる人材です。

県立大学基本構想の中では、育成する人材として、「鳥瞰的な視点を持ち、自ら考え、実践できる人材」とされ、社会実装力、技術力、ビジネス力の三つの力を備えた人材を育成したいと掲げられております。

このことを私なりにひもとくと、大切にすべき点として、見えにくいけど確かに存在している力を育てることだと考えます。例えば、人と人の間に流れる空気を読み取る力、場の雰囲気を整え全体の流れをつくる力、こうした力を基本構想で掲げられた三つの力を踏まえて発揮することこそが、これからの社会を動かしていく上で不可欠であると考えております。

そして、それらは教室の中だけでは決して育たないということは言うまでもありません。失敗や対話を通じて自らの手でプロジェクトを動かす、そうした経験の中でこそ初めて育まれる力です。

県立大学には、まちづくり、商品開発、文化の発信、地域や企業との共創など、あらゆる領域を横断しながら地域の中で、様々なモノやコトと連携した実践型の学びを取り入れていくこと、それがいずれ日本一プロジェクトを生み出す素地になると考えております。

この県立大学のポリシーで掲げている「日本一プロジェクトが生まれる大学」ということは、単なる地域課題の解決にとどまらない、大学で生まれた挑戦が企業や地域経済と結びつき、そこに共鳴する有志や支援者が集まりながら新たな経済循環を生み出していく、そんな持続可能な仕組みを視野に入れていると私は考えたいです。

そして、過去の「肥前さが幕末維新博覧会」のキャッチコピーには、「その時、佐賀は世界を見ていた。そして今、佐賀は未来を見ている。」とありました。幕末維新博からつながる思いはこの県立大学構想に受け継がれていくべきものです。かつて鍋島藩は、精密技術、幕末の海外派遣、明治期の人材育成など、佐賀は地方でありながら常に世界とつながり、未来を見てきました。その精神は今も脈々と私たちの中に息づいています。

県立大学は、そうした佐賀の歴史と誇りを「佐賀学」として体系化し、自らの足元を深く理解した上で、誇るべき佐賀に住み続けたいという意識を育みつつ、世界に向けて発信する力を育む場でもあるべきです。つまり、過去を大切にし、未来を構想し、今を動かす力を養う教育こそが今の時代に求められ、県立大学が大切にしなければならない思いであると確信をしています。

ＳＡＧＡアリーナが完成したとき、私たちは確かに県民の意識が変わっていく瞬間を目撃しました。それまで議会でもとんでもなくもめましたが、佐賀には無理だ、どうせ地方だから、こんな田舎にこんなものは必要ないといった空気が、佐賀にもできる、もっと挑戦していいんだ、ＳＡＧＡアリーナに行くのが楽しいという前向きなムードへと変わっていったわけです。私は、県立大学もまたそれと同じように、人々の価値観や行動様式そのものを塗り替える力を持つと強く信じています。

振り返ればトップランナー、なぜこの時代に巨額を投じる大学が必要なのか、当然これからも議論は続くでしょう。もちろんその議論は、課題山積の今をあずかる私たちが、賛成だろうが、反対だろうが、慎重だろうが、やらなければならない大きな議論です。だからこそ、この県立大学の描く未来について、知事の思い描く未来をより解像度高くお伝えいただいて広く共有することが重要であると考えています。

そこで、これらのことを踏まえて三点、現状で私の思うところを続いてお伝えをさせていただきます。

まず、地域経済との接続と企業との連携についてです。

「日本一プロジェクトが生まれる大学」を掲げています。さきの三月に高校生による探究プレゼン大会が開催され、興味深いプレゼンが数多く発表されたと聞いています。しかし、先ほど申し上げたとおり、県立大学では地域の課題解決を行うことはもちろんですが、さらに経済循環を創出することを求めたいし、そうあってほしいと願っています。つまり、日本一プロジェクトが生まれるイコール日本一経済循環が起こっている大学が、描く将来像であるべきと考えます。

そして、将来的にはこのことを実現するためには地域経済との接続が不可欠です。とりわけ商工会等に属さない中小事業者を含め、多様な地域企業との関係性をどう築くのか。その上で、大学や行政だけではなく、企業側も人材育成に主体的に関わっていただくことも大変重要な視点です。この仕組みをどう設計するのか、ここに大学と地域が本気で共に挑戦していくための土台が問われていると考えています。

次に、挑戦を支える制度と仕組みづくりについてです。

今、私が県立大学に期待するのは、単なる学びの場ではなくて、挑戦の場としての大学です。知識を得るだけではなくて、自らの問いを立て、行動に移し、社会に変化をもたらす、そうしたプロセスを実際に経験できる大学でなければなりません。

そのためには、制度と仕組みが不可欠です。例えば、学生が地域の課題解決に取り組むプロジェクト型学習や長期インターンシップ、さらには企業支援、資金的サポート、実践的なメンタリングなど、挑戦を促し、それを持続可能にする環境をあらかじめ大学の機構として組み込む必要があります。

学生が自ら動き、失敗し、そこから学び、成長する。このサイクルを地域と連携しながら回していくことで、学生たちは実践値を得るだけではなくて、地域社会との信頼関係も育みます。それは単なる学生支援にとどまらず、地域そのものを活性化させる力にもなります。

また、挑戦の芽は誰の中にも存在します。しかし、その芽を伸ばせるかどうかは制度や環境の有無によって大きく左右されます。だからこそ、挑戦を前提とする教育環境を制度の中でどう実装していくのか、これこそが佐賀の未来を形づくる上で最も重要な論点の一つだと考えています。

最後に、世界とつながる人材を佐賀から育成することについてです。

佐賀はかつて世界を見ていた。鍋島藩による精密機械技術、幕末の海外留学生、そして、明治の文明開化期における人材輩出。地方にあって、常に世界と接続してきた歴史が確かにこの地にはあります。今こそそのＤＮＡを次世代へとつなぐときです。

これからの時代、世界との距離はますます近づきます。リモートでの共闘、ＡＩ翻訳による言語の壁の逓減、多文化共生が進む社会、そのような中で世界とつながれる人材を育てることは地方にとっても必然です。

県立大学には、海外の大学との連携、語学だけでなく異文化理解を深めるカリキュラム、そして、グローバルなテーマに取り組むプロジェクトや国際インターンシップなど、多様な選択肢を用意する必要もあります。

さらに重要なのは、自分が地方にいても世界とつながれるんだという確信を学生たちの中に育てることです。地方出身者であることに引け目を感じるのではなく、むしろ地方だからこそ持てる視点や、小さな現場からの提案が世界に通用する、このことを実体験を通して学べるようにする。そうした人材が育ったとき、彼らは世界に出ていくだけでなく、世界と佐賀を結ぶ架け橋となり、新たな価値とネットワークを地域に還元してくれる存在になるはずです。

以上を踏まえて、知事に質問をいたします。

この大学構想は、施設の整備でも学部設計でもありません。それは佐賀の生き方を問い直すプロジェクトです。さらには、知事の言葉をお借りすれば、佐賀県が国や世界に向けて発信する壮大な自発の地域づくりです。失敗を恐れず、挑戦を楽しみ、ゼロから価値をつくり出していく、そんな風土をこの大学は育てることができるのか。学生だけでなく、地域の企業や行政、大人たちの価値観をも動かし、佐賀の空気そのものを変えていくような、そんな大学となり得るのか。ＳＡＧＡアリーナが誕生したとき、佐賀にもできるという空気が確かに生まれました。この大学も将来の佐賀を変えていく起点であらなければなりません。この挑戦はゼロから一をつくる、極めて先進的な取組です。前例がほぼない上に、不安や批判の声が出てくることはむしろ当然のことです。しかし、だからこそ未来の姿を信じて踏み出さなければなりません。

そこで、知事にお伺いをいたします。

「チェンジメーカー」を育てる、「日本一プロジェクトが生まれる大学」、ゼロからつくる大学、この県立大学が開学し、卒業生が社会に巣立ったとき、佐賀の人々の行動や意識、そして佐賀という地域そのものがどのように変化するとお考えでしょうか。知事が描く未来のイメージをより解像度高くお示しいただきたいと願い、質問とさせていただきます。

続いて、オスプレイ配備に係る住民説明についてお尋ねをします。

佐賀駐屯地（仮称）への陸上自衛隊オスプレイ配備につきましては、これまで防衛省をはじめ佐賀県、そして佐賀市が連携しながら、一定の情報発信や説明の機会を設けてこられたことは私も十分に承知をしております。

特に、周辺地域の自治会長の方々や漁協関係者など、地域の代表を務める方々に対しては、防衛省による説明が段階的に行われてきたと認識しておりますし、県としてもその場に適切に関与されてきたと理解をしています。

また、来月には佐賀市において生活環境保全に関する協議会が設置されるなど、住民の生活環境への影響も見据えた具体的な動きが始まっていることも大変心強く受け止めております。

しかしながら、その一方で、実際の住民一人一人の受け止めとして、果たしてそれは十分な説明であったのか、理解されたと言えるのかという点については、いささか別の問題であるように感じております。

先日、新聞記事にも、丁寧な説明と言えるだろうかという率直な疑問が記されておりましたが、まさにそこに今の状況の核心があると感じています。説明したという発信側の自己評価と、理解できた、納得できたという受け手の感覚、この両者の間にある受け止めの差が、今後の信頼関係に与える影響は決して小さくありません。実際に私のもとにも、そんな話があったのは知らんかった、聞いたけど、よう分からんかったとか、目達原みたいに家のガラスが二重ガラスになるとやろうとか、行政がエアコン買い替えてくれるってねといったような声を聞くこともあって、もちろんその都度訂正していますが、実際にそういう話をされる方もいました。ですから、私はもう一歩踏み込んで、住民の理解を丁寧に積み重ねていく時期に来ていると感じています。

そうした思いから、以下の三点についてお尋ねをいたします。

まず第一に、幅広い層への説明についてです。

これまでの説明が自治会長や漁協の代表者を中心に行われてきたことには合理性もあると理解をしています。しかしながら、それだけで地域住民全体に説明が行き届いているとは、当然ですが言えません。実際には、若い子育て世代の方々や単身で暮らす高齢者、また地域活動にあまり関わっていない方々など、情報が届きにくい層が数多く存在しているのが現実です。防衛省御自身も住民の理解を得たいとおっしゃっているわけですから、その対象を自治会に限定せず、地域の実情に即した形で、例えばですが、老人会やまちづくり協議会、子育てサロンや公民館の集まりなど、多様な場を通しての説明の必要もあると考えます。

そして、県としても知事がこの配備を受け入れるという大きな判断をされたわけですから、その意味でも、より丁寧に地域の対話の場を仲立ちする役割を果たすべきであると考えています。

このような幅広い層への説明についてどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、情報の伝え方とその評価についてお伺いをいたします。

現在、ホームページや広報誌などで議事録などの掲載も含めて様々な形で情報発信が行われています。しかしながら、それが実際にどれほどの人に届いているのか、またどれほどの人たちに活用されているのかとなると、やはりまだ検証の余地があると感じています。

そもそも人は自分が当事者であるという意識を持たない限り、情報を自ら取りに行くことはなかなか難しいものです。ましてや、例えば、オスプレイの音のように、実際に体験してみないと分からない問題については、事前の情報だけでは実感が湧きにくいという事情もあるでしょう。だからこそ、こうしたテーマにおいては、情報があること以上に、どう伝わっているか、どこまで届いているかという点は極めて重要であり、今後の県民生活の不安解消にも大いにつながる点と考えております。

私は、こうした情報の伝わり方をどう評価しているのか、また今後、動画配信や出前講座、あるいは学校や地域団体との連携を通して、より届け方の工夫を行うべきと考えますが、この点を検討されているのかど

うかについてお尋ねをいたします。

最後に、佐賀市との連携についてです。

これまでの説明会の主催は基本的に佐賀市が担っておられると承知しておりますが、県もまたこの配備を判断した当事者として説明の場にももっと積極的に関わっていただきたいと考えています。特に川副の四校区や東与賀、諸富といった地域では、防衛省が自治会長会には出向いて説明を行ってきた経緯があります。そうであれば、今後はそうした地域において、例えば、学校区単位での小規模な意見交換会、公民館での出張講座、さらには市民と防衛省、県、市がそろって顔を合わせる場づくりなど、県としても住民の声を丁寧に受け止め、信頼形成に向けて歩み寄る姿勢が必要ではないかと思うのです。この点について、佐賀市との連携について県の考えをお尋ねいたします。

最後に、私はこの質問についてですが、オスプレイ配備に対して賛成か反対かという立場で行っているのではありません。ただ、説明が不十分であったがゆえに後から誤解が生まれたり、不安が膨らんだりするようなことは誰も望んでいないはずです。だからこそ、いま一度、説明したかどうかではなく、理解されたかどうかという視点を大切にして、県として行政として、そして一人の人間として住民に寄り添った丁寧な説明の姿勢を見せていただきたいと思っています。

また、人は何かを判断するとき、端的にいうと、好きか嫌いかで判断するものです。そして、基本的には好きのほうを選ぶものであって、嫌いと認識した時点で、どんなに話し合っても、誠意を持って説明しても分かり合うことができず、平行線のままということは、残念ながら、あることでもあります。そういう、自分にとって不本意なことが起こることも世の常ですが、県として寄り添いつつ、誠意ある姿勢を示し続けることこそが、やがて地域全体の信頼を育み、県が住民に寄り添っているという信頼関係が少しずつでも広がっていく、そのきっかけになると私は信じております。そのような佐賀県であり続けてほしいと願い、この質問を終わります。

続いて、サザン鳥栖クロスパークに関する質問をさせていただきます。

今、佐賀県には追い風が吹いていると私は実感をしています。県の職員の皆様がこれまでも積極的に取り組んでいただいている企業誘致、その成果がここに来て、次々と形になっています。久光製薬さんの新研究所の鳥栖市移転、集約、アサヒビールさんの博多工場の鳥栖市への移転、さらには大塚製薬さんの吉野ヶ里での原薬工場及び技術開発拠点の増設、これらは私は偶然ではないと思います。佐賀県の地理的優位性、労働力確保のしやすさ、官民一体となった地域の姿勢、それらが評価された結果であり、佐賀県のポテンシャルが改めて評価いただいているあかしであると考えています。

こうした流れを一過性に終わらせてはなりません。持続的な経済成長を可能とするためには、企業の立地意欲に応える受け皿づくり、つまり、良質な産業用地の確保とそれを支えるインフラ整備が不可欠です。

その鍵を握るのが、今、鳥栖市で民間と連携しながら進められているサザン鳥栖クロスパークの開発です。このプロジェクトは、佐賀県内でも珍しい自治体と民間が主導する開発であり、県はその伴走支援として関わる形となっておりますが、むしろ、このような民間の活力と自治体の知恵が融合するスタイルこそ、これからの地域づくりの新たなモデルになると私は感じています。

また、立地条件にも注目すべきです。九州自動車道小郡鳥栖南スマートインターチェンジや国道三号線と近接しているという交通の利便性の高さに加え、総面積約三十四ヘクタールという広大な規模は、県内では近年類を見ないものであり、県内外の企業からも強い関心が寄せられています。既に地元の経済団体からも、ここが佐賀の新しい経済のエンジンになるという期待の声が上がっており、私自身もまさにそのような役割を担い得るポテンシャルを強く感じています。

その上で、以下の三点についてお伺いをいたします。

まずは、サザン鳥栖クロスパークの概要についてであります。

このプロジェクトは、単なる産業団地開発にとどまるものではありません。むしろ、人口減少と地域経済の縮小という難題に直面する佐賀県において、民間と自治体が連携し、新たな成長モデルを打ち立てようとする挑戦であり、県全体の将来像をも左右し得る極めて重要な取組です。

これまでの県主導型の開発とは異なり、鳥栖市と民間企業が主軸となって構想、推進しているという点でも、非常に先進的かつ戦略的なプロジェクトであり、まさに今後の産業政策におけるパラダイムシフトを象徴する取組であると捉えています。

また、九州自動車道や国道三号線といった広域インフラに隣接し、総面積約三十四ヘクタールという広さを誇るこの用地は、佐賀県がこれまで喉から手が出るほど欲しかった即戦力となる産業拠点であり、他県との企業誘致競争においても極めて貴重な存在であるということは言うまでもありません。

こうしたポテンシャルを最大限に生かし、県全体の雇用創出、税収増、地域内経済循環といった波及効果を高めていくためには、たとえ県が直接の事業主体でなくても、どう活用し、どう支えるかという明確な戦略と姿勢が問われています。

そこで、このサザン鳥栖クロスパークがどのような産業用地であり、整備や企業誘致への取組がどのように進められていくのかという点についてお尋ねをいたします。

続いて、開発地の排水対策についてお尋ねをいたします。

開発が進む中で、地域住民の方々からは環境面への懸念の声が届いています。特に蓮原川、秋光川、山下川、大木川といった近隣河川への流出リスクの増加を心配する声があって、私もそういった声を聞いています。

新たな開発に住民の皆様が安心して向き合えるようにするためには、今後の排水対策とその情報開示が求められます。調整池の設置、下流域への影響軽減策、どのような方針で環境配慮を進める考えなのか、この点についての御答弁をお願いします。

最後に、今後の取組についてお尋ねをします。

この産業団地を単なる造成地で終わらせることなく、県東部地域の産業集積の核、さらには次世代の雇用創出の拠点として育てていくために、県はこの事業をどのように支えていくつもりでしょうか。また、このプロジェクトで得られる知見や成功体験を佐賀県全体にどのように展開し、県全体の産業基盤の強化へとつなげていく考えなのかという点をお尋ねいたします。

このプロジェクトを改めて考えたときに、県が主体の事業ではないからこそ、民間と市の挑戦を支える県の姿勢が問われていると感じています。サザン鳥栖クロスパークは、地域と企業、そして、行政がそれぞれ

の立場から知恵と力を出し合い、地域の未来を自らつくっていこうという新しい時代の挑戦です。このプロジェクトが佐賀県の持つ可能性を形に変えていく象徴となるよう、県のさらなる支援と伴走を強くお願いを申し上げまして、私の一回目の質問とさせていただきます。（拍手）

◉山口知事　登壇

下田寛議員の御質問にお答えします。

佐賀県立大学についてお答えします。

議員から、県立大学が開学し、卒業生が輩出された暁に、県民の行動や意識の変化、佐賀県がどう変わるのかといったお尋ねをいただきました。

下田議員から、振り返ればトップランナー、まさにこれを狙っております。信じていただきたいと思います。ＳＡＧＡアリーナのときもそうでしたけれども、今ないものができることで周りがどのように変化するかを説明して、共有していくというのは、なかなか難しかった、そして、もどかしい気持ちでありました。今回は大学です。ソフトが重要でありますので、アリーナ整備と比べますとさらに伝わりにくいのかもしれませんけれども、頑張って伝える努力をしていきたいと考えています。

議員から、挑戦を前提とした教育というとてもいいキーワードをいただきました。まさにそこを考えているわけでありまして、これまではどちらかというと失敗しないように知識を学ぶといった教育だったと思いますけれども、失敗をして、それを成功させることを学んでいただきたいのです。そして、議員からは、「その時、佐賀は世界を見ていた。」という理念を継承して、佐賀は今も世界を見ているという、そういうことが大事だというお話もいただきました。私も「その時、佐賀は世界を見ていた。」は極めていいコピーで、維新博のときも多くの人の気持ちを打ったわけであります。集まってくる佐賀県立大学の学生たちを奮い立たせるようなフレーズかなと思いますので、学生たちが世界や地球を見て鳥瞰的な視点で未来をつくっていく、そんな大学をぜひつくりたいと考えております。

大学は、小・中・高と続く教育の最終段階であると同時に研究機関でありまして、その社会貢献によって企業や地域を変え、実社会をよりよいものに高める知の拠点であります。大学は教育と社会をつなぐハブでございます。

この大切なファンクションが今の佐賀県には決定的に不足しております。県立大学は、他県では普通に備わっている標準的な機能を確保するものです。ただ、後発組だからといって、既存の大学をなぞる気はさらさらありません。どのような機能を果たすのかという点を重視しております。

他の県立大学の事例を一つ紹介したいと思います。広島県は県立広島大学というのを持っていたわけです。ただ、やはりこの大学ではない別の県立大学をつくろうということで、別の視点から人材育成を進めて、産学連携を強化したいということで、広島県立の叡啓大学というのを新たに二〇二一年に開学したわけであります。やはりこれは、大学の歴史というものも積み重なると、独自のカラー、慣習というものも生まれてきて、時には柔軟性を欠くこともあるのかなと私は思ったわけです。要は、同じ県立広島大学をそのまま大きくするのでは駄目なんだと湯﨑知事は思ったらしいです。

佐賀県立大学は今からつくる大学だからこそ成長を続け、未来に向かって、柔軟な思考と行動力を組織風土に持つ大学にしていきたいと

思っています。

「チェンジ・メーカー」についてですが、まず、どのような人材を育成するかという点を中心に検討しました。佐賀県立大学では、不確実性の時代に鳥瞰的な視点を持って、自ら課題を発見し、チャレンジし、実践する人材を育てていきたいと考えまして、そうした人材のことを「チェンジ・メーカー」と表現しております。

こうした「チェンジ・メーカー」は、理論と実践の循環型の学びでなければ育成できません。誰かの言うことを聞いた知識だけでは実践できない。ここに佐賀県のよさが出てくると思っています。我々は実践現場に恵まれています。農林水産業、製造業、医療・福祉、小売・サービス、観光業、幅広く現場を持っております。さらに官民連携を得意とする佐賀県だからこそできる育成というものもあると思います。

定松議員のときに、農業についての変化についても申し上げさせていただきました。大都市に立地する大学とは全く違う強みができると思っております。

そして、佐賀は、これは新しいこととお考えになるかもしれませんけども、四百年前にできた葉隠の言葉に、「人が黒きと言わば、黒きはずにてはなし、白きはずなり、白き理があるべし」と四百年も前から佐賀の人たちは、人のことをうのみにせずに、自分で考えろと言っていたわけです。やはりとてもすばらしいことだと思いますので、もちろん学生たち、大きなチェンジもあるでしょうし、小さなチェンジもあると思います。要は、その変化を恐れず、変化を進化に変えていくということができる学生を育成したいのであります。

この「チェンジ・メーカー」を育成する佐賀県立大学が回り出すと、県立大学は大学と高校の接続を重視しています。必ず佐賀県内の高校にも変化が生じます。県の教育委員会も変化が生じます。そして順次、高校とつながる、中学校、小学校へとこの変化は波及していくのであります。

自ら課題を発見し、チャレンジし、実践する人材の育成を目指す佐賀県立大学が、高、中、小と順次つながることで、佐賀を生きる子供たちが、年代に応じて今学んでいることの大切さ、真の価値をより理解し、学びの意義、意味を自分のものにできると期待しております。

さらに、社会においても、学生の学びの現場となりますので、大学と産学連携プロジェクトを行う企業、地域から新たな変化も生じるものと思います。

意識、熱量も変わってきます。企業や地域において大学を活用した新たな事業展開や、さらには、社会人の学び直しなど、新たな芽につながると思います。佐賀県全体を大きく前に進める核ともなり得ると私は思っております。

加えて、佐賀県立大学は、佐賀大学、西九州大学との連携も強化し、県全体で大学が持つ機能そのものを充実させたいと思っております。

この県立大学の議論において、この佐賀県議会でも様々な議論がなされました。佐賀県立大学ができた暁には、大学教育、大学連携、高大連携、産業界との連携など、そうした骨太の議論もやっとこの議場でできるわけでございます。

佐賀県立大学は、単に、十八から二十二歳の学生を教育するだけの大学ではありません。プロジェクトが生まれる、子供がふだん使いできる、そして、県内企業、市町など、地域のコンサル機能を担う大学など、地

域で果たす機能を大切にする大学であります。

四年後の開学を目指しておりますが、多くの方々に佐賀県立大学の設立、教育、そして、大学を生かす挑戦に参画してほしいと思います。

そして、開学後は、佐賀県立大学自らが時代の先を読み、変化を恐れない大学であり続けることが重要であります。

大学の組織運営についても、従来の考え方に固執することなく、オール佐賀で、教育と社会のハブとして成長し、挑戦し続ける新生佐賀県立大学をつくり上げていきたいと考えております。

◉**前田政策部長**　**登壇**＝私からは、オスプレイ配備に係る住民説明について三点お答えいたします。

まず、幅広い層への説明についてです。

住民への説明会の開催ということでは、県、佐賀市、防衛省、それぞれにおきまして役割がございます。そして、その役割に応じて対応を行うことになると考えております。

県は、令和四年十二月に防衛省と共催する形で県民説明会を開催いたしました。これは、有明海漁協から公害防止協定覚書付属資料の見直しを決定したタイミングで、佐賀空港の設置管理者として防衛省からの要請を受け入れる判断をしたことについて、県民の皆さんに説明する機会を設けたというものでございます。

下田議員からございました周辺自治会長や漁協関係者への説明ということで申し上げますと、これは、佐賀市や防衛省が担う役割や開催目的に応じて適時実施をされたものというふうに承知をしております。

住民への説明につきましては、引き続き、県、佐賀市、防衛省におきまして、それぞれの役割に応じて、また状況に応じて、それぞれ連携を図りながら対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、情報の伝え方とその評価ということでお尋ねをいただきました。

情報の伝わり方に対する評価ということについてお答えすることは、その方法も含めましてなかなか難しいと考えておりますけれども、他方で、情報の伝え方につきましては、効果的な情報発信となるよう、下田議員から御指摘があったように、受け手側に立った工夫、こういったものが必要であるというふうに認識をしております。

県のホームページで言いますと、佐賀空港の自衛隊使用要請に関するこれまでの主な動きを年表形式でまとめておりまして、それぞれの出来事をクリックすれば、その時々の県の考え方、それから、会見録などがすぐに見れるような工夫というのも行っております。

それから、防衛省では、駐屯地の工事の工程が確認できたりとか、あるいは工事に対する御意見の書き込みなどができる特設ページを設けるなどの工夫もなされております。

情報発信の在り方につきましては、防衛省や佐賀市とも意見交換しながら、効果的な方法について考えてまいりたいと思います。

それから次に、佐賀市との連携についてお答えします。

佐賀市は、駐屯地が所在する基礎自治体ということになります。佐賀市では今般、地元の自治会から自衛隊員の居住や自治会との関わりなどにつきまして、防衛省から直接話を聞きたいという要望があったということで、佐賀市から防衛省に対応を要請し、自治会長会の定例会で説明をされているようです。

また、佐賀市では、駐屯地の開設までに周辺地域の生活環境の保全でありますとか、農業や漁業への影響に係る協議、報告等を行うための協

議会を設置して、県や防衛省、農業、漁業の関係者のほか、校区の自治会長なども参加される予定と伺っております。

七月九日に駐屯地が開設をされます。そして、実際にオスプレイの運用が始まりますと、様々な声が寄せられることもあると思います。

防衛省では、地域住民などからの意見や質問に対しては、一つ一つ丁寧に対応していくこととされております。こうした声につきましては、県としても、佐賀市や防衛省としっかり共有することとしております。

その上で、より効果的な情報提供、それから説明方法、こういったことについて考えてまいりたいと、このように考えております。

私からは以上でございます。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、サザン鳥栖クロスパークについて答弁いたします。

まず、サザン鳥栖クロスパークの概要についてです。

サザン鳥栖クロスパークは、昨年六月に開通した九州自動車道小郡鳥栖南スマートインターチェンジの周辺で開発を進めている大規模な産業用地です。佐賀県で初めて県、市、民間事業者が連携して進める官民連携型の開発プロジェクトとなっています。

その中で、県は、企業誘致における連携はもちろんのこと、関係法令の手続が円滑に進むための支援、道路や工業用水など、関連インフラの整備などを行っていきます。

この産業用地は、スマートインターチェンジに近接する優れた立地条件に加え、約三十四ヘクタールという広大な開発エリアとなります。まさに立地企業の今後の成長に向けた多様なニーズに対応できる場所と考えます。

さらに、今回の開発では、民間事業者が佐賀県や鳥栖市と連携し、用地取得から造成、企業誘致までを一貫して実施する仕組みとなっています。こうした民間の力を発揮してもらいながら、連携してスピーディーかつ戦略的な企業誘致を進めること、こうしたこともこのプロジェクトの重要なポイントとなっております。

次に、開発地の排水対策についてですが、サザン鳥栖クロスパーク周辺では過去に浸水被害が発生したこともありまして、河川や下流域への影響を考慮した排水対策が重要となります。開発を行う民間事業者からは、開発地内の雨水対策として調整池を設置し、一時的に雨水を貯留できるよう計画中と聞いております。

この調整池は、通常の基準が十年に一度の大雨を想定した貯留量となりますが、これを超える規模とすることで設計が進められているということです。これにより、開発地内の雨水が一気に河川や下流域へ流れ込むことの懸念に配慮した排水対策が行われるものと考えております。

最後に、今後の取組についてですが、サザン鳥栖クロスパークは県内でも特に引き合いの多い県東部地域に位置する大規模な産業用地です。よって、地域への経済波及効果の高い企業の進出が大いに期待できると考えております。今後は、民間事業者による開発がスピーディーに進み、早期の分譲が実現できるよう、鳥栖市と連携しながらしっかり伴走支援していきます。

佐賀県がＢＣＰの適地であることはもちろんのこと、交通の要衝である鳥栖市の立地特性など、サザン鳥栖クロスパークの強みを最大限に生かしＰＲしながら、本県産業の成長を牽引するような企業の誘致を実現すべく、全力で取り組んでいきます。そして、それだけにとどまらず、

この開発プロジェクトのノウハウやメリットを新たなモデルとして県内自治体に横展開することで、佐賀県の今、そして未来につながる県内産業発展の好循環につながる企業誘致を実現していきたいということで取り組んでいきます。

私からは以上です。

◉下田　寛君　登壇＝それぞれ御答弁をいただいてありがとうございました。

オスプレイに関して、やっぱり様々な意見があるのは御承知のとおりですが、誠心誠意対応していただくことが必要です。今回はここまでにさせていただきますけれども、これからも引き続き注視をさせていただきますので、御対応をよろしくお願いいたします。

また、サザン鳥栖クロスパークに関しても、これもあくまで今回、伴走支援という形なので、ちょっと答弁が、やっぱりなかなかもどかしいといいますかね、本当は、もっとこうやりますというのをいただけるとありがたいところではあるんですけれども、今回の立場上そういうこと。ただ、佐賀県としても、その価値はとても強く認めていただいていますので、引き続きの伴走支援をしっかりとお願いして、佐賀県の今後に生かせるような事業としてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、再質問を県立大学に関してさせていただきたいと思います。

今、御答弁いただきました。その中で、私の冒頭の問題提起も含めて、三点ほどお伺いしたいと思っております。

まず、「日本一プロジェクトが生まれる大学」というところについて、経済循環が回る、さらにはお金が稼げる、さらに地場の企業と連携して佐賀県内で経済が活性化していく、私はそういったイメージを持っています。先ほど、これから高校、中学等にも波及していくというお話もありましたが、いわゆる探究授業、課題解決型授業、恐らくこれから高校等でも活性化していくでしょう。それを踏まえた上で、大学ではさらに一歩踏み越えて、地域の課題解決はもちろんですけれども、経済循環を回していく、そういった視点で捉えることができないのか。それがひいては大学発で日本一プロジェクトがたくさん生まれて、経済循環が回っていくというようなことで考えることができないのかということをまず一点目にお尋ねします。

続いて、民間との連携というところなんですけれども、様々な挑戦をこれからしていく中で、民間の人たちが、この大学、学生がやりたいと言ったことに対して、ファンドをつくって応援をして出資してもらう、そういったことが検討できないのかということを思っております。

要するに、これは県がやるというよりかは、有志の皆さんが声を上げていただくような形になるのかと思いますけれども、大学発の挑戦を支えていく共創型のファンドというようなものが立ち上がって、大学、学生がこれをやりたいとなったら、企業の人たちも一緒になって応援をしてもらいながら、プレゼン大会等もしながら出資をして、一緒に新しい価値を創造していく、そういったことができないのか。また、資金だけじゃなくて、その人材やノウハウ、ネットワーク、そういった社会資源なんかも一緒になってつくり上げていく、そういったことができないのか。それができれば、何というか、挑戦と共感の循環といいますかね、これが根づいていったら、大学が真の意味で社会変革のエンジンになっていくんじゃないかと思っているんですが、この点についてお伺いをし

たいと思います。

そして三点目に、県の政策と大学との接続についてお尋ねをしたいと思うんですが、大学で生まれた挑戦が県政の中でどう反映されていくのか。地域課題に学生たちが取り組む中で、これは制度として変えていったほうがいいよねといったところを県庁の皆さんと一緒に政策化をしていく。また、企業とのプロジェクトで得たアイデアなんかを産業政策なんかに反映していく。そういった大学と行政の政策の連携というのをあらかじめ制度として組み込んでいくということができないのかというふうに思っています。大学は、当然単に人材を育てる場ではないということなんですが、政策と社会のインターフェース、接点として機能するべき時代であるし、山口知事の先ほどの発言も踏まえると、そういったものを恐らく思い描いているのではないかというふうに思っていますが、この点について、県と大学の政策の接続ということがどうかなというふうに思っております。

再質問としては、この三点、お尋ねをしたいと思います。

◉山口知事　登壇＝下田議員の再質問にお答えします。

大学関係について三点お答えします。

まず、全体的に今回試みているのは、何かについていく大学ではなくて、自らつくっていく大学でございます。その中で、「日本一プロジェクトが生まれる大学」ということを目指しているわけですけれども、それを経済循環のほうに生かしていくということが大事ではないかというお尋ねだったと思いますけれども、まさに経済循環というのはどうやって地域で起こるかというと、人材が実践的になっていくことと、企業だったり、団体もそうですし、学校もそうです、ＣＳＯもそうです。そういう団体の付加価値というか、価値が上がっていくということで、これがお互いによい影響を与え合うことによって、経済循環というのが地域の中で起こるのかなというふうに私は思っています。

そういった意味で、様々なプロジェクトというものが生まれること、その球がいっぱいあることが、様々なそういったところへの反応を生じさせるのではないかといった意味で、多くの挑戦がこのプロジェクトというもので生まれてはどうかというふうに考えております。

二点目ですが、まさに佐賀県立大学をエンジンにするためにも、学生たちにファンドを与えたような形で連携をしてはどうかというお尋ねでございました。まさに同じです、私もそう思っています。なので、まだ四年もある前から産業界との実践的連携をするための研究会、支援する会というものをもう立ち上げているということなんです。

県立大学の学生たちは、「チェンジ・メーカー」になっていくわけですから、今までのように大学で学ぶというよりは、むしろそのまま社会に行くための実装を大学時代からしていくということになろうかと思います。大学時代に連携している企業の中の一員にそのままなっていく者もあるでしょうし、自ら起業していくと、大学時代から起業していくというメンバーも出てくるような大学になってくると思います。

そうした価値のあるところに、佐賀県の企業たちが自らファンド内で支援するというのは、ある部分は当たり前の姿ということなんです。ただ、今までは教育機関としての何か大学に対する「もんだ症候群」みたいなものがあったもんで、そういうふうにならないんだけど、そういうものを今回の大学は一切捨象して取り除いて、潤滑にそういったファンドというものができやすいように、最初から内蔵するような形でやれば

いいというふうに思うので、ぜひそういった形でこれから展開させていただきたいと思います。

三番目ですけれども、私は今回、県立大学ということに大きな意味があると思っています。今、佐賀に四大は二つありますけれども、国立と私立です。県だけないんです。通常の都道府県は県立大学があるわけですけれども、我々のところには、国立と私立、もちろんおかげさまで今とても連携が進んでおりますけれども、自分じゃないんです。ところが今度、県立大学です。ということは、どういうことかというと、県の課題に対して直接な形でリンクができるということになります。もちろん、我々にとっては西九州大も佐賀大学もとても大事な大学だから、県立大学も含めたリンクというものを大事にするものの、なかなかその二者との連携ではできないような課題もこの県立大学であれば挑戦ができるということになります。そして、それが小・中・高にも影響がしやすいということになりますし、先ほども答弁しましたけれども、この議会ですらできるわけです。我々の大学を持っているわけですから、もっとこういうふうなプロジェクトで連携できんかとか、そういうことがやっと可能になるわけでありますから、うまくいったこともうまくいかないことも切磋琢磨しながら、我々の中でこの佐賀県立大学、後発の大学ではあるけれども、むしろこの大学が光らせて、この佐賀県、後からできたけれども、ああ、むしろよかったねというような大学にしたいと思っております。

以上です。

◉下田　寛君　登壇＝再々質問をさせていただきます。

知事、御答弁ありがとうございました。

おおむね私が今言ったこと、大体そういったことだということで理解をしました。

今回のテーマは、解像度を高く、イメージをいかに伝えていただくかというところを重視して質問させていただこうと思っていました。ちょっと時間があるので――そういう問題ではなくてですね。

僕、もう一個、佐賀にこだわるというところを考えると、さっき知事から武士道の話をいただきました。ここは僕は物すごく大事なところだと思っていて、佐賀藩、当時の明治時代の佐賀がどれだけすごかったのかということを考えると、何というか、そこに葉隠というのがあって、先ほどお話を引用していただきましたが、私の解釈では公と私が一本の串で貫かれていたところにすごさがあったのかなと。要は当時の武士は、家紋を背中に背負って町なかを歩いているわけですよね。何かあったら、公のためにしっかりと働いていくというのが武士道の精神であって、葉隠にも当然根づいていたと思うんです。

一方で、例えば、さっきの山口県とかは藩校の明倫館、あと吉田松陰先生がつくった松下村塾というのがあって、全国的に見ると、藩校というのは県をいかに発展させるかという視点で、その藩に沿った人材を育てるわけです。一方で、松下村塾は身分の上下問わず、世界を見据えて次世代の人間を育てようというところがあって、その二つが大きく山口県の中にはあったと。

どっちがいいとかではないんですけれども、じゃ一方、佐賀県はどうだったかというと、藩校の中で自分の藩のことを学びつつ、世界を見据えた人材をぼこぼこ育てて、明治維新の中心になり得たわけなんですよね。この精神というのが、私は今回の県立大学の中でも継承されていく

べきものであって、基本構想の中にある建学に向けた思いの中にもそれは込められていると思っています。

また、もっと言うと、葉隠の精神は、天と地、そして人、公と私を一本の筋で貫くと言いましたけど、天と地、そして人、物、全て、ある意味万物といいますか、僕の中では天地万物、これが全部一貫している、その上で生き方のノウハウを伝えているのが武士道だと私は思っているんです。

「佐賀学」を学ぶ中で、佐賀の原点ともいえるものというのはしっかり伝えていくべきものだというふうにも思っています。そういったことも踏まえた上で、さっき再質問をさせていただきました。これらのイメージ、思いを次の世代の高校生たち、佐賀県立大学の生徒となり得る人たちが、「うわっ、この大学面白そうやな、入りたいな」と思ってもらわないとやっぱり駄目だと思うんです。もちろん、違う大学に行きたい方はそこを目指していけばいいんですけれども、東京の大学、都会の大学は地方から人が来てくれるものと思っていると思うんです。過去からの今までの常識で、何でしょうね、やっぱり成績順だったりとか、そういったものを気にして、評価基準であったりというのは往々にしてあるわけなんですけれども、この佐賀県立大学はやっぱり違う、さっき振り返ればトップランナーという言葉を拾っていただきましたけど、これからの時代に必要な人材をどう育成していくのかというのが、この県立大学の大きなテーマでもあります。そこを今の子供たちにしっかりと伝えていって、「うわっ、ちょっと、この県立大学やべえよと、ちょっと行ってみてえな」と思ってもらうことをどんどん伝えていかないといけません。

ですので、今、知事が語っていただき、今までもたくさん議論しておりますけれども、そういった構想や願い、思いというものをいかにして周りの人たちに伝えていくのかというところに関して知事の思いをお伝えいただいて、再々質問とさせていただきたいと思います。

◉山口知事　登壇＝下田議員の再々質問にお答えします。

まさに議員がおっしゃるように、佐賀であることにこだわりたいと思っています。最近、熊本県立大学とか長崎県立大学とか、新たな動きがあって、新たに半導体の学部をつくるとか、様々な教育の幅を広げるとか、そういった中で、いや、そうじゃないんだと、僕は、私は佐賀県立大学に行きたいんだと思ってもらえるように、唯一無二の大学をつくらなければいけないと思います。

解析度を上げるという意味で、様々私は申し上げておりましたけれども、山口和範学長候補者、そういった意味で非常に息が合っております。ですので、私の思いと同じ考えの中で、それをいかに大学として具現化するのかというのは、私は山口先生を大変信頼しておるので、ここを楽しみにしておきたいなと。私があまり解像し過ぎて制約を加えるのはよくないなと思っているので。ただ、基本的に、下田議員がおっしゃっていること、私が話していること、おおむねダブっているところが非常に多いと思っております。

それとあわせて、やはり佐賀であることにこだわるということは、先ほど葉隠の言葉を申し上げましたけれども、佐賀というところということについては徹底的に学んでいただきたいなというふうに思いますし、それは弘道館もそうですし、今の教育制度をつくった大木喬任、江藤新平、そういったことに関して、何で今の時代につながるそういう教育と

いうものをこの佐賀の地から発せられたのかということも含めてＤＮＡにしていただきたいと思いますし、そこと未来とを結ぶものがまさに佐賀で、それが今も世界を見ているというような考え方で臨みたいなというふうに思っております。

ですので、私は、この大学界の中で、弘道館をつくってきた真打ちの佐賀県がいよいよ大学をつくって乗り出してきたなと、そういった心構えで頑張っていきたいと思っております。

◉藤崎輝樹君（拍手）**登壇**＝藤崎輝樹です。

問いの一は、川上峡エリアの活性化についてであります。

議長に前もって許可をいただいて大和町史を持ってまいりました。（実物を示す）この大和町史、皆さんの市町においても町史、市政史というものはあります。本当に地域の歴史、伝統、文化、風土というものが詰まった大変重い貴重な書籍となっております。

この大和町史、表紙を開きますと、一ページ目に大和の絵が載っております。小さくて見えないかと思いますけども。ここには一番大きく「県立川上公園」という文字が載っております。昭和五十年に発行された大和町史の表紙をめくると、この「県立川上公園」の文字が飛び込んでくるわけであります。

そして、表題に続く次のページには、風光明媚、九州の嵐山とうたわれた川上峡一帯のカラー写真が誇らしく載っております。

地元の留守県議、そして、私が愛する大和町は、自然と歴史に恵まれた人情細やかな風土で、豊かな環境にふさわしく、農業をはじめとして各種産業が交通の至便さと相まって発達してまいりました。

山間部の干し柿、山麓部でのミカン、平たん部では米麦を中心とした田畑が、佐賀県の基幹産業である農業の発展に貢献するとともに、四季を感じさせる風景が地域の方のみならず、県内外から訪れる観光客の皆さんの目を楽しませております。

また、創建が欽明天皇二十五年の歴史ある與止日女神社があるその前の嘉瀬川にかけられた県管理の官人橋は、川上峡のシンボルとして私が小学生の頃からスケッチ大会の題材として長年子供たちの思い出の場所として、川上峡名物「白玉饅頭」と共に親しまれております。知事も白玉饅頭は大好きと言われたと聞き、大変うれしく思っております。近くには国内的にも珍しい大きな石をテーマにした巨石パーク、石田一鼎閑居跡、鍋島閑叟公の御墓所もあり、かつては避暑地として川上峡は多くの方が訪れにぎわっておりました。

しかしながら、時代の移り変わりの中で避暑地としての役割にも陰りが見え、今や赤色塗装が剥がれ、薄暗い色合いの寂しい官人橋が物語っているように、地域の疲弊もかなり進んでおります。

川上峡の持つすばらしい景観を次世代へ受け渡し、九州の嵐山として鍋島閑叟公も愛した川上峡をもっと多くの方に訪れていただきたいと川上峡観光協会を中心に川開きを行い、春先には春祭り、観光屋形船を浮かべ、約三百ものこいのぼりの吹き流し、夏には花火大会、地元有志による手筒花火など、地元の皆さんの努力には頭が下がる思いをしております。

こうした自発的な活動により、元気な川上峡を取り戻しつつありますが、一方で役割を終えたかのように、人知れずひっそりとたたずむ県の施設があります。門扉で閉ざされた旧青年の家であります。「ユースピアさが」と施設名称を変えて運営されていましたが、平成二十三年に閉

鎖された後、平成二十六年からは手狭になった県立図書館の第三書庫として使用されています。

川上峡のユースピア入口バス停から坂を百四十五メートル上ったところ、鍋島閑叟公御墓所のすぐそばに県立図書館と同じ設計士さんたちによって華々しく県青年の家として建てられました。

この地はもともと県が社会教育のための集会場所として昭和十三年に会館を建設して、春日山道場と呼んでいた場所です。国民精神の作興を図る県の施設として、心身を鍛練し、生活訓練を行うことを目的に、朝は大太鼓で一斉に起床、行事の合図は全て大太鼓でなされ、座禅を組み、清掃活動、詩吟の練習、川上川に駆け足で向かい、冷たい水をかかるみそぎの行事など、厳しい道場であったようであります。

そして、昭和三十一年に社会教育会館と名称を変更した後、昭和四十二年に青年の家は総工費七千万円をかけて設立をされました。青少年の健全な育成を図るため、団体生活を通して各種の研修、体育、レクリエーション、野外活動を行う社会教育の施設として、宿泊収容人数百二十八人、一部屋八人の十六室、講堂は百五十人収容、さらに三十人収容の和室二部屋、その他会議室も備えた施設で、一年を通して空きがないほどの需要があり、活用されていました。徳光議員も若かりし頃、利用されたとのことであります。

それが今は施設の老朽化もあり、県立図書館の書庫として使用されています。蔵書冊数の増加に伴い、平成元年に書庫を新築、平成十二年に講堂を改修して第二書庫として蔵書の増加に対応されてきたところ、それでも余裕がないことから、利用されなくなった旧青年の家の一部を平成二十六年より現在まで書庫として使用されています。

そもそも県立図書館の書庫は、貸し出しの利便性を考えても、せめて佐賀城内の近い場所に確保すべきと思います。県の施設にできるだけ費用をかけず利活用をすることを否定するものではありませんが、山口知事が一期目に取り組まれた「肥前さが幕末維新博覧会」の象徴ともいうべき鍋島閑叟公の御墓所、そのすぐそばに位置している旧青年の家が今は人を寄せつけぬ状況であることは寂しい限りであります。これではいけないのではないでしょうか。

嘉瀬川河畔の石井樋から古湯までは県立川上公園に指定されています。また、大化の改新により置かれた肥前国の国府跡が大和インター近くに肥前国庁跡歴史公園として整備されていますが、肥前国庁は今でいうところの佐賀県庁であります。佐賀市教育委員会が管理しているとはいえ、佐賀県にも関心をもっと持っていただき、光を当てていただきたいと切に願います。

ちなみに、この肥前国府の国司の中には遣唐使で有名な吉備真備（きびのまきび）や、また、歌舞伎でも演じられている酒天童子退治で有名な源頼光なども名を連ねていて、大和町に住んでいたと言われています。

地方行政の要である肥前国庁跡が大和町にあったとなれば、今の佐賀県庁はもしかしたら大和町に位置していたかもしれません。

この川上峡のエリアは、歴史的な観光資源もあり、磨き上げればもっと多くの方に来ていただける場所になります。観光地土産として白玉饅頭などの銘菓もあり、地元野菜産直の「道の駅大和そよかぜ館」、また、オートキャンプ場も人気です。地元の皆さんが自発的に観光事業に取り組み、頑張っている川上峡エリアを県にも応援していただきたいと願っております。

そこで、次の点について質問いたします。

県有財産、旧青年の家の現状と今後の活用についてでありますが、鍋島家春日御墓所に近い場所にある旧青年の家は県立図書館の書庫として使用されていますが、現在どのような利用になっているのか伺います。また、今後の活用についてでありますが、県の考えを県民環境部長に伺います。

そして、川上峡エリアの観光地としての磨き上げについてであります。

歴史、食、風景など多彩な観光資源がある川上峡エリアにおける観光地としての磨き上げを県にも応援していただきたいと考えますが、文化・観光局長はどのように捉え、考えているのか、所見を求めます。

問いの二、「さが園芸８８８運動」について質問をいたします。

佐賀県内で作付されてきた米、麦、大豆、そして、園芸作物が国内で高い評価を受けている理由に、温暖な気候や肥沃な土壌など恵まれた自然条件を適切に生かすことができたことも一つ挙げられます。また、県が政策に掲げる稼げる農業については、園芸や畜産なども組み合わせた収益性の高い農業が県内各地で展開をされています。

このように持続可能な農業を目指す中で、昨年夏頃から米の価格に関する消費者の関心が高まったことは、消費者の目線が農業政策に影響を与えることを改めて認識いたしました。午前中にも重みのある議論がありました。持続可能なお米の生産のために流通・販売コストも含め、消費者への販売価格がどうあるべきか、安定供給を踏まえた農政を消費者からも理解をしていただく必要があると考えます。

農業を基幹産業として分散型のまちづくりを維持してきた佐賀県にとっては、農業を持続できることが地域のコミュニティーを守れることにつながります。

言うまでもなく、農業を取り巻く環境は大変厳しいものがあります。担い手の減少と高齢化、燃料や肥料、園芸ハウスなど生産資材価格の高止まり、イノシシによる深刻な農作物被害、繁忙期の人材確保など農業経営は難しいと言わざるを得ません。また、気候変動による夏場の異常な高温は、これまでに培った高度な栽培技術が通用しないのではないかと不安もあります。

心配の尽きない農業ですが、こうした中でも県が推進する「さが園芸８８８運動」は、農家をはじめ、市町やＪＡなどの関係者と一体となり展開されていることから、佐賀県の農業に活路を見いだす農政として、着実に稼ぐ農業経営体を増やせる事業として大いに期待をしております。大和町でも、ミカン生産者の若い経営者が中心となり頑張っている姿を見るたびに、稼げる農業が後継者確保の必須条件であると考えます。

県が市町と連携して農家所得の向上に必要な施設設備の導入を支援する事業「さが園芸８８８整備支援事業」では、今年度からミカン専用貯蔵庫の修繕などを支援の対象に追加され、生産現場の意欲をさらにより高めております。

このように「さが園芸８８８運動」を通じて稼ぐ農業を実現し、新規就農者が増加するよい循環を生み出していくためには、ベテラン農家が苦労して築いてきた栽培技術や生産基盤を大切にしながら、将来を見据えて若い世代が活躍できる環境を整えることも必要と考えます。

県では、「さが園芸８８８運動」に今後どのように取り組んでいくのか、改めて農林水産部長に質問をいたします。

問いの三問目は、カササギの保護についてであります。

国の天然記念物に指定されているカササギは、県民からはカチガラスの愛称で呼ばれるなど県の鳥、県鳥としてもなじみがある鳥です。

カササギの生息状況については、県の調査によれば、電柱に営巣するようになって急激に増加し、平成初めの頃にピークを迎え、その後は徐々に減少傾向にあり、佐賀市街地ではめったに見かけなくなりました。

カササギ生息減少の原因は、ほかの生物と同じように都市化や環境の変化によるものが大きいのかもしれませんが、カササギのひながカラスに襲われていることが直接の被害というふうに話を聞きます。

電柱に作られたカササギの巣については、九州電力やＮＴＴには停電事故防止策を図りつつ、ひなが巣立ちするまで巣を撤去しないなどの協力があると説明を受けましたが、カラスの攻撃からひなを守ることができないかなど、今後一層の対策にも取り組んでいただければと思います。さらに、カササギのひながカラスから攻撃を受けていることを多くの県民の方に知っていただくことで、保護活動の情報提供と並行して、活動の支援及び協力をいただき、被害を防ぐ、そうしてひなの生育を見守ることができればと思います。

そこで、次の点を質問いたします。

カササギ保護の現在の取組についてであります。

現在どのように行われているのか伺います。

また、カササギのひながカラスから被害を受けていることの周知を含め、今後、県民にどのように啓発活動を行っていくのかを文化・観光局長に伺い、以上、一般質問といたします。（拍手）

◉寺田文化・観光局長　登壇＝藤崎輝樹議員の御質問にお答えいたします。

私からは、まず問いの一つ目、川上峡エリアの活性化についてのうち、川上峡エリアの観光地としての磨き上げについてお答えいたします。

川上峡エリアは、風光明媚な景勝地であります。由緒ある寺院や神社、四万株ものハナショウブが咲き誇る大和中央公園花しょうぶ園、そして、山の中腹に残る巨石群など見どころが多い魅力的なエリアです。また、百年以上の歴史を誇る白玉饅頭は、ここでしか手に入れることができない、まさに唯一無二の川上峡名物として多くの方に愛されています。

地元では、佐賀藩が鉄製の大砲を試し撃ちしていた大久保台場の整備、資料の展示、それから観光農園での農業体験、そば打ち体験など、川上峡エリアならではの地域資源を生かした様々な取組が行われております。

議員からもお話がありました鍋島家の御墓所など鍋島藩ゆかりの史跡を大切に守りながら、幕末佐賀藩の偉業について理解を深めてもらう活動も行われております。

私も以前、大久保台場や與止日女神社を地元の方の案内で訪れたことがあります。大久保台場から山側の大願寺の的場に向かって大砲の試し撃ちが行われてきたとの話を伺って、その時代に思いをはせました。また、神社や地域の皆さんが大切にされてきた熱い思いにも触れさせていただきました。この地域の方々のように、このエリアにもっと光を当てたい、もっと多くの方に来てもらいたいという思いで自発的、主体的に取り組まれている地域や事業者の方々を県としても応援していきたいと考えています。

県では、自発の地域づくりへの支援ですとか観光プロダクツ造成の支援を行っておりますが、令和四年度には、この川上峡エリアを含む「サップクルージング・テントサウナ体験」というコンテンツ造成を支援した

ところでございます。今年もこいのぼりのシーズンに合わせて実施されたというふうに伺っております。

また、川上峡エリアの観光誘客の県としての取組としましては、春のこいのぼりの季節に合わせた「道の駅大和そよかぜ館」などを組み合わせたツアー旅行商品の造成支援、それから、川上峡エリアを紹介した修学旅行向けのガイドブックの作成などに取り組んできたところです。

また、川上峡のこいのぼりの吹き流しの映像を英語版のＳＮＳで発信するなど、日本の伝統文化に興味、関心があるインバウンド向けの情報発信も行っているところでございます。

県としては、引き続き川上峡エリアの方々が観光地として本物の地域資源を磨き上げ、その価値を高めていく取組を応援していきたいと考えております。

また、こうした県内各地にあるすばらしい多彩な観光資源をつなぎ、発信していくことで、佐賀県全体が彩りであふれ、その本物の価値に引かれた多くの方々が佐賀県を訪れるよう、引き続き、佐賀ならではの強みを生かした観光地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

続きまして問いの三つ目、カササギの保護についてお答えいたします。

まず一点目、カササギ保護の現在の取組についてです。

カササギは、かつて日本において佐賀平野を中心とする一帯にのみ生息していたことから、大正十二年にその生息地が国の天然記念物に指定されております。

カササギ保護につきましては、現在、主に三つの取組を行っております。カササギの巣はほとんどが電柱に作られます。巣作りの際、針金などの金属ごみが巣に入り込むケースもあります。こうしたことから、停電防止のために、九州電力などから県に対しまして、文化財保護法に基づく巣の撤去申請がなされることになります。

その上で一つ目の取組になりますが、県では原則、巣の中に卵やひなが確認された場合、本当にやむを得ない場合を除いて、ひなが育つまで撤去しないということを条件に許可をしております。カササギの習性として同じ巣を翌年も使用することはないため、九州電力には、ひなが巣立った後、おおむね七月以降になりますが、七月以降に巣を撤去していただいているところでございます。

なお、九州電力におきましては、カササギと共生していくための対策として、電線に絶縁カバーを取り付けるなど、自主的な取組も実施していただいているところでございます。

二つ目は、生息状況の把握です。

通常、県では、九州電力から毎年報告される撤去した巣の数のデータによりカササギの生息状況を把握しています。しかし近年、この報告によるカササギの数の減少傾向が続いておりますので、令和六年度には佐賀大学が実施した生息状況の調査に文化財担当職員が同行いたしました。専門的見地からの意見を伺いながら、引き続き実態の把握に努めていきたいというふうに考えております。

三つ目は、幼鳥の保護でございます。

佐賀県では、毎年四月下旬から七月上旬のカササギの子育ての時期には、巣から落下する幼鳥が確認されています。県ではこの時期に専属の飼育員を配置しまして、保護されたカササギの幼鳥を元気に飛べる状態まで飼育し、放鳥しているところでございます。

なお、幼鳥の保護につきましては、県全域の市町教育委員会にも依頼

し、保護施設への持ち込みなど、連携して対応しているところでございます。

これらの取組を通じて、カササギの保護に努めているところでございます。

次に二点目、カササギ保護に対する今後の啓発活動についてお答えいたします。

県では、ホームページや広報誌、プレスリリースなどにより、カササギの保護について、県民への周知を行っているところです。

議員御指摘のとおり、保護施設に運び込まれる幼鳥の中には、カラスから襲われて負傷した幼鳥も含まれており、カラスによるカササギの被害があることは県でも認識しているところです。

カラスからの被害を含め、カササギ保護の実態を広く一般の県民の方にも知ってもらうためにも、さらなる広報や啓発活動を行っていきたいと考えています。

以前、カササギの調査がテレビのニュースに取り上げられた際には、県民の関心が高まり、保護される幼鳥の数が増えたことから、新聞、テレビ等のメディアを活用していきたいと考えております。

県民の方々が県鳥であるカササギにさらに愛着を持っていただき、幼鳥が成長していく姿を温かく見守ってもらいたいと考えておりますし、また、幼鳥の保護に係る情報提供について、多くの方に御協力いただけるよう、カササギ保護による啓発活動に、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、旧青年の家の現状と今後の活用についてお答え申し上げます。

先ほど議員のほうからは、旧青年の家の来歴につきまして詳しく御紹介いただきました。

この施設につきましては、平成二十四年度から利用がされていない状況ではありました。その当時、県立図書館では、所蔵する書籍の増加により書庫が逼迫しつつある状況ということで、このため、この施設を改修し、平成二十六年度からは県立図書館の書庫として有効活用をしております。

この書庫の収蔵能力、約二十五万冊でございます。県立図書館の収蔵能力、全体が約百万冊でございますので、この全体の収蔵能力の約四分の一を有しておりまして、なくてはならない施設というふうに考えております。現時点では、当面の間、引き続き書庫として使用する予定でございます。

なお、しかしながらということで申し上げますと、この旧青年の家につきましては、建設から既に五十七年が経過しており、今後も老朽化が進んでいくことは避けられない状況であります。

こうした状況を踏まえますと、今後、大和の書庫を含め県立図書館全体の収蔵をどのようにしていくのか、その在り方については、いずれは検討していく必要があるというふうに認識をしております。

私からは以上でございます。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、「さが園芸８８８運動」についてお答えいたします。

「さが園芸８８８運動」では、施設園芸においてトレーニングファームで研修生を受け入れ、新たな担い手として育成するとともに、その担

い手の受け皿となる園芸団地の整備をあわせて行うことによって、生産者数や販売額が増加するという好循環が生まれております。

こうした好循環を県内各地で生み出していくため、優れた技術を持つ農家が自らトレーナーとなり、研修生を指導するミニトレーニングファームや、新規就農者や規模拡大を希望される農業者の受け皿となる園芸団地の整備などに引き続き取り組んでまいります。

また、施設園芸で得られたノウハウを生かして、タマネギなど、露地野菜を中心とした土地利用型農業の担い手を確保、育成する仕組みづくりも進めてまいります。

ほかにも、露地野菜の生産拡大については、大規模経営に向けた環境の整備が重要であることから、大型の鉄製コンテナを活用した機械化一貫体系のさらなる推進や労働力不足を補うための外国人技能実習生など、多様な人材の活用を図ってまいります。

加えまして、生産資材価格の高騰などにより増加している新規就農や規模拡大の際の設備投資の負担を軽減するとともに、これまで築き上げてこられた生産基盤を次の世代につないでいくため、中古ハウスの出し手と受け手のマッチングを円滑に行うための仕組みづくり、また、ミカンなどの果樹園地のリスト化や、就農希望者の研修受け入れ体制を整えることにより、園地継承の加速化などにも力を入れてまいります。

さらに、農作物の収量や品質への影響が増している夏場の高温など気候変動への課題に対しましては、細かい霧を発生させ、気化熱で温度を下げる冷房施設や、冷房にも活用できるヒートポンプなどの設備導入に対する県単事業での支援。ＪＡや生産者と連携したイチゴ苗の株冷技術など、高温対策に係る技術実証及び情報発信などに取り組んでいるところでございまして、引き続き、夏場の高温への影響を注視しながら適宜対応してまいります。

今後とも、情勢の変化を的確に捉え、農家のニーズを積極的に把握しながら、「さが園芸８８８運動」をしっかりと前に進め、「磨き、稼ぎ、つながる農業」の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

私から以上でございます。

◉藤崎輝樹君　登壇＝再質問をさせていただきます。

質問取りの折には、再質問することなかろうというふうに思っておりました。今は、ああ、知事に通告しとかんばやったなというふうに思っております。壇上から白玉饅頭はおいしいという言葉を言ってほしかったなというふうに思います。

青年の家でありますけれども、当面とか、いずれはというふうな話でありました。聞いていて、検討というような話もあったんですけれども、聞きながら何も動かんなというふうに感じました。

なぜ旧青年の家を使用されたかというと、これは図書館の蔵書の書庫が足らないと。容量が足らないということで、仮の場所として、大和まで県の図書館の職員さんが必要な折には週に何度か通っておられると。また、いろんな作業もされているかと思います。先ほど五十七年というふうな話もありましたけれども、耐震化もされていないのではないかというふうに思うんですね。そういった場所で、今、いろんな整理の作業もされてあるというのであれば、なおさら私は駄目だというふうに思うんですね。この書庫の在り方については早急にしっかりと議論をして、どこに場所を確保するかということも踏まえて私は議論をすべきではないかと、急いでやるべきだというふうに思います。

書庫の在り方、これは早急に結論を出す。そして、旧青年の家、これは歴史ある、要は青少年育成の場として、人を育てた鍋島閑叟公の見えるところで喜ばれるように人を育てていく。そういう場として今後生かしていくべきだというふうにも思うわけでありますから、あえて質問をさせていただきました。

知事に通告していなかったのを本当に残念に思いますけれども、これは部長さん、しっかり答えていただきたいと思います。当然、また次の議会で折を見て質問することになろうかと思いますけれども、精いっぱい答弁をしていただきたいと思います。（拍手）

◉諸岡県民環境部長　登壇＝藤崎議員の再質問にお答えします。

旧青年の家、現在、書庫として利用しておりますけれども、図書館の蔵書が逼迫してきていた、そういう状況を踏まえて、この施設を図書館の書庫として利用することにいたしました。以前は毎年一万数千冊の蔵書が増えていたというところを、ここ数年、除籍、本を減らす、そういった取組も行っており、近年は数千冊程度の増になっております。

この蔵書につきましては、豊かな感性や想像力を育む読書の大切さや、書物から得られる様々な知識、見識、古文書や郷土史などの本物の価値、こうしたものを誰よりも熟知されている司書さん方のかなりの抵抗感もありながら、厳選して除籍を進めております。書庫を有効に利用しているところでございます。当面の間、引き続き書庫として利用してまいりたいというふうに考えております。（「何とかしたいという気持ちは伝わってきました」と藤崎輝樹君呼ぶ）

◉副議長（八谷克幸君）　暫時休憩します。

午後二時三十七分　休憩

令和七年六月十九日（木）　午後三時十分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

六月十九日

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◉青木一功君（拍手）**登壇**＝自民党の青木一功です。

今日は一年ぶりになりますが、もう少しで五歳になる息子が傍聴に来てくれました。本当に成長が早いなと思うと同時に、一年という月日が本当に早いなと思います。息子のエネルギッシュになっていく感じに、私は何かどうもついていけないというところが正直なところでございまして、というのも、実は私、今年始まってすぐ左目、網膜剝離という病気を患いました。それは突然誰にでも起きるらしくて、朝起きたら急に視界の片側が欠損していたということで、即入院、即手術ということになりました。これは本当に誰にでも起きるということで、議員の皆様方、そして、執行部の皆様方、大変目を酷使されている方々が多いと思いますので、ぜひ気をつけていただきたい、定期健診を受けていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

最初に、佐賀駐屯地（仮称）についてです。

いよいよ来月九日に佐賀駐屯地が開設されます。また、この（仮称）もそろそろ必要なくなる頃であると理解しているところです。

防衛省の佐賀空港への自衛隊使用要請から約十一年が経過し、私も一期目であった当時から質問に幾度と取り上げてまいりました。

県の受け入れの決定から工事着工まで待ち遠しく感じたことは大変残念でありますが、佐賀県に国防力を強化する駐屯地が新たに開設されることはとても喜ばしいことと思っております。

それでは、質問に入ります。まず、知事の駐屯地との関わり方についてです。

佐賀駐屯地は、今後、我が国にとって国防に関して特に重要な役割を担うことになってくると思います。中国やロシアなど、特に中国ですが、油断ならない横暴な近隣諸国からの度重なる挑発行為も深刻化しています。直近では中国軍空母の太平洋進出や戦闘機による異常接近事案が発生しました。これは度を超えた行為であり、我が国としても抗議が通用しない相手として捉え、毅然とした態度で強気な対応をしていただきたいと、このような事案が発生するたびに我が国の対応に一喜一憂している状況です。だからこそ、中国が干渉してくることが間違いない中、国防力の強化こそ大変重要であると確信するところです。そのようなことから、今後、佐賀駐屯地が果たすべき役割は大きくなってきます。

そこで、知事としてどのように駐屯地と関わっていかれるのか伺います。

次に、「駐屯地調整室」の具体的な役割についてです。

本年四月、政策部内に「駐屯地調整室」が新たに設置されました。連絡体制の強化を図り、駐屯地と地域との架け橋になっていただきたいと願っています。

そこで、「駐屯地調整室」の役割と今後の対応について伺います。

最後に、開設日、七月九日の「駐屯地調整室」の対応についてです。

本日から数えて二十日後が開設日です。県内外の方々にとっても大きな関心があると思います。開設を記念し、地域に開かれたイベント等は行われないと聞いています。ただ、地域の大きな関心事である以上、県内外、様々な場所から集まる可能性がある反対派の動きや妨害等もない

とは決して言えません。安全に問題なく開設日を迎えられるよう、県としてもただ見守るだけではなく積極的に関与していくべきであると思います。

そこで、県として「駐屯地調整室」を通じて開設日当日には具体的な対応はどうされるおつもりなのか伺います。

次に、外国人や海外資本による土地取得についてです。

近年、全国各地で外国人や海外資本、その半数以上が中国による国内の土地取得によって地域においても様々な問題が発現するようになってきたと思います。我々国民が知らないうちに、ゆっくりと確実に、そして、知ることもできないまま土地取得の動きは広がり、将来取り返しのつかない事態にならぬか強い懸念と早急な対応が必要であると感じています。

そのためには国の法整備も急務ですが、地域から守れるところはしっかりと対策を講じていくことが、県民の生命と財産を守っていくことにつながっていくのだと思います。

今後、地域で実態調査等を行うことができたら、海外資本による土地取得の実情を国に対しても警鐘を鳴らすことができるようになると思います。

軍事行為が外側からの脅威であるのに対して、土地や森林、そして水源地の取得などは内側からの侵略だという危機意識を持つことが大切であると思います。

例えば、沖縄では外国人によって無人島や自衛隊施設付近の土地が買われ、我が国の安全保障上、大変深刻な問題であり、地域の間でも議論が起こっています。また、北海道では水源地である森林が買収され、無届けで開発されるなど、実情が分かってもなお現状では何もできないこと自体が問題です。

我が国では外国人の土地取得に関して大正十四年に制定された外国人土地法があります。ただ、これは日本人や国内の法人の土地の取得に対して享有を制限している国に対して、日本側も、制限されている該当国の外国人と法人に対して制限ができる法律であるものの、いまだ施行令が存在せず、また、国際情勢も交わって、そもそも施行しづらいものであるのだろうと残念ながら思います。

しかしながら、中国のように、外国人に対して自国の土地の取引を許していないにもかかわらず、我が国の土地を最も取得している中国にこそ、この外国人土地法が適用されないのは本当に訳が分からず、よって、同法は全く機能していないと言えます。

土地取得に関してそもそも制限ができないのであれば、取得された土地に対して利用制限を設けるなどの対策が必要であり、海外資本による土地取得が、安全保障上、脅威となる可能性を考えると、先回りの対応をしていく必要があると考えます。

このようなことから、令和四年、重要土地等調査法が施行されました。この法律の対象はあくまで安全保障の観点から重要施設として個別に指定された区域内の土地に限られているものの、調査権を有していることや届出の際に国籍を記入する必要があること、土地の利用制限を設けることができるなど、佐賀県においても一定の効果は期待できるのではないかと思います。

土地取得に対して制限や規制ができない以上、現在有効な手段を用いて対策をしていかねば、例えば、国家情報法や国防動員法を有する中国

の組織的な活動には到底太刀打ちできないものと懸念しています。

他県を見てみますと、こうした問題が地域課題として顕在化している北海道や長野県など二十の道府県では、外国人や海外資本を対象としているものではないものの、水源地や森林の保全などを目的に一定の土地取引を行う場合に、自治体に対して事前に届け出を義務づけるような制度が条例として制定されていると承知しています。

このような中、我が県では、駐屯地開設が間近となり、重要施設である駐屯地をはじめとした周辺地域に対して、重要土地等調査法の活用や条例制定など、佐賀県独自でできることを考えていく必要があると思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、土地取引規制などの必要性についてです。

我が県は、安全保障上、重要な自衛隊駐屯地、そして、玄海原子力発電所など、国家の運営に欠かせない重要施設を有しています。また、唐津市相知町の旅館が海外資本に買収され、固定資産税の納付もされていないなどの話も伺いました。

このようなことから、佐賀県においても外国人や海外資本の土地取引に対して、実態把握や規制の必要性について真剣に考えねばならない時期に来ていると考えますが、知事の考えを伺います。

次に、外国人や海外資本による土地取引の把握等についてです。

自治体において、外国人や海外資本の土地取引を把握したり、また、規制したりする制度はそもそもあるのかどうか伺います。

続いて、外国人の増加についてです。

最近では、佐賀の至るところで外国人の方々を多く見かけるようになり、多文化共生が身近になっているものだと理解しています。特に産業分野における人手不足の解消のため、外国人労働者が増えていると理解はしているものの、こうした外国人労働者の増加は、一方で日本人の働く場や活躍の機会を奪っている側面もあると危惧しています。

そもそも人手不足ということで、制限なく外国人労働者を受け入れようとすることは、私は安易であると思いますし、将来的に、より大切なものを失う可能性があると思います。全てが想像もできない不確実な世の中、そして社会情勢であることは、これまでの歴史から、また、近くではコロナ禍からでも分かることだと思います。

そんな中、目先の対策として無制限に外国人労働者に来てもらう、例えば、学生が集まらない学校には留学生に来てもらうことを前提にしたような取組などが目立つことに不安を抱えているところです。

また、全国至るところで、日本人との文化や生活習慣の違いなどから地元住民とのトラブルとなっていることが連日ニュース等で報じられています。

今後、このように加速度的に在留外国人が増加すると、それぞれの国単位でコミュニティーを形成し、組織的な動きを見せるところもあると思います。組織的となると、デモや暴動等が起きる可能性があることは、他県、そして、国外の例を見ても、そのような事例が多くあるのは周知の事実であると存じます。在留外国人が組織化するほど、政治的主張をはじめとした動きも活発になると思います。

また、外国人による犯罪も最近では多く見るようになったのも事実であるのと同時に、外国人犯罪の割合も増加すると考えられることから、対策を講じなければ地域住民とのあつれきが生じるのは当然のことだと

思います。

当然、我が国も多文化共生社会を希求していくことは大切です。しかし、現状では私は難しいのではないかと考えています。加えて言えば、諸外国を見てみても、このような人種間の問題で何も問題なく政治、社会情勢が安定している国を私は存じ上げません。

そのような中、今議会、県では、佐賀県営住宅条例施行規則の一部改正を報告されました。これは単身入居が可能な外国人労働者、外国人留学生及び日本人学生を追加するものです。

例えば、県営住宅の一部、全てが外国人入居者になると、最初は問題なくとも、少しずつ地域住民とのトラブルなどが顕在化してくるのではと大変危惧しているところです。

問題としてごみの出し方等がよく上がることがありますが、例えば、県営住宅を管理されている方が、外国人入居者に対して、その都度お話や注意などできるかどうかという心配もあります。現実としては厳しい部分があろうかと察しています。

しかしながら、真面目に働いている外国人の方々が多いのもまた事実であり、そのように真面目に働く外国人の方々が安心して働き続けられるような取組が必要であるとも思います。

そこで、次の点について伺います。

まず、県内の外国人の現状と課題についてです。

そもそも外国人についての議論がどうもしづらいのも問題だと思います。確実に外国人が増加していく中で、望まない問題が双方に発生せぬよう、また、真面目に働く外国人の方々のためにも議論していくべきであると思います。

そこで、現在の県内外国人の状況と課題について伺います。

次に、県の対応状況についてです。

外国人の課題に対して、県ではどのように取り組んでいるのか伺います。

最後に、外国免許切り替えについてです。

いわゆる外免切り替えに関して、五月に埼玉県で発生した中国籍の運転手が小学生をひき逃げした事件や、三重県内の高速道路での逆走事故などが、外国人が外免切り替えで免許を取得して起こした事件、事故として記憶に新しいことと思います。最近では、観光地においてもレンタカーを利用する外国人運転手を多く見かけるようになりました。

今後、定住外国人の増加とともに外免切り替えの数も相当数増加することは当然であり、先日のような事件が発生せぬよう、国にもより厳しい制度を設けていただきたいし、県でも今後の取組や対策が必要だと考えます。

今回、この外免切り替えを質問に取り上げたのも、実は私自身が外免切り替えを利用し、日本の運転免許を取得したからです。私は自動車運転免許を取得しないまま、十九歳で渡米し、最初はカリフォルニア州の運転免許を取得、その後、引っ越しし、ワシントン州の運転免許を取得し、帰国して間もなく外免切り替えを行いました。夏休み等で長期帰国していた際には、一年間有効な国際運転免許証を取得、添付し、日本国内で運転をしておりました。

外免切り替え、そして、国際運転免許証ともに言えることは、容易に取得できることであると思います。当然、外国の方々が日本で外免切り替えを行うのは、多少の難しさがあるとは思います。しかし、現状では、

知識や技能の確認が免除される特例が設けられているなど、比較的容易に取得できるものであると思います。

しかし、それぞれの国々の交通法規は大きく異なっているのが実情です。私が運転していたアメリカでは、御存じのとおり、まず車のハンドルが左右逆であること、右側車線通行であること、そして、赤信号で停止していても車両が接近していなければ、安全を確認した後、右折は可能であることなど、大きく交通法規が異なることを考えると、免許取得希望者がそれぞれの国の交通法規の違いの差を明確に理解できるような対策が必要なことは明白であると思います。我が国の道路交通法や交通法規を分かりやすく説明し、各県の安全運転の取組についても周知していくことが大切になってくると考えます。

県は今議会において、佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業を提案され、トラックドライバーに外国人材を受け入れる事業を計画されていると存じます。

県内において外国人ドライバーが増加していくことになれば、外免切り替えを利用し、日本の運転免許を取得した外国人が関係する交通事故の増加は避けられないかもしれません。本事業を通じて外国人ドライバーの事故が発生し、深刻な問題へと発展せぬよう、県としては本事業を進める上で厳しく注視していただくよう要望したいと思います。

そこで、次の点について伺います。

今後の外国人増加に伴い、外免切り替え利用による外国人ドライバーの増加による対策は急務であると同時に、先日の中国籍男性ドライバーによる小学生ひき逃げ事件のような、特に悪質な事件を再度起こさせないためにも取り組まれるようお願いしたいと思います。

そこで、外免切り替えの手続の概要や現状について、県警察の取組を伺います。

以上、終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝青木一功議員の御質問にお答えします。

まず、佐賀駐屯地開設に対する私の受け止めと今後の向き合い方についてお答えします。

国際社会の不確実性が高まる中、戦争のない平和な社会をしっかりと次の世代へつないでいくことが何より大切です。平和な社会を守り、国民、県民の生命と財産を守るためにも国防は重要であり、国防の負担は国全体で分担し、分かち合わなければいけないと考えております。

防衛省からの要請は、こうした国防上の問題であり、国防の重要性は分かりつつも、佐賀県にとって様々な面で重要なことであるため、慎重には慎重を重ねて対応してまいりました。この十年間、真摯に向き合い、一つ一つを丁寧に対応してきたことが今につながっているものと考えています。

防衛省には、この十年間を大切にし、これからも安全を第一に、一つ一つのことに真摯な姿勢で対応していただきたいと考えます。そして、駐屯地と地元との間でお互いに信頼が築かれる関係を構築されるようになってほしいと思います。私としても、これからがスタートという緊張感を持って、これからも真摯に向き合っていきたいと考えます。

続きまして、外国人や海外資本による土地取得における土地取引規制などについてお答えします。

私は、離島を多く抱える長崎県の総務部長として勤務していた平成二十一年頃、国境に接する離島、そして水源地などにおける海外資本の土

地取得が問題視されて、あの頃議論が始まったと記憶しております。

そうした中、水源地の土地取得については、平成二十四年の北海道から始まり、これまで全国二十の道府県で条例による届け出制度が定められております。

その後、安全保障に対する世の中の関心の高まりなどを背景に、国では令和四年度に、防衛施設、原子力関係施設周辺や国境離島などの土地を対象に、国が状況を調査し、届け出を受け付ける法制度、重要土地等調査法が導入されたわけでございます。

私も、基地やライフラインなどの安全保障や保全は重要と考えておりまして、引き続き国の議論も注視し、県内外の状況も注視しながら県の対応を検討していきたいと考えております。

制度の具体的な内容や運用状況につきましては、担当部長から答弁させます。

◉前田政策部長　登壇＝私からは、佐賀駐屯地について二点お答えいたします。

まず、「駐屯地調整室」の役割と今後の対応についてです。

「駐屯地調整室」は、現在まだ仮称でございますが、佐賀駐屯地に関する様々な課題等に対応するとともに、連絡調整の窓口となる部署であります。現在、佐賀駐屯地の開設に伴う関係機関との調整を行っており、駐屯地開設後はオスプレイの運用に伴う緊急時も含めた総合調整を担ってまいります。

このほか、防衛省との合意事項に基づきます有明海漁業振興・補償基金に関する漁協との調整や、佐賀空港の自衛隊使用等に係る環境保全と補償に関する関係機関との調整などを担ってまいります。

「駐屯地調整室」におきましては、県内に所在する駐屯地をはじめ、防衛省や漁協、佐賀市などの関係機関と顔の見える関係を築き、緊急時はもちろんのこと、平時から円滑な連絡調整ができる体制を構築していきたいと考えております。

次に、駐屯地の開設日である七月九日の「駐屯地調整室」の対応についてです。

七月九日は、佐賀駐屯地が開設され、オスプレイを運用する輸送航空隊が木更津駐屯地から移駐してまいります。この日に配備されるオスプレイは一機程度と聞いております。当日は「駐屯地調整室」におきまして、室長以下、職員が駐屯地に出向きまして、現場の状況を確認することとしております。

なお、駐屯地開設後、順次、オスプレイの移駐が進められ、八月中旬には全十七機の移駐が完了することになっております。その後、駐屯地の開設式典が行われると、このように聞いております。

私からは以上でございます。

◉寺田地域交流部長　登壇＝私からは、外国人の増加について二点お答えいたします。

まず一点目、県内の外国人の現状と課題についてお答えいたします。

県内在留の外国人の数ですけれども、コロナ禍に一時減少したものの、その後、二〇二五年一月時点で一万一千百七十二人と過去最多を更新しております。十年前と比較しますと、二・五倍以上に増加しております。

総務省の人口推計によりますと、二〇二三年から一年間の外国人の増加率は一八・四％で全国三位となっております。一方で、県内総人口に占める外国人の割合としましては一・四％となっておりまして、全国で

は三十一位と比較的少ない状況にあります。

また、在留資格の内訳で見ますと、技能実習が三三％、特定技能が一七％など、就労目的が約六割、留学は約一割であります。議員御指摘のとおり、企業の人材不足から外国人が増えております。

産業別で見ますと、製造業が四七％、医療・福祉が一一％、建設業が九・五％となっておりまして、約七割をこの三つの産業が占めている、そういう状況となっております。

また、国籍別ではベトナムが二六％、インドネシア一八％、ネパール一二％など、アジア出身者が約九割を占め、全二十市町に外国人が在住し、増加傾向であります。

このように、外国人は既に県内のあらゆる分野で大切な担い手、そして地元の消防団に加入されるなど、地域を共に支える大切な仲間となってきています。そういう現状となっております。

外国人の増加は今後も続くと考えておりますので、日本人も外国人も共に活躍できる多文化共生の地域づくりを推進することはますます重要となってまいります。

今、県としても様々な取組を行っておりますが、課題としては三点考えております。一つは日本人と外国人の相互理解の促進、二つ目は日本語力の向上、三つ目は住まいの確保、この三点を課題として特に認識しているところでございます。

次に二点目、県の対応状況についてお答えいたします。

まず、一点目の課題、日本人と外国人の相互理解に対してですけれども、日本人と外国人の顔の見える関係づくりをすること、心の垣根をなくしていくことが重要であると考えております。

県では、市町や事業所等と協力しまして、日本人と外国人が共に地域の課題を考えるタウンミーティングを開催し、交流機会の創出を図っております。こうしたタウンミーティングを契機に、自発の交流が継続する事例も生まれてきています。例えば、二〇二二年にタウンミーティングを開催した江北町では、外国人の方が女性ネットワークのメンバーとなり、子供食堂の運営に参加されるなど、自発の交流が生まれているところでございます。お互いが尊重し合える関係づくり、これこそが大切だと考えております。

二つ目の課題、日本語力の向上を図っていくことですけれども、これは、外国人が地域や職場で活躍するためには大変重要であります。

県では、市町主体の日本語教室を企画するコーディネーターの養成に加えまして、昨年度から事業所の日本語研修の経費の補助を行っております。また、今年度は新たに帯同家族など、日本語力の向上が課題となっている外国人の方を対象としたオンライン教室を開始することとしています。

次に三つ目の、外国人の住まいへのニーズでございますが、このニーズは年々増加しております。しかし、文化、風習の違いから家主の理解が得にくいなどの理由により、住まい探しに苦慮しているという声が出てきています。

これにつきましては、県や市町が連携した新たに佐賀に来られた外国人の方に対して、ごみ出しなど日本での生活ルールのオリエンテーションを行っているところでございます。

また、今年度から、単身の外国人の方が県営住宅に入居できるよう、制度を見直すこととしております。

このほか、外国人に関する総合相談窓口「さが多文化共生センター」を設置し、多言語――二十二カ国語になりますが――によります無料相談ですとか外国人雇用企業に対するオーダーメイド研修などを行いまして、外国人の暮らしやすい、働きやすい環境づくりに取り組んでいるところでございます。

佐賀に来られる外国人の方も年々多様化しております。外国人にとっての暮らしやすい佐賀、働きやすい佐賀というのは、日本人にとっても同じであります。このような取組を通しまして、佐賀らしいやさしさのカタチ「さがすたいる」の理念で多文化共生の充実に引き続き取り組んでまいります。

私からは以上になります。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、外国人による土地取引の把握と制度の具体的な内容や運用状況についてお答えをさせていただきます。

まず、お尋ねのありました、自治体において外国人の土地取引を把握したり、規制する制度はそもそもあるのかということでございますが、外国人や外国資本に特化した形での土地取引を把握したり、規制する制度というのはございません。

その次に、重要土地等調査法の制度の具体的な内容や運用状況でございます。

まず、この重要土地等調査法につきましては、国が、防衛関係施設などの重要施設の周辺、それから、国境離島などを注視区域として指定をいたします。また、機能が特に重要なものというものにつきましては、特別注視区域として、これも国が指定をすることになっております。この指定した区域の土地につきまして、国が国籍にかかわらず調査を行ったり、事前の届け出を受け付ける制度となってございます。

この対象区域につきまして、令和七年六月時点でございますが、全国で五百八十四カ所が設定されてございます。県内では玄海原子力発電所や目達原駐屯地など五カ所が設定されているところでございます。

なお、令和六年十二月に国の調査結果が公表されておりまして、この資料によりますと、令和五年度中に県内の対象区域内で外国人が土地を取得した実績はございません。

私からは以上でございます。

◉福田警察本部長　登壇＝いわゆる外国免許切り替えに係るお尋ねについてお答えします。

道路交通法及び道路交通法施行令におきましては、運転免許を受けようとする者が外国の運転免許を有する者であるときは、一定の要件を満たせば運転免許試験を一部免除することができることとされ、いわゆる外国免許切り替えとして、書類確認や視力検査等の適性試験の後、道路の交通方法等の知識の確認、運転に関する実技の確認を経て、免許を受けることができることとされております。

そして、その中で我が国と同等水準にあると認められる免許の制度を有するとされている国、または地域、例えばイギリス、フランス、韓国、台湾、アメリカ合衆国のワシントン州、メリーランド州、バージニア州などの一部の州などの免許を有する者については、特例として、その知識や実技の確認を免除することができるという取り扱いとなっております。

それも含め、県内において、いわゆる外国免許切り替えの手続により、我が国の運転免許を取得した人数は、令和二年が五十三人、令和三年が

四十九人、令和四年が四十九人、令和五年が七十三人、令和六年が百六十三人となっております。

また、国や地域別で見ますと、令和六年中はベトナムが四十人、中国が十七人、インドネシアが十四人、韓国とネパールが十三人などとなっております。

県警察におきましては、いわゆる外国免許切り替えに関しては、切り替え直後の不慣れな時期の交通事故防止を図るため、切り替えをした方に免許証を交付する際には、一定期間は我が国での運転に慣れた方の同乗を推奨するなどの取組を講じております。

また、外国人ドライバーに関しましては、様々な機会を通じ、例えば、外国人技能実習生や留学生等に対し、我が国の交通ルールやその遵守の重要性等を啓発するなどの取組も講じており、令和六年中は外国人を対象とした交通安全教室を県内各地において計三十七回実施するなどしております。

引き続き、道路交通法等に基づき、いわゆる外国免許切り替えの制度を適正に運用するとともに、こうした外国人ドライバーに係る各種の取組を通じ、その交通安全意識の醸成をはじめとする交通事故の抑止に向けた対策を進めてまいります。

以上でございます。

◉青木一功君　登壇＝一点要望、一点指摘、一点質問です。

まず、要望です。

駐屯地の開設日への対応ですが、聞いていて、現場の状況を確認、もちろんそうだと思います、特にできることもないと思います。ただ、立地自治体としては、もう少ししっかりと目を向き合って対応していく必要があると思いますので、前向きにしっかりと、国防を担う駐屯地を支えるためにも活動していただきたいと要望しておきます。

そして、指摘は外国人増加についてです。

部長がそういうふうに言わなきゃいけない、これは分かります。しかし、私たち議員は言いにくいこともやっぱり言わなきゃいけないんですよね、時々。実際、地域に入ってみると、問題が顕在化していることもあるし、何と言いますか、そういう理想的なことも重要だし、そういう問題が起きないことの取組、これも大切です。地域に入れば、そういう問題も出ているし、出てくるし、そうならないようにしていただきたいと思うから、そこは考えにくい、言いにくいところもあると思いますが、しっかりとそこは、私も注視していきますので、よろしくお願いしたいと思います。

それで、質問です。

外国人や海外資本による土地取得の中の規制、土地取引についての規制について、先ほどお話もありました重要土地等調査法、私も質問聴取のとき伺って、私としては、早期に佐賀駐屯地を注視区域、もしくは特別注視区域、どちらになるか分かりませんが、指定される必要があると思っています。県には、内閣府より令和五年に目達原駐屯地、背振山分屯基地、玄海原発に対して意見聴取が行われて、そして、個別指定されたと聞いています。

この重要土地等調査法が施行されたのが令和四年、意見聴取まで一年という空白期間がありました。海外資本は一年という事情は待ってくれないと思います。もちろんまだこの佐賀駐屯地は開設もしていません。現時点で佐賀駐屯地への意見聴取や、その他申し出はないと聞いていま

すが、ただ、この手続として、国から告示の後に個別指定されることになります。

そこで、質問ですが、例えば、県から何かしら指定を催促するような申し入れはできないんでしょうか。知事は先日、台湾有事への質問に対する答弁で、あらゆる事態に備えておくことが重要だと御答弁されました。私も全くそのとおりだと思います。これは何かできることがあれば動く努力も必要だと思いますが、知事、そこはいかがでしょうか、答弁を求めます。

◉山口知事　登壇＝青木一功議員の再質問にお答えします。

いわゆる佐賀駐屯地ですけれども、趣旨から考えてみて、この重要土地等調査法の対象区域になると思います。ちょっと軽々には申し上げられませんけれども、佐賀空港そのものも、その周辺土地ということで範囲が設定されるというふうに思いますけれども、いわゆるこの指定の手続ということに関しましては定かではない。ただ、ここは指定に向けて、できるだけスピーディーに行うべきだというふうに私は思います。部長からその手続について補足させたいと思います。

◉永松県土整備部長　登壇＝指定の具体的な手続について答弁いたします。

重要土地等調査法による注視区域等の指定を本県で五カ所されておりますけれども、国からまず意見照会がございまして、それに対する県の回答ということになってございます。その後、指定の公布がされまして、施行という流れになっているところでございます。

私からは以上でございます。

◉議長（宮原真一君）　本日の日程は終了いたしました。

あす二十日は一般質問、請願上程、議案及び請願の委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後三時五十三分　散会

速記者　横尾裕子

第四日

令和七年六月二十日（金）

令和七年六月二十日（金）　午前十時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより本日の会議を開きます。

昨日に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、順次発言の許可をいたします。

◉田中秀和君（拍手）**登壇**＝皆さんおはようございます。自民党ネクストさがの田中秀和でございます。

昨日、中本議員さんのほうから一般質問での手話通訳士による同時通訳についての説明がありました。私からは割愛しますが、全ての方に分かりやすく質問することに心がけてまいりますので、知事はじめ執行部におかれましても分かりやすく、そして、前向きな答弁をよろしくお願いいたします。

今日は大きく五項目について通告をしていますので、通告に従い、順次質問を行います。

それでは、問一の人口減少への対応についてお伺いいたします。

日本の出生数は、昨年初めて七十万人を割り込み、国立社会保障・人口問題研究所の推計より十四年早いペースで少子化が進んでいます。少子化の急速な進行と都市部への人口集中により、地方の人口減少が進んでいます。

佐賀県の人口推計は、少子化の影響もあり、全国同様に減少傾向にあり、現在では七十九万人を下回っています。佐賀県は十五歳未満の子供の割合が全国的に高く、子供は多いが、高校卒業後に多くの若者が就職や進学で県外に転出しており、十八歳から二十三歳の人口減少が顕著であります。

私はこうした状況下においては、若者や女性に選ばれる地域づくりを進め、若者の県内定着や佐賀への人の流れを創出する必要があると考え、人の思いに寄り添い、人を中心に事業を進めていくことで、多くの人に佐賀のよさが伝わり、佐賀に住みたいとか、一度佐賀を出た若者にも佐賀に戻りたいと思ってもらえるのではないかと考えています。

県では、高校生の県内就職促進や県立大学構想、多文化共生、さらには「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」による子育て環境の充実など、様々な取組が進められていますが、いずれも人を大切にしたものであると評価しています。

山口知事は、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり。」を県政の基本理念とされています。佐賀県が若者や女性に選ばれ、ひいては人口減少という大きな政策課題に対応するためどのように取り組んでいくのか、山口知事にお伺いいたします。

次に、問二の魅力ある学校づくりについてお伺いをいたします。

人口減少が社会的問題となっている中、学校、教育は県内の各地域がこれからも光輝き続けていくための大切な要素であります。今後さらなる少子化が見込まれること、また、高校授業料無償化で生徒募集の競争が促されることにより、県内においても県立高校の小規模化が進むことが懸念されると考えています。

県立高校の小規模化は、教職員の人員配置や学校施設の設備投資への影響をもたらし、地域の教育機能の低下を招きかねません。

そのような中、県教育委員会では、県立高校の魅力や強みを磨き上げる「唯一無二の誇り高き学校づくりプロジェクト」に取り組まれています。

つい先日、玄海町にある唐津青翔高校に、来年度、全日制公立高校で

は日本初となる「ｅスポーツ学科」が新設されることが発表されました。学科新設を後押しした要因の一つが、玄海町において進められているローカル５Ｇの環境整備であると私は考えています。

玄海町ではこのほど、ローカル５Ｇのさらなる利活用や、唐津青翔高校を中心とした地域との協働活動を推進し、地域活性化を図っていくため、地元の民間団体「一般社団法人玄海町みんなの地域商社」を含む官学民で構成するコンソーシアムが設立されたところであります。

県立高校を維持し、地域の教育機会を確保するためには、このような地元市町と連携した魅力ある学校づくりが必要であり、私自身、唐津青翔高校の取組に大いに期待を寄せているところであります。

そこで、次の点についてお伺いします。

一点目は、唐津青翔高校における取組についてです。

唐津青翔高校においては、具体的にどのような魅力ある学校づくりに取り組んでいるのか。また、今後どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

二点目に、市町と連携した学校づくりについてです。

子供たちに選ばれる学校となるためには、地元市町と連携しながら魅力ある学校づくりを進めていく必要があると考えます。市町と学校の連携について県教育委員会としてどのように考えているのか、以上二点について甲斐教育長にお伺いいたします。

問いの三の「山の博覧会（仮称）」開催に向けた知事の思いについてお伺いをいたします。

佐賀県では、山口知事就任以来、自発の地域づくりを後押しする様々な取組が行われています。その中でも、地域による、地域のための、地域のみんなで考える「山の会議（仮）」が県内十一ブロックで開催されており、それぞれの地域において地域資源を生かした地域主体の自発の地域づくりが広がっています。

私の地元の唐津市でも、令和二年度に離島・半島ブロック、脊振山系ブロックの会議が開催されており、それぞれの地域で活動される皆さんが、山や地域への思いを語られたと伺っています。

この会議を契機として、七山地区では地域が主体となった農業の担い手育成や景観整備、地域に人を呼び込むための拠点整備などの取組が始まりました。

また、呼子地区では伝統的な呼子の町並みを散策できるレンタサイクルが整備されるなど、地域資源を生かした取組も始まっていて、住民自ら自分たちの地域をもっとよくしたいという思いを持って、様々なことにチャレンジされると実感しています。

このような中、自発の地域づくりの発表の場として「山の博覧会（仮称）」を、佐賀県初の花と緑の祭典である全国都市緑化フェアを令和十年に開催すると今年二月に発表がなされました。

「山の博覧会（仮称）」においては、未来に向かい、山を大切にする人々の輪を広げるため開催すると伺っています。各地域ならではの自発の地域づくりの取組を多くの方々に見てもらうという「山の博覧会（仮称）」は、その博覧会の会期中だけで終わるものではなく、その後も自発の地域づくりとして各地域においてずっと活動が続いていくものだと私は認識しています。

一方、私自身がこれまで数回視察した、さきに開催された全国都市緑化フェアでは、フェア会期中はどの会場も大変盛り上がっています。し

かし、それらの開催県の「らしさ」やプロセス、会期後に残すレガシーがあまり私には感じられず、一過性のイベントに終わっているような印象がありました。

そこで、令和十年に佐賀県で開催予定の全国都市緑化フェアの開催については、佐賀県全域をフィールドとし、市町を巻き込んで県民挙げてのフェア開催ができればなと、そういうフェアになることを私は強く願っております。準備から開催までのプロセスを大切にすること、そして、開催運営に多くの方が協力し、そして、閉会後のレガシーがしっかりとつながっていく、そういう都市緑化フェアの開催を期待しているところでございます。

そこで、「山の博覧会（仮称）」、そして全国都市緑化フェアを、先ほど言いましたように、佐賀らしく、一過性のイベントで終わらせないよう、知事はどのような思いを持って開催に向けて取組を進めていかれるのか、山口知事にその思いをお伺いしたいと思います。

次に問いの四、ルート・グランブルーの今後の展望についてお伺いします。

佐賀県では、唐津・玄海エリアにおいて、地域資源の掘り起こしと磨き上げ及び自発の地域づくりの取組の支援により、多くの人々がこのエリアを訪れ、交流を生み出す唐津プロジェクトを推進しています。

プロジェクトの一環として、令和五年十一月十二日、唐房バイパス開通時に、海側を通って波戸岬まで続く全長約二十キロメートル区間をルート・グランブルーとして打ち出されました。

また同じく、プロジェクトの一環として、名護屋城跡を舞台に今年三月二十二日に開催された第四回名護屋城大茶会では、歴史学者ビッグスリーが集まったトークショーなどにより認知度も向上し、旅行会社によるツアーなども造成された結果、県内外から過去最高の約一万五千人が来場するなど、ツーリズムの拠点として盛り上がりが出てきています。

さらには県では、世界海洋プラスチックプランニングセンターが来年夏頃に開業し、また波戸岬少年自然の家を活用した取組の展開と推進、唐津の海を舞台にＳＵＰやパラセーリングなどのマリンアクティビティを創出する「ＫＭＡＰ」の取組なども予定されています。

そして、地域に目を向けると、それぞれ頑張っている人がいて、それぞれに輝きが出てきています。

議長に許可を得ましたので、このパネルを御覧ください。（パネルを示す）ルート・グランブルーの路線をパネルにしてきました。ここの唐房トンネルから湊を経由して呼子を周遊し、名護屋城から波戸岬まで、これが約二十キロメートルのルート。その沿線から玄海町に向かっていくというコースであります。皆さん、少しドライブしている気分で聞いていただければありがたいなと思うんですけども、唐房トンネルの下の集落、唐房、そこには唐房くんちというお祭りがあります。クラウドファンディングで今回山車をみんなで作ろうという形の中で新しくでき、地域が盛り上がってきています。

そして、湊まで続く海岸線ルートを走ると、玄界灘の海、そして、七つの離島、神集島が写っていますけども、ドライブをしながら、そういう楽しみがあります。また、この沿線には幸多里の浜、相賀の浜、北浜などの海水浴場が点在しています。

そして、湊に入ると、湊くんち、そして、今地域が盛り上がっている立神岩、そして、七ツ釜のマルシェ、また、途中、「玄海みなとん里」

ではカキ焼き小屋等の休憩スポットもあります。

それから、呼子方面に走って行くと、これも御存じだと思うんですけども、山を走る小友山笠、海の中を渡ります。ここにも海水浴場があります。呼子に入っていくと、まずは、皆さん御存じの呼子の朝市、そして、お祭り関係では和紙で作った親子クジラを山車とした呼子くんち、また、先週末行われた、知事も行かれたと聞きましたけども、呼子の大綱引き、そして、台場ではイベント広場を中心に四季折々のイベントが開催されています。

また、呼子から名護屋城のほうに走って行きますと、「道の駅桃山天下市」、もちろん名護屋城では陣跡周遊。

そして、波戸岬に向かうと、入り口の波戸地区では海中で行われる波戸の盆綱引き、また、御存じのとおり、波戸岬ではサザエのつぼ焼き等をはじめ、様々な空間が点在しています。

また、波戸岬から玄海町方面に走ると、串崎ゆうすげまつり、開墾し、そこにゆうすげの花を作付し、そこを皆さんで楽しもうという地域のイベント。

また、玄海町に入れば、浜野浦の棚田はじめ、このルート・グランブルー沿いには様々な観光資源、そして、それを生かしていこうという地域の方々の熱い思いが詰まったルート・グランブルーの沿線であります。

このように、ルート・グランブルー沿線には、先ほども言いましたように、様々頑張っている方々があり、ここをどうやって磨きをかけていこうかと様々な展開が今なされておる中で、ＰＲ広報として、このルート・グランブルーをスポーツカーで走り、動画を作り、それで広報の展開も図っていこうという取組もなされております。

私は、このルート・グランブルーを何とか磨き上げたいという思いはあるんですけれども、ただ道路だけじゃなく、ルート・グランブルー、ジャック・マイヨール氏が愛した輝く唐津の海という視点も入れますと、道路プラスすばらしい海、そして七つの離島、このエリア全体を点から面にどうやって人を呼び込み、観光客を交流させ、そしてそこに地域全体を盛り上がらせていくかということについて、今回、次の点を質問させていただきたいと思います。

一点目は、今後の展望についてです。

ルート・グランブルーとして打ち出され一年半が経過しましたが、今後の展望について山口知事の所感をお伺いしたいと思います。

二点目に、エリアを盛り上げる具体的な手段についてです。

今後、このエリアを盛り上げる具体的な手段はどのようなことを考えているのか、前田政策部長にお伺いをいたします。

問いの五です。最後の項目は、介護人材の確保・スキルアップについてお伺いをいたします。

生産年齢人口の減少が進む中、福祉の現場においては、他産業との人材獲得競争や都市部への人材流出などもあり、人材が不足していると聞いております。

とりわけ県内の高齢化率は年々上昇しており、介護が必要な高齢者の方々を支える介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

介護の現場は人が人を支える現場であり、私は、県内で育った子供たちが介護の現場に就職し、県内の高齢者の方々を支える姿が望ましく、高齢者の皆様にとっても、佐賀で育った子供たちに支えてもらうと安心できると考えています。

介護人材を確保していくためには、子供たちに介護の仕事の魅力を伝え、介護分野の学校への進学など介護の道を志す子供たちを増やしていくことが必要ではないかと考えています。

また、令和七年四月に県内で行われた講習会に参加した人から、今後、多様な福祉ニーズに対応できるような人材を育成していく必要があり、将来的にはそうした人材を育成する高校の専門学科も必要ではないかという話を聞いており、私も介護の現場において、おのおのの利用者が抱える多様なニーズに対応できるよう、現場で働く介護職員のスキルアップを支援していくことが必要ではないかと考えています。

そこで、次の点についてお伺いします。

一点目に、介護人材の確保における課題についてです。

少子・高齢化が進む中、必要な介護人材を確保していくためには、どのような課題があるのかお伺いします。

二点目に、介護人材の確保、スキルアップに向けた取組についてです。

必要な介護人材を確保していくために、子供たちに介護の仕事の魅力を伝えることが重要と考えますが、どのように取り組むのか。また介護人材のスキルアップを支援するためにどのように取り組むのか、以上二点について種村健康福祉部長にお伺いいたします。

先ほど述べた高校の専門学科について、これは学校教育関係で教育委員会との関連が多々あり、私も今回どのような質問構成にしようかなと思ったんですけれども、この点については今後の課題としてしっかり私自身取り組んでいきたいと思いますので、また日を改めて質問させていただきたいなと思っています。

以上、大きく五項目について、山口知事はじめ、関係部長の御答弁をよろしくお願いいたします。（拍手）

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。田中秀和議員の御質問にお答えいたします。

まず、人口減少への対応についてお答えします。

今年五月一日の佐賀県の推計人口は約七十八万三千人でありました。人口減少は佐賀県特有のものではなく、言うまでもなく全国的な問題です。昨年二〇二四年の人口増減率は全国で佐賀県はよいほうから二二位ということで中の上なんでしょうか。九州の中では福岡県、熊本県に次いで三位でございました。佐賀県は子供が多い県であります。十五歳未満の子供の割合は、この二十五年間ずっと全国の三位以内ということで、足元では二位になっております。そして、合計特殊出生率は全国六位の一・四一であります。

一方、高校卒業後、就職者の三割超、そして大学進学者の八割超が県外、そしてその多くが福岡県に流出しています。十八歳を境に人口が急激に減少します。そして、ありがたいことに二十八歳頃を境に徐々に増加に転じています。

隣接する福岡県には多くの大学などの進学先や就職先があり、佐賀県から福岡県に若者が流出し続けている要因となっております。

一方、発想の転換をすれば、隣接する福岡県には多くの若者がおり、若者をターゲットにした施策を展開することで、むしろ、近接している佐賀県への人の流れを創出することができるのではないかとも考えます。

これまで、ややもするとピンチと捉えていたものを新たな発想でチャンスに変えていきたいと思います。この福岡に近いという地理的優位性

を生かして、若者をターゲットとして様々な施策を戦略的かつ重層的に展開して、まずは交流人口を増やしていきたいと考えております。

例えて言いますと、唐津方面で言いますと、るる御紹介もいただきましたけれども、マリンアクティビティーに力を入れていきたいと思っております。「ＫＭＡＰ」だったり、名護屋城も「信長の野望」とコラボしたりとか、様々なことをやっておりますし、いわゆるこれから答弁しますルート・グランブルーもその一環だと思っております。

唐津以外でも最近では有田のマシュマロ・クリスマスや伊万里のキャンドル・クリスマスは、多くの福岡、長崎の若者を集めておりますし、「佐賀さいこうフェス」ですとかＳＳＰ構想もそういった一環にもなっております。

このような若い世代に響く施策を充実させることで、交流人口を増やし、佐賀を好きになってくれた若者の出会い、結婚、子育てなどを切れ目なく支援いたします「子育てし大県〝さが〟プロジェクト」によって定着につなげていきたいと考えております。

特にこうしたことから、三十歳以上の人口は転入超過となっているわけでありまして、私としては子育てしやすく、住みやすい県として子育て世代から選ばれているという面もあるのではないかと考えています。佐賀で子育てを楽しむ方々が増え、さらに生まれ育つ子供たちが成長していく、そして大人になっても佐賀で活躍し、次代の佐賀をつくっていくという好循環を生み出していきたいと考えています。

続きまして、「山の博覧会（仮称）」開催に向けた私の思いについてお答えします。

佐賀県は山から平野、海までコンパクトにまとまっておりまして、その中に様々な生活の営みがあります。とりわけ山は、そこに暮らす人々だけでなく、沿岸部や平野部に暮らす全ての人々に恩恵をもたらす源流であります。そして、山は水を蓄えて洪水を緩和する水源涵養の機能ですとか、土砂の流出を防止する県土保全、そして四季折々の美しい景観を見せてくれるなど、様々な機能を有し、県民一人一人に安全・安心で豊かな暮らしをもたらしてまいりました。

忘れもしない平成二十九年七月の九州北部豪雨において、有明海沿岸に大量の流木が山から筑後川を経由して漂着し、大きな被害が発生いたしました。改めて山を大切にしなければいけないと思いまして、平成二十九年から森、川、海のつながりを守り、佐賀の豊かな自然を未来につなげていく「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」を始動したわけでございます。

あわせて、中山間地を含む様々なフィールドで地域の皆さんが、地域資源を磨き上げる自発の地域づくりを後押ししてまいったわけでありまして、県内全域で開催しております山の未来を語り合う「山の会議（仮）」においては、山を大切に思う人がつながっております。

さて、大会の件ですが、これらの取組の考え方を具現化して、県民のみならず、多くの方々と山や緑の価値を未来に向かって共有できるようにと、「山の博覧会（仮称）」と全国都市緑化フェアを令和十年に共通のコンセプトで開催したいと考えています。

「山の博覧会」は、令和十年の春から秋まで半年間程度開催で検討しています。そして、日本各地からの集客を見込んでいる全国都市緑化フェアは、令和十年の春に二カ月程度開催で検討しています。

緑化フェアは、それ自体、完結し、充実したものでありますけれども、それに加えて、緑化フェア終了後に四カ月以上続く、いわゆる全県でや

る「山の博覧会」への起爆剤としても期待したいと考えているのです。

全国都市緑化フェアに来場いただいた方には、「山の博覧会」開催中に再度佐賀県を訪れ、県内各地で様々な山の取組をめぐる流れをつくり出すことで全県的なムーブメントにつなげていきたいと考えております。

「山の博覧会」は、自発の地域づくりの発表の場として、大会をきっかけに各地域における挑戦を促し、活動を未来に向けてさらに推し進めるものとしたいと思います。そうした意味では、「肥前さが幕末維新博」のようなメイン会場の周りに集中して行われるものというよりは、自発イベントが全県版で行われているというようなイメージを持っていただいたらよろしいかと思います。

地域の皆さんがやってみたいと思うことを自然体で手挙げ方式でやってもらうわけです。いわば白紙のボードに開催地やスケジュールなど、いろんなことを自由に描き上げていくパレットというか、お絵描き帳のような、そんなイメージでございます。

山をフィールドとした佐賀ならではの自発的な挑戦に人が集まり、人と人のつながりが生まれ、そのつながりを原動力に新しい価値がつくられていく、そういった大会を目指したいと考えております。

全国都市緑化フェアは、開催して終わりではなく、その先の未来に何を残していくのか、レガシーを未来に向かってどう伝えていくのかということを大切にしたいと思っています。佐賀の過去、現在、未来を緑でつなぐ、そんな大会、緑化フェアにしたいと考えておりまして、例えば、未来の町の姿がかいま見えるチャレンジができると面白いんではないかといった議論を今行っています。一過性のイベントではなくて、都市緑化フェアがその後のまちづくりにつながるなど、佐賀で開催する都市緑化フェアならではのこれまでの大会とは違うメッセージを発信したいと考えています。

県全体をフィールドとして、両大会を同じ年に共通のコンセプトで開催できるのは、自然と生活の営みの距離が近く、これまで両大会のベースとなる「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」、そして自発の地域づくりの取組を積み重ねてきた佐賀県だからこそであります。「さがデザイン」の視点で佐賀らしさを磨き上げることで、新たな価値をもたらすものにしたいと思います。

開催までの間、より多くの方にこの考え方を共有いただき、大会に関わってもらえるように、プロセスを楽しみながら、大切にしながら準備を進めたいと思います。大会のコンセプトに触れた一人一人が山や緑などの自然の大切さを認識し、具体的な行動を起こし、全県的なムーブメントにつながるきっかけとする大会になればと考えているわけでございます。

続きまして、ルート・グランブルーの今後の展望についてお答えします。

田中議員からるるお話しいただきました。ジャック・マイヨールは世界的ダイバーです。そんな彼が子供の頃、唐津の海で毎年夏の休暇を過ごしていました。七ツ釜で生まれて初めてイルカと出会って、唐津の海がダイバー、ジャック・マイヨールの原点なのであります。

そして、ジャック・マイヨールの著書によれば、水深六十メートル、そこには青しかなく、上も下も左も右も全てが青に包まれる深い海、これをグランブルーと称し、いわゆる映画「グラン・ブルー」でもそれは

紹介されているということでありまして、我々佐賀人よりも世界中の人のほうがジャック・マイヨールを知っているという状況でございます。ということで、今回、上場の海に沿って走るルートをルート・グランブルーと名づけたわけであります。

このルート沿いについて、本物の宝庫、地域資源にあふれているお話は議員から御紹介いただきました。私も何度も足を運んでおりまして、呼子大綱引にもせんだって参加しましたし、盛り上がっているのを実感しました。

県では、唐津プロジェクトとして、唐津の本物の価値を磨き上げ、発信しているわけですけれども、例えば、七月二十日には、昨年も行いましたけど、Ｇｒａｎｄ　Ｂｌｕｅイベント、夏のビーチイベントを開催したいと思っています。そして、十一月の二十三日、二十四日には第五回目の名護屋城大茶会、これを全国のお城・歴史ファンには人気が高い「出張！お城ＥＸＰＯ」とのコラボ開催ということで、「お城ＥＸＰＯ」の九州上陸は初めてであります。来年の夏頃には、いわゆるプラスチックプランニングセンター、愛称「ＰＬＡ　ＰＬＡ」が開業いたします。そして、西の浜においてはパラセーリングがスタートするということで、楽しみが続出するわけでございます。

私はこのルート・グランブルーに関して、県外から波戸岬、名護屋城に訪れたドライバーには、ぜひこの海沿いのルート・グランブルーを走ってほしいと思っているんです。地元の方は山の中を走っていただいて結構なんですけれども、ぜひ外から来た方には、唐房から出ていったときに海がばあっと広がる、あれを実感して、すごいなと。その先に七ツ釜もあるわけだし、湊もあるわけなんだけれども、そういったところをハード、ソフト両面から磨き上げましょうということで、プロジェクトチーム、ルート・グランブルーを今月の九日に立ち上げました。チーム長は平尾副知事が務めるそうです。なので、かなり期待できると思っています。

実はこのルート・グランブルーについては、県もこうやって頑張るわけですけれども、地元の皆さんも気合が入っていると聞いております。そして、唐津市も様々な取組が進められておりますので、そういったみんなでそれぞれが「えいやえいや」とやっていくことが大事かなというふうに思います。

このルート・グランブルーを面的にみんなでつなぎましょう。新しい価値を生み出して、多くの人が訪れるエリアとして磨き上げていくことが大切であります。我々佐賀県も頑張りますので、今後の展開にぜひ期待していただきたいし、地元の皆さんにも一緒に御尽力いただきたいと考えているわけでございます。

◉前田政策部長　登壇＝私には、ルート・グランブルーの今後の展望について、このエリアを盛り上げる具体的な手段ということでお尋ねがございました。

ルート・グランブルーの地元の唐津市では、このエリアを盛り上げようということで様々な取組が進んでおります。幾つか例を挙げますと、夜の呼子をＰＲするため、呼子朝市通り周辺で呼子ナイトマルシェが開催をされております。それから、波戸岬の海中展望塔もリニューアルオープンいたしました。それから、ルート・グランブルーを紹介するポスターや周辺の観光スポットを紹介するＰＲ動画なども制作されております。そして、今年度も七ツ釜にジャック・マイヨールを紹介する観光

案内板が設置される予定と聞いております。また、民間事業者におかれましても、呼子エリアでクラフトビール醸造所や複数の飲食店がオープンするなど、各地域で新たな動きが生まれてきているようでございます。

一方、ルート・グランブルーのすばらしさがまだまだ広く認知されていないと思います。そうしたことも踏まえまして、庁内の関係部局から成りますプロジェクトチームを立ち上げたところでございます。さらなる価値の磨き上げに取り組むこととしております。

ルート・グランブルーを観光ルートとして認知してもらい、今後さらに人や車の流れを呼び込む仕掛けづくりとして、ハード、ソフト両面からの取組を予定しております。

ハード対策としましては、呼子方面への行き帰りでルート・グランブルーへ誘導できるよう、道路標識板の更新やオリジナルサインの設置等を行うこととしておりまして、観光客が増加する夏休み期間前、来月中旬には完了させたいと考えております。

また、ソフト対策としては、今年度はグランブルー・ツーリズムを推進することとしております。唐津市や玄海町、県観光連盟、それから地元観光協会などと連携しまして、ルート・グランブルーの認知度を上げるための統一感のある情報発信を行うこととしております。

ちょっと具体的に申し上げますと、福岡県と長崎県にお住まいの方をメインターゲットとしまして、ルート・グランブルー周辺の唐津・玄海エリアで楽しめる体験を紹介するプロモーション動画の作成でありますとか、インフルエンサーを活用したＳＮＳでの情報発信など、夏から秋にかけてプロモーションを行うことで、ドライブルートとしての認知を広げていくこととしております。

また、先ほど知事の答弁にありましたが、全国のお城ファンや歴史ファンに人気が高い「出張！お城ＥＸＰＯ」を誘致することができましたので、今年十一月に第五回名護屋城大茶会とコラボする形で開催する予定です。メイン会場となる名護屋城への来場者の周遊を図るため、唐津城をサテライト会場としたりとか、あるいは呼子ナイトマルシェや唐津窯元ツーリズムも同日開催される予定です。

田中議員からパネルを使って、エリア内の祭りやイベント、施設などを御紹介いただきましたが、ほかにも魅力にあふれた地域資源がたくさんあると思います。ルート・グランブルーを含めて、広域的にこうした地域資源を結びまして、周遊を促す新たなツーリズムの創造に向けたチャレンジを進めていきたいと考えています。

今後とも、ルート沿いにある美しい海の景色や島、様々な文化、グルメなどを生かした新たな観光コンテンツが生まれ、多彩な輝きを放つルート・グランブルーが旅の目的地となりますよう、唐津市や玄海町、地域の方々と一緒になって、このエリアの魅力をさらに高めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、介護人材の確保、スキルアップについて二点お答えいたします。

まず、人材の確保における課題についてでございます。

少子・高齢化が進む中、佐賀県における七十五歳以上の人口は、二〇三五年、令和十七年、この頃まで増加すると見込まれておりまして、介護を必要とする高齢者も増えていくものと思っています。将来に向けて介護人材を確保していくことは重要な課題と認識をしております。

介護人材がなかなか確保できない要因でございますが、一つには賃金があると思っています。介護職員の賃金は、ほかの産業と比べて水準が低く、他産業に人材が流出しているということがございます。また、隣県の福岡県と比較しても、水準が低くて流出しておって、人材の確保に苦慮されているということでございます。

こういったことから、介護職員の賃金に関して、賃金の水準を上げることと地域間格差を撤廃することについて、今年の五月に国への政策提案を行ったところでございます。

それから、もう一つ要因として考えられますのが、職場の環境だと思うんですね。身体介護、職員の体への負担が大きくて、また、職場に事務のＩＣＴ化も進んでいないという状況もございます。事務負担も大きいというふうに伺っております。

そこで、県では、介護現場の業務負担を軽減するために、介護事業者に対して、例えば、抱え上げロボットですとか、見守り機器ですとか、あとタブレット端末とか、こういった先進機器の導入の働きかけと経費の補助を行っているところでございます。

また、今年度は、業務改善に関する相談対応や研修会、それから、先進機器の展示などを行います介護生産性向上総合相談センター、仮称でございますが、これを設置いたしまして、事業者の働きやすい職場環境づくりを支援することとしております。

就職の際というか、職を選ぶときに介護職はきつくて大変だという、そういう先入観が多々あるんではないかというふうにも思っておりますので、ここをどう払拭していけるのか、これも課題であるというふうに思っています。

続きまして、介護人材の確保、スキルアップに向けた取組についてでございます。

介護現場を将来に向けて持続可能なものとしていくためには、介護現場で働きたいと思う人たちを増やしていくことが大切だと思っています。

県では、子供たちに介護の仕事を身近に感じ、関心、興味を持ってもらえるように、小中学生向けの職場体験イベント、中学生向けの福祉系高校、介護事業者の見学ツアー、高校生向けの現役介護職員との交流会、ウェブサイトでの介護の魅力の情報発信などに取り組んでいるところでございます。

就職するときには、親の気持ちも非常に大きいということもありますので、親子で一緒になって「介護っていいね」と感じてもらえるように、昨年度から見学ツアーを始めました、親子の見学ツアーですね。また、職場体験イベントにおいては、今年度、保護者向けセミナーもやることとしております。

それから、スキルアップでございますが、利用者の多様なニーズに応じたケアが行えるようにするためには、介護職員のスキルアップが大切だと考えています。県では、介護職員に対しまして、認知症の方への対応力向上のための研修ですとか、たんの吸引などが行えるようになるための研修、それから、利用者を抱え上げず行うケア、抱え上げない介護の手法を学ぶ研修、こういった研修を行っているところでございます。また、介護現場での業務改善活動をマネジメントするスキル、これも求められていると思います。

そこで、先ほど申し上げました介護生産性向上総合相談センターにお

きまして、マネジメントスキルを学ぶ研修会の開催も予定しているところでございます。

私は、この介護という仕事は、人と人が触れ合う、尊い、やりがいのある仕事であると思っています。佐賀で生まれ育ち、佐賀で学んだ子供たちに、ぜひ佐賀で介護の道を志してもらいたいと思っています。これからも介護の仕事を選んでもらえるよう、また、介護現場で働く方々が誇りやりがいを持って働き続けられるよう、現場の声を聞きながら、課題を踏まえた対応、スキルアップの支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、魅力ある学校づくりについてお答えをいたします。

初めに、唐津青翔高校における取組についてでございます。

令和六年度から唐津青翔高校の魅力や強みを磨き上げ、県内外からの入学を促進するため、「唐津青翔高校ＴＳＵＮＡＧＡＲＵプロジェクト」に取り組んでいます。

このプロジェクトでは、未来につながる、世界につながる、地域につながる、この三つをコンセプトに特色ある教育を実現し、県内外から生徒が集い、学び合うことで、佐賀・玄海の地から新しい価値をつくり出す実践的人材の育成を目指そうということに取り組んでおります。

具体的には、デジタル技術を通じた未来につながる、ここにしかない新しい学びとして、令和八年度に「ｅスポーツ学科」を新設いたします。また、学科の新設にあわせて、現在の総合学科の系列を改編し、最先端の技術や地域資源などを活用した、より実践的、体験的な学びを提供してまいります。

玄海町では、地元の唐津青翔高校の魅力化、さらには、地域の活性化を促進するため、町や高校、民間団体で構成するコンソーシアムが設立されました。

今後、三者の連携により、議員からも御紹介のありましたローカル５Ｇの利活用を進めながら、唐津青翔高校の生徒と共に、例えば、地元玄海みらい学園と連携した海洋教育などの共同学習ですとか、社会福祉協議会と連携した高齢者との交流機会の創出といった協働活動をさらに推進していくというふうに聞いております。

こうした動きと連動しまして、今年五月、県教育委員会と玄海町との間で相互に連携して取組を進めていくための協定を締結いたしました。玄海町からはこのほかにも、唐津青翔高校の全国生徒募集に当たり、情報発信や県外からの留学生への生活支援など、様々御支援をいただいております。

今後、唐津青翔高校では、今年度は新しい学びを実現するための校舎のリノベーション、来年度は県外からの生徒受け入れや地域の皆さんとの交流を深めるための交流拠点を整備し、高校のさらなる魅力化を進めてまいります。

今後も一層、玄海町と連携し、これからの時代を切り開くための生徒たちの新しい学びや実践的チャレンジを共に支えながら、高校、そして、町の活性化を図っていきたいと考えています。

次に、市町と連携した学校づくりについてでございます。

議員からもお話がありましたとおり、魅力ある学校づくりを行うには、地元市町との連携が不可欠と考えています。

これまで県立高校では、市町や地域の皆さんと連携しながら、その学

校ならではの特色ある学びを実践し、魅力ある学校づくりを進めてまいりました。

幾つか御紹介しますと、例えば、唐津西高校など、唐津市内の複数の高校では、地元のＮＰＯ法人と連携して、イベントの企画運営やボランティア活動などを行っています。

鹿島高校では、幅広い分野で活躍する卒業生が大勢駆けつけるキャリア塾ですとか、白石高校では、歴史、文化の継承活動、また、牛津高校では、起業家教育と連動した商品開発、伊万里実業高校では、「学びのｋｉｄｓレストラン」など、地元の市町、地域団体との応援を受けた活動というのはほかにもたくさんありまして、紹介し切れないほどです。

生徒たちは、こうした地域との協働を通して、高校生活では体験できないことや考えに触れることができたですとか、積極的に人と接するようになったといった声があります。

また、地元の地域の皆さんからは、高校生とのコラボレーションは確実に地域の元気につながっている、一緒に明るい町をつくるため、これからも地域と積極的に関係を築いていってほしいといった声をいただいています。

また、玄海町のように、魅力ある学校づくりに対して市町から積極的に応援をいただいている事例も多くて、例えば、伊万里市では、今年度から市内三つの高校を対象に、地元企業などと連携したキャリア教育や高校生のフィールドワークに対する支援を行っていただいています。

また、有田町では、有田工業高校で学ぶ県外からの留学生に対する生活支援や、地域の方と留学生の交流の場づくりなど、もう本当に地域の方々に温かく迎えていただいております。こちらも全部は申し上げられないほどでございます。

高校は、やっぱり子供たちにとっては自ら希望する学びや進路を実現する場所でありまして、地域にとっては、町のにぎわい、人々の暮らしに彩り、活力をもたらす、なくてはならない大切な存在であると思います。

また、学校が地域に応援していただけることで、子供たちには地域に対する愛着や誇り、そして、自信を持って自分らしく伸びていくことができると思います。

田中議員から先ほど、佐賀に住みたい、一度出たけれども戻ってきたいと思ってもらいたいとお話ございました。そういう思いを持って育っていけるというふうに思います。

これからも、地域が光り、子供たちが生き生きと学び続けていけるように、今後も市町と連携し、協力をいただきながら魅力ある学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉猪村利恵子君（拍手）**登壇**＝皆様こんにちは。自由民主党、猪村利恵子でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

最初の質問は、女性相談支援でございます。

来週、六月二十三日から二十九日は、男女共同参画週間でもございます。県民の皆様、そして、議場に御参集の皆様と共に、さらに学びが広がることも願いつつ、質問に入らせていただきます。

女性相談支援についてでございます。

つい先日のことですが、県外に住む十代の女性の支援に関わることが

ございました。彼女は、学校で孤立し、居場所がなく、家庭でも悩みを打ち明けられる環境にはなく、また、どこに相談すればよいのかも分からないままに、わらにもすがる思いで、縁もゆかりもない佐賀へ来ていた女性でした。彼女が暮らす町で相談できるところや窓口などを容易に知ることができていれば、また、教えてくださる方がいらっしゃればと、やるせない気持ちになりました。

また、私自身の経験でありますが、少し前、ある会合に参加した際、他市の男性議員からセクハラと取れる心ない発言を受け、困惑するやら、不快極まりないやらというか、驚き、本当にびっくりした思いがございました。後日その発言について申し入れをいたしましたところ、言った言わないの水かけ論となりまして、さらに驚き、そして、不快な思いをするとともに、言いようのないもやもやを抱えることとなりました。特に女性は様々なハラスメントや被害を受けやすく、多くの女性が生きづらさを抱えながら生活しているようにも感じています。

私はこれまで二十年来、男女共同参画社会づくりへの活動にも関わらせていただいてまいりました。

県では、アバンセの女性相談窓口で話を聞いてもらえることも存じ上げておりますし、話を聞いてくださるよき先輩方もたくさんいてくださいますが、私のように、抗議などの行動に移す女性ばかりではございません。誰にもどこにも相談できず、もやもや、鬱々した気持ちを抱えながら悩み苦しむ女性、特に、先ほど申し上げた彼女のように、十代の女性が途方に暮れ、希望もなくさまようときの心情を思うと、胸がさいなまれる思いでいっぱいになりますし、そういった女性、少女たちがまだまだ多くいらっしゃるのではないかと考えます。

現代社会はデジタル化し、スマホなどから様々な情報を得ることができる便利な時代になりましたが、逆に、何となくゆとりのないような時代を歩む中、繰り返しになりますが、女性は様々な場面で、世代で生きづらさに直面している気がしてなりません。

そこで、佐賀県においては、電話相談などに加え、足を運びやすい町なかでの相談を受ける「女性のためのほっとカフェ事業」に取り組んでいらっしゃると聞き及んでおります。女性たちが気軽に集い、話を聞いてもらえるなど、人のぬくもりが感じられる大変よい取組であり、そのような相談の場は全県的に実施してほしいと考えるところでございます。

問題や困難を抱える女性が少しでも相談できる場が県内の隅々に増えることで、女性がそれぞれの不安や悩みを吐き出したり、解消しやすくなれば、女性たちの生きづらさも徐々に減り、さらに生き生きと暮らせる社会になると考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一点目は、県内の女性相談支援の取組についてでございます。

県内の女性相談支援の取組はどのようなものかお尋ねいたします。

二点目に、「女性のためのほっとカフェ事業」についてです。

県が実施する「女性のためのほっとカフェ事業」は、女性に寄り添った地域アウトリーチ型のすばらしい取組であると思いますが、例えばなんですが、駅などの立ち寄りやすい場所でございますが、通勤通学の帰りやお買い物の途中、また、さきにお話しした県外から悩みを抱えてこられた女性のような方にも目にとまりやすい、しかも気軽にふらっと立ち寄れるような場所の常設化など、事業を拡充してはと考えますが、い

かがでしょうか、宮原文子男女参画・こども局長にお尋ねをいたします。

次に、二番目の質問でございます。これからの佐賀県農業の振興についてでございます。

昨年改正された食料・農業・農村基本法にあるよう、農業は国民一人一人に食料を安定的に供給するといった基本的な役割を担うとともに、美しい自然環境の保全や地域に根差した伝統的な暮らしの継承、水資源の確保への寄与、さらには災害への備えや国土の安定的な維持にも貢献しながら、地域経済の活力を高めるという多面的な価値を併せ持つ極めて重要な基幹産業でございます。

一方、農業を取り巻く情勢は、担い手の高齢化や労働人口の減少による雇用の不安定化、ハウスなどの初期投資の増大、肥料、農薬や燃料などの生産資材価格の高止まりなど厳しさを増しています。

こうした中、直近では米の需給バランスが崩れ、米不足や価格の高騰が社会的な関心事となっています。私は今回の米不足の報道を見聞きするたびに、都市圏の消費者にも、一生懸命農産物を生産している佐賀県をはじめとした生産者のことに思いを寄せてほしいと考えており、また、消費者の皆様にもしっかりと農産物を届けながら、佐賀県農業を持続可能な産業として成長させていけるよう、これまで以上に女性や若者を取り込んで、収入も上がり、モチベーションも上がる農業を確立していく必要があると考えます。

このところの米不足や物価の高騰については、県民の皆様におかれましても大変な御苦労をされていると存じますが、生産者がなくては食料を安定的に供給することはできませんし、食の安全保障もへったくれもないわけです。

米ばかりではありません。麦や大豆、畜産、園芸、果樹全てにおいて、生産者がいてこそ、県民、国民の胃袋を支え、命を支え、何より国防の支え手の第一人者が農家、農民でございます。

そこで、次の点をお伺いいたします。

一点目、農業の振興についてでございます。

佐賀県では、令和元年から水田農業を大切にしつつも、高い収益性が期待される園芸農業に軸足を移していくといった「さが園芸８８８運動」を展開しておられます。現在の米不足を受け、今後どのように農業を振興していくのか。また、佐賀県農業を持続可能な産業として成長させ、食料安全保障にしっかりと貢献していけるよう、これまで以上に若者や女性などの担い手を取り込み、物価高騰に対応した低コスト化を図り、将来を見据えたデジタル化も含め、試験研究を図り、佐賀県農業を前へ前へと推進する必要があると考えますが、これからどのように取り組んでいかれるのかをお伺いいたします。

二点目でございます。農地等の再整備についてでございます。

私の地元では、圃場整備の完了から五十年以上が経過し、老朽化した農業用水利施設等の維持管理や、点在する圃場を行き来した農作業など、農家は大変な苦労をされながら水田農業に取り組まれていらっしゃいます。私の家もあちこちにまだまだ点在している農地がございます。

今後、農業従事者の減少が進む中、高齢者も含め女性や若者、そして誰もが効率的に農業が行えるよう、スマート農業、デジタル農業にも対応できる農地の大区画化など、これからの農業構造の変化に合わせた農地等の抜本的な再整備が必要だと考えますが、県はどのように取り組んでいくおつもりなのか、島内利昭農林水産部長にお伺いいたします。

三点目でございます。全国都市緑化フェアについてでございます。

一昨日、桃崎議員が質問されましたが、私も同じような思いでもございます。

今回、初めて全国都市緑化フェアを視察させていただきました。岐阜県で開催されている都市緑化フェアで、視察場所はメイン会場の「ぎふワールド・ローズガーデン」でございました。大変見事なローズガーデンでございました。岐阜フェアは、これまで整備してきた都市公園のお披露目として、幅広い年代の方に喜んでいただけるようなすばらしいイベントでございました。

私は、佐賀県で都市緑化フェアを開催するのであれば、ぜひ県民参加型のフェアにしてほしいとも思っております。「ＳＡＧＡ２０２４」では、武雄市におきましては、来県される方々を花でおもてなししたいと、地域の方々が参加した花づくりの取組を行っていただきました。市町にあっては、市の花、町の花がございます。そういった花を地域の方々が参加して植えるような取組があってもよいのではないかと思うところでもございます。

また、本県のフェアは、ぜひ県全域で展開するものにしてほしいと思っております。現在、主な会場は佐賀城公園、森林公園、吉野ヶ里歴史公園とされておりますが、この県立三公園は県の中東部に位置しており、県西部にも整備すべきだと思っております。県内市町には多くのすばらしい都市公園があるので、ぜひ県全域で様々な企画を展開し、県全域で盛り上げるフェアとしてほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

一つ目、レガシーについてでございます。

都市緑化フェアは一過性のイベントにはせず、その後につなげていくものとしていくのがとても大事だと、大切だと私も思っております。「ＳＡＧＡ２０２４」では、大会が跳躍点となって新たなＳＳＰ構想のステージへつながるものとなっているし、熊本市では、都市緑化フェアの開催後、毎年、「くまもと花博」というイベントが開催され、レガシーとなっています。

例えば、県立公園で一年中、四季折々の花が楽しめるような一角を整備することや、県内事業者と連携した取組がフェア後も続くことなどのレガシーを残すことが大切だと私は考えます。

都市緑化フェアではどのようなレガシーを残していきたいと考えておられますでしょうか。

二点目、先ほど来、質問もあり、そして知事も答弁をされていらっしゃいましたけれども、「山の博覧会（仮称）」との同時開催についてでございます。

先ほど知事からも時期などについて御答弁がございました。私のほうからも少しばかり質問をさせていただきます。

今回、佐賀で開催する都市緑化フェアは「山の博覧会（仮称）」と同時開催となっているようでございます。「山の博覧会（仮称）」と連携して、両イベントが共通理念の下、佐賀らしさを出すことは大変よいことだと思っております。

しかしながら、都市緑化フェアは、昭和五十八年以降、全国各地で毎年のように開催されており、皇室の御臨席を仰ぐ全国都市緑化祭が四十年以上続く皇室の伝統行事となっております。

私は、都市緑化フェアは都市緑化フェアとしてしっかりと取り組んで

いった上で、「山の博覧会」との連携といった佐賀らしさを出してもらいたいと考えております。

そこで、「山の博覧会」と同時開催となりますが、緑化フェアにどのように取り組んでいくのか、質問が重複して非常に申し訳ございませんが、お答え願います。

それと、三点目でございます。開催時期についてでございます。

これは先ほど知事から開催時期について御答弁がございましたけれども、基本構想によりますと、フェアの開催は令和十年春ということでございます。その前年、令和九年に横浜市で開催される二〇二七年国際園芸博覧会の期間は令和九年三月から九月までとなっており、佐賀県でのフェアを令和十年春とすると、前年の国際園芸博覧会が終わって半年足らずで佐賀県が開催されるということで、準備など、そういった面で大丈夫なのか。

そして、「ぎふワールド・ローズガーデン」、岐阜のメイン会場でもございましたけれども、大規模に整備されたすばらしい公園でありました。そういった同じような公園の整備というのをしてくださいというわけではございませんが、そこを見た雰囲気、お話を各地でお聞きしてきたわけでございますが、令和十年春の開催は大丈夫かなというふうに私は感じたところでもございます。

そういったところで、都市緑化フェアの準備を充実させるためにも、令和十年の春の開催は本当に大丈夫なのか。年度末、また、令和十一年春に開催するということも考えられないか。そういった時期のことについてどのようにお考えになっているのか、再度、永松義敬県土整備部長にお尋ねをいたします。

それでは四点目、水道事業についてでございます。

先日、地元武雄市で開催された武雄市管工事協同組合の総会に出席させていただきました。参加されていた皆様や市議会議員からは、佐賀西部広域水道企業団における今年度の管工事の工事量が減少しており、組合員の中には事業から撤退する事業者もいるとお聞きいたしました。地元の水道事業者の工事量の減少は死活問題であり、私は管工事事業者のなりわいが持続可能になるよう県の支援は必須だと思っております。

また、管工事費の積算において、共通仮設費や現場管理費などの対象額は、国土交通省の下水道歩掛かりでは管材費の全額、一〇〇％が対象になっているのに対し、厚生労働省の水道歩掛かりでは管材費の二分の一しか対象になっておらず、省庁によって積算基準が不公平となっております。

このため、管工事組合は公共工事における積算基準の取り扱いが同じようになるよう国に要望を行ってきたところでもございます。しかし、令和六年度から、厚生労働省から国土交通省に業務が移管されてもなおこの解消には至っていないのが現状でございます。

つきましては、次の点についてお伺いいたします。

一点目、国の補助事業の予算確保についてでございます。

国の令和七年度当初予算における佐賀西部広域水道企業団の防災・安全交付金事業などの内示額が、要望額の七〇％減という大幅な減少となったことであります。このことは、前年度の補正予算の繰越手続の取り扱いが、厚生労働省と国土交通省で異なっていることに起因するものと考えます。

水道事業者にとっては、補正予算の経験が少ない事業者の構成団体で

ある市町の了解に時間がかかる、繰越予算はできるだけ避けたいといった理由により、補正予算との対応が分かれたようでございますが、県として、国の補助事業の予算確保に関して、水道事業者及び政府に対し、これまでどのような対応を行ってきたのか。また、今後、水道事業者及び政府に対し、どのような取組を行っていくのかお尋ねをいたします。

二点目、水道施設整備費の積算基準についてであります。

管工事組合が改善を求めている水道工事の積算基準の見直しについて、県としてどのように対応していかれるのかお尋ねをいたします。

三点目、今後の水道行政についてであります。

以上のような観点を踏まえ、県として今後の水道行政にどのように取り組んでいかれるのか、この三点を種村昌也健康福祉部長にお尋ねをいたします。

最後の質問になります。毎回、知事と相まみえる九州新幹線西九州ルートでございます。今回少し刀を磨いてまいりました。よろしくお願い申し上げます。

九州新幹線西九州ルートの武雄温泉―長崎間は令和四年九月に開業して三年目となり、ＪＲ九州によると、二〇二四年度の収益は約五十二億円と前年度を四億円上回った、利用者は順調に増えており、嬉野市では新しいホテルや旅館が何軒も建てられているほか、前回も申し上げましたが、私の地元である武雄市でも駅の南口にホテルの建設が進められており、多くの予約の問い合わせもあっているとお聞きしております。一日も早いオープンを多くの方がお待ちになっているところでもございます。

また、インバウンドの伸びもあり、たくさんの方に訪れていただいており、毎回申し上げておりますが、お土産のお菓子や陶芸品の売り上げも伸びるなど、今後もビジネスや観光で一層の盛り上がりが期待されており、新幹線を求める機運がより一層高まっております。

地元商工・観光団体からも、地元の発展はもとより、佐賀県、そして九州全体の発展、活性化のために、早期全線開通を望む声は変わらず大きく、全国の友人や北陸にも同士議員がおりますが、なぜつなげないのか不思議だねといった素朴な疑問もいただいています。

私はこれまでも申し上げてまいりました。このような状況になったのはフリーゲージトレインを断念した国の責任であることは十分理解しており、整備新幹線のスキームを変更してでも国が責任を負うべき、議会も何とか一丸となって国に申し入れをするべきだと、これまでずっと申し上げてまいりました。

しかしながら、県においては、新鳥栖―武雄温泉間の在り方について、昨年五月に長崎県とＪＲ九州との地元三者トップによる意見交換が開催されて一年以上が経過しているにもかかわらず、二回目の意見交換が開催されておりません。また、昨年八月に鉄道局と「幅広い協議」が非公開で開催されておりますが、議論は停滞し、先行きが見通せない状況であります。

知事は、県は打開する立場ではないが、協議には応じていく、質の高い議論を続けたいとおっしゃっていますが、遅々として進んでおらず、このままでは新幹線は要らないとフル規格を拒んでいると捉えられかねないし、消極的な県の姿勢に疑問を感じる県民も多くいらっしゃると思います。

県内には様々な御意見があると思いますが、フル規格を望む声もたく

さんあり、知事にはこうした県民の声にぜひ応えていただきたいし、もっと積極的な姿勢で西九州ルートの問題解決に取り組んでいくべきだと私は思うのです。

そこで、以上のことを踏まえ、次の点についてお伺いいたします。

一点目、県民の意識についてでございます。

昨年十二月に報じられた佐賀新聞の県民世論調査結果によりますと、新鳥栖―武雄温泉間の整備方式について、「フル規格で整備すべき」が前年より増え三五％、「フル規格で整備せず在来線を活用すべき」が前年より減り三五・五％と意見が拮抗しています。また、県の姿勢を「評価しない」が前年より増え二四・二％、「評価する」が前年より減り四五・二％となっています。

知事は、この県民世論調査の結果を受け止めておられるのか。また、西九州ルートについて、県民が正しく理解を深めていくためにどう取り組んでいかれるのかお尋ねをいたします。

二点目に、国との「幅広い協議」及び三者意見交換についてお尋ねをいたします。

知事は、国土交通省との「幅広い協議」や、長崎県とＪＲ九州との地元三者トップによる意見交換の題材として、北陸新幹線を検証するのも意義があると言われています。そうであるならば、積極的に開催を呼びかけ、新鳥栖―武雄温泉間の問題解決を図るべきだと思いますが、知事の認識をお伺いいたします。

三点目、佐賀のまちづくりについてお尋ねをいたします。

私は、新鳥栖―武雄温泉間は、佐賀駅を通るフル規格がベストだと思い、選挙のときからこれまで一貫して考えを変えておりません。知事は、先人たちが築き上げてきた営みを生かした佐賀というまちづくりをベースに置くべきであり、佐賀駅を通るフル規格はこうした様々な環境を壊すリスクがあると、前回の二月議会、木原議員の答弁でおっしゃっています。

二年前の五月にアリーナがオープンし、さらに県立大学も予定されるなど、佐賀駅周辺はまだまだ多くの伸び代があると思う、私もその一人でございます。スポーツ、音楽、文化、教育といった様々な分野で人流の拠点となり得る場所であり、新幹線整備はまちづくりの起爆剤になると考えます。その可能性は十分あるのではないかと私は思っております。知事が考えるまちづくりとは具体的にどういうものなのかお尋ねをいたします。

最後に、中野国土交通大臣との面会についてでございます。

先月、中野国土交通大臣と初めて面談され、西九州ルートについて「答えが出ないことではない」と応じたと報道がございました。問題解決の道筋が見えてきたのでしょうか、発言の意図はどのようなものなのか、以上四点を山口祥義知事にお尋ねして、一回目の質問を終わらせていただきます。（拍手）

◉山口知事　登壇＝猪村利恵子議員の御質問にお答えします。

九州新幹線西九州ルートにつきまして、アンケートについて、私の所見をお答えいたします。

アンケートにつきましては、これまでも申し上げてまいりましたけれども、経緯、負担、在来線の利便性といった前提を置かずにフル規格について尋ねられれば、あったらいいねと思うのは自然なことと思います。新鳥栖―武雄温泉間は、国がフリーゲージトレインを断念して今に至っ

た経緯があります。フル規格で整備する場合、佐賀県の建設費負担はプラス千四百億円を超えて、長崎県の二・五倍以上の負担を佐賀県が負うことになるわけです。在来線の利便性低下も生じます。

長崎から武雄温泉の新幹線開業により、鹿島、太良を通る動脈だった長崎本線は特急が本数五分の一に、各駅停車も大幅なダイヤ変更や乗り換えで利便性が著しく低下したことも記憶に新しいところです。こうしたことを知った上であれば、このような結果にならないと私は思った次第であります。

県民に理解を深めることにつきましては、状況に応じて工夫してまいりたいと考えます。

国との「幅広い協議」、そして、三者意見交換についてお答えします。

鉄道局との「幅広い協議」につきましては、先月、中野国土交通大臣とお会いさせていただいて、引き続き協議を進めることをお互いに確認させていただきました。

地元三者の意見交換については、様々な課題が顕在化しております北陸新幹線を切り口に議論するのは有意義ではないかと、長崎県、そしてＪＲ九州に投げかけております。この詳細につきましては、地域交流部長から補足させます。

佐賀のまちづくりについてお尋ねがございました。私は、その地域に暮らす人々の営み、息遣いが伝わり、それを生かしていくことで個性ある町がつくられていくと考えております。新幹線はあくまでも手段の一つです。まちづくりに必須なものではないし、これが目的になってはいけません。

佐賀駅周辺では、先人の皆さんたちが築いてきた歴史や伝統が感じられる佐賀という町に、ＳＡＧＡアリーナができて、新しい風景が日常になりつつあり、さらに変化しようとしています。県立大学ができれば、さらに新たな交流も生まれてくると思います。それぞれの営みが混ざり合って、深みのある佐賀らしいまちづくりにつながるものと私は認識しています。

続きまして、中野国土交通大臣との面会における発言の意図についてお答えします。

私は、議論をしていけば、新たな合意が見えてくることもあろうかと思い、大臣に申し上げた次第であります。

◉寺田地域交流部長　**登壇**＝私からは、鉄道局との「幅広い協議」及び地元三者意見交換の状況につきまして、知事の答弁を補足させていただきます。

鉄道局との「幅広い協議」につきましては、令和二年当時、赤羽国土交通大臣から、国土交通省として、佐賀県の意向を踏まえながら幅広く協議を行うので応じてほしいと求めがあり、開始したものでございます。

協議では、フル規格での整備には、ルート、在来線、財政負担、地域振興といった様々な課題について丁寧にお伝えしてきました。八回目となる昨年八月の協議は、県議からの提案を受けて佐賀県から呼びかけまして、初めてクローズドで開催しました。しかしながら、鉄道局から新たな提案はございませんでした。佐賀県はいつでも門戸を開いているところでございます。

地元三者意見交換につきましては、長崎県やＪＲ九州が従来の在来線合意と異なるフル規格での整備を求めているので、原点に立ち戻り、地元で合意形成が図られるべきとの考えから、佐賀県からの呼びかけで昨

年五月に開催いたしました。新たな合意をつくっていくことが難しい課題だということは共有いたしました。また、今後も続けていくことで、三者の意見は一致いたしております。

知事から答弁がありましたとおり、次の開催につきましては、佐賀県から、北陸新幹線を議論の切り口にするのは有意義ではないかと、長崎県やＪＲ九州に提案しているところでございます。

このように、本来、佐賀県は打開する立場にはないわけでございますが、佐賀県から長崎県やＪＲ九州に呼びかけを行っており、真摯に取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、水道事業について三点お答えをいたします。

まず、国の補助事業の予算確保についてですが、水道事業者、それから政府に対する取組でございます。

人口減少や一人当たりの水道使用量の減少による水道料金収入の減少、昨今の物価高騰に伴う工事費の増大により、市町や広域水道企業団などの水道事業者は財源確保に苦労されておられます。そういう意味で国庫補助金は重要な財源だと思っています。

水道事業者が国庫補助を獲得する流れでございますが、水道事業者が県を経由して国に申請することになります。県では、水道事業者の事業計画を把握し、水道事業者が予算を編成する際には、事業計画に合致する補助メニューを県でピックアップして、それぞれの水道事業者に個別に紹介したりしております。

特に令和六年度の国の補正予算におきましては、補助要件が緩和されましたため、新たに交付対象になった水道事業者には個別に情報提供を行うなど、国庫補助の獲得に向けて助言を行ってまいりました。しかしながら、水道事業者の中には、国の補助制度の対象になるんだけれども、活用できていない事例もございました。

今後も引き続き、他の水道事業者の補助金活用事例を紹介するなど、さらなる国庫補助予算の活用に向けて情報提供、それから丁寧な説明をしてまいります。

それから、国への対応でございますが、現在の水道工事に係る国庫補助金は、水道料金が全国平均以上であることが交付要件になっていること、補助率が他のインフラ工事と比べ低いことから、この交付要件を緩和して、水道料金が全国平均以下の水道事業者も国庫補助を活用できるようにすること、補助率を引き上げて水道事業者の負担を軽減することなどの政策提案を行ってきたところでございます。

引き続き、交付要件の緩和や補助率の引き上げ等について国に求めてまいります。

続きまして、水道施設整備費の積算基準についてでございます。

水道行政は、令和五年度までは厚生労働省の所管でございましたが、令和六年度から水質に関することは環境省に、施設整備等に関することは国土交通省に移管をされました。議員御指摘のとおり、水道工事と下水道工事の所管が国土交通省に一本化されたわけですが、積算基準が異なったままになってございます。国土交通省では、今年度、水道工事に係る費用の実態調査を行って改定を検討すると聞いております。

県といたしましては、国に対して水道工事の実態を把握し、積算基準が適正なものとなるよう見直しについて提案をしていきたいと思いま

す。

それから、今後の水道行政についてでございます。

水道は、社会経済活動に欠くことのできない重要なインフラでございます。水道事業者や水道管の工事を請け負われる水道関連事業者の方々には、地域に不可欠なライフラインを維持管理する重要な役割の担い手であると思っております。

水道関連業界全体が安定的に事業に取り組むことができるよう、そして県民のライフラインが確保されるよう、水道事業者に対する補助金の獲得支援や、国への政策提案などに引き続き取り組んでまいります。

私からは以上です。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、佐賀県農業の振興のうち二点お答えいたします。

一点目、農業の振興についてお答えいたします。

現在、県では「磨き、稼ぎ、未来へつながるさが農業・農村の実現」を目指し、各種施策を展開し、農業の振興に向け、市町やＪＡなどと一体になって取り組んでおります。

先人たちが築き上げてきた米、麦、大豆を中心に、食料安全保障にも大きく貢献している水田農業を大切にしながら、佐賀農業という誇るべき財産を未来へつなげていくため、園芸など稼ぐ農業を実現する担い手の育成にも力を注いでおります。

今回の米不足により、安価で推移していた米価が上昇し、米農家の方からは、これまでの厳しさからすると、経営的に一息つけたとの声も伺っております。

安定した所得を確保できる農業の実現が何よりも重要で、そのことが次の世代につながる好循環を生み、佐賀県農業の持続的な発展をもたらします。

引き続き、整備の進んだ水田や共同乾燥施設を活用し、集落営農組織や大規模農家の経営力の強化にも取り組みながら、佐賀県農業が未来へつながるよう支援してまいります。

それぞれの課題に対する具体的な取組についてお答えいたします。

まず、担い手の確保、育成では、技術習得から就農までの一貫した就農支援システムの取組の拡大、特に女性農業者への支援として、経営のスキルアップを図るセミナーですとか大型トラクター等の運転技術研修の開催などによりまして、地域内外からの若者の確保と女性農業者の経営参画を推進してまいりました。

また、生産資材の価格高騰への対応として、化学肥料の使用量低減につながる堆肥の利用促進に向け、堆肥コンクールの開催や散布機械の導入支援、そういったものに加えまして、省力・低コスト化を進めるため、ドローンを利用した肥料、農薬のピンポイント散布や高精度の自動操舵田植え機など、飛躍的な生産性の向上が期待されるスマート農業の導入支援などに引き続き取り組んでまいります。

さらに、佐賀県農業の推進力となる新しい品種や新しい技術を開発する試験研究では、水稲新品種「ひなたまる」に代表される温暖化に対応した品種開発や栽培技術の確立、育苗や田植えなどの作業が不要で大幅に省力化につながる米の乾田直まき栽培の実証、こういったものに取り組んでまいります。佐賀県農業の将来を見据えた取組もしっかり進めてまいります。

次に二点目、農地等の再整備についてお答えします。

本県では、昭和四十年代から農業生産性の向上を目指し、圃場整備事業等により農地や農業水利施設などの整備を進めてまいりました。

これらの整備と農業者のたゆまぬ努力もあり、米、麦、大豆、タマネギなどを組み合わせた生産性の高い農業が展開され、耕地利用率は三十八年連続日本一と本県農業に大きく寄与してまいりました。

しかしながら、最初の整備から相当の年数が経過している中、農業水利施設等は老朽化が進み、農道幅は狭く、大型農業機械の離合が困難になるなど、作業効率も悪く、営農や維持管理に大変御苦労されております。

今後、農業従事者の減少や高齢化が確実に進むことが見込まれる中で本県農業を振興していくためには、将来を見据え、地域で話し合いを行い、それぞれの地域に合った農地等の再整備を行うことが重要であると考えております。

このため県では、国庫補助事業や県単事業により、農作業の効率化を高めるための農地の区画拡大、スマート農業導入に向けた現地実証の実施、維持管理の手間やコストを下げるための農業水利施設の統廃合などに着実に取り組んでまいります。

今後とも、次世代の担い手となる若者や女性の確保、育成をはじめ、スマート農業にも対応できる農地の大区画化など、農業を持続的に発展させていくとともに、食料安全保障もしっかり担ってまいります。

また、本県の農業が目指しております「磨き、稼ぎ、つながる農業」の実現に向け、取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、都市緑化フェアについて三点質問ございましたのでお答えいたします。

まず、レガシーについてと、「山の博覧会（仮称）」との同時開催について、こちらについてはお尋ねが関連しておりますので、併せて御答弁させていただきます。

佐賀県は、山から平野、海までがコンパクトにまとまっておりまして、豊かな自然の恩恵を受けながら、その中に様々な生活の営みがございます。

佐賀県は、「森・川・海はひとつ」という思いで、森、川、海のつながりを守り、佐賀県の豊かな自然を未来につなげていく「森川海人（もりかわかいと）っプロジェクト」に取り組んでおります。

佐賀での全国都市緑化フェアと「山の博覧会（仮称）」の両大会は、全ての人々に恩恵をもたらす森、川、海を未来へつなぐという共通のコンセプトで開催することとしております。

緑化フェアは、未来に向かって佐賀の過去、現在、未来を緑でつなぐ、これまでにない新しいフェアとなるよう、「山の博覧会（仮称）」とも連携した佐賀らしい取組としてまいりたいと考えております。

佐賀にある花と緑を通じて、佐賀が誇ります吉野ヶ里遺跡などの歴史や過去に光を当て、佐賀の現在の価値を感じられる場をつくり出し、佐賀の未来を描き出すものとできるよう取り組んでまいります。

緑化フェアの期間につきましては、令和十年春の二カ月程度とし、「山の博覧会（仮称）」は、緑化フェアの期間も含む令和十年春から秋までの半年間程度で検討しています。

全国からの集客が見込める緑化フェアを最初に開催することで、「山の博覧会（仮称）」にもつなげ、県内全域に相乗効果を発揮させていき

ます。

両大会を同時開催しているからこそ、また、緑化フェアを県全域で展開していくことで、緑化フェアで佐賀の本物の価値に触れ、佐賀のよさに気づき、緑化フェアだけでなく、「山の博覧会」にも再度訪れたくなるようなものとしてまいります。

また、緑化フェアでは、一人一人が自然との共生について考え、行動するきっかけとして、緑化フェアの後も、県内各地で地域の方々により花づくり、緑づくりの活動が続けられ、広がることで、自発の地域づくりにつながるものとしたいと考えております。

取組を一過性のものとせず、その後のまちづくりへのつながりも考えながら、どのように未来につなげていくのか、今後もしっかりと議論をしてまいります。

お尋ねの三点目の開催時期についてでございます。

佐賀の花と緑が最も美しい季節である春に開催をし、また、緑化フェアは全国からの集客が見込まれ、同時開催としております春から秋までの「山の博覧会（仮称）」への周遊の起爆剤としても期待できることから、開催時期を令和十年春で検討しています。

「山の博覧会」とも連携し、これまでの大会とは違う佐賀らしい緑化フェア取組となるようしっかりと準備を進めてまいります。

私から以上でございます。

◉宮原男女参画・こども局長　登壇＝私からは、女性相談支援について二点お答えいたします。

まず、県内の女性相談支援の取組についてお答えいたします。

女性は、それぞれの人生を重ねていく中で、特有の悩みを抱えやすい状況にあります。男性に一部共通するものもありますが、例えば、月経、妊娠、出産、更年期など身体的、精神的なもの、また、育児や介護と、仕事の両立の負担に関するもの、ＤＶ、モラハラなど、配偶者やパートナーとの関係に関するものなどがあります。

こうした悩み、問題はデリケートで、また複雑です。周りに相談しにくいケースが多く、場合によっては、当事者自身が問題を抱えていること自体に気づいていないこともあります。専門的な支援や第三者からの客観的な視点での助言が必要と考えます。

また、女性は、非正規雇用や育児、介護による離職などで経済的に不安定な状況に置かれたり、暴力やハラスメントなどの被害者になることも多く、社会的な支援が必要な場合があります。

こうした中、女性自身が問題を一人で抱え込まず必要な支援につなげる場として、相談支援は大事なものと考えております。

県では、県女性相談支援センターやアバンセが中心になりまして、女性の悩み全般に対応いたします女性総合相談を実施しております。また、それぞれの悩みに応じるものとして、ＤＶに関する相談、法律相談、心の相談、性暴力関係の相談などを実施しております。主に電話や対面で実施しているところです。

また、県内で活動されている六つのＮＰＯなどの団体やアバンセとも連携協力しまして、県内の各地域に出向き、アウトリーチ型の相談支援として、「女性のためのほっとカフェ事業」に取り組んでいます。

このほか、身近なところとして、県内全ての市町においても女性相談窓口が設けられています。不安や悩みを抱える女性が自分に合った内容、場所で相談できるよう取組を進めているところです。

次に、「女性のためのほっとカフェ事業」についてお答えいたします。

「女性のためのほっとカフェ事業」は、令和三年度から開始しました。カフェのような雰囲気で雑談できる居場所をイメージし、毎月一回、県内六カ所で実施しています。ほっとカフェでは、利用者がスタッフと気軽に話をしたり、中には子供と一緒に過ごすなど、ゆったりとした雰囲気で過ごされています。

その中で、社会福祉士による個別相談、また、県内のＮＰＯや誘致ＮＰＯなどの協力により、生理用品や生活必需品の無償提供なども行っています。

悩み事がある人はもとより、自身が問題を抱えていることの自覚がない方にも、問題に応じた相談窓口や支援につなげることができており好評です。

これまで相談すること自体に敷居の高さを感じていた方や、お住まいの地域以外で相談したい方の利用も多く、令和六年度は延べ九百名を超える方が利用されました。

なお、県では、試行的な取組といたしまして、公民館などの身近な場所、通勤通学途中の駅や図書館など立ち寄りやすい場所での開催、また、休日や夜間の時間帯での開催などにも取り組んでいるところでありまして、支援団体などの関係者とも意見交換をしながら試行錯誤を重ねて取り組んでおります。

利便性の観点からは駅など人が多く行き交う場所で実施したほうがいいというお考えもありますが、利用者の中には、人が多い場所に行くこと自体がためらわれる、あるいは人目につく場所では参加したくないという声もございまして、実施場所については配慮が必要であるというふうに感じております。

また、常設化となりますと、運営に御協力いただいている団体側の事情にも配慮していく必要があるのかなというふうに感じております。

ほっとカフェが、不安や悩みを抱える多くの女性が気軽に訪れ、安心して相談いただける場となり、状況に応じ必要な支援につなぐことで、女性が自分らしく安心した生活が送れるよう、今後も引き続き関係団体や参加者の声を伺いながら取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

◉猪村利恵子君　登壇＝それぞれ御答弁いただきありがとうございました。私から再質問をまた数点させていただきます。よろしくお願いいたします。

女性相談支援についてでございますが、ほっとカフェ、アウトリーチ型で人に優しい、本当にそういう支援体制を取っていただいているなというふうに思っております。男女共同参画で、女性の比率を伸ばすとか、議員の数を増やす、決定権のある場に女性をということも大変大事でございますが、こういった人に優しいぬくもりのある事業を県全域で展開することで、県の質といいましょうか、少し見えない部分ではあるかもしれないけれども、そういったものが着実に進んでいく、そういった事業ということにもなり得るのではないかなというふうに思っております。

ジョブカフェとか、支援の趣といいましょうか、いろいろあるとは存じますが、私はやはり年の若い子たちが行政の機関に行くということがなかなか難しいというふうに思っております。そういった知識も少のうございますので、何かふらっと立ち寄れるようなところがあればいいな

というふうに思っております。もちろん武雄温泉駅でもほっとカフェを開催していただいていますので、本当にありがたいなと思っているんですけれども、そこら辺の拡充についてもう少し御意見をいただければというふうに思っております。

それから、佐賀県の農業の振興でございますが、私も水田をお願いして作っていただいております。先日、元肥を買いに行ったり、ジャンボタニシ対策のスクミノンとかを買いに行ってレジで払うときに、金額を聞いてびっくりしました。四万円からお釣りが少ししか来ませんでした。何か間違っていないですかと言ったら、「いや、すみません、今いつもそんなに言われるんです」というふうにおっしゃられて、本当に高騰しているんだなというふうに思っておりました。ＪＡから以前のように定期的に持ってきていただくということじゃなくて、久しぶりに買いに行きましたもんですから驚いた次第でもございます。

農業をしている方にレジで直接支援があればいいなというふうに思いました。そういったことが部長、できないでしょうか。農業をしている方に五百円割り引きますとか三百円割引とかあればいいなというふうに思った次第でもございます。そしたら、農業をやろうという方がもっと出てこないかなと、私自身の私感も入っておりますが、申し訳ございませんが、本当に高くなっておりますので、そういったところをぜひとも支援をしていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、試験研究でございますが、今回私も「ひなたまる」を植えていただいております。秋が大変楽しみでございますが、こういう試験研究もとっても大事だというふうに思っております。長い時間かけて試験研究は実りますので、こういったところもしっかり力を入れていただきたいというふうに、これはお願いでありますが、もう一つ、土地利用、土地のことでございます、農地のことでございますが、地元で五十年前の整備でございまして、山間地はほとんど整備という整備はなされていないわけでございます。昔はそれこそ一輪車に、苗も、鍬とか鎌とか道具を載せて、あぜを行けたわけですが、今は山間地も機械を持っていくというような方もいらっしゃって、山間地で農業をされておられる方が、できれば山間地に機械を入れられるような農道をつくっていただけないかというような声もございます。そういった点においてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをさせていただきます。

それから、全国都市緑化フェアのことについてでございますが、開催時期のことはお伺いいたしました。そして、「山の博覧会（仮称）」は、開催期間が長く、そして、花とか植木とかをどのくらい使われるか分かりませんが、都市緑化フェアは、春に先陣を切って開催され、皇族方にお越しいただきます大切な行事でもございまして、花苗の調達に非常に時間がかかるというようなこともお聞きをしております。その花苗の確保がしっかりできるのか。そして、これはお願いですが、ぜひとも県内業者に発注をしていただきたいということもありましてお尋ねをさせていただきます。

それから、水道事業については今後ともよろしくお願い申し上げます。

そして、知事、最後でございますが、久留米の盛り上がりがまた十八日にテレビや新聞報道でも上がっておりました。久留米も盛り上がっているようですが、私の質問で県民へどうやってお知らせしていくのかということでは、状況に応じてと知事がおっしゃっておりましたが、そう

いった形で盛り上がりも起きているところもございますし、また、私が、商工観光団体様、建設業の方々ともお話をさせていただくと、やはりフル規格でインバウンドをもっともっと呼び込みたい。そして、産業も、ＴＳＭＣ、半導体の需要も取り込まなければならない。建設業もにぎわいを創出したい。そういったところでもやはり工事とか、その整備がなされれば、佐賀県がもっと活性化できる、そして、自分たちも一生懸命やりたいというようなお声を聞くところでもございます。そういった声に対しても知事から一言頂戴いたしたいというふうに思っております。

よろしくお願い申し上げて、質問を終わります。

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩いたします。

午後零時一分　休憩

令和七年六月二十日（金）　午後一時三十分　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	三〇番	大場芳博
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三一番	木原奉文
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三二番	留守茂幸
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文
九番	中本正一	二四番	指山清範		
一〇番	野田勝人	二五番	定松一生		
一一番	青木一功	二六番	八谷克幸		
一二番	古川裕紀	二七番	原田寿雄		
一三番	中村圭一	二八番	武藤明美		
一四番	冨田幸樹	二九番	徳光清孝		

欠席議員　一名

二三番　宮原真一

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉副議長（八谷克幸君）　これより会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

猪村利恵子君の質問に対する答弁から開始いたします。

◉山口知事　登壇＝猪村議員の再質問にお答えします。

猪村議員からは、九州新幹線西九州ルートに関しまして、佐賀県を活性化するためにフル規格整備に期待する声も聞いているけれども、改めて知事の受け止めを聞きたいとのお尋ねがございました。

先ほど答弁申し上げましたとおり、新鳥栖―武雄温泉間は国がフリーゲージトレインを断念して今に至ったという経緯があります。そもそも新しい話として議論をすべきフル規格の整備は、単に整備する整備しないという一面的な問題ではありません。ルート建設費負担、在来線の利便性などといった様々な課題があります。多面的に考えなければいけない課題だと思います。新鳥栖―武雄温泉間について、フル規格整備を議論するのであれば、多面的に議論することが必要と考えております。

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、佐賀農業の振興について再質問を二項目いただきました。

まず一点目、高騰している肥料等への支援についてお答えいたします。

農業者の方から肥料に対する支援の声もありましたが、これまで肥料に対しては価格高騰分への補塡の仕組みがありませんでした。そうしたことから、新たな仕組みを創設するよう、先月の政策提案でお願いをしてきたところでございます。

次に、山間地における農道整備についてお答えいたします。

各市町におきまして、本年三月までにそれぞれの地域で話し合いが行われ、地域計画が策定されております。この地域計画に位置づけられた農道の整備等については、支援をするメニューがございますことから、市町あるいは農林事務所の担当のほうまで御相談をいただければというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◉永松県土整備部長　登壇＝私には、緑化フェアに向けて植物調達が間に合うのか、また植物調達の地元への発注について御質問がございました。

植物調達につきましては、早め早めに必要な量について関係者と調整し、県内生産団体などと連携して、フェアの開催に間に合うように計画的に調達を進めてまいります。

また、植物調達に当たっては、県内の事業者の受注機会の確保、県内での優先調達に努めてまいります。

私からは以上でございます。

◉宮原男女参画・こども局長　登壇＝猪村議員の再質問にお答えいたします。

県内全域で、若い人も含め、ふらっと立ち寄れる相談窓口があればよいと思うが、拡充についてどう考えるかということでの御質問だったかと思います。

ほっとカフェ事業は、先ほど御答弁いたしましたとおり、令和三年度からスタートし、これまでの間、様々な団体の方々の思いにも支えられながら取り組んでまいりました。多くの方に支援の手が届くよう、試行的に場所や時間なども変えながら、例えば、立ち寄りやすい駅でも開催するなど、試行錯誤しながら取り組んでまいりました。

また、現在、女性相談窓口を設置する市町や、先ほど申し上げた関係団体の相互のネットワークの強化にも取り組んできております。

これまでの試行的な取組も踏まえまして、ほっとカフェの利用者やそうした地域の関係者の意見なども聞きながら、今後どのようなやり方がいいのか、引き続きよりよいものとなるよう取り組んでまいります。

あわせて、ほっとカフェのこうした取組をはじめ、女性の相談窓口につきまして、若い世代をはじめ、幅広い世代に知っていただけるよう、相談窓口の周知にもあわせて取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉猪村利恵子君　登壇＝るるお答えいただき、ありがとうございました。

一点だけ知事に質問させていただきます。

先ほどお答えいただきましたというか、私が質問させていただいたのは、県民に対して状況に応じてどう説明をしていただくのかと、状況に応じて県民への説明というか、そういうことはどうかとお尋ねしたんですが、状況に応じて県民には説明していきたいということでございました。その状況に応じてというところをもう少し掘り下げて説明していただけないでしょうか。

それと、私も知事と同じで、新幹線は目的だとは思っておりません。起爆剤の一つだと申し上げたつもりでございます。その点はお間違いいただかないようにしていただきたいというふうに思っております。

その点について一点お尋ねをして終わります。

◉山口知事　登壇＝猪村議員の再々質問にお答えします。

もう一度申し上げますが、状況は動いているということです。改めて申し上げますと、フリーゲージトレインという、我々と長崎県とＪＲ九州で発注した商品が届いていない、届かなかったわけでございます。これから新しい契約がなされるかどうかという新しい話だというふうに認識しているわけです。

今、北陸新幹線が、我々よりももっと先にルートまで決定していたにもかかわらず、なかなか打開できないで、止まった状況の中で、それぞれの地域による考え方が披瀝されているわけです。ということで、私は多面的な議論が必要だと申し上げております。

日々状況が動いておりますので、こういった問題も含めて県民の皆さん方に説明を、状況に応じた形で申し上げていきたいと答弁させていただきました。

◉古賀陽三君（拍手）**登壇**＝それでは、早速質問に入りたいと思います。

まずは、佐賀市の中核市への移行についてということでございます。

佐賀市の坂井市長は、令和三年十月の就任当初から新型コロナ対策で保健所の設置を検討するとして、中核市への移行を目指すことを表明されました。これを受けて市では庁内検討会を立ち上げ、令和四年二月に第一回の庁内検討会が始まり、これまでに七回の検討会が開催をされています。先行自治体の事例を基に調査研究が進められているものと認識をしています。

この中核市制度は地方分権の一環で創設されたもので、人口二十万人以上などの要件があり、佐賀市が中核市になると、保健衛生や福祉などに関する事務が関係法令の条項ベースで千八百以上が県から新たに移譲されることになります。また、佐賀市が国に対して中核市の指定を申し出る場合には、国に申し出る前に市議会の議決を経て、知事の同意が必要であり、地方自治法の規定により県議会の議決を得る必要があるとさ

れています。そうしたことから、県側の理解と協力は必要不可欠となっています。

佐賀市は中核市移行への検討をさらに深めるために、昨年十月、県と初めての勉強会を開催されています。それ以降も実務者レベルのワーキンググループを設置し、移譲事務に関する情報共有や課題の整理などが現在進められていると伺っています。

このような中、知事は四月の定例記者会見において、佐賀市の中核市移行について問われ、「中核市は膨大な事務、経費が発生する」、「その労力を果たしてでもやる意義がまだ見えない」、「表札だけならそれ自体に意味はない」と発言をされていました。

一方、坂井市長は五月の定例記者会見において、知事の発言への受け止めや今後の方針を問われ、県には勉強会に協力いただいているので、一歩前進、中核市は必要、引き続きやっていきたいと強調をされていました。

このような新聞報道でのやり取りを見る限り、私は中核市への移行に関する考え方について、知事と市長の間には温度差があるように感じています。確かに知事が指摘されたとおり、中核市になることで何が変わるのか、市民にとってどのようなメリットがあるのかなど、分かりづらい点が多いことから丁寧な説明が必要だと思っています。

以前、今は制度として廃止をされていますが、佐賀市が特例市へと移行をしました。そのときも平成二十五年九月県議会、県の同意を求める議案が提出をされました。そのときも一般質問で取り上げました。その際、佐賀市が平成十七年十月一日の一回目の合併で特例市の要件を満たす二十万人を突破したにもかかわらず、特例市への移行を表明したのは八年後であったと。また、特例市になったときのメリットが最も大きいと思われるであろう開発行為の許可などの事務については、平成九年度から既に佐賀市に移譲されていた状況にありました。そうした中での当時の特例市の移行に、なぜ今特例市なのかと、市民にとってのメリットはといった疑問を呈したところでもありました。当時の特例市への移行というものも何が変わるのかなど、非常に分かりにくかったというように思っています。多分特例市に移行したことすら御存じない方もいるんじゃないかなというように思っています。

今回の中核市への移行も、何が変わるのか、市民にとってのメリットが分かりづらい状況と併せて、特に今回の中核市への移行は、最初に申し上げたように、坂井市長は新型コロナ対策で保健所の設置を検討するとして中核市への移行を目指すことを表明されたといった経緯があります。この保健所の業務について、以前、知事はコロナ対策において、県全体で保健所を所管していたのは徳島と佐賀のみで、そのオペレーション、「プロジェクトM」ですね。オペレーションを行う上で強みがあったと。そのことが、全県的に統一した対策を戦略的、機動的に打つことが可能であると。こうした発言をこの議場でなされていたというように思います。

こうしたことを聞いていると、やっぱり保健所の業務の市への移管には、否定的ということまでは言いませんけれども、若干、非常に慎重な見方を、今されているんじゃないかなというように思っています。ここには、知事と市長の間に本当に大きな隔たりというものを私自身は感じています。

一方で、佐賀市として検討会を今開催しながら、そして市議会でも議

論がなされているというふうに思いますけれども、自治体の主体性を尊重することも大事だろうというように私は思っています。そうしたことからも、県と市において、今後、議論をしっかりと深めていくことが何より大事だと思っています。

また、県議会での議決が必要となりますので、県議会としても議論の状況をしっかりと注視しておくことと併せて、市にはしっかりと説明を求めておく必要もあると思っています。特例市の際もやっぱり唐突感がありましたので、市との連携がなかなか取れていなかったんではないかなといったようなことも改めて思い出しておりますので、いずれにしても、より一層、議論を深めていく必要性を強く感じています。そうしたことから、佐賀市の中核市への移行について、知事の考え方を伺っておきたいと思います。

次に、問いの二になりますけれども、事務処理等の誤りについてということであります。

佐賀県において、最近、事務処理等の誤りが相次いでいる印象を受けています。中には法令違反に該当するものも見受けられます。例えば、食肉センターのプレハブ使用料の未払い、建築確認を怠る法令違反、農業士への報償費の未払い、道路工事費の過払い、そして一般質問初日にも議論がなされていましたけれども、生活保護加算の認定漏れと。そしてまた、救護施設事務費の県の支払いが過少だったと。そして、ほかにも受験票の誤送付もありました。水産課の規則改正の手続の不備もありました。メールの誤送信、個人情報の流出、本当に多いなといったようなことを私は感じています。

今議会に道路整備事業における工事費の過払いについて、返還に係る予算議案が提出をされていますが、勉強会のときに報告として受注者との調整が調ったことから返還をされると。そういった手続になるんだろうと思いますが、これはあくまでも受注者が返還に応じてくれたから、今回、戻してもらうことができるんだろうというふうに思いますけれども、一方で未払い、過去に遡って支払われるものもあれば、中には時効によって過去に遡っての支払いが困難な場合もあります。

先ほど申し上げた救護施設事務費の支払いが過少だったものというものは、十一年間で五百万円ほど支払われていないと。これも時効を迎えていますので、一部、二百万円ちょっとの支払いがこれから行われるというふうに思います。生活保護の加算の認定漏れについても、今、九十数％支払いが進んでいるというふうなことでありますけれども、これも一部時効がありますので、きちんと支払われていないというものも出てくるんだろうというふうに思います。そうした生活保護の加算の認定漏れというのは、本来、適切な支援を受けるべき生活困窮者に対する支援が適切に行われておらず、ただでさえ困っている受給者がさらに不利益を被ることにつながりかねないと思っています。返還されるものは返還をさせて、一方で時効を理由に支払われない。まさに不公平感があるんだろうと私は思っています。

このような状況を踏まえると、行政組織において仕事を進める上で、財務、会計などの組織上のルールの確認や、積算の複数人によるチェックなど、基本の部分をしっかり行う必要があると同時に、職員の事務処理能力を向上させる取組なども必要になってくるのではないかと感じています。これだけ過払いや未払いといった事務処理等の誤りがあるのであれば、仮に全庁的に調査を実施すれば、まだ明らかになっていない不

適正な事務処理等がほかにも見つかるのではないかと危惧しています。

未払いのまま放置されていれば、相手方に損害や不信感を与えるだけではなく、未払いによる遅延利息が発生するケースもあっておりまして、まさに無駄な支出があっていると。あわせて、過払いについても、県民の立場から見れば税金の無駄遣いにほかなりません。こうしたことは行政への信頼を損なうだけでなく、県民生活に直接的な悪影響を及ぼすことから、佐賀県としてこのような問題に真摯に向き合い、信頼回復に努める姿勢が求められていると思っています。

今は、問題が表面化をして、一定の緊張感の下で業務が進められているものと思っています。しかしながら、問題は一過性ではなく、将来的にも同様の事案が繰り返される可能性がある以上、行政は過ちを犯さないということは、無理な部分も若干あるんだろうというふうに思いますけど、いかになくしていくのかということが大切であろうというふうに思いますし、行政も過ちを犯し得ることを前提に対策を講じていく必要があると思っています。

そうしたことから、まずは知事の受け止めについて伺っておきたいと思います。

先ほど実際の未払いや過払い等について申し上げましたが、件数について多いと思うのか、少ないと思うのか、人それぞれ受け止めはあるんだろうというふうに思いますし、事案に対する受け止め方も、捉え方であったり、それぞれあるんだろうと思っています。ただ、行政機関の持つ権限は広範で強力なものだと私は思っています。そのために、ミスが発生した場合の影響は個人の権利にも及ぶし、事業者など県民への影響にもつながると思っています。そうしたことからも、行政機関のミスは極力少なくできるにこしたことはない、また、法令を執行するという面で、正当性も揺らいでくるのではないかと思っています。こうした一連の事務処理等の誤りについて、知事自身はこの状況をどのように受け止めているのか伺っておきたいと思います。

次に、事務処理等の誤りの発生要因についてであります。

事務処理等の誤りについては、いろいろ事情があるんだろうと思っています。報道では職員の理解不足といったことが幾つか見受けられています。また、繁忙期でチェックできなかったことが原因といったことも。理解不足なら周囲に確認する体制が必要であり、理解不足のまま進めるのはどうなのかなと。繁忙期という理由は、確かに土木事務所や農林事務所、そして、福祉事務所などの現地機関の皆さんや県職員の皆さんが非常に多忙な状況にあるということは理解をしておく必要があると思っていますが、繁忙期でチェックできないというのは、理由として十分な説明になっていないというように思っています。

ちょうど議会も始まって一週間ですけれども、机の上に文書が置かれていました。誤送信のことでした。同様の事案が生じないよう、速やかに再発防止に取り組みます。これは六月十三日です。今度、同じ内容が、同様の事案が生じないよう、速やかに再発防止に取り組みます。十三日と十六日、この一週間で既に二件。

メールの誤送信とかというのは間々あっている、議会に対しても報告をされているということで、これは相手側からしたら大変なことだと思います。個人情報はさらされますし、ミスによって支払われるべきものが支払われないというようなことで、本当に今様々な事案を申し上げましたけれども、事務処理等の誤りが発生した原因はどこにあるのかとい

うことをしっかり突き詰めていく必要があるんだろうというふうに思いますので、こうした誤りが発生した要因として、県はどのようなものがあると考えているのかということを伺っておきたいと思います。

そして、全庁調査についてということですけれども、今回の一連の事案を契機として、全庁的な調査を行えば、先ほど申し上げたように、さらなる事務処理等の誤りが出てくるのではないかと危惧しています。再発防止と信頼回復の観点から、全庁的な調査を行うことがあってもいいのではないかというように私は思っていますが、県として全庁的な調査の必要性について、どのように考えているのか伺っておきたいと思います。

最後に、高齢者運転免許証返納事業及び移動手段の確保についてということで伺います。

高齢化の進展に伴い、運転免許保有者に占める六十五歳以上の高齢者の割合も年々増加をしています。県内における高齢者の運転免許証保有割合は、令和六年末時点で三〇・一％、また、高齢者が関係する事故も年々増加傾向にあり、県内における人身交通事故のうち、高齢者が関係する事故の割合は全体の四〇％を占めているということで、その中でも高齢者が加害者となる事故が多いと聞いています。

こうした中、高齢者の運転免許証返納への関心は高まっていると感じています。一方で、返納した場合、日常生活における買い物や通院などの際に、日々の移動手段が限られてしまい、車がないと生活が不便になるといったことから、返納後の移動手段に不安を感じていることが免許返納をためらう要因の一つとなっているのではないかと考えています。

県では令和四年度から、高齢者の免許証返納の後押しにつながるようにということもあって、高齢者運転免許証返納事業を実施されていました。これは運転免許証を返納した高齢者を対象に、もともとタクシー事業者が従来から実施していた一割引きのタクシー運賃割引に、県が上乗せして二割引きとする支援策の内容となっていました。

実際にこの事業、タクシー料金が割引されるということをきっかけに、免許を返納した方々がいらっしゃいました。しかしながら、この事業は令和七年三月三十一日をもって終了しました。

免許返納後の移動手段を失ったことで高齢者が外出を控えるようになると、身体機能の低下や精神的な元気を失うなど、悪循環にもつながっていくといったことが考えられると思っています。後期高齢化がますます進む中、高齢者にとって買い物や病院など日常生活の移動手段を確保することで、生活の質の維持や交通安全対策の観点からも、将来にわたって移動手段を維持していくことが大変重要であると考えています。

そうしたことから、次の点について伺っておきたいと思います。

まず、高齢者運転免許証返納事業についてであります。

先ほど申し上げたように、この事業が実施されたことがきっかけで、実際に免許の返納を行った方々がいました。そうした方々からは、この取組が続いていくものだと思っていたと、高齢化が進む中、まだまだこうした事業が必要ではなかったのかと継続を求める声も上がっていました。また、タクシー業界もコロナ以降、大変厳しい状況にあることは依然として変わりなく、タクシー事業からの撤退を行う事業者も出てきています。高齢者などの暮らしの移動を支える仕組みを維持するといった観点からも、こうした事業は継続して実施していってよかったのではないかといったようなことを考えています。残念ながら、事業は終了と。

県として、この事業の効果についてどのように評価しているのか。また、どのような判断をもって、今回のこの事業の終了に至ったか、そのことについて伺っておきたいと思います。

最後に、高齢者の移動手段の確保についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動手段の確保は欠かせないと思っています。バス停に行くにも、歩いていくには遠いといったような方もいらっしゃいます。本数も一日に数本しかないと。また一方で、タクシーを使うにも、まあまあお金がかかりますので、ずっと使い続けていくわけにもいかないというようなこともあるんだろうというふうに思います。そうしたことを踏まえると、幅広い選択肢が必要だろうというふうに思っています。

そうしたことから、県内それぞれの地域の特性に応じた多様な移動手段を整えることと併せて、そうしたことが持続可能な仕組みづくりが必要であるというようなことを私は思っています。

最後に、移動手段の確保について、県としてどのように取り組んでいるのかお伺いして、一般質問を終わります。（拍手）

◉山口知事　登壇＝古賀陽三議員の御質問にお答えします。

佐賀市の中核市移行についてお答えします。

まず、地方分権への基本認識といたしまして、地方分権を推進することは大切で、地域に身近なところで様々な政策判断をしていくという考え方はとても大事だと私は認識しています。

県と佐賀市の行政機能や都市機能が高まっていくことは、県民、市民にとってよいことです。住民サービスの向上につながっていくことが何よりも大切だと思っています。

佐賀市とはこれまでも、サンライズパークや佐賀駅周辺整備、県立大学など様々なテーマで連携を図っております。中核市移行に関しましても、市としての課題の掘り下げにつながるよう、県としてもできる限り協力したいとの思いで幅広い視点で意見交換を実施しております。

さて、中核市になりますと、保健衛生や福祉など、そうした権限が県から市に移譲されます。古賀議員からコロナ禍の話をされました。私の記憶では、例えば、県境の状況とかを意見交換するために福岡県庁と話しても、やはり福岡市さんと久留米市は、そこは政令市とか中核市ということで移管されておりますので、私は福岡市長と久留米市長に直接電話をした覚えがあります。そうした中で意見交換をしておりました。

佐賀県の中のことにおきましては、先ほど議員からお話があったように、佐賀県は徳島県と並んで全県を掌握しておりましたので、そういった意味で大変仕事はしやすかったなというふうに思っております。戦略的かつ機動的な対応を取ることができました。

コロナ対応のような感染症対策などにおきましては、できる限り情報を一元管理し、広域的にオペレーションしていくことが大切です。県が保健所機能を一元的に広域行政として所管していることは、私は佐賀県の大きな強みだろうと感じています。

そこに新たに佐賀市にそうした機能をくり抜いて移管することはお互いとても大きなタスクであることも考えなければいけないと思っています。県民、市民にとりまして、どのように住民サービスの向上が図られるのか、そして、危機管理も含めた体制はどのような形が望ましいかなど、多面的かつ鳥瞰的にさらに議論を深めていく必要があると考えておりまして、引き続き佐賀市と意見交換をさせていただきたいと考えてお

ります。

続きまして、事務処理等の誤りについて私の受け止めについて答弁させていただきます。

まず、古賀議員がおっしゃるとおりです。認定漏れだったり、未払いなどによって御迷惑をおかけした皆さん方にはおわび申し上げたいと思います。

職員が日々緊張感を持って業務を進めていくことは大前提でありますけれども、人間である以上、どうしてもヒューマンミスというものは起こり得るものであります。それを減らしていくことが大切であります。

佐賀県は、基本的には、発生した事案の社会に対する影響の大小にかかわらず、組織として把握したら、その事案を速やかに公表するルールとしています。

古賀議員からもメールの誤送信がよく来るというお話もいただきました。これは実は当たり前のことではなくて、佐賀県はちょっとしたＢＣＣをＣＣにつけてしまったというような、細かいことであっても、それも全て公表するというルールにしています。通常の県はそういうことをしていないと私は思っています。ただ、そういう小さいことも全て公表することによって、小さいところからできる限り横展開してミスをなくすと。なので、議員がおっしゃるように、そういったことも含めて減らしていくということに意を用いなければいけないと思っています。

そうしたときに、このたびの佐賀県高性能食肉センター「ＫＡＫＥＨＡＳＨＩ」の事案というものについては、事業者へのプレハブ使用料の不適切な契約と未払い、そして、建築確認申請の未提出と確認前の工事着手という複合的なエラーがあったわけです。にもかかわらず、部が把握してから副知事に報告するまでに三カ月以上を要しています。私は報告が遅れたことについて大きな課題と考えております。

そして、このことをきっかけに、ほかに問題を抱えていることがないのかということで、六月の上旬、二日だったと思いますが、部局長会議を開催して、全庁的に調査をするようにという指示をいたしました。

そうした結果もあって、ここのところ、かなり複数の事務処理の誤りの発表が続いている気もいたします。そういうことも本当はふだんからやらなければいけないわけですが、今回、全庁的にもう一回自分たちで抱えているかどうかというところについて悉皆調査をしたということであります。こういったことで順次公表されているのだと思います。

改めて職員一人一人に県政の基本的な考え方を徹底するよう、私から幹部に対して指示をしております。いかに、なくしていくのか、少なくしていくのか、今後に生かしていくのかが大切であります。議員からお話しいただいたように、人はミスをするということを前提にしながら、どう減らしていくのかということだと思います。一つ一つ丁寧に対応して改善を図ってまいりたいと思います。

◉志波総務部長　登壇＝私からは、事務処理等の誤りについての御質問のうち二点お答えをいたします。

まず、事務処理誤りの要因でございますが、これまでの事案の中身を見てみますと、まず、法令等を含め、ルールや基準に関する知識が十分でなかったこと、また、担当者や組織としてのチェックが十分でなかったこと、こういったものが挙げられます。

佐賀県高性能食肉センターの事案におきましては、これらを要因といたします複合的なエラーが生じ、さらに加えて、すぐに上司に報告する

という危機対応の基本動作が徹底されておらず、結果として事後対応が遅れたという問題もございました。

次に、全庁調査についてお答えをいたします。

先ほど申し上げました食肉センターの事案をきっかけに、先ほど知事が答弁いたしましたとおり、ほかに問題を抱えていることはないのかということで全庁的な調査を実施いたしました。

この調査を通じまして明らかになった、先ほど申し上げました要因などを踏まえまして、業務に係る法令等の確認の徹底でございますとか、チェックシートや複数人によるチェックの実施、あるいは業務手順のマニュアル化ですとか、業務進捗の見える化、それから、ミスは起こり得るということを常に意識して業務に従事すること、こういったことについて周知徹底を図り、再発防止に取り組んでいるところでございます。

さらに、ミスが起きました場合には速やかに上司に報告をし、チームで対応することが重要であると考えております。言いにくいことでも言い合えるような風通しのいい組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

◉寺田地域交流部長　登壇＝私からは、高齢者運転免許証返納事業及び移動手段の確保についてのうち、高齢者の移動手段の確保についてお答えいたします。

買い物や通院など、高齢者の暮らしの移動手段を確保していくこと、そして、これを持続可能なものにしていくことは、県としても重要な課題であると認識しております。

高齢者の方がよく利用される移動手段としましては、市町や地域の方が地域内で運行しているコミュニティーバスやデマンドタクシー、それと、交通事業者が運行する、いわゆるドア・ツー・ドアで移動ができるタクシー、この二つが挙げられると思います。

コミュニティーバスやデマンドタクシーにつきましては、自発の地域づくりの考え方の下、それぞれの地域の実情やニーズに合ったものを市町や地域の方々が主体となってつくり上げていくこと、また、既にこうした移動手段がある場合でも、それを持続可能なものにしていくためには、運行の効率化などの見直しを行っていくことが大切だと考えています。

県も市町や地域に入りまして、住民や自治会、まちづくり協議会、交通事業者などの関係者の声を聞きながら、一緒になって協議を進めているところでございます。

そして、新たな移動手段の導入を検討される場合には、県では、参考になるほかの事例の紹介ですとか必要な助言、試験運行のときの車両リース代の補助などの支援を行っているところでございます。

また、運行の効率化などの見直しに取り組まれる場合には、コミュニティーバスなどの利用実態調査の費用補助ですとか、それからデマンドタクシーにＡＩ（人工知能）システムを導入する際の初期費用への補助といった支援を行っております。

導入事例を御紹介いたしますと、公共交通の不便さ解決のため、地域住民が主体となってデマンドタクシーを新たに導入しました佐賀市の春日北校区におかれましては、令和五年八月二日の導入から現在まで述べ五千七百人を超える方が利用されております。

また、既存のデマンドタクシーにＡＩシステムを導入して、運行の効

率化に取り組んだ吉野ヶ里の事例ですけれども、もともと乗り降りできる場所が指定されていましたが、自宅から目的地までドア・ツー・ドアで利用できるように見直しをされました。その結果、利用者が一年間で一万二千人を超えまして、見直し前の約二・五倍となった事例がございます。

県におきましては、さらに令和五年度からコミュニティーバスやデマンドタクシーの利用促進に取り組む市町に奨励金を交付しまして、取組の後押しをさせていただいたところでございます。令和六年度には九市町がこの奨励金を活用いたしました。

市町が主体となりまして、高齢者サロンでのコミュニティーバスの乗り方を説明したり、乗車体験会を実施するなど、利用促進の取組が県内でも広がってきているところでございます。

一方、タクシーにつきましては、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインのタクシー、その車両の購入の補助を行っております。また、継続してサービスを提供していただくためには、運転手確保が必要でございますので、そのための広報ですとか、女性が働きやすい職場環境整備への補助などの支援を行っているところでございます。

県といたしましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の特性に応じた、そして地域交通システム全体が持続可能なものとなりますよう、引き続き、市町、地域の方々、交通事業者などと連携しながら、着実に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上でございます。

◉諸岡県民環境部長　登壇＝私からは、高齢者運転免許証返納事業についてお答え申し上げます。

人身交通事故発生件数に占める高齢者の割合が高く、また数年前には高齢ドライバーが加害者となり、母親と幼い子供が犠牲になった痛ましい事故が全国ニュースになるといったこともございまして、高齢者の運転免許証返納への関心は高いところでございます。

一方で、運転免許証を返納してしまえば、移動手段がなくなる、不便になる、そういった不安も大きいのではないかというふうに考えております。

こうした中、佐賀県バス・タクシー協会では、加盟の全てのタクシー事業者が、運転免許証を返納された方を対象に、タクシー運賃一割引きのサービスを平成二十九年三月から実施されております。

県では、この取組が運転免許証を返納してタクシーを利用する習慣の定着につながり、ひいては高齢運転者の交通事故防止につながることを見込んで、県でも事業者さんと同額を上乗せし、あわせて実質的に運賃が二割引きとなる高齢者運転免許証返納事業を令和四年八月から令和六年度末まで時限的に実施することといたしました。

事業の成果についてでございますが、タクシーの運賃割引サービスを利用された回数については、この事業開始の二年前、令和二年度から令和六年度までの五年間の推移を申し上げますと、七万七千七百三十四回、八万七千九百七十三回、十三万八千百四十四回、十八万六千八百五十一回、十九万五千三百回となっております。

この間、令和二年から流行が始まりました新型コロナによる外出の機会の増減もあるとは思いますが、タクシー利用者が増えたというのは間違いない事実であります。

一方、高齢者の運転免許証返納数につきましては、先ほどと同じく令

和二年度から令和六年度までの数字を申し上げますと、三千七件、二千八百四十四件、三千百八十八件、二千九百八十七件、三千二百九十八件となり、ほぼ横ばいと見てよい数字になっております。運転免許証返納者数の大幅な増加にはつながらなかったところでございます。

こうしたことから、高齢者運転免許証返納事業につきましては、当初定めた三年間で終了したところでございます。

運転免許証の返納が進まなかった背景として、一つは返納後の移動手段に対する不安もございますが、そのほかにも高齢の運転者が、実際は運転に関わる体の機能の変化などがあるにもかかわらず、まだまだ自分は大丈夫と自己評価をしてしまうなど、自らの運転能力を客観的に評価しづらい点もあるのではないかというふうに考えております。

そのため、今年度からは高齢運転者が自らの運転能力を確認してもらう体験型のイベントを実施することといたしました。今年度は第一回目を今月に実施しております。

イベントでは、プロドライバーから直接指導を受けるレッスンのほか、映像シミュレーターを体験していただきました。参加された方から、年を取ったら運転が下手になるなと改めて認識した、そういった声もございました。

このようなイベントなどを通しまして、認知機能や身体機能を自ら認識していただき、運転免許証の返納の時期を考えてもらうということを進めていきたいというふうに考えております。

そしてまた、返納にまでは至らなくても、例えば、夜間や悪天候のときは運転をしない、あるいは遠方に行くのは公共交通機関の利用に限る、そういった自分なりのルールといったものを自ら決めていただいて、守っていただく、そういった取組もしていきたいというふうに考えております。

高齢者だけでなく、若い方も、子供も含め、誰も交通事故の加害者にも被害者にもならずに済むよう、交通安全の取組、ブループロジェクトに引き続き取り組んでまいります。

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝皆さんこんにちは。自由民主党の古川裕紀です。早速、通告に従いまして、四項目について質問をさせていただきます。

まず大きな項目の一つ目は、肥前精神医療センターへの支援についてです。

独立行政法人国立病院機構肥前精神医療センターは、約五百床の精神病床を持つ歴史ある精神科病院であり、精神科医療の分野においては、国内三本の指に入るような屈指の病院であります。

受診を希望する患者は、九州はもとより、西日本にとどまらず、全国から来られているとも聞き及んでおりますが、全体を見れば、患者の約七割が佐賀県民でありまして、本県にとってなくてはならない大事な医療機関であると断言できます。

その大事な機関である同センターですが、近年、経営状況が非常に苦しいと聞いております。それは令和三年度から国による同センターに対する運営交付金がなくなったことが直接的には大きいようですが、そうは言っても、精神科が他の診療科と比べ診療報酬が非常に低い中にあって、何とか数年はぎりぎりのところで持ちこたえられていたように聞いておりましたが、ここ一、二年、燃油や光熱費の高騰などの影響が一番大きかったとのことで、令和六年度は約二億円余りの赤字となり、病院

独自の努力だけでは運営が大変厳しい状況であることが鮮明となってきているようです。また、新病棟建設の計画についても長らく議論されており、その計画にも財務状況が大きく影響するところだと思います。

もちろん同センターは国立病院機構であるため、財政支援は本来、国がすべきものであることは理解しております。そもそも運営交付金が今も続いていたら、今回の議論は必要なかったかもしれません。しかし、こういう状況になっている現状では、県立精神科病院がない本県において、単なる精神科病院ではなく、日本の精神医療を牽引するような同センターの存在があるからこそ、県内にある民間の精神科病院も安心して精神科医療を提供できていると言っても過言ではないという事情を考えれば、県としてこの状況に何か支援できないだろうか、支援すべきではないだろうかと私は強く思うのであります。

もっとも、県が同センターの現状を認識し、院長をはじめ、関係者との意見交換を適時行っていただいていることは承知しておりますし、県費を使って同センターと連携した事業を行っていただいていることも承知しております。

私としては、本県の精神保健福祉行政において、非常に重要な役割を担っていただいている同センターの運営が厳しい中で、県がさらに踏み込んで、同センターに対して、ストレートに言えば赤字補塡に使用できるくらい自由度の高い運営支援金のような支援を独自にでもすべきではないかと感じております。もちろんこの問題は直ちに結論が出るようなことではないと重々承知しておりますが、その支援の在り方についての県のお考えを聞かせてください。

続きまして大きな項目の二つ目、幼稚園への支援についてです。

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める子ども・子育て支援新制度がスタートして十年が経過しました。この間、幼児教育、保育施設を取り巻く制度や環境は大きく変わり、保育所に入所するための要件が緩和されたり、保育士と幼稚園教諭についても、両方の資格を有する人材が一般的となったりするなど、幼稚園と保育所との垣根が非常に低くなって、近接化が進んでいると感じております。

一方で、就学前の子供を預かり、育ちを支えるという点では共通している幼稚園と保育所が非常に近いものになっている現状においては、近いからこそ、それぞれへの補助制度の違いがより鮮明に浮き上がってきており、現場が戸惑っているという実情があります。

先日、県内の幼稚園の園長先生から、保育所では保育士の補助を行う職員、いわゆる支援員を雇う際に補助が受けられるのだが、幼稚園に対しては同様の制度がなく、困っていますと。幼稚園も同じように支援員の制度が活用できれば、園にとって貴重な人材である幼稚園教諭が、もし支援員にサポート業務をお願いすることができれば、子供と向き合うことにもっと集中できて、子供たちにとってもすごくよいことなのにといった話を聞かせていただきました。

いわゆる国の縦割り行政の弊害だと思うのですが、こういった弊害をなくそうとしている社会情勢の中で、特に子育ての視点では、弊害緩和の目的もあって、「こども家庭庁」が発足しているという面から考えても、幼稚園と保育所でそれぞれの支援に格差がある状況は、一刻も早く是正していくべき課題と言えるのではないでしょうか。そして、国の制度に違いがあるのなら、県が「子育てし大県〝さが〟」として、単独での支援をするぐらいの姿勢があってもよいと思うのです。

つきましては、保育所、幼稚園、それぞれに対する支援に格差があり、そのことが鮮明に浮かび上がっている現状について、県はどのように認識しておられるのかお聞かせください。

続きまして大きな項目の三つ目、酒米不足で窮地に立たされる佐賀酒の支援についてです。

県酒造組合では、県からの支援を受け、平成二十七年八月から三年事業として、「こだわりの佐賀ん酒ブランドプロモーション事業」を展開されました。そして、私は縁あって、その事業に県酒造組合にて佐賀酒のブランディングに関わる機会をいただきました。とても貴重な経験でしたし、おかげさまで県内蔵元との関係が深く、佐賀酒を愛し、心から応援する一人として、佐賀酒議員と自称させていただいております。

さて、佐賀における酒造りの歴史は深く、「肥前酒」の名称で鎌倉幕府に献上していたとも伝えられております。そして、佐賀で特に酒造りが盛んになったのは江戸末期、鍋島直正公が疲弊した藩財政を立て直すべく、藩内に広く酒造りを推奨し、そうして佐賀の清酒は佐賀平野の潤沢な米の生産に支えられ、米の特性を生かし、豊かな水とともに、そのうまみを多く残すことを目指した酒造りとして発展し、今日の酒どころ佐賀に至っております。

その地理的要件と長い歴史から、県民生活と文化に深く根づいている佐賀の酒造りは、単に産業としてではなく、大切な伝統文化としての側面を有しております。

さらには昨今では、酒蔵ツーリズムや各酒蔵での蔵開きなど、県内外から非常に多くの方が佐賀酒を求めて佐賀を訪れていただいておりまして、佐賀県にとって大きな観光資源にもなっております。

こうした中、昨年から続く米の急激な価格高騰により、酒造りに用いる原料米も大きな影響を受け、昨今の若者の酒離れやコロナ禍、物価高騰などで年々経営が厳しくなっていた県内蔵元にとって、あまりにも突然に極めて厳しい環境となり、佐賀の酒造りは窮地に立たされております。

そうした中、佐賀酒原料米価格高騰緊急対策事業として、令和六年産の県産米の購入を対象に、価格高騰に苦しむ県内酒蔵の支援にいち早く踏み出していただいたことは、その金額の多寡よりも、苦しい状況にある蔵元に寄り添う県の姿勢を心より評価したいと思っておりますし、蔵元さんのほうからも感謝の言葉をいただいております。

ただし、その後も米の価格は高騰し続けまして、令和七年産の原料米調達に向けた県内蔵元の置かれている環境はさらに厳しいものとなっております。

ここで酒米について少し触れますが、酒米は育てるのが難しくて、取れる量は少ないというのが特徴です。例えば、酒米として有名なところでは山田錦があります。県内でも一部作られておりますが、穂の高さが人の背丈くらいになりまして非常に倒れやすく、また、一反当たりの収量は五俵から六俵といったところです。

ちなみに県の新品種「ひなたまる」については、私の地元地区でも試験的な作付が行われておりましたが、一反当たり十俵くらい取れたと伺っております。それに比べると収量の少なさが分かってもらえると思います。

それでも食用米よりは酒米が高く取引されておりましたので、十年ほど前なら農家さんの間でも、食用米は安いから酒米に挑戦しようかな、

でも、育てるのが難しいんだよねというような話を耳にしておりました。

それがこのたびの食用米の値上がりにより、酒米より食用米のほうが高いという逆転現象が生じておりまして、そうなってしまいますと、酒米を作っていた農家が、作りやすくて収量も上がる食用米に切り替えたいと思われるのは無理のない話であります。

私が実際に聞いた例では、令和六年産で既にかなり高くなって一俵二万三千円に値上がりしていた酒米について、さらに令和七年産においては一俵三万三千円を確約してもらえなければ作ることはできないと農家から言われた蔵元もあったとのことでした。また、ＪＡに申告した酒米の希望数量に対しては、その希望数量に対して七割程度しか応えられないと回答があったという話もあります。しかもこれは豊作が前提の話ですので、台風や高温障害などにより不作となれば、その数字のさらに七割程度、つまり希望数量の約半分になってしまうという大変厳しい数字を提示されているということでした。

この状況はそもそも酒米がないという状態ですので、たとえお金があっても買えない、本当の意味での米不足というありさまであり、県産、県外産を問わず、必要な酒米の確保が極めて困難という状況になっているのです。

県では、一〇〇％県産原料で作られた日本酒を認定する原産地呼称管理制度に取り組まれておりますが、このままでは制度の存続も危ぶまれるような状況になっていることも懸念されます。

こうした状況を想定していたというわけではありませんが、蔵元においては、経営努力の一環として酒造好適米、いわゆる酒米でお酒を造るだけではなくて、当時は酒米より安く仕入れることができた食用米を原料にしておいしい酒を造るなどの工夫を重ねながら、新たな酒造りにチャレンジされていたのですが、今回の酒米不足の中で有効な解決策の一つになるのではと酒蔵としてもたゆまぬ努力を続けておられます。

私は、佐賀の地場産業として、伝統文化として、観光資源としての佐賀酒を決して絶やすわけにはいかないと思っております。この極めて困難な状況の中であっても蔵元が前を向いてもらえるように、県としてやれることに積極的に取り組んでいただきたいと強く願い、次の点について伺います。

一つ目は、佐賀酒に対する知事の思いについてです。

佐賀の地理的要件と長い歴史で紡いできた伝統文化として、観光資源としての佐賀酒をどう守っていかれるのか、知事の思いを聞かせてください。

二つ目、酒米の品種開発についてです。

今、県オリジナルの酒米品種の育成が行われていると聞いております。国内で酒米の確保が難しい状況の中、原産地呼称管理制度の発展のためにも、こういった取組こそスピード感を持って全力で進めるべきと考えますが、どうでしょうか、農林水産部長にお聞きします。

最後の項目、小中学校の教職員を孤立させない取組についてです。

保護者対応に苦慮している教職員がいるという複数の声を耳にしております。この件、非常に難しいと思うのは、保護者も一生懸命、先生方も一生懸命、共に子供のためにというところでは一致していても、理想が高過ぎたり、擦れ違いがあったりと、双方の主張がかみ合わなくなって、にっちもさっちもいかないような事例が起きているというところです。

一例を挙げますと、特別支援学級の担任教諭に対し、指導方法を改めてください、子供に謝ってください、我が子に関わらないでくださいなど、干渉を繰り返したり、場合によっては、毎日学校に来て我が子が在籍する教室に居座りながら担当教諭に指図したり、排除したりするなど、我が子を熱心に思うが余り、保護者とはいえさすがに行き過ぎと思われる言動を取られたというような事例があっているようです。そして、皮肉なことに、保護者のその度を超した熱心さによって、その子供自身に悪影響が出ていたり、成長の機会を奪ってしまっている可能性があるとのことでした。

もちろん学校のほうではそういった事例に対して、校長先生はじめ、教頭先生や主任の先生方とも協力しながら対応されているのですが、知見や経験値の不足、そして、保護者と今後もうまく付き合っていかなければという心理が働き、解決につなげていくことがなかなか難しくもあり、そうなってくると、直接対応されている担当教諭や支援員の先生が孤立してしまうということも考えられます。

また、こういった問題に際しては、当然ながら、市町の教育委員会も関わっていただくわけですが、事を荒立てたくないという思いが優先するところもあって、解決に決め手を欠くということもあり得ることだと思います。

このように、こういった難しい問題を学校や市町教育委員会にだけ任せてしまっていては、問題が長引くことが懸念される上、孤立した担当教諭や支援員の先生を追い詰めてしまうのではないかと心配になってしまいます。

類似の事例では、教諭や支援員の先生が仕事を辞めてしまっているという実態もあるようです。そして、このような対応が難しい事例は、程度の差こそあれ、県内各地の学校で日常的に起きているのではないかと推察されます。

私は、こうした解決が難しい事例が発生した場合には、迅速かつ丁寧に対応するために、法律の専門家や警察、心理学や精神医療など、専門知識を持った第三者の介入が必要ではないかと考えております。そして、そういったサポート体制を早く確立し、周知徹底により、現場で頑張っておられる先生方に、県を挙げて全力でサポートしますよというメッセージを直接届けることだけでも非常に意味があると思っております。

県教育委員会では、教員の人材確保に注力されておりますが、今まさに学校の現場で頑張っておられる教職員が、保護者の対応により孤立したり、辞めたりしなくて済むように、また、過去に同じようなことが理由で、一度は職を離れられてしまった先生方の中で、今私が申しているような県のサポート体制の取組を知ることによって、もう一度現場に復帰してみようと考えてもらえる方が一人でも出てきてもらえるように、さらに言えば、県が本気でこの問題に取り組んでいく姿勢が、これから教員を目指す学生たちの後押しにもつながるのではないかとの思いも込めて、本気になってしっかりと取り組んでもらいたいと願っております。

そこで、次の点について伺います。

一つ目は、県教育委員会の認識についてです。

県教育委員会では、保護者対応に苦慮している学校現場の状況について、どのように認識しておられるのかお聞かせください。

二つ目は、これまでの取組についてです。

県教育委員会では、保護者対応に苦慮している学校に対して、どのような取組を行ってこられたのかお聞きします。

三つ目、今後の取組についてです。

県教育委員会は、実態調査を含めて、今後どのような取組を行っていかれるのかお聞かせください。

以上、大きな四項目について、御答弁のほどよろしくお願いいたします。（拍手）

◉山口知事　登壇＝古川裕紀議員の質問にお答えします。

佐賀ん酒への私の思いと、酒米不足で窮地に立たされております佐賀酒の支援についてお答えします。

今日の佐賀酒の礎は、江戸末期、鍋島直正公が藩内広くに酒造りを奨励したことにあると伝えられております。佐賀平野で作られる豊富な米を生かし、さらに高い付加価値を生むための政策であったと言われております。地域ならではの資源を生かし、唯一無二の価値を生み出した直正公の努力は、まさに私の思いとも重なるところであります。

私自身、鹿島酒蔵ツーリズムには毎年訪問するなど、佐賀酒が本県にとって大切な地域資源、誇るべき伝統文化であるという強い思いを持っております。

昨年の「ＳＡＧＡ２０２４」の際には、天皇皇后両陛下にも佐賀ん酒をお楽しみいただき、「ＨＡＭＡ　ＢＡＲ」では、佐賀の酒造りを担う蔵元を御激励いただきました。

こうした鹿島酒蔵ツーリズム、「ＨＡＭＡ　ＢＡＲ」、スローツーリズムなど、佐賀ん酒をテーマとした取組は、本県の観光にとっても欠かせないものとなっております。

近年、佐賀酒は世界でも高く評価されておりまして、インターナショナル・ワイン・チャレンジや「Ｋｕｒａ　Ｍａｓｔｅｒ」といった海外のコンテストでも数多く受賞しております。

令和三年には県産日本酒「ＧＩ佐賀」が国が指定する地理的表示にも認められまして、佐賀という産地に根差した、高品質の酒としてブランドの認知が進んでいるわけであります。

さて、こうした中、昨年からの米の価格高騰の影響を受け、酒米の調達に苦慮する県内酒蔵を支援するために、佐賀酒原料米価格高騰緊急対策事業として、令和六年度二月補正予算において支援を打ち出させていただきました。

ただ、議員からもお話がありましたように、その後も米の価格高騰の影響が続き、酒米農家が主食用米に作付転換するなど、秋から始まる酒造りに向けて、令和七年産の酒米不足が懸念されている状況にあります。この先も酒造りを続けられるのだろうかと、県内酒蔵をはじめとした関係の皆さんが不安に思われていることは痛いほど理解しております。

佐賀ん酒は、どこに行ってもその話題になり、世界中で話題になり、本県のブランドそのものであります。世界に誇る佐賀の伝統文化であり、私たちにとって決して失われてはならない一丁目一番地の一つと認識しています。

大切な産業としてしっかり守り抜かなければならないとの強い思いを抱いておりまして、今直面している課題に対して、そして将来に向けても、大切な複合的なパッケージ対策の実施が必要と考えております。

検討の方向性につきましては、産業労働部長から答弁させます。

◉種村健康福祉部長　登壇＝私からは、肥前精神医療センターへの支援

についてお答えいたします。

国立病院機構肥前精神医療センターは、精神科の各分野で専門性の高い治療を行っている西日本を代表する精神科病院であります。そして、佐賀県の精神保健福祉を支える、県民にとって大切な存在であります。

県におきましても、同センターに多くの事業を担ってもらっております。例えば、精神障害のある方が、緊急時にいつでも精神科医療を受けられるようにするための空床確保や受け入れ医療機関の調整、様々な悩みを抱える子供やその保護者等に対します個別相談ですとか、そうした方々を支援する医療・福祉・教育関係者の人材育成、入院が必要な思春期の児童がスムーズに精神科医療を受けられるようにするための医療提供体制の強化などでございます。

同センターとは連携しながら、本県の精神保健福祉の取組を推進しているところでございます。

同センターとは、日頃から院長をはじめ関係者と意見交換を行っております。私自身も四月に健康福祉部長就任以来、幾度となく院長と直接お会いして意見交換をさせていただいております。

その中で、国による財政支援が令和三年度から廃止をされたとか、それから精神科の診療報酬がほかの診療科よりも低く、特に入院の長期化によって、さらに低くなると、こういったことで赤字のようになっているということなど、財政状況が非常に厳しいということについては伺っております。

国立病院機構ですので、財政支援につきましては、本来、国が行うべきものであると思います。今年の五月に国への政策提案を行った際にも、国による同センターへの財政支援を行うこと、それから、診療報酬を、入院期間にかかわらず、患者の重症度や症状・特性等に見合った単価に見直すことを提案したところでございます。

また、この精神保健福祉の問題は、入院中の精神障害のある方々が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるようになるといった地域移行の観点も踏まえて考えていかなければならない問題です。精神障害のある方々にとってどういった形がよいのか、持続可能な病院運営はどうあるべきなのか、同センターのみならず、国、国立病院機構本部と一緒になって考えていく必要があると思います。関係者と意見交換を重ねながら、引き続き県としての対応を検討してまいります。

私からは以上です。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、佐賀酒を守るための検討の方向性についてお答えいたします。

昨年から続く米の価格高騰によりまして、県内の酒蔵は原料米の仕入価格上昇に加えて、必要量の確保そのものが厳しい状況となっております。

こうした状況の中、佐賀の大切な伝統文化として、そして、世界に誇る産業として、佐賀酒を絶やすことなく守っていくためには、現状、検討すべき課題が大きく三つあると考えております。

第一に、今年度の酒造りに向けて、県内の酒蔵は原料米の価格高騰という直面する課題に対応しなければなりません。

第二に、来年度の酒造りに向けて、酒蔵が必要な酒米をいかに安定的に確保できるようにするかが課題となっています。これは、主食用米の価格が高騰する中、山田錦や「さがの華」といった酒米も価格は上昇しています。しかし、その価格差が縮小または逆転し、栽培の手間や収量

の少なさから、主食用米への作付転換が懸念されていることが主な要因となっています。

第三に、より根本的な課題として、農家の収入増につながる、収量が上がるような酒造りに適した新たな品種の開発、育成なども重要だと考えます。

これら三つの課題に対して、酒米、主食用米の今後の価格の動向も見極めながら、農林水産部と共に、酒蔵、農家への複合的な対策を実施することを検討していきます。

私からは以上です。（「白玉饅頭も待っちゃってですよ」と呼ぶ者あり）

◉島内農林水産部長　登壇＝私からは、酒米の品種開発についてお答えいたします。

県内で生産されている酒米の約六割は、大粒で酒造りに適した品質を擁する山田錦という品種でございます。先ほど議員からも御紹介がありましたが、山田錦は背が高く、実が大粒のため倒れやすく、その上、収量が少ない上に、近年は夏場の高温による品質低下のため、米の吸水にむらが出て、酒造りが難しくなるというふうな影響も出ております。

こうしたことから、県の農業試験研究センターにおきまして、高品質な酒造りが可能となる県独自の新しい品種の開発を進めております。

その中で、高温下でも品質が安定し、収量性に優れる有望系統が複数出てきたことから、次の段階として、令和三年から県内の酒蔵や県工業技術センターとともに、問題になっている吸水性の確認や簡易的な醸造適性試験にも取り組んでまいりました。

酒米の確保が懸念されております現状を踏まえ、これまでに選抜した有望系統について、通常は数年をかけて行う醸造試験を、今回は複数の酒蔵において同時に行うことで、開発期間の短縮につなげてまいりたいと考えております。

本県のブランドであり、世界に誇る伝統文化産業である佐賀酒を守るため、農家と酒蔵双方に喜ばれる、収量性に優れ、おいしい佐賀酒造りに適した品種を少しでも早く開発できるよう取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉宮原男女参画・こども局長　登壇＝私からは、幼稚園への支援についてお答えいたします。

佐賀の子供たちの健やかな成長を支えていただく幼稚園や保育所が、施設の違いにかかわらず、必要な支援により、子供たちのよりよい育ちにつながっていくことは大事なことであると考えます。しかしながら、施設の違いによって、国の支援内容について一部差があるのが実情でございます。

このため県におきましては、これまで関係団体をはじめ、現場の声をお聞きしながら、施設の違いによる支援内容の格差解消につきまして、国に対し政策提案を行ってまいりました。提案の結果、格差解消の実現に至った例がございます。

例えば、幼稚園におきまして、特別な配慮を必要とする子供の受け入れに伴って、職員を追加で配置する場合、従来、対象となる子供二名以上を受け入れることが国の条件でございましたが、令和六年度から一名だけの受け入れでも補助が受けられることとなりました。これは保育所と同様でございます。

また、医療的ケア児の受け入れに必要な看護師の職員を追加で配置する場合、従来は一部の補助のみでございました。提案の結果、国の制度

が拡充されまして、令和七年度からは全額補助――これも保育所同様でございますが――となりました。幼稚園への支援拡充、格差の解消につながったものでございます。

国に対する政策提案を行った際にも、「こども家庭庁」のほうから、幼稚園と保育所の支援内容の違いなど現場の状況が分からないので、声を届けていただきたいとの話がありました。関係省庁間でも話をされている状況と伺っております。

こうした話もありまして、県といたしましても、議員からお話のありました幼稚園教諭の補助業務や、給食の配膳や園外活動の見守りサポートを行う職員の配置に関する補助制度も含めまして、関係団体や園の状況を伺いながら、引き続き支援の格差解消について、国への提案を検討していたところでございます。

幼児教育、保育の現場の方々が一人一人の子供たちにしっかりと向き合い、子供のよりよい育ちを支えていただけるよう、引き続き関係者と連携し、現場の声を聞きながら、子供たちが健やかに育つ環境づくりに取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝私からは、小中学校の教職員を孤立させない取組についてお答えをいたします。

初めに、県教育委員会の認識についてでございます。

学校には様々な意見や要望が寄せられておりまして、そうした場合には速やかに管理職などへの報告や相談が行われ、組織としてその解決方法などが検討されています。その中に学校に対する過度な要望や行き過ぎた言動があるということは承知しておりまして、そのような場合には毅然とした姿勢で対応することが、子供たちの学びの環境を守り、健全な学校運営のためにも必要であると考えております。

過度な要望を受ける教職員の心労はどれほどだろうと思いますし、決して孤立させてはいけないと強く思います。学校や市町教育委員会が組織として対処する必要があると認識しております。

次に、これまでの取組についてでございます。

県教育委員会では、先ほど申し上げました認識に立ちまして、研修会や学校訪問などを通して、校長や教頭に対し、教職員が孤立することがないよう、組織としての対応を求めるとともに、対応に当たって押さえておくべき点や、必要に応じて法律の専門家や警察に助けを求めることなど助言してきたところでございます。

また、県教育委員会の教育事務所や市町教育委員会が主催する研修において、事例研究や対応の在り方の演習を実施し、指導、助言を行っています。

さらに、対応に苦慮する事案が発生した場合は、ケース会議を開くことも多く、教育事務所が学校で行われるケース会議に指導主事を派遣したり、各市町の顧問弁護士への相談を勧めたりしています。

各市町教育委員会においても、事案によっては弁護士に相談したり、警察に協力を求めたりされています。

今後の取組についてでございます。

実態をということでございましたけれども、市町立の小中学校については、設置者である市町教育委員会が各学校の状況を把握し、責任を持って対応されています。解決が難しいものなど、事案によっては、先ほど申しましたように、県教育委員会にも情報が来ておりまして、助言を行っ

ております。

二十年近く前になりますけれども、私も対応していた経験がありまして、教育長になってからも学校現場のことがずっと気になっておりまして、校長先生、教頭先生たちが集まる場など、機会があるたびにこういったことの話をしてまいりました。

学校のニーズも高いと感じ取れたことから、学校における対応のポイントというのを、今まさに県教育委員会で作成をしているところです。担当の先生、そして校長先生や教頭先生といえども、こうした対応が得意な人はあまりいないと思います。経験値もそれぞれです。大事なのは、職員を孤立させないこと、そして上司も解決が難しければ人の手を借りること、ぜひ相談していただきたいと思います。

子供たちの学びの環境を守るため、必要な場合はちゅうちょなく法律相談や警察への相談を行っていただきたいと思います。勇気を持って対応を切り替えていただきたいと思います。

市町教育委員会とも連携を図りながら、県教育委員会として支援をしてまいります。

今回、保護者対応ということで御質問をいただきました。古川議員もおっしゃっていたように、私も保護者と学校というのは、共に子供の成長という同じ目標に向かって歩むチーム、パートナーだと思っています。今回、行き過ぎた行動に対しての対応についてお答えをしましたが、多くのケースでは、仮に保護者さんがきつい言い方をなさっても、子供のことを思う気持ちの表れであったり、あるいは学校からの説明や対応が足りていなかったりということもあるかもしれません。いろんなことがあるかもしれませんが、信頼関係にありますし、よりよい関係を構築していきたいと双方が願っているということを申し添えたいと思います。今後とも学校現場をサポートしてまいります。

私からは以上でございます。

◉古川裕紀君　登壇＝今、答弁いただきました。

まず、佐賀酒の件について、佐賀酒の支援についてですけれども、本当県内いろんな産業がある中で、なかなか真っすぐストレートに発言するのは難しいだろうなと思っていたんですが、知事のほうから一丁目一番地と言っていただきまして、本当にありがとうございました。しっかりとそういった思いで佐賀の佐賀酒というものが守っていけたらと思っております。これは感想というか、感謝の気持ちを述べるにとどめておきます。

幼稚園への支援についてですけれども、提案を検討ということで、政策提案に挙げるかどうかというのを、今後様々関係各位、意見をいただきながら検討していくということですので、ぜひ挙げていただきたいと思いますし、こういった中にあって、県としてできること、その部分をしっかりと、もっと前向きに考えていただきたいと思うんですよね。そういった部分についてしっかり検討をしてください。ちょっと聞くのも酷なので、よろしくお願いします。以上です。

続いて、肥前精神医療センターへの支援についてですが、本当におっしゃるとおりです。政策提案でも提案していますということでした。

一点、今後、地域移行については、私の身近なところでも症例があっておりましたけれども、まあ、なかなか難しい現状だと思います。そうやって地域にといっても、例えば一人暮らしであれば、本当に薬飲んでくれただろうかとか、御飯食べただろうかとか、そんな基本的なところ

から、そういったところからのスタートになってしまいますので、理想は地域移行ということは重々分かりますけれども、難しいことを考えると、なかなかそうはいかない現実との狭間の中での議論になってしまいますが、県としての対応というところでお話しいただきましたけれども、それこそ、県独自でやれることは、もっと積極的にというか、もっと踏み込んでやれることというところを考えていただきたいなと。

まだ、もちろんいろいろ検討されていることもあると思います。そういったところでお話しするところがあれば、一言教えていただければと思いますので、これは質問とさせてください。

最後、小中学校の教職員を孤立させない取組ですけれども、申し訳ありません、何か現状どおり、今後も今までどおりというようにしか聞こえませんでした。申し訳ないです。いや、それは分かります。分かるんだけれども、現場ではこういうことがあっていますよという話なんです。報告を得意な人はあまりいない、ぜひ相談してくださいと。何か相談してくださいというのは、要は、そちらさん側で勝手にやってくださいみたいに聞こえます。聞こえるので、県としてそういう対策室みたいなものを立ち上げていただきたいと思います。

それと、当事者同士だとやはり角が立つものですので、学校側が警察に相談したとか、学校側が弁護士に相談したとなると、学校と保護者との関係というのはなかなか修復というところは期待できないかなと思います。

例えば、クラスも一クラスしかない学年より、二クラス、三クラスあったほうがいいと。やっぱり人間対人間の話ですので、いよいよ修復できないような関係のときはクラス替えでその子たちを離すということも、子供たちの部分でもあっていますけれども、それは保護者と教師であっても同じことが言えるのかもしれません。当人同士では人間的関係性の中で、どうしてもうまくいかないという部分もあるかもしれません。そういったときに、今これだけ人材がいない中で、担当を替えますなんて簡単に言えるような現場ではないです。要は一人病気で休んだら、その教科の授業ができないような、今、学校の現場は、そのぐらい人材不足の中で、人と人が合わないから担当を替えてほかの人にやってもらえますかなんて言えない環境の中であれば、そうやって当人同士で解決してくださいとか、そういった話ではないと私は感じていますので、そういうときにこそ県が悪者になっていただかないといけないのかなという思いを込めて今回質問をさせていただいております。

そういった意味で、少なくとも対策室、本当は委嘱して、弁護士ですとか、警察関係、あなたにお願いしておきますとか、精神医療の先生はあなたでお願いしますとか、全部委嘱して、そういうチームをつくっていただきたいんですけども、なかなかそういうのは一発でできるものではないと思いますので、県民に対して、また、現場の先生に対してのメッセージを含めて、そういった体制づくりの第一歩を踏み出していただければと思うんですけれども、もう一度御答弁いただければと思います。

以上二問、聞かせていただきたいと思います。

◉種村健康福祉部長　登壇＝古川議員の再質問にお答えをいたします。

私には、肥前精神医療センターへの支援で、県独自で何か検討されていることがあればということでの御質問だったかと思います。

センターのほうと意見交換をする中では、いろんな他県の事例ですとか、そういったものもいろいろお聞きしたりはしております。そういう

中でどういう形があり得るのかとか、もろもろ勉強とかはやってはいますけれども、今現在、何かこういうものという具体的なものはまだございません。引き続き、いろいろ意見交換をしながら検討していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

◉甲斐教育長　登壇＝再質問にお答えします。

私が相談してくださいと言ったのは、外部の専門家に相談してくださいということ、それは言いましたけれども、解決ができなければ、県教育委員会にも相談してくださいということでございます。実際に県教育委員会からも、また、県の教育事務所からも会議に参加して助言なども行っています。

そして、先ほど替えてくださいということへの対応とかも、クラスを替えてください、担任を替えてくださいということ、私はこれは断らないといけないと思います。断るのは外から来た人が断る、いや、これはできませんと言うのではなくて、やっぱり組織としてそこは勇気を持って断らないといけないんだろうというふうに思います。切り替えていいんですということも私は併せて伝えていきたいというふうに思っています。皆さんできるだけいい環境をつくっていきたい、信頼関係でいきたいというのは分かります。信頼関係は相手とこちらとあってのことでございますので、そこで一定を超える場合というのは毅然とした対応がやっぱり求められるものだと私は思っております。もちろん学校が困っていることは私もずっと気になっておりまして、対応のポイントをちゃんとまとめてお返しもしますし、こういった事例がありましたとか、個別の事例は示せませんけれども、対応の事例とかも示しながら、お困りがないように、もちろん困ったら相談してきていただきたいと思いますし、サポートしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◉古川裕紀君　登壇＝毅然とできたらやりますよ。だから、毅然とできないから、みんなやっぱり大変なんです。いや、分かりますよ。威力業務妨害でもあり、強要罪でもあり、不退去罪でもあるかもしれない。それと、子供に対しては成長の機会を奪っているわけですから、児童虐待に当たるのかもしれないです。だから、そういったところは知識と毅然とした態度があればずばっと言えます。だから、県の教育長がそれを求めるというところが、何か対応として正しいのかなと。それは分かります、すべきだとは分かるんですよ。でも、べき論で片づけられるんであれば、今そうやって学校の現場は疲弊していないと思います。

そういった中で、やはり対策室という部分の一歩を踏み出していただきたいというところの答弁をいただけなかったので、もう一度食い下がりますけれども、そういったところをもう一度聞かせてください。

私、今回、文教厚生常任委員会に関わっているのも、これが目的で関わっている部分もありますので、また一年かけて議論させていただければと思います。

そしてあと、例えば、じゃあいつでも御相談くださいと言って県の教育委員会の電話番号をどんとＡ４一枚に書いて各学校の職員室に貼るとか、何かそうやって気軽に連絡くださいというんであれば、そういった行動は取ってほしいなと思います。

だから、そういったところも含めてもう一度再々質問とさせていただきます。

◉**甲斐教育長**　**登壇**＝再々質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でケース会議のお話を申し上げました。今、ケース会議、例えば、児童生徒の支援のために福祉的な視点だとか、あと、家族支援が必要だとかそういったこととか、あと、対応に苦慮しているというときには、ケース会議を学校で開いています。ですので、そこにはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理的な知見からアドバイスをする人、あと、様々な福祉とか関係機関につないだり、調整したりすることができる人、そこには各市町の首長部局の児童福祉の担当課もございます、あと、県の教育事務所からも指導主事も入っております。

現在、このケース会議は機能しているというふうに思っております。これを活用して市町と県で連携したいと思っています。

小中学校の設置者は市町教育委員会であります。まずはしっかりそこでなさることだと思いますし、別に県教育委員会として何もしないというわけではありません。そこの学校、市町教育委員会はお困りだと思いますので、しっかりサポートしてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉**副議長（八谷克幸君）**　暫時休憩します。

午後三時十九分　休憩

令和七年六月二十日（金）　午後三時五十分　開議

出席議員　三十六名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三三番	石井秀夫		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三四番	藤木卓一郎		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三五番	土井敏行		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三六番	石倉秀郷		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三七番	岡口重文		
九番	中本正一	二三番	宮原真一				
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　一名

三二番　留守茂幸

六月二十日

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	寺田博文
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂真昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同　議事・記録担当主幹	篠田博幸

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◉弘川貴紀君（拍手）**登壇**＝自民党ネクストの弘川貴紀です。

早速、問いの一に入ります。

県立大学については、開学まで四年を切っており、着実に準備が進められています。大学の設置に関して、必要な最低の基準として定められているのが大学設置基準であります。その大学設置基準の第三十六条では、大学図書館は必要不可欠なものとして位置づけられ、第三十八条においては、学部の種類、規模に応じ、教育研究上必要な資料を図書館を中心に系統的に備えることとし、他の大学図書館等との協力の必要性についても触れられています。

この大学設置基準は、時代の流れに応じて弾力化が図られてきており、特に図書館の在り方については、紙の図書のみを想定したような規定は見直し、電子ジャーナルを含めた教育研究上必要な資料の整備促進を図るための改正が行われている現状であります。いずれにせよ、図書館は大学が必ず備えなければならない施設の一つとなっております。

昨日、山口知事から紹介がありました広島県の叡啓大学。その広島県の叡啓大学に今年の三月二十四日、初めて卒業式があり、私は視察に行ってまいりました。専門家チームの一人、早田教授が所属されている大学です。

一期生が多様な学びの機会を生かし、実社会で活躍する人材としての巣立ちをイメージとして目に焼きつけてきて、来るべき佐賀県立大学への思いや雰囲気を味わうことができました。

式典の後、大学の建物も見学してきました。イメージを想起していただくため、立地や建物について少し説明をさせてください。

叡啓大学は広島駅から徒歩十分のところにある都市型の大学で、十五階建ての既存の建物を改修して利用しています。

一階はプロジェクトを行うためのワークスペースや地域の方も集うことができるコミュニティコモンズ、パブリックでもなく、個人でもなく、共に創り上げるといった共創の精神が宿っていました。

二階には図書室と事務フロアがあり、三階から七階は講義室のほかに課題解決型学習――ＰＢＬの演習室、ここは授業時間以外でもグループで学習できるしつらえになっていました。

九階から十三階までは国際学生寮、十四階と十五階はカフェテリア、そのほかにラーニングコモンズ、食券やセルフレジの軽食スペースでした。

私が訪れた図書室はコンパクトで機能的な造りで驚いた次第です。電子資料として、図書、学術論文、雑誌記事、新聞記事などの情報を閲覧することができ、学生や教員は学校外からも電子資料にアクセス可能となっていました。つまり物理的なスペースを占める書籍は限定的で、しかもコンパクト。従来の図書館のイメージを覆すものでした。さらに、県立広島大学図書館などとの連携も行われており、一大学一図書館との前提にとらわれない運用を行っており、大いに参考になるものでした。

そこで、佐賀県立大学においては、現在、基本設計の検討を進めている真っただ中と聞いています。コストを意識する必要は当然ですが、図書館は大学の教育や研究に欠かすことができない基幹的、知のインフラ拠点と考えます。後発の優位性を十分に生かして、どのような図書館に

したいと考えているのか、概略的な方向性を政策部長にお尋ねいたします。

問いの二番目は、データセンターの誘致です。

インターネット通信を支える基盤としてデータセンターは誕生しましたが、急速な技術革新やＡＩの普及などに伴い、需要が飛躍的に高まっている今があります。現状、多くのデータセンターは関東や関西の大都市に集中しており、電力の確保や災害への備えから、地方への分散の必要性が議論されており、政府は「地方創生二・〇」でも地方への分散を目指すことにしています。データは二十一世紀の石油とも言われ、もはや資源です。私はデータも地産地消の時代に入っていくと考えます。

ここで佐賀県を見てみますと、良質な水資源、電力供給の安定度、福岡県や長崎県と隣接し、九州の高速道路や鉄道がクロスする優れた立地環境でありますし、何といっても地政学リスクが圧倒的に低いこと。ＢＣＰ対策の適地であることから、データセンターとの親和性が極めて高いと思います。

このようなことから、次の二点についてお尋ねいたします。

データセンターに対してどのように認識しているのかが一点です。

二点目は、今後の取組についてであります。

佐賀県が好立地の場所であることから、立地環境を整理し、事業拠点佐賀を大いに発信してほしいと考えます。さらに、将来的には東アジアと近接しており、国際的な光海底ケーブルの陸揚げにも期待される地であることから、今後どのように取り組んでいくのかを産業労働部長に答弁をお願いします。

問いの三項目めは、除草の地元委託についてです。

スポーツは地域を束ねる重要なツールですが、草刈りも地域の結束や世代間交流の場づくりには欠かせないものです。一緒に汗を流して、何よりも終わった後の爽快感、達成感を共有することができます。

伊万里の臨港道路久原線の四車線化の工事が進み、一部開通しましたが、おかげさまで朝夕の渋滞が気持ちよく解消しています。その臨港道路の一部区間を地域のみんなで地元委託を思い立ち五年目を迎えます。自分たちの地域は自分たちで守る意識が醸成され、景観もよくなり、投棄されたごみの量も格段に減少。自発の地域づくりに大いに貢献して、持続性の高い取組となっています。

波及効果は広がりを見せ、トンテントン合戦が行われている伊万里川をトンテントンの若衆や商店街店主たちが行ったり、今年度からは松浦鉄道久原駅付近の臨港道路も地元委託に参画されました。新たに地元委託に取り組んだ参加者からは、いい地域貢献活動ができた、共同作業で地域がまとまったなどの声をいただきました。

ダウンサイズしていく縮小社会にあって、みんなで新しい社会インフラをいかにリデザインしていくためには、関わりしろを広く深くしていくことが肝要であり、あえて地域に、役割や出番をつくる場づくりが大切であると痛感しています。

行政と住民とのパートナーシップの再構築により、新しい地域づくりができないかの問いを立て、令和六年二月、地域交流・県道整備常任委員会で質問を行いました。そのときの問いに対する答弁は、令和五年度で道路では七十六団体、河川では百九十九団体行っており、課題は安全確保と参加者の高齢化だが、地元委託を積極的に広げていきたい、より多くの人々に知っていただくため、市町をはじめ、関係機関と連携して

市町の情報誌への掲載や区長会でのチラシの配布など、様々な機会を通して制度の周知を図り、新規に御参加いただける団体を増やしていきたいとのことでした。

そのときの質疑から一年しか経過していませんが、県が管理する道路や河川の除草の地元委託について現在の進捗状況をお尋ねいたします。

四項目めは、金融経済教育についてです。

高校の公民科、家庭科では、学習指導要領の改訂により、令和四年度から金融経済教育を充実させる学習内容となっています。

背景には、成人年齢引き下げによる金融トラブルや資産形成の必要性の高まり、諸外国と比較した金融リテラシーなどがあり、学ぶ意義として、自立する力の育成、将来への意欲、活力などが考えられます。

教える側に立ってみると、守備範囲が広がり、大変そうという問いが私の中で生まれました。ある実態調査にたどり着くことができ、それは全国の中学、高校の社会科と家庭科の教員に対してのもので、金融経済教育の必要性について、約九五％の教員が必要であると回答した一方、実際に授業で金融経済教育を扱うことについては、半数の教員たちは教える側の専門知識が不足していると答えています。

教わる側の生徒の金融リテラシーの向上を図るためには、自立した消費者の育成を目指す消費者行政と教育行政がより緊密に連携し、教員だけではなく、外部専門家を活用した取組が肝要だと感じた次第です。

新学習指導要領の導入から三年が経過しています。金融経済教育を進めていく上での課題も見えてきたのではと思います。

そこで、二点について伺います。

県立高校ではどのような課題があるのでしょうか。そして、外部の知見の活用が大切と提案しますが、どのように取り組んでいくのかを教育長にお尋ねいたします。

四項目六点について、県民に届くよう提案といたします。（拍手）

◉前田政策部長　登壇＝弘川貴紀議員の御質問にお答えします。

私には、県立大学についての御質問で図書館の在り方ということでお尋ねがございました。

大学は知の拠点であります。そして、教育、研究の両面を支える知のインフラとして図書館の役割は大きいと思います。ただ、それはハードではなく、あくまでソフト機能であると考えております。

従来の大学のイメージですと、図書館という独立した建物や施設に多くの蔵書が並び、厳かな雰囲気ではないかと思います。しかしながら、今日では大学の図書館も様々でございます。

弘川議員から御紹介いただいた広島県の叡啓大学のように、都市型の大学では、名称は図書館ではなく、図書室としながらもデジタル化、例えば、インターネットを通じて論文などにアクセスする電子ジャーナルなどがございますが、こうしたデジタル化とあわせまして、ほかの図書館との連携といったネットワーク化が図られております。こうしたことで学生の知的探求心を支える機能を担っているものと思います。

私どもが準備を進めております県立大学における図書館、あるいは図書室の在り方につきましては、今後具体的に検討をすることになりますが、昨今のこうしたデジタル化、ネットワーク化の流れを踏まえつつ、一人一人の学生や研究者にとってアクセスがしやすいかどうかなど、まさに知のインフラとしての機能を重視した検討を進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

◉井手産業労働部長　登壇＝私からは、データセンターの誘致についてお答えします。

まず、データセンターに対する認識についてですが、生成ＡＩや量子コンピュータといった次世代の計算基盤やシステムに関する技術が進展し、世界的にデータセンターの整備が進んでおります。データセンターは、国際競争力を支えるだけでなく、経済安全保障においても欠かせない重要なインフラとなっております。

我が国においても、医療、教育、交通、農業などのあらゆる分野でデータを活用した新ビジネスの創出と社会課題の解決が期待されています。その中でデータセンターなどのデジタルインフラは、社会経済の持続的な発展を確保するために必要不可欠なものと認識しております。

なお、こうした重要性を背景に、国では、デジタルインフラの構築を担う有識者や企業関係者、関係省庁が会合や官民懇談会を通じて政策の方向性を議論されてきました。

現在、データセンターは、経済合理性を重要視し、首都圏や関西圏に集中しております。しかし、大規模災害や安全保障の観点から、今後は地方への分散が求められています。

地方に立地するメリットは、データセンターの運用や保守に関わるエンジニアの流入、育成や雇用創出のほか、継続的な設備投資による固定資産税などの税収増加などが考えられます。

今後に向けて、国は、足元のデータセンター需要への対応、新たなデータセンター集積拠点の実現、データセンターの地方分散と高度化の推進という三つの観点で進めていくと方向づけされておりますので、引き続きこうした国の取組を注視していきます。

そして、今後の取組についてですが、国内におけるデータセンターへの投資額は増加傾向にあり、今後、ＧＡＦＡなどのメガクラウド企業の投資は毎年数千億円以上の規模になると予想されています。

データセンターの集積拠点として望ましい要件とは、電力インフラ、通信ネットワーク、地盤の安定性、一定面積の用地、冷却用の工業用水などです。

佐賀県は地震が少なく、南海トラフ地震による津波の想定もありません。ＢＣＰの観点で高い優位性を持つほか、強固な地盤や電力確保の面で十分候補地となり得る適地を有していると考えております。そうしたこともＰＲしながら、今後は佐賀県の地理的特性を生かす形で、地域への経済波及効果の高い最先端のデータセンターの立地に向けて戦略的に取り組んでいきます。

私からは以上です。（「頑張ってください」と呼ぶ者あり）

◉永松県土整備部長　登壇＝私からは、除草の地元委託についてお答えをいたします。

道路や河川の機能を維持していくためには、定期的な除草など、施設の適切な維持管理が重要でございます。

道路では、道路の利用者の安全と円滑な交通の確保及び沿道環境の保全を図るため、路肩やのり面の除草を行っております。

河川では、河川巡視や堤防点検などで堤防の状態を確認するために除草を行っております。

道路や河川における除草の委託方法といたしまして、民間企業への委託と地元の自治会などへの地元委託がございます。

地元委託は、地域の方々が除草作業を協力して行うことで地域の絆が強くなり、自発の地域づくりの後押しにもなっていると考えているところでございます。

道路、河川の除草の地元委託は、令和六年度は二百六十七団体に受託をいただいております。

議員からお話のありました伊万里市の久原駅前の臨港道路久原線につきましては、今年度から新たに地元委託で除草に取り組んでいただいておりまして、五月に初回の除草を実施されたと聞いております。このように、地元の方々のお力もお借りしながら、道路、河川の維持管理を行わせていただいております。

除草の地元委託の課題といたしましては、過疎化や高齢化が進む中、地域で地元委託を続けていただくこと、また、新たな担い手や委託先を確保することなどがあると認識をしております。

昨年度から、道路の除草について、安全に除草作業ができるよう、通過車両への注意喚起の看板ですとか安全チョッキを貸し出す取組を開始いたしました。また、作業の安全性を考慮し、危険なのり面を委託範囲から除くような見直しも行っております。

さらに、昨年度、地元で受託をしていただいております二百六十七全ての団体に対しましてアンケートを行っております。アンケートの内容といたしましては、地元受託に対しまして、よかった点、困っている点、改善してほしい点などをお伺いしております。

アンケートの結果を御紹介いたしますと、よかった点としては、地域の親睦が深まった、地元の環境は地元で守っていきたい、今後も地元委託が継続できるようにしてほしいなどの意見がありました。

一方で、困っている点、改善してほしい点として、高齢化や作業員不足により継続は難しくなっている、それから、熱中症対策にも苦慮をしている、燃料等が高騰しているため委託費を増額していただけないかなどの要望があってございます。

このようなアンケートの御意見を踏まえまして、実施可能な改善策について検討を進めていきたいというふうに思っております。

また、新たな担い手を増やしたり、新規の団体の参画を促進していくことも大事だと思っております。今年度から、地元委託の制度ですとか、ほかの地区での取組について、ホームページでの掲載、市町と連携してチラシの配布ですとか区長会での紹介なども行っていきたいと考えております。

公共施設の管理の一部を担っていただいていることを通じまして、地域の持つすばらしさに気づき、自発の地域づくりにもつながる後押しになればと考えているところでございます。

今後とも、地域の協働の取組の一つとして、地域の皆様に道路、河川の除草を担っていただけるよう、地域の声も伺いながら取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

◉甲斐教育長　**登壇**＝私からは、金融経済教育についてお答えをいたします。

初めに、この金融経済教育に関する県立高校の課題についてお尋ねがございました。

まず、現状からでございますけれども、高校では公民科や家庭科の授業で金融経済教育を実施しております。具体的には、公民科では、キャッ

シュレス社会の進行や仮想通貨の流通などについても触れながら金融経済の仕組みについて学んでいます。家庭科の授業では、貯蓄や保険、株式、債券、投資信託等のメリットやデメリットを踏まえた資産形成といった家計管理について学んでおります。こうした授業を通して、生徒が卒業後に必要な金融経済との関わりについての基礎的な知識を身につけるようにしております。

世の中は今、スマートフォン決済やインターネットバンキングの普及など、キャッシュレス化が進んだことで現金を扱う機会が減り、お金の価値や動きが見えにくくなっています。また、資産形成に関する知識についてもアップデートが必要です。

また、成年年齢の引き下げにより、生徒は高校在校中、または卒業後すぐに自らの責任で投資やローン、クレジットカードなどの契約が可能となりました。生徒が様々な金融トラブルに巻き込まれないようにするためには、教える側にも専門的な知識が必要となっています。学校からは、こうしたことに教員だけで対応することは難しいといった声があり、課題でございます。

次に、県教育委員会の取組ですが、金融経済教育について、生徒のより深い学びに結びつけていくためには、外部講師に指導していただく機会を設けること、外部講師をよりスムーズに確保できる仕組みづくりが必要と考えております。

ちょうど今年度から、知事部局と連携し、「高校生のための金融リテラシー向上出前教室」が活用できるようになりました。この出前教室は、佐賀県銀行協会から専門知識を持った方を高校に派遣していただき、投資などの資産形成や金融リテラシーについて教えていただくというものです。早速活用させていただいております。

受講した生徒の感想を幾つか御紹介いたします。ニーズ――必要なもの、ウォンツ――欲しいものを区別して、優先順位をつけてお金を使っていきたい。簡単にもうかるという話にすぐ飛びつかず、一回考えることが必要。投資をやってみたいので、勉強してみたい。一人暮らしするときに備え、家族とも金融の話をしたいといった声がありまして、経済活動と関わる将来の自分の姿をイメージするきっかけとなっているようです。各校での活用をさらに呼びかけていきたいと思っております。

従来は、先生が全ての知識を身につけて生徒に与えるという、その形から、こうした分野については、専門家を呼んで、先生も生徒と一緒に学ぶ形を取ることで、先生自身の専門知識も深まるように思います。

子供たちには、金融トラブルに巻き込まれないためにどうすべきか、巻き込まれた場合はどこに相談に行けばいいかといった知識も身につけた上で、社会に出てほしいと思っています。

子供たちが、経済的に自立し、より豊かな生活を送ることができるよう、今後とも知事部局や関係機関と連携しながら金融経済教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

○　請　願　提　出

◉議長（宮原真一君）　請願が一件提出されております。

これは、皆様のお手元に配付しております請願書のとおりであります。

請第一号請願　消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直

しを求める請願書

○請願上程

◉**議長（宮原真一君）**　請第一号請願を議題といたします。

請第一号請願につきましては、既に上程中の議案と併せて審議することといたします。

○委員会に付託

◉**議長（宮原真一君）**　ただいま議題となっております甲第三十五号議案から甲第三十八号議案までの四件、乙第三十四号議案から乙第四十五号議案まで十二件、以上十六件の議案、及び請第一号請願を皆様のお手元に配付いたしております議案付託表及び請願一覧表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたしたいと思います。

令和七年六月定例会議案付託表

委員会名	甲号議案	乙号議案
総務常任委員会	○甲第三十五号　令七　一般会計補正予算（一号）中 ・第一条第一項及び第二項第一表の歳入の全部と歳出の政策部関係分、総務部関係分、出納局関係分、公安委員会関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ・第四条第四表（地方債補正） ○甲第三十六号　令七　土地取得特別会計補正予算（一号）	○乙第三十四号　現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 ○乙第三十五号　県職員の育児休業等に関する条例の一部改正 ○乙第三十六号　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ○乙第三十七号　県税条例等の一部改正 ○乙第三十八号　暴力団排除条例の一部改正
文教厚生常任委員会	○甲第三十五号　令七　一般会計補正予算（一号）中 ・第一条第二項第一表の歳出の教育委員会関係分、県民環境部関係分、健康福祉部関係分	○乙第三十九号　世界海洋プラスチックプランニングセンター条例 ○乙第四十五号　県有財産の取得について
	○甲第三十五号　令七　一般会計補正予算（一号）中	○乙第　四十　号　国営土地改良事業に対する市町の負

農林水産商工常任委員会	・第一条第二項第一表の歳出の産業労働部関係分、農林水産部関係分、海区漁業調整委員会関係分、内水面漁場管理委員会関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ○甲第三十七号　令七　産業用地造成事業特別会計補正予算（一号）	○乙第四十一号　競馬組合規約の変更について ○乙第四十二号　運搬車両損傷事故に対する損害賠償について ○乙第四十三号　プレハブ使用料の未払いに対する損害賠償について
地域交流・県土整備常任委員会	○甲第三十五号　令七　一般会計補正予算（一号）中 ・第一条第二項第一表の歳出の地域交流部関係分、県土整備部関係分 ・第二条第二表の関係分（債務負担行為補正） ・第三条第三表（繰越明許費） ○甲第三十八号　令七　港湾整備事業特別会計補正予算（一号）	○乙第四十四号　樹木の枝折れによる工作物損傷事故に対する損害賠償について

令和七年六月定例会請願一覧表

番号	受理年月日	件名	紹介議員	付託先委員会
一	令和七年 六月十九日	消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書	自由民主党ネクストさが　全議員 県民ネットワーク　全議員 公明党　全議員 日本共産党　武藤明美	文教厚生常任委員会

請　願　文　書　表

付託委員会名	文教厚生常任委員会
受理番号	一
受理年月日	令和七年六月十九日
件名	消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書
紹介議員氏名	石倉秀郷、土井敏行、岡口重文、原田寿雄、八谷克幸、定松一生、池田正恭、弘川貴紀、古賀和浩、一ノ瀬裕子、田中秀和、徳光清孝、藤崎輝樹、江口善紀、野田勝人、下田寛、酒井幸盛、中本正一、木村雄一、武藤明美

請願の要旨

一　佐賀県は、県民の消費者トラブルを具体的に対応している消費生活相談員の処遇を改善し、地方消費者行政を安定的に推進させるため、予算の増強を講ずるべきです。

二　佐賀県は国に対し、消費者が全国どこにいても消費者問題の専門家による消費生活相談を受けられる体制の維持・整備、消費者被害防止の施策の継続・強化が実施できるよう、財政基盤の弱い地方公共団体においても自主財源が相当程度の比率に達するまでの期間、地方消費者行政推進事業に対する地方消費者行政強化交付金の交付期限の延長を続けることや、少なくとも、同交付金と同様に消費生活相談員の人件費にも充てることができる交付金等の財政支援を早急に求めるべきです。

【請願の理由】

一　消費者トラブルに係る苦情相談が全国的に大幅に増加し高止まりしている状況を踏まえ、平成二十年度からの消費者行政一元化（注1）の流れの中で、地方消費者行政の抜本的な強化を図ることが必要であるとして、地方消費者行政活性化交付金が措置されました。

加えて、平成二十一年九月に、消費者庁及び消費者委員会設置法（注2）の施行とともに消費者安全法（注3）が施行され、消費生活センターが法的に位置づけられるなど、地方消費者行政を含む我が国の消費者行政が大きくステップアップする契機となりました。

その後、平成二十六年度補正予算から、地方消費者行政推進交付金が措置されました。その際に、地方公共団体が交付金を活用できる年限が区切られるという新たな課題が発生しましたが、地方公共団体が消費者行政を推進するために必要な額の交付金

は確保されました。

二　しかし、以下に述べるとおり、現在、佐賀県内の消費者行政は後退の岐路に立たされています。

佐賀県民の消費者トラブルについては、「特定非営利活動法人消費生活相談員の会さが」が担当し、同団体に所属する消費生活相談員において具体的案件の対応がなされています。消費者トラブルに対応するためには、私人間の法律関係を規律する民法を熟知している必要があることは勿論、消費者契約法及び特定商取引に関する法律など特別法の知識が不可欠です。消費生活相談員は、日々の業務の合間を縫って、研修会や佐賀県弁護士会との勉強会などに参加し、継続的な努力をされています。このような知識を維持することは、数年ごとに異動がある佐賀県庁内の職員には困難です。継続的な努力の積み重ねがあるからこそ、悪質な事業者への対応に対しても、正確な法知識に基づいて毅然とした態度をとり、消費者の利益のため活動ができます。

消費生活相談員の役割は、上記のとおり消費者トラブル解決のため重要であるところ、現状、多くの消費生活相談員が高齢化し六十五歳の定年を迎えつつあります。他方で、佐賀県内における消費生活相談員の給料の手取りは、高度な専門職でありながら低額に抑えられています。また、どれだけ経験を積んでも、ごく僅かな定期昇給しかないのが実情であり、新たに佐賀県内の消費生活相談員になろうとする者が少ない状況です。間もなく貴重な人材が多く辞める予定であるのに対し、新しい人材が加入しなければ、県内の消費者トラブルに対応することができません。

このように、佐賀県内の消費者行政には大きな問題を抱えています。

三　上記問題を解決するためには、消費生活相談の最前線で対応する消費生活相談員が将来的に安定的に確保され、業務を継続できるよう、勤務条件、給与をはじめとする処遇等の抜本的見直しが必要です。佐賀県議会議長に対して、請願の趣旨のとおり対応頂くことを求めます。

（注１）　平成二十年一月十八日に、福田康夫内閣総理大臣（当時）は、第百六十九回国会（常会）の施政方針演説の中で「各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進するための、強い権限を持つ新組織を発足させます」と述べ、いわゆる消費者庁構想があることを述べた。平成二十年二月、官邸に消費者行政推進会議が設置され、内閣官房に消費者行政推進室がその事務局として置かれた。平成二十年六月、経済財政諮問会議を経て、臨時閣議で「消費者行政推進基本計画」が了承された。その後、法案が策定され、国会の議論を経ていわゆる消費者庁関連三法が成立し、消費者庁及び消費者委員会が設置された。

（注２）　平成二十一年六月五日法律第四十八号

（注３）　平成二十一年法律第五十号

◉**議長（宮原真一君）**　これで本日の日程は終了いたしました。

あす二十一日及び二十二日は休会、二十三日及び二十四日は議案審査日、二十五日及び二十六日は各常任委員会開催、二十七日は議案審査日、二十八日及び二十九日は休会、三十日は特別委員会開催、七月一日は本会議を再開して委員長報告を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後四時二十二分　散会

速記者　竹澤理恵

第五日

令和七年七月一日（火）

令和七年七月一日（火）　午前十一時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範		
一一番	青木一功	二五番	定松一生		
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸		
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄		
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美		

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
SSP推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○就任挨拶

◉議長（宮原真一君）　開会に先立ちまして、執行部から人事異動に伴う挨拶の申し出があっておりますので、これを受けることといたします。

◉丸尾文化・観光局長＝七月一日付で文化・観光局長を拝命いたしました丸尾でございます。よろしくお願いいたします。

○開議

◉議長（宮原真一君）　これより本日の会議を開きます。

○議事日程変更

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議事日程変更の件を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

本日以降の議事日程は、お手元に配付いたしております変更議事日程表のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、変更議事日程表のとおり議事日程を変更することに決定いたしました。

令和七年六月定例県議会変更議事日程表

月	日	曜	区分	日程	日次
7	1	火	本会議	委員長報告、議案上程、提出者説明（甲第三十九号議案）	7
2		水	本会議 委員会	議案に対する質疑、委員会付託、常任委員会、委員長報告（甲第三十九号議案）、討論、採決、閉会	20 21

○議案・請願等上程

◉議長（宮原真一君）　次に、日程によりまして、さきに委員会に付託いたしました議案及び請願、並びに閉会中の継続審査に付されておりました案件の全部を一括して議題といたします。

○委員長報告

◉議長（宮原真一君）　これより委員長報告に入ります。

まず、各常任委員長から各常任委員会における審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務常任委員長　中村圭一君。

◉中村圭一君（拍手）**登壇**＝おはようございます。総務常任委員長の報告をいたします。

六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、六月二十五日及び二十六日の両日、委員会を開催し、佐賀県消防学校への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第三十五号議案中本委員会関係分、甲第三十六号議案、及び乙第三

十四号議案から乙第三十八号議案まで五件、以上七件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

続いて、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました、主な質疑の概要を申し上げます。

まず、県立大学関係として、

◎　設計スケジュールと設計の方向性及び環境への配慮に向けた取組

◎　建設事業者へのサウンディング調査の意図とその概要

◎　ベースキャンプの具体的なイメージ像と地域活性化への期待

◎　大学進学時における県外流出者防止の目標値や、県立大学設置を最適とした理由及び定員数設定の根拠

◎　「地域産業を担う中核的人材育成」の達成要件

◎　具体的な数値目標を示していない理由

◎　県民説明会の開催や御意見箱設置に対する県の認識

◎　本定例会一般質問において知事が答弁されたファンド設置の概要

などの質疑が行われました。

次に、佐賀駐屯地関係として、

◎　土壌改良に使用された石灰の環境への影響に対する科学的根拠を踏まえた県の認識

◎　水質基準を超えた排水の回収方法

◎　農業者や漁業者に対する県の情報提供や説明の実施状況、及び漁協組合員に対する防衛省の説明会開催状況

◎　移駐後のオスプレイの訓練開始の見通しや、訓練等の情報に関する防衛省との確認方法

◎　防衛省の住民への情報提供のあり方と説明姿勢に対する県の認識

◎　幅広い世代、立場の住民が参加できる説明会の必要性や住民説明会開催に対する県の認識

などの質疑が行われました。

次に、その他所管事項一般として、

◎　政策提案の実績と県選出国会議員や県議会との連携の意義、必要性に対する県の考え、及び今後の政策提案の方向性

◎　政策提案に関する県議会への説明、協力依頼の状況、及び県議会の同行者が減少した理由

◎　政策提案事項「政治分野における男女共同参画の推進」の趣旨、及び提案内容の精査

◎　関係人口創出チャレンジ事業の経緯と事業内容や成果、及び参加者や関係者の声を反映させた取組並びに今後の展開

◎　指定管理施設の職員の人材育成に向けた取組の概要

◎　若年県職員の早期退職の要因分析とその受け止め、及び早期退職防止に向けた取組

◎　人材育成・行政マネジメント室の設置目的と、佐賀県庁に必要な職員像及び人材育成に向けた総務部長の思い

◎　佐賀県が目指す職員像の実現に向け、今年度見直した研修、及び新たに導入した特徴的な研修の概要

◎　中核市の制度概要と特例市との違い、及び一般的なメリットとデメリットの概要

◎　佐賀市の中核市移行後の運営費や人材確保への対応、及び佐賀市への保健所機能の移管に対する問題

◎　中核市移行を目指す佐賀市への支援に対する県の考え、及び定例記

者会見における知事の発言
◎　県内におけるストーカー事案の現状と法律で規制される行為
◎　ストーカー事案の被害者の対応方法、及び警察の被害者及び加害者への対応方法
◎　神奈川県で発生したストーカー事件を受けた今後の県警察の対策
◎　自転車に関する道路交通法の改正内容、及び県内における自転車の交通違反の検挙や指導警告の状況、並びに今後の指導取り締まりの方針
◎　特定小型原動機付自転車の概要と交通事故の発生状況及び検挙状況
◎　交通ルール浸透の検証方法と交通ルール周知に向けた今後の取組

などの質疑が行われました。

最後に、二月定例会から引き続き審査中の
一、財政確立について
一、政策の企画・調整について
一、危機管理・報道行政について
一、総務行政一般事項について
一、警察行政について

以上五件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　文教厚生常任委員長　古川裕紀君。

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝文教厚生常任委員長の報告をいたします。

六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び請願、並びに継続審査中の事件につきまして、六月二十五日及び二十六日の両日、委員会を開催し、「ＮＰＯ法人佐賀ＤＡＲＣ（ダルク）」、「やさい工房たたら大財店」及び「認定ＮＰＯ法人スチューデント・サポート・フェイス」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

質疑終結の後、乙第四十五号議案「県有財産の取得について」に対し、指山清範委員外三名から附帯決議案が提出されました。

附帯決議案についての提出者説明の後、採決に移り、まず、乙第四十五号議案を採決した結果、全会一致をもって、原案のとおり可決いたしました。

続いて、附帯決議案について採決した結果、起立者多数をもって原案のとおり可決いたしました。

なお、本附帯決議は次のとおりであります。

乙第四十五号議案「県有財産の取得について」に対する附帯決議

今定例会において、大和特別支援学校の児童生徒の増加に伴う教室不足を解消するため、金立特別支援学校に教室棟を整備し児童生徒を受け入れることにより、特別支援教育環境の充実を図ることを目的とした乙第四十五号議案「県有財産の取得について」が提出されている。

今回の金立特別支援学校に教室棟を整備するに当たっては、令和四年六月定例会において可決し、同様の教室棟を取得するに至った中原特別支援学校の例と類似するため、整備方法については中原特別支援学校をベースに検討を進められた。

県では、平成十五年から県内企業を優先する発注・調達を推進し、地

元発注・調達率を高めることにより、経済の活性化や雇用の維持を図る「ローカル発注」に取り組んでいることから、中原特別支援学校の教室棟を取得する議案が提出された際に、議会から「県内業者への配慮が欠けている」という指摘があっている。

しかし、今回の発注においても県内の入札参加資格を満たす事業者数を確認されないまま公告するなど前回指摘した内容は十分に引き継がれないまま入札が行われ、結果として中原特別支援学校を整備した同一の県外企業と仮契約を締結するに至っている。こうしたことから、県内企業の活用が十分に検討されていなかったと言わざるを得ない。

金立特別支援学校に児童生徒を受け入れるため教室棟を整備することは十分に理解できるものの、県内企業の参入が困難な状況であることから、乙第四十五号議案「県有財産の取得について」の可決にあたり、教育委員会に対し次の事を強く要請する。

一、入札等により発注先を選定する場合、ローカル発注を念頭に、可能な限り県内企業が参入できるようにすること。

二、入札等を行う際は、入札公告前に県土整備部に助言や協力を仰ぐなど、慎重に対応すること。

三、県民や議会からの指摘に対し、真摯に向き合うとともに、指摘があった内容は確実に引き継ぎ実行すること。

以上、決議する。

以上です。

次に、甲第三十五号議案中本委員会関係分、及び乙第三十九号議案、以上二件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、請第一号請願「消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書」について採決した結果、全会一致により採択となりました。

続いて、審議の過程で申し述べられました、付託議案等についての主な意見の概要を申し上げます。

一、消費生活相談員の新たな人材確保と育成のため、国へ財政支援を早急に働きかけるとともに、国家資格を持った相談員の処遇を正規職員並みにするなど、待遇改善に努められたい。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました、主な質疑の概要を申し上げます。

◎　県立図書館の利用状況や課題、及び「こころざしの基本」の現状、並びに読書環境の充実に向けた取組

◎　水道水の水源や安全性、及び渇水や災害発生時の供給体制

◎　男女共同参画基本計画の内容と評価、及び次期計画の検討内容や関係部局、市町との連携

◎　出会いサポートセンターの現状と課題、及び今後の結婚支援の取組

◎　乳児院での一時保護に対する保護者への説明状況、及び子供の居場所の秘匿性

◎　一時保護中の親子面会等への対応と、施設との情報共有状況、及び再発防止策

◎　児童相談所の業務内容や人員体制、及び児童虐待に係る相談状況、並びに乳児院で発生した事件における施設との情報共有状況と、再発

防止策
◎　県内外高校への進学状況や、県内外から入学者増加を図る取組状況、及び選ばれる県立高校となるための今後の取組
◎　教員採用選考試験の状況を踏まえた、佐賀県や他自治体の取組状況、及び人材確保の今後の取組、並びに教員を尊重する機運醸成に向けた今後の取組
◎　県立高校における探究学習の意義と課題、及び「第一回さが探究プレゼン大会」の内容と評価、並びに県立大学との高大連携に対する期待
などの質疑が行われました。
最後に、二月定例会から引き続き審査中の
一、県民環境行政について
一、健康福祉行政について
一、男女参画・子育て行政について
一、教育の振興について
以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。
以上をもちまして、文教厚生常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　農林水産商工常任委員長　弘川貴紀君。

◉弘川貴紀君（拍手）**登壇**＝農林水産商工常任委員長の報告をいたします。
六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、六月二十五日及び二十六日の両日、委員会を開催し、果樹試験場及び畜産試験場への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。
まず、採決の結果を申し上げます。
乙第四十号議案を採決した結果、賛成者多数をもって原案のとおり可決いたしました。
次に、甲第三十五号議案中本委員会関係分、甲第三十七号議案、及び乙第四十一号議案から乙第四十三号議案まで三件、以上五件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって原案のとおり可決いたしました。
続いて、審議の過程で申し述べられました、付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。
一、輸出関連企業価格転嫁・交渉支援事業による県内企業への支援については、新たな挑戦や先を見据えた経営に踏み出す後押しとなるよう支援に取り組まれたい。
一、佐賀型ドライバー人材受入チャレンジ事業については、事業者任せにせず、あらゆる段階において伴走し、県が主導的に関わられたい。
との意見が出されました。
次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました主な質疑の概要を申し上げます。
◎　唐津湾海区砂採取協同組合の概要
◎　玄海地区六漁協が唐津湾海区砂採取協同組合から受領している海砂採取の協力金の実績
◎　佐賀県中小企業生産性向上支援補助金の目的と概要、及び採択状況や不採択事業者へのフォロー並びに今後の事業実施の見通し
◎　産業技術学院の役割と訓練内容、及び運営課題並びに今後の取組
◎　奨学金返還支援事業の概要と特徴、及び企業の反応や取組状況、並

びに補助金交付のスケジュールと広報の内容
◎　水稲新品種「ひなたまる」の開発経緯や特性、及び今後の普及の見通し
◎　イチゴやかんきつ類及び畜産における高温による影響の内容とその対策
◎　ゲノム育種価を種雄牛造成に活用するメリット、及び県産種雄牛「二尺玉」の概要と利用推進の取組
◎　白石平野地域における農業水利施設の役割、及びこれまでの保全管理の状況と課題、並びに今後の取組
◎　収穫時期を迎えた人工林の伐採と再造林の現状、並びに伐採後の再造林を支援するための情報発信の考え方
◎　小規模森林所有者の現状と森林施業を集約化するための取組
◎　森林資源の循環利用を担う人材の現状と、確保、育成するための取組の方向性
◎　森林資源の循環利用を推進するための今後の取組
◎　長期的な視点による森林管理の考え方
◎　有明海の漁獲量の推移及び二枚貝の資源回復に向けた今後の取組
◎　有明海特措法に基づく有明海再生事業を活用したタイラギやアサリの資源回復に向けた取組、及び県の事業予算額の推移と国の予算額
◎　有明海再生加速化対策交付金の概要と今年度の取組、及び公正な使い方
◎　玄海の漁獲量の推移や減少の要因、及び漁業振興に向けた今後の取組
◎　玄海地区における水産資源の回復や、漁業のスマート化に向けた取組
◎　近年のノリの生産状況や令和六年度漁期のノリ養殖の状況、及び二枚貝による色落ち対策の取組状況と今後の展望
◎　ノリ養殖におけるシステム船の概要と導入に向けた検討状況、及び安定生産に向けた今後の取組

などの質疑が行われました。

最後に、二月定例会から引き続き審査中の

一、産業労働行政について

一、農林水産行政について

以上二件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、農林水産商工常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　地域交流・県土整備常任委員長　冨田幸樹君。

◉冨田幸樹君（拍手）**登壇**＝地域交流・県土整備常任委員長の報告をいたします。

六月二十日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案及び継続審査中の事件につきまして、六月二十五日及び二十六日の両日、委員会を開催し、牛津川遊水地、伊東玄朴旧宅及び「西九州大学スポーツ健康科学センター」への現地視察を含め、慎重に審議いたしましたので、その経過及び結果について報告いたします。

まず、採決の結果を申し上げます。

甲第三十五号議案中本委員会関係分、甲第三十八号議案及び乙第四十四号議案、以上三件の議案を一括して採決した結果、全会一致をもって

原案のとおり可決いたしました。

続いて、審議の過程で申し述べられました、付託議案についての主な意見の概要を申し上げます。

一、九州佐賀国際空港の国際線については、台北便や上海便の増便に伴い利便性が向上しているが、安定的な利用を維持するため、アウトバウンドの利用促進に向け、取り組みを進められたい。

一、パラアスリート等育成強化事業については、パラスポーツ活動の機会をさらに創出するよう環境を整備し、県独自に開催する全国大会の競技を拡大するなど、パラスポーツ推進の機運をさらに高められたい。

との意見が出されました。

次に、付託議案及び所管事項一般として申し述べられました、主な質疑の概要を申し上げます。

◎　九州佐賀国際空港の利用状況と、大阪便や名古屋便の再開に対する県の考え、及び東京便の利用促進に向けた今後の取組

◎　リムジンタクシーの運行や利用状況と利用客の要望への対応、及び駐車場の利用状況と今後の運用

◎　鉄道、路線バス、デマンドタクシーなどの地域交通の現状認識と課題への取組、及び持続可能なものとするための今後の取組方針

◎　名護屋城博物館の運営状況や、名護屋城跡並びに陣跡の利活用検討事業の成果と課題、及び今後の事業推進の方向性

◎　ＳＡＧＡスポーツピラミッド構想の推進に向けたＳＳＰスポーツビジネスの展開、及びＳＳＰ部活動サポートプロジェクトの展開方法

◎　佐賀県ヨットハーバー育成棟を整備する目的や内容、及び財源

◎　建設業就業者の現状、及び新規就業者を確保するための取組、並びにこれまでの取組効果と今後の取組

◎　県道嬉野下宿塩田線の道路現況と、これまでに寄せられた整備要望に対する県の対応、及び今後の取組

◎　県内における生活排水処理施設の普及状況と、集合処理や浄化槽による整備状況、及び未整備地区の整備促進と今後の生活排水処理施設の在り方

◎　河川の排水機場や水門の操作員の現状と課題、及び操作員の安全確保や操作環境の整備に向けた取組、並びに担い手確保の取組

などの質疑が行われました。

最後に、二月定例会から引き続き審査中の

一、地域交流行政について

一、文化・スポーツ交流行政について

一、県土整備行政について

一、災害対策について

以上四件につきましては、なお調査検討を要するため、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、地域交流・県土整備常任委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　次に、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長の報告を求めます。石倉秀郷君。

◉石倉秀郷君（拍手）**登壇**＝おはようございます。佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長の報告をいたします。

自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきまして、六月三十日に

委員会を開催し現地視察を行いましたので、その概要について報告いたします。

まず、有明水産振興センターにおいて「有明海再生に向けた取組み」について説明を受け、諫早湾潮受け堤防排水門に設置が検討されているフラップゲートの設計概要や、ノリの色落ち対策の現状や今後の取組などについて質疑や意見交換を行いました。

次に、九州佐賀国際空港展望デッキにおいて「駐屯地整備に係る工事の現況等」について説明を受け、今後の工事の内容や期間の見通し、目達原駐屯地からのヘリコプター部隊の移駐計画などについて質疑や意見交換を行いました。

次に、排水対策施設において「排水対策施設の概要等」について説明を受け、新設された水質検査施設の検査内容や海水ポンプの容量などについて質疑や意見交換を行いました。

最後に、自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件につきましては、今後なお検討すべき重要な問題が残されておりますので、閉会中の継続審査を議長に申し出ることにいたしました。

以上をもちまして、佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長の報告を終わります。（拍手）

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、各委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、質疑はありませんか。

◉下田　寛君（拍手）**登壇**＝県民ネットワークの下田寛でございます。

今回は、文教厚生常任委員会の内容についてなんですが、「乙第四十五号議案『県有財産の取得について』に対する附帯決議（案）」についてでございます。

これは、先ほど委員長から全文読み上げがありましたが、この文中抜粋いたしますが、「中原特別支援学校の教室棟を取得する議案が提出された際に、議会から『県内業者への配慮が欠けている』という指摘があっている。」という点についてなんですが、この「議会から」という点について、いつ、どういう形でこのような指摘が議会からなされているのかを確認させていただきたいと思います。

以上です。（拍手）

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝下田議員の質問にお答えします。

令和四年六月定例会において、乙第五十号議案「県有財産の取得について」が提案されています。

これは、中原特別支援学校の教室棟を取得する議案ですが、この議案が提出された際、会期中の議案審査日、令和四年六月十日に行われた自由民主党会派の勉強会の中において、教育委員会に対して、応札が県外業者のみであり、ローカル発注の観点から、県内業者も参加できるよう配慮すべきという指摘が行われております。

以上、お答えいたします。

◉下田　寛君　**登壇**＝委員長、御答弁ありがとうございました。

今御答弁いただきましたが、会派勉強会においてそのような指摘があったという御答弁だったと思います。我々もそうですけれども、全体としてローカル発注については当然推進すべきことというふうには当然認識をしておりますが、自民党の会派勉強会をもってここの文言、「議会から」という表現についてですが、あくまで一会派の意見であって、

議会全体の総意として果たして捉えられるこの文言の使い方っていうのが適切なのかどうかという点については、一定考えなければいけない部分であるというふうにも思っておりますが、この点についてお伺いをしたいと思います。（「そうだ。議事録に残らん」と呼ぶ者あり）

◉議長（宮原真一君）　暫時休憩いたします。

午前十一時三十九分　休憩

令和七年七月一日（火）　午後零時一分　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより会議を開きます。

下田議員の質疑に対する答弁から再開いたしたいと思います。

◉古川裕紀君（拍手）**登壇**＝下田議員の質問にお答えします。

先ほど文教厚生常任委員長と、立場として委員長報告において、理事会で協議し、委員会で可決した内容を報告し、また先ほど下田議員の一回目の質問に対しては、事実の内容を報告いたしました。

それで再質問でなされた内容につきましては、私はお答えする立場にありませんので、その点御理解いただければと思います。

以上です。

◉議長（宮原真一君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　質疑なしと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終了いたします。

○　議　案　提　出　・　上　程

◉議長（宮原真一君）　次に、知事から議案が提出されました。

甲第三十九号議案　令和七年度一般会計補正予算（第二号）

を議題といたします。

○　知　事　提　案　説　明

◉議長（宮原真一君）　ただいま上程いたしました議案につきまして、提出者の説明を求めます。

◉山口知事　登壇＝皆さんおはようございます。

本日追加提案いたしました令和七年度補正予算案について、その概要を御説明申し上げます。

物価高対策を含む国の緊急対応策を受けて速やかに対応すべきものについて所要額を計上することといたしました。

この結果、補正予算案の総額は、歳入歳出とも、それぞれ、

一般会計　約　五億七千六百万円

となります。補正後の今年度の予算総額は、既定の予算及び先に提案いたしております六月補正予算案の額と合わせますと、

一般会計　約五千二百二十一億八千二百万円

となっております。

予算案の内容について申し上げます。

物価高対策として、重点支援地方交付金を活用し、国の支援対象となっていないＬＰガス及び特別高圧電力の使用者に対して支援することとしました。

以上、今回提案いたしました議案について御説明申し上げました。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

◉議長（宮原真一君）　これで、本日の日程は終了いたしました。

あす二日は、議案に対する質疑、議案の委員会付託、常任委員会開催、委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした

午後零時五分　散会

第六日

令和七年七月二日（水）

令和七年七月二日（水）　午前十一時　開議

出席議員　三十七名

一番	酒井幸盛	一五番	古賀和浩	二九番	徳光清孝		
二番	下田寛	一六番	弘川貴紀	三〇番	大場芳博		
三番	石丸太郎	一七番	池田正恭	三一番	木原奉文		
四番	猪村利恵子	一八番	江口善紀	三二番	留守茂幸		
五番	桃崎祐介	一九番	藤崎輝樹	三三番	石井秀夫		
六番	田中秀和	二〇番	西久保弘克	三四番	藤木卓一郎		
七番	一ノ瀬裕子	二一番	古賀陽三	三五番	土井敏行		
八番	木村雄一	二二番	坂口祐樹	三六番	石倉秀郷		
九番	中本正一	二三番	宮原真一	三七番	岡口重文		
一〇番	野田勝人	二四番	指山清範				
一一番	青木一功	二五番	定松一生				
一二番	古川裕紀	二六番	八谷克幸				
一三番	中村圭一	二七番	原田寿雄				
一四番	冨田幸樹	二八番	武藤明美				

欠席議員　なし

地方自治法第百二十一条による出席者

知事	山口祥義
副知事	平尾健
副知事	引馬誠也
政策部長	前田直紀
総務部長	志波圭介
地域交流部長	寺田博文
県民環境部長	諸岡泰輔
健康福祉部長	種村昌也
産業労働部長	井手宣拓
農林水産部長	島内利昭
県土整備部長	永松義敬
危機管理・報道局長	髙塚明
文化・観光局長	丸尾豊
ＳＳＰ推進局長	大草昭雄
男女参画・こども局長	宮原文子
会計管理者	井田康徳
公安委員長	奥田律雄
警察本部長	福田英之
教育長	甲斐直美
人事委員長	内田信子
人事委員会事務局長	小林久美

職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	真坂昇
同副事務局長	藤田豊
政務調査課長事務取扱	
総務課長	大久保哲郎
議事課長	田中信二
総務課副課長	太田敏
議事課副課長	髙田一弘
政務調査課副課長	山口正敏
議事課議事・記録担当係長	香月律之
同議事・記録担当主幹	篠田博幸
同議事・記録担当会計年度任用職員	石丸宏子

○　開　　議

◉議長（宮原真一君）　これより本日の会議を開きます。

日程によりまして甲第三十九号議案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

甲第三十九号議案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって甲第三十九号議案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○　討　　論

◉議長（宮原真一君）　次に、上程中の議案に対する討論に入ります。

甲第三十五号議案について討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◉武藤明美君　登壇＝おはようございます。日本共産党の武藤明美でございます。

私は、甲第三十五号議案「令和七年度佐賀県一般会計補正予算（第一号）」について反対の立場から討論を行います。

この甲第三十五号補正予算の補正額は八十五億八千四百万円です。その中には、高校授業料無償化や、園芸農業総合対策費など、歓迎すべき制度や大切な予算が含まれています。けれど、予算額としては四億一千四十万円というものではありますけれども、どうしても見逃すわけにはいかない事業費があります。それは、健康福祉部の医務課が担当する医療施設等経営強化緊急支援事業費十一億二千八百三十七万円のうち、病床数適正化支援として四億一千四十万円、全額を国庫支出金で支出することになっているものです。

これはどういうものかというと、病床数の適正化、つまり病床削減を進める医療機関に対して、削減病床一床当たり四百十万円を補助するというものです。

今、国民の暮らしの支えになるべき年金、医療、介護が自民、公明の政権のもと、大変な危機に陥っています。税金の使い方、配分の仕方に問題があるからです。

日本病院会など病院六団体が、このままではある日突然病院がなくなると衝撃の訴えをしているとのことですが、国が決める診療報酬が、物価高も賃金上昇もまともに反映せず、低く抑えられているため、病院の経営悪化が進み、診療科や入院患者受け入れを減らしたり、救急医療の廃止などの事態が全国に広がっております。ボーナスカットや賃下げで医療従事者の離職が起きるなど、医療崩壊が迫っているのではと心配されています。

感染症などの有事に対応するには余力のある医療体制が必要だというコロナ危機の反省を忘れたのでしょうか。自民、公明、日本維新の会が、医療費四兆円削減の合意のもとに十一万床の病床削減計画を打ち出しています。その具体化を前提にして、全額国庫支出金で、佐賀県の今回の補正予算に反映されているのがこれなんです。

国民の命と健康を守るために大事な病床です。減らしてはならないと思います。こういったことにこそお金をしっかり使うべきなんです。医療崩壊にさせないためには、医師、看護師の計画的増員、待遇改善、地

域医療の体制強化を行うべきと改めて求めます。

以上、県民の命、暮らしを大切にしていくために、国の病床削減方針に反対を表明し、討論を終わります。

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（宮原真一君）　甲第三十五号議案を採決します。

これは、令和七年度一般会計補正予算（第一号）についての議案であります。

甲第三十五号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、甲第三十五号議案は原案のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案を除く他の議案については討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

まず、乙第四十号議案を採決します。

これは、国営土地改良事業に対する市町の負担についての議案であります。

乙第四十号議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　起立者多数と認めます。よって、乙第四十号議案は原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十六号議案から甲第三十八号議案まで、以上三件の議案を一括して採決します。

以上三件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、以上三件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、甲第三十九号議案を採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、甲第三十九号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第三十四号議案から乙第三十九号議案まで六件、乙第四十一号議案から乙第四十五号議案まで五件、以上十一件の議案を一括して採決します。

以上十一件の議案についての委員長の報告は可決であります。

本案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、以上十一件の議案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、請第一号請願について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので、討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

請第一号請願を採決します。

これは、消費生活相談員の勤務条件、給与など処遇の抜本的見直しを求める請願書であります。

請第一号請願についての委員長の報告は採択であります。

本請願に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、請第一号請願は採択することに決定いたしました。

○　意　見　書　案　提　出

◉議長（宮原真一君）　ただいま議長の手元に意見書案が三件提出されました。

これは、いずれも皆様のお手元に配付いたしておりますとおりのものであります。

意第五号

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、ＤＸの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまでいわゆる「骨太の方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、二〇二六年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

一　社会保障の充実、地域活性化、自治体ＤＸ、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

二　とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。

三　引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

四　政府として減税政策を検討する際は、地方財政への影響がないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

五　「地方創生推進費」として確保されている一兆円については、現行

の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

六　会計年度任用職員においては二〇二四年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。

七　自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費はもとより移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費まで含め、必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加やマイナンバーカードと健康保険証・運転免許証の一体化など、自治体ＤＸにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、維持経費を含め、十分な財政支援を行うこと。

八　人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年七月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様
参議院議長　関口昌一　様
内閣総理大臣　石破　茂　様
総務大臣　村上誠一郎　様
財務大臣　加藤勝信　様
厚生労働大臣　福岡資麿　様
経済産業大臣　武藤容治　様
国土交通大臣　中野洋昌　様
環境大臣　浅尾慶一郎　様
内閣官房長官　林　芳正　様
デジタル大臣　平　将明　様
内閣府特命担当大臣（こども政策）　三原じゅん子　様
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）　赤澤亮正　様

右、意見書案を提出する。

令和七年七月二日

意第六号

子どもたちの豊かな学びを保障するために、教職員定数改善等、教育関連予算の拡充を図ることを求める意見書（案）

今、学校現場では、小・中・高を合わせると四十一万人を超える不登校の子どもの数（二〇二三年度）が文科省調査で明らかになっている。とりわけ小・中学校では十一年連続で増加し、過去最多となっている。いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、長時間労働の実態も十分には改善されず、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、学習内容の精選、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

二〇二一年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に三十五

人に引き下げられ、今年度完了となった。今後は、小学校に留まることなく、中学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善にむけた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

こうした観点から、二〇二六年度政府予算編成において左記事項が実現されるよう求める。

記

一　学校の働き方改革・長時間労働及び教員不足の是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

二　自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

三　教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保するとともに、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年七月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎　様

参議院議長　関口昌一　様

内閣総理大臣　石破茂　様

総務大臣　村上誠一郎　様

財務大臣　加藤勝信　様

文部科学大臣　あべ俊子　様

厚生労働大臣　福岡資麿　様

右、意見書案を提出する。

令和七年七月二日

提出者

留守茂幸　石井秀夫

武藤明美　木原奉文

藤木卓一郎　石倉秀郷

土井敏行　大場芳博

岡口重文　原田寿雄

徳光清孝　指山清範

宮原真一　坂口祐樹

藤崎輝樹　八谷克幸

定松一生　江口善紀

古賀陽三　池田正恭

野田勝人　中本正一

西久保弘克　木村雄一

弘川貴紀　冨田幸樹

古賀和浩　中村圭一

一ノ瀬裕子　古川裕紀

青木一功　下田寛

田中秀和　桃崎祐介
酒井幸盛　猪村利恵子
石丸太郎

佐賀県議会議長　宮原真一様

意第七号

消費税の緊急減税を求める意見書（案）

物価高騰の昨今、国民のくらしを守り、地域経済の活性化のためにも、緊急の有効策として、消費税の減税が緊急に求められている。その思いは国民の七割におよんでいる。

緊急に五％にすれば、所得税・住民税が非課税の人や子どもからお年寄りまであらゆる世代の人にとってもくらしを応援することになり、平均的世帯では年間十二万円の減税となる。

また、税率一律五％にすれば、小規模事業者やフリーランスの人を苦しめているインボイス制度の廃止にもつながる。

世界では百十の国・地域が消費税にあたる付加価値税の減税を実施、又は予定し、国民のくらしを守ろうとしている。

政府は、社会保障のために必要だとして、これまで消費税を導入し、税率を引き上げてきたが、医療・介護・年金・教育などの社会保障財源として消費税が使われているものの実感としてその恩恵が感じられず、負担ばかりが重くなっているとの声が多い。

物価高のいま、消費税を緊急に減税し、国民のくらしを守ることを求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和七年七月　日

佐賀県議会

衆議院議長　額賀福志郎様
参議院議長　関口昌一様
内閣総理大臣　石破茂様
総務大臣　村上誠一郎様
財務大臣　加藤勝信様

右、意見書案を提出する。

令和七年七月二日

提出者

武藤明美　徳光清孝
藤崎輝樹　江口善紀
野田勝人　下田寛
酒井幸盛

佐賀県議会議長　宮原真一様

○意見書案上程

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

意第五号意見書案から意第七号意見書案まで、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、以上三件の意見書案を本日の日程に追加して議題といたします。

お諮りいたします。

意第五号意見書案及び意第六号意見書案につきましては、議員全員の提出によるもので、内容も判明いたしておりますので、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより意第五号意見書案及び意第六号意見書案について討論に入りますが、討論の通告はあっておりませんので討論なしと認めます。よって、討論を終了し直ちに採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（宮原真一君）　意第五号意見書案及び意第六号意見書案を一括して採決いたします。

これは、地方財政の充実・強化に関する意見書案、子どもたちの豊かな学びを保障するために、教職員定数改善等、教育関連予算の拡充を図ることを求める意見書案であります。

以上二件の意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　全員起立と認めます。よって、以上二件の意見書案はいずれも可決されました。

次に、お諮りいたします。

意第七号意見書案につきましては、提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、意第七号意見書案につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これより意第七号意見書案について質疑に入りますが、質疑の通告はあっておりませんので、質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

意第七号意見書案につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、意第七号意見書案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○　討　　論

◉議長（宮原真一君）　これより意第七号意見書案について討論に入ります。討論の通告があっておりますので、発言を許可いたします。

◉武藤明美君　**登壇**＝日本共産党の武藤明美でございます。

私は、意第七号「消費税の緊急減税を求める意見書（案）」に賛成の立場から討論を行います。

物価高騰の中、生活が大変だと苦しい人たちの声が寄せられています。物価高騰は、あらゆる商品、公共料金、サービスに及んでいます。そういう今だからこそ、国民の七割が何らかの形で消費税減税を求めているのもわかります。それが政治の熱い焦点になっていると実感しています。

この意見書案は、消費税の廃止を求める人も、もしくは続けたい人に

も、国民の暮らしが大変なときに緊急減税をすることによって、一息つけることになるため、理解が得られるのではないかと思うんです。

例えば、一人二万円給付するという話もあるようですが、消費税を五％に減税すれば、平均的な勤労者世帯で年間十二万円の減税になり、一時的な対策よりも有効だと思うのです。

所得税、住民税非課税の方も、子供からお年寄りまで誰でも減税になります。食料品だけ非課税にする場合よりも約二倍の減税にもなると言われています。

財源は、大企業、富裕層への優遇税制を正していけばできます。例えば、法人税は二三・二％まで引き下げられていますが、石破首相は、この減税は効果がなかったと国会答弁でも述べています。ですから、中小企業を除く大企業の法人税を元の二八％に戻すなどし、他にもある優遇税制を改めていけば、消費税減税は可能です。

暮らしを何とかしてほしい、この声に応えるためにも、消費税の緊急減税を求める意見書に賛成して、討論を終わります。

◉議長（宮原真一君）　以上をもちまして、討論を終了し、採決に入ります。

○　採　　決

◉議長（宮原真一君）　意第七号意見書案を採決します。

これは、消費税の緊急減税を求める意見書案であります。

本意見書案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◉議長（宮原真一君）　起立者少数と認めます。よって、意第七号意見書案は否決されました。

○　佐賀県選挙管理委員、補充員選挙

◉議長（宮原真一君）　次に、お諮りいたします。

これより日程を追加して、地方自治法第百八十二条の規定によりまして七月二十六日で任期満了になります佐賀県選挙管理委員及び補充員について選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、本日の日程に追加して佐賀県選挙管理委員及び補充員の選挙を行うことに決定いたしました。

これより選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第百十八条第二項の規定により指名推選の方法によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

佐賀県選挙管理委員に

大　川　正二郎　君

石　橋　亨　見　君

二宮幸枝君
河野智幸君

以上の四名を指名いたします。

次に、補充員に

第一順位　小林由枝君
第二順位　門司誠一君
第三順位　井寺修一君
第四順位　山口ひろみ君

以上の四名を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました大川正二郎君、石橋亨見君、二宮幸枝君、河野智幸君、以上の四名を佐賀県選挙管理委員の当選人に、また小林由枝君、門司誠一君、井寺修一君、山口ひろみ君、以上の四名を補充員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、佐賀県選挙管理委員及び補充員にそれぞれ当選されました。

○　議　員　派　遣

◉議長（宮原真一君）　次に、議員派遣の件を本日の日程に追加して議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件を本日の日程に追加し議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第百二十九条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

議　員　派　遣　の　件

佐賀県議会会議規則第百二十九条第一項の規定により、左記のとおり議員を派遣する。

令和七年七月二日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一

○　女性議員研究交流大会への出席

㈠　目　的　上記交流大会への参加
㈡　期　日　令和七年八月二十六日～令和七年八月二十七日
㈢　派遣場所　東　京　都
㈣　派遣議員　一ノ瀬　裕子、猪村　利恵子

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○　継　続　審　査

◉**議長（宮原真一君）**　次に、会議規則第七十条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛てそれぞれ閉会中の継続審査申し出がありました。

令和七年六月二十六日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

総務常任委員長　中　村　圭　一　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・財政確立について
・政策の企画・調整について
・危機管理・報道行政について
・総務行政一般事項について
・警察行政について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年六月二十六日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

文教厚生常任委員長　古　川　裕　紀　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・県民環境行政について
・健康福祉行政について
・男女参画・子育て行政について
・教育の振興について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年六月二十六日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

農林水産商工常任委員長　弘　川　貴　紀　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・産業労働行政について
・農林水産行政について

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年六月二十六日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

地域交流・県土整備常任委員長　冨　田　幸　樹　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・地域交流行政について
　　・文化・スポーツ交流行政について
　　・県土整備行政について
　　・災害対策について
二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年七月二日

佐賀県議会議長　宮原真一様

議会運営委員長　藤木卓一郎　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　・議会の運営に関する件
　　・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件
　　・議長の諮問に関する件
二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

七月二日　継続審査

令和七年六月三十日

佐賀県議会議長　宮原真一様

佐賀空港・有明海問題対策等特別委員長　石倉秀郷　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　自衛隊による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、及び有明海の海洋環境の保全等に関する諸問題の調査に関する件
二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年六月三十日

佐賀県議会議長　宮原真一様

新幹線・地域交通問題対策等特別委員長　指山清範　㊞

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　九州新幹線、新幹線停車駅周辺整備、及び在来線、バス路線等地域交通体系に関する諸問題の調査に関する件
二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

令和七年六月三十日

佐賀県議会議長　宮　原　真　一　様

高等教育機関問題対策等特別委員長　一ノ瀬　裕　子　㊞

閉　会　中　継　続　審　査　申　出　書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから会議規則第七十条の規定により申し出ます。

記

一、事件　人口減少下における県内の高等教育機関等のあり方、及び大学等設置、次世代の人材育成に係る環境整備等の諸問題の調査に関する件

二、理由　内容及びその重大性よりしてなお審査検討を要するため

◉議長（宮原真一君）　お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◉議長（宮原真一君）　御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これで、今期定例県議会の全日程を終了いたしました。ただいままでに……（「議長、議事進行発言」と呼ぶ者あり）

○　議事進行に関する発言

◉留守茂幸君＝自席からでございますけれども、昨日の委員長報告に対する質疑の件ですが、下田議員からの質疑があっておったわけですけれども、質疑の内容、やりとりを聞いておりまして、果たして委員長報告に対する質疑はなじんでいるかなと私も自問自答いたしました。

で、議事録をちょっと事務局からいただいて、ひもといて見るところ、やっぱり附帯決議に対する内容的なことでしたけれども、私はなじまないことが取り上げられたというふうに思っております。

議長は、議場の裁量権、整理権があるわけですけれども、取り上げられたわけですけれども、今後のことで、こういうことが再三質疑、なじまないものが起こっちゃんならんというふうに私は思います。

今後、御留意願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

◉議長（宮原真一君）　ただいま留守茂幸議員から発言がありました。昨日の委員長報告に対する質疑の件でございました。なじむなじまないは結果でございまして、私も挙手がございましたので、まずは発言を許可したところであります。その後、また委員長からの答弁がございました。これ、なじむなじまないはまた私のもとへ引き取らせていただきたいと思います。議会運営委員会の中でも精査をしていただくように私も今後取り組ませていただきたいと思います。

これから多くのことがあろうかと思いますので、その都度、その都度、議員の皆様方からは御指導、そして御指摘をいただいて私どもでしっかりと精査させていただきたいと思います。（「やっていきましょう」と呼ぶ者あり）以上でよろしいでしょうか。よろしいですか。（「はい」と留守茂幸君呼ぶ）それではそのように取り計らわせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。それではそのまま進めさせていただきたいと思います。

それでは、これで全日程を終了いたしました。

ただいままでに議決いたしました各議案について、数字または字句等に誤りがありました場合は、会議規則第四十二条の規定によりまして、適宜議長の手元において訂正することに御承認を願っておきます。

○　閉　　会

◉議長（宮原真一君）　これをもちまして、令和七年六月定例県議会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前十一時二十二分　閉会

議　事　課　副　課　長　髙　田　一　弘
同　　議事・記録担当主査　松　尾　重　治
同　議事・記録担当会計年度任用職員　石　丸　宏　子

佐賀県議会議長　宮原真一

同　副議長　八谷克幸

会議録署名者　猪村利恵子

同　一ノ瀬裕子

同　酒井幸盛

同　中本正一

議会事務局長　真坂昇

令和七年四月臨時会
令和七年六月定例会

佐賀県議会会議録

発行所　佐賀県議会事務局
印刷所　佐賀印刷社
佐賀市高木瀬西六丁目十一―七
大和工業団地